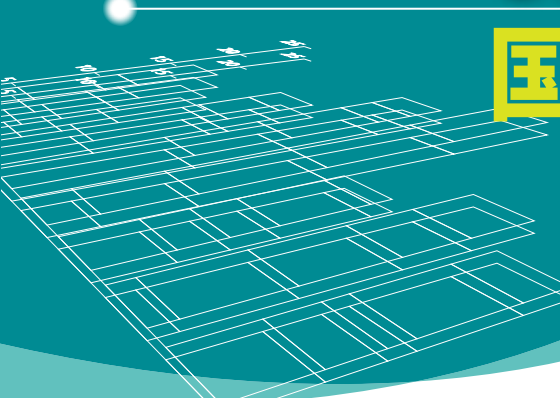




Databook of International Labour Statistics

2017 データブック

国際労働比較



Economy
and Business •
Worklife and Welfare
• Population and Labour
Force • Employment Structure •
Unemployment, Unemployment Insurance and Employment
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and
Occupational Accidents • Education and Human Resources
Development **JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.**



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2017

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

英国の EU 離脱、米国の大統領選挙など、昨年は世界経済の行方をも左右するようなインパクトのあるビッグニュースが世界を駆け巡りました。世界経済の展望は難しくなっています。先進国を中心に少子高齢化の傾向はますます強まっており、各国でその対策が重要な政策課題となっています。こうした中、日本では安倍政権が一億総活躍社会の実現に向けた一歩を踏み出し、新たな経済社会変革の試みが始まっています。他方、力強い前進を続けるアジア諸国ですが、グローバル化の負の側面である格差の拡大が、成長に一定の影を落としているようにも見えます。特に構造転換に直面している中国の成長減速は、わが国を含む周辺諸国に与える影響は小さくないだけに、今後の行方が注目されるところです。

本書は、こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進む労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年刊として、すでに 17 年にわたり発行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）や ILO（国際労働機関）等の国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努力しています。また、数値統計情報だけでなく、各国の主要な政策・制度を比較するのに便利な制度表を充実させているのも近年の特徴です。今後とも本書の改善に努めて参る所存ですので、できるだけ多くの利用者の皆様のご意見等をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成29年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
調査部長 天瀬 光二

凡 例

- 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものと一致しない場合がある。
- 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
- 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、資料出所として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
- 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域・組織名の略号である。

略号	国・地域名	EU (加盟年)	ユーロ圏	OECD	略号	国・地域名	EU (加盟年)	ユーロ圏	OECD
AUS	Australia	—	—	○	JPN	Japan	—	—	○
AUT	Austria	EU-15(1995)	○	○	KOR	Korea, Republic of	—	—	○
BEL	Belgium	EU-15(1958)	○	○	LVA	Latvia	EU-28(2004)	○	—
BRA	Brazil	—	—	—	LTU	Lithuania	EU-28(2004)	○	—
KHM	Cambodia	—	—	—	LUX	Luxembourg	EU-15(1958)	○	○
CAN	Canada	—	—	○	MYS	Malaysia	—	—	—
CHL	Chile	—	—	○	MEX	Mexico	—	—	○
CHN	China	—	—	—	NLD	Netherlands	EU-15(1958)	○	○
HRV	Croatia	EU-28(2013)	—	—	NZL	New Zealand	—	—	○
CZE	Czech Republic	EU-21(2004)	—	○	NOR	Norway	—	—	○
DNK	Denmark	EU-15(1973)	—	○	PHL	Philippines	—	—	—
EST	Estonia	EU-21(2004)	○	○	POL	Poland	EU-21(2004)	—	○
FIN	Finland	EU-15(1995)	○	○	PRT	Portugal	EU-15(1986)	○	○
FRA	France	EU-15(1958)	○	○	RUS	Russian Federation	—	—	—
DEU	Germany	EU-15(1958)	○	○	SGP	Singapore	—	—	—
GBR	Great Britain	EU-15(1973)	—	○	SVK	Slovakia	EU-21(2004)	○	○
GRC	Greece	EU-15(1981)	○	○	SVN	Slovenia	EU-21(2004)	○	○
HKG	Hong Kong	—	—	—	ESP	Spain	EU-15(1986)	○	○
HUN	Hungary	EU-21(2004)	—	○	SWE	Sweden	EU-15(1995)	—	○
ISL	Iceland	—	—	○	CHE	Switzerland	—	—	○
IND	India	—	—	—	TWN	Taiwan	—	—	—
IDN	Indonesia	—	—	—	THA	Thailand	—	—	—
IRL	Ireland	EU-15(1973)	○	○	TUR	Turkey	—	—	○
ISR	Israel	—	—	○	USA	United States	—	—	○
ITA	Italy	EU-15(1958)	○	○	VNM	Viet Nam	—	—	—

(注) EU-28 は上記以外にキプロス、ブルガリア、マルタ、ルーマニアを含む。ユーロ圏はキプロス、マルタを含む。
 ラトビアは2016年7月にOECD加盟。

目 次

1. 経済・経営

1－1	一人当たりの国民所得	21
1－2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1－3	物価水準（GDPベース）	23
1－4	労働生産性水準	24
第1－1表	名目国内総生産	25
第1－2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1－3表	一人当たりの国民所得	27
第1－4表	雇用者報酬	28
第1－5表	経済活動別国内総生産	29
第1－6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1－7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1－8表	国民貯蓄率	33
第1－9表	鉱工業生産指数	34
第1－10表	経常収支・貿易収支	35
第1－11表	対内直接投資額（フロー）	36
第1－12表	対外直接投資額（フロー）	37
第1－13表	為替レート	38
第1－14表	生産者物価指数	39
第1－15表	消費者物価指数	40
第1－16表	購買力平価	41
第1－17表	物価水準（GDPベース）	41
第1－18表	内外価格差及び購買力平価	42
第1－19表	労働生産性水準	43
第1－20表	労働分配率	44
第1－21表	時間当たり労働生産性上昇率	45
第1－22表	単位労働費用	46

2. 人口・労働力人口

2－1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2－2	人口増加率	50
2－3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2－4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15～64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15～64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	99
第3-3表	産業別雇用者数	100
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	120

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-12表	従業員の勤続年数	123
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-14表	高齢者の退職年齢	125
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	126
第3-16表	公共職業安定業務	127
第3-17表	労働者派遣事業	128
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	133

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	137
4-2	失業率（各国公表値）	138
4-3	長期失業者の割合	139
第4-1表	調整失業率	140
第4-2表	失業率（各国公表値）	141
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	142
第4-4表	年齢階級別失業率	145
第4-5表	長期失業者の割合	146
第4-6表	失業期間別構成比	147
第4-7表	失業者の定義	148
第4-8表	失業保険制度	150
第4-9表	失業給付受給者数	154
第4-10表	雇用調整速度	155
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	156
第4-12表	高齢者の就業促進施策	160
第4-13表	解雇法制	163

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	169
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	170
5-3	年齢階級別賃金格差	171
5-4	勤続年数別賃金格差	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174
第5-3表	産業別賃金	176

第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	177
第5-5表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	177
第5-6表	労働費用（製造業）	178
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	179
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	179
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	180
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	181
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	181
第5-12表	年齢階級別賃金格差	182
第5-13表	勤続年数別賃金格差	184
第5-14表	規模間賃金格差	186
第5-15表	所得のジニ係数	186
第5-16表	五分位階級所得割合	187
第5-17表	相対的貧困率	188
	（参考表）日本の相対的貧困率	188
第5-18表	最低賃金制度	189
第5-19表	最低賃金額の推移	197

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	201
6-2	年間休日数	202
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	203
第6-2表	週労働時間（製造業）	205
第6-3表	長時間労働の割合（就業者）	206
第6-4表	年間休日数	207
第6-5表	法定祝日	208
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	209

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	219
7-2	労働争議による労働損失日数	220
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	221
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	222
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	223
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	225
第7-5表	労働災害の度数率	227

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育への進学率（大学型高等教育機関）	231
第8-1表	高等教育への進学率	232
第8-2-1表	日本の学校系統図	234
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	235
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	236
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	237
第8-2-5表	フランスの学校系統図	238
第8-2-6表	中国の学校系統図	239
第8-2-7表	韓国の学校系統図	240
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	241
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	242

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	255
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	256
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	257
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	258
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	259
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	260
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	261
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	262
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	263
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	263
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	264
第9-7表	GDPに占める労働市場政策への公的支出	265
第9-8表	公的年金等制度	266
第9-9表	企業年金等制度	269
第9-10表	社会保障負担料率	271
第9-11表	公的扶助・就業支援制度等	272
第9-12表	育児休業制度	279
第9-13表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	282
第9-14表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	284
第9-15表	障害者雇用対策	285
第9-16表	一日当たり生活時間配分	288

第9-17表	生活・社会・文化水準.....	289
第9-18-1表	生活時間（正規雇用者）	290
第9-18-2表	生活時間（非正規雇用者）	291
第9-18-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	292
第9-19表	ジェンダー不平等指標（GII）	293

参考

労働統計機関一覧	297
----------------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP.....	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees.....	28
Table 1-5	GDP by economic activity.....	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach.....	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices.....	34
Table 1-10	Current account and trade balance.....	35
Table 1-11	FDI Inward flows.....	36
Table 1-12	FDI Outward flows	37
Table 1-13	Exchange rates	38
Table 1-14	Producer price indices	39
Table 1-15	Consumer price indices.....	40
Table 1-16	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-17	Comparative price levels	41
Table 1-18	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	42
Table 1-19	Labour productivity levels	43
Table 1-20	Labour share	44
Table 1-21	Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	45
Table 1-22	Unit labour costs.....	46

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan.....	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old.....	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old.....	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over.....	59
Table 2-6	Population by sex and age group.....	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex.....	64
	Reference table: Japan's average life expectancy.....	64
Table 2-9	Total fertility rates.....	65

Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	99
Table 3-3	Employees by economic activity	100
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-8	Women's share in part-time employment	119
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-14	Retirement age	125
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates	126
Table 3-16	Public employment security services	127
Table 3-17	Temporary employment agency services	128
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	133

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates.....	140
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	141
Table 4-3	Unemployment by age group	142
Table 4-4	Unemployment rates by age group	145
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment.....	146
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	147
Table 4-7	Definitions of unemployed	148
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	150
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	154
Table 4-10	Employment adjustment speed	155
Table 4-11	Reemployment support programs, employment adjustment subsidies ..	156
Table 4-12	Measures to promote the employment for older persons.....	160
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	163

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	173
Table 5-2	Wages, manufacturing	174
Table 5-3	Wages by economic activity	176
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	177
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	178
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	179
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing ..	179
Table 5-9	Indices of hourly compensation costs in manufacturing	180
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	181
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	181
Table 5-12	Wage gap by age group	182
Table 5-13	Wage gap by length of service.....	184
Table 5-14	Wage gap by establishment size	186
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	186
Table 5-16	Income share by quintiles	187
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	188
	Reference table: Japan's relative poverty rates	188
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	189
Table 5-19	Changes in the minimum wage	197

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	203
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing	205
Table 6-3	Proportion of workers working 49 hours or more per week	206
Table 6-4	Number of annual holidays	207
Table 6-5	Legal holidays	208
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangements	209

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	221
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	222
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	223
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	225
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	227

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1	Entry rates into tertiary education	232
Table 8-2-1	School system, Japan	234
Table 8-2-2	School system, USA	235
Table 8-2-3	School system, UK	236
Table 8-2-4	School system, Germany	237
Table 8-2-5	School system, France	238
Table 8-2-6	School system, China	239
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea	240
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	241
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	242

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	256
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	257
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	258
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	259
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	260

Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	261
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	262
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	263
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income ...	263
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	264
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	265
Table 9-8	Public pension schemes	266
Table 9-9	Corporate pension schemes	269
Table 9-10	Employer-employee social security rates	271
Table 9-11	Public assistance systems	272
Table 9-12	Childcare leave schemes	279
Table 9-13	Financial support for childcare, including child benefits	282
Table 9-14	Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children)	284
Table 9-15	Employment measures for the disabled	285
Table 9-16	Main structure of daily average time use	288
Table 9-17	Indicators of national power and social infrastructure	289
Table 9-18-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	290
Table 9-18-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	291
Table 9-18-3	Workday/Holiday time use (employees)	292
Table 9-19	Gender Inequality Index	293

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

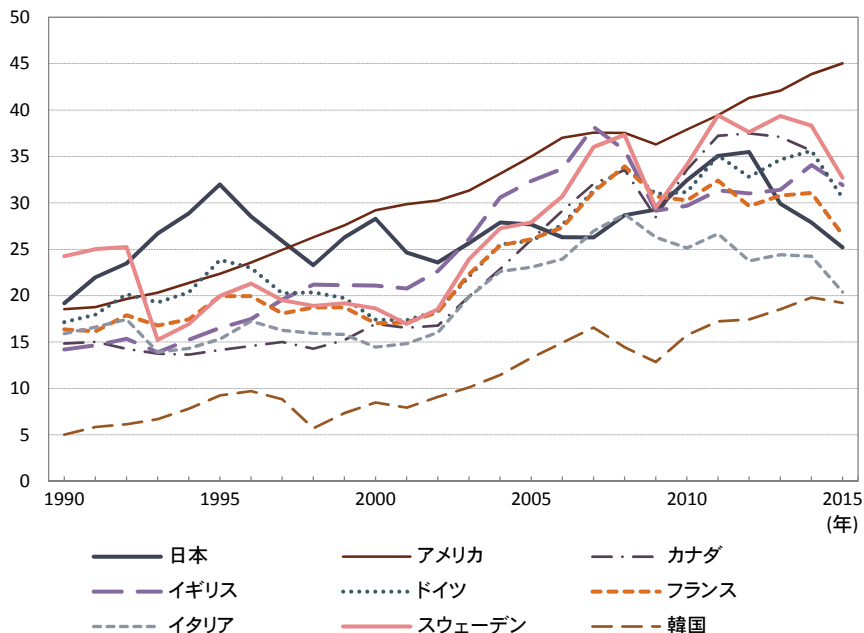
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

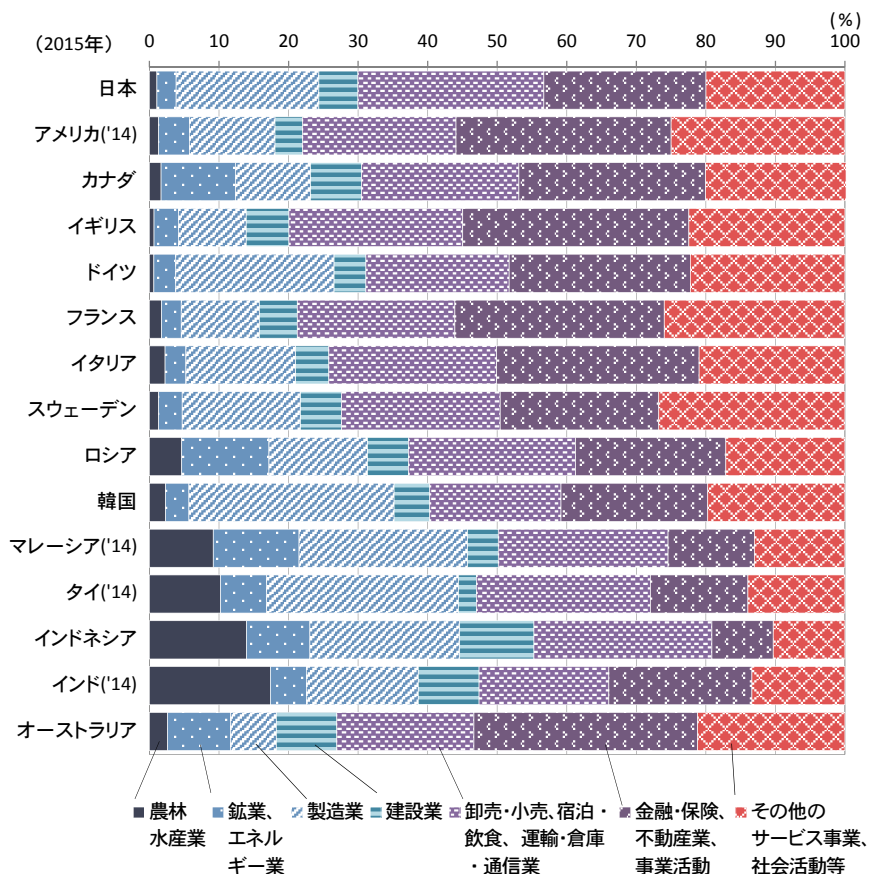
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、ブラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

その後、1998～2003年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010～2012年はアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復したが、2013年以降は円安の影響で再び減少している。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

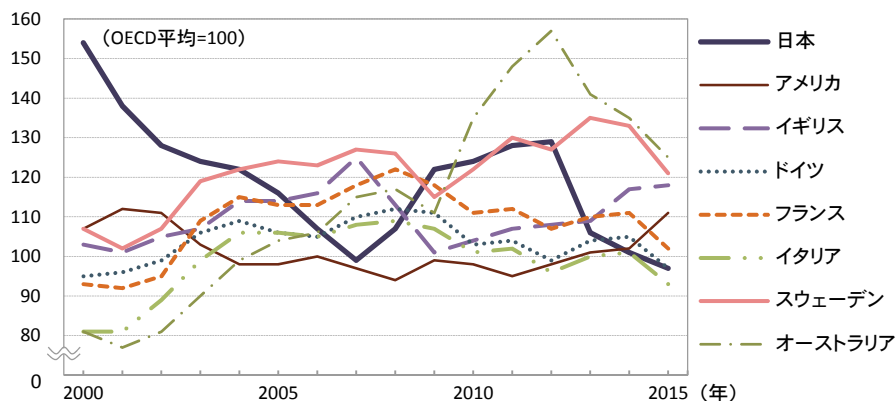


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ベティ・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアなどの発展途上国をみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-17表 物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは、OECDが国内総生産（GDP）の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準（GDPベースの物価水準）の国際比較を示したものである。2000年代初めに主要国の中で最も高かった我が国の物価水準は下がり続け、2007年には当時のアメリカ並みの低水準となった。その後、2012年にかけて上昇したものの、以降は再び下がり始め、2015年にはイタリアに次ぐ低い水準となっている。

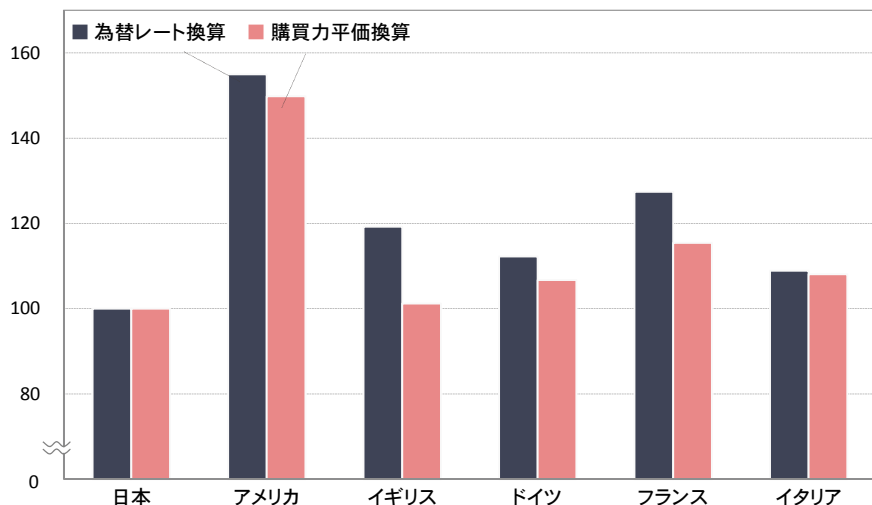
なお、ここで使用した物価水準は、基準時点（2011年）のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準

(日本=100)

(2014年)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-19表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

日本の購買力平価換算での労働生産性水準は、上記6か国中、最も低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点はいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(各国通貨, 10億)		(in national currency, billion)						
日本	JPN	524,133	500,354	491,409	494,957	503,176	513,698	530,545
アメリカ	USA	13,094	14,964	15,518	16,155	16,692	17,393	18,037
カナダ	CAN	1,417	1,662	1,770	1,823	1,898	1,983	1,986
イギリス	GBR	1,379	1,572	1,628	1,675	1,740	1,822	1,871
ドイツ	DEU	2,301	2,580	2,703	2,758	2,826	2,924	3,033
フランス	FRA	1,772	1,998	2,059	2,087	2,115	2,140	2,181
イタリア	ITA	1,490	1,605	1,637	1,613	1,605	1,620	1,642
スウェーデン	SWE	2,907	3,520	3,657	3,685	3,770	3,937	4,181
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	8,460	9,545	9,798	9,838	9,938	10,128	10,455
ロシア	RUS	*23,050	*49,396	59,698	66,927	71,017	77,945	80,804
中国	CHN	18,919	41,071	48,604	54,099	59,696	64,849	69,630
香港	HKG	1,412	1,776	1,934	2,037	2,138	2,258	2,397
韓国(兆/Trillion)	KOR	920	1,265	1,333	1,377	1,429	1,486	1,559
シンガポール	SGP	212	322	346	361	376	388	402
マレーシア	MYS	561	821	912	971	1,019	1,106	1,157
タイ	THA	7,614	10,802	11,300	12,349	12,901	13,132	13,537
インドネシア(兆/Trillion)	IDN	3,017	6,864	7,832	8,616	9,546	10,566	11,541
フィリピン	PHL	5,678	9,003	9,708	10,561	11,538	12,645	13,307
インド	IND	36,934	77,841	87,360	99,513	112,728	124,882	135,761
オーストラリア	AUS	998	1,410	1,491	1,524	1,585	1,610	*1,638
ニュージーランド	NZL	163	203	213	218	233	241	*249
ブラジル	BRA	2,171	3,886	4,374	4,806	5,316	5,687	*5,904
(USDドル換算, 10億)		(in U.S. dollars, billion)						
日本	JPN	4,755	5,700	6,157	6,203	5,156	4,849	4,383
アメリカ	USA	13,094	14,964	15,518	16,155	16,692	17,393	18,037
カナダ	CAN	1,169	1,613	1,789	1,824	1,843	1,793	1,553
イギリス	GBR	2,508	2,430	2,609	2,646	2,720	2,999	2,858
ドイツ	DEU	2,861	3,417	3,758	3,544	3,753	3,879	3,364
フランス	FRA	2,204	2,647	2,863	2,681	2,809	2,839	2,419
イタリア	ITA	1,853	2,125	2,276	2,073	2,130	2,150	1,822
スウェーデン	SWE	389	488	563	544	579	574	496
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	10,521	12,641	13,621	12,641	13,195	13,437	11,595
ロシア	RUS	*815	*1,627	2,032	2,170	2,231	2,031	1,326
中国	CHN	2,309	6,066	7,522	8,570	9,635	10,558	11,182
香港	HKG	182	229	249	263	276	291	309
韓国	KOR	898	1,094	1,202	1,223	1,306	1,411	1,378
シンガポール	SGP	127	236	275	289	300	306	293
マレーシア	MYS	148	255	298	314	323	338	296
タイ	THA	189	341	371	397	420	404	395
インドネシア	IDN	311	755	893	919	915	891	859
フィリピン	PHL	103	200	224	250	272	285	292
インド	IND	834	1,708	1,823	1,829	1,863	2,043	2,073
オーストラリア	AUS	762	1,293	1,538	1,578	1,530	1,451	*1,231
ニュージーランド	NZL	115	147	168	177	191	200	*174
ブラジル	BRA	892	2,209	2,612	2,460	2,465	2,417	*1,773

* …推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア: OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) 2016年12月現在その他の国: IMF(2016.10) *World Economic Outlook, October 2016*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2015年1月1日現在, 19か国が参加。

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(名目/nominal)									
日本	JPN	1.4	0.6	2.2	-1.8	0.7	1.7	2.1	3.3
アメリカ	USA	6.5	6.7	3.8	3.7	4.1	3.3	4.2	3.7
カナダ	CAN	9.7	6.4	6.0	6.5	3.0	4.1	4.5	0.2
イギリス	GBR	5.8	5.7	3.5	3.6	2.9	3.9	4.8	2.6
ドイツ	DEU	2.5	1.3	4.9	4.8	2.0	2.5	3.5	3.7
フランス	FRA	5.5	3.6	3.1	3.0	1.3	1.4	1.2	1.9
イタリア	ITA	5.7	2.9	2.0	2.1	-1.5	-0.5	1.0	1.4
スウェーデン	SWE	6.4	3.6	7.0	3.9	0.8	2.3	4.4	6.2
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	5.3	3.6	2.8	2.7	0.4	1.0	1.9	3.2
ロシア	RUS	* 51.5	* 26.9	* 19.3	20.9	12.1	6.1	9.8	3.7
中国	CHN	10.7	16.3	17.4	18.3	11.3	10.3	8.6	7.4
香港	HKG	4.0	7.2	7.1	8.9	5.3	5.0	5.6	6.2
韓国	KOR	10.1	5.0	9.9	5.3	3.4	3.8	4.0	4.9
シンガポール	SGP	13.0	9.9	15.2	7.4	4.4	3.9	3.3	3.7
マレーシア	MYS	18.5	10.3	11.6	11.0	6.5	4.9	8.6	4.6
タイ	THA	5.8	9.5	11.9	4.6	9.3	4.5	1.8	3.1
インドネシア	IDN	13.8	20.8	14.2	14.1	10.0	10.8	10.7	9.2
フィリピン	PHL	10.4	10.9	12.2	7.8	8.8	9.3	9.6	5.2
インド	IND	7.6	13.9	20.2	12.2	13.9	13.3	10.8	8.7
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	8.7	5.8	2.2	3.9	1.6	* 1.8
ニュージーランド	NZL	5.8	5.4	4.7	4.8	2.2	6.7	3.8	* 3.2
ブラジル	BRA	10.2	10.9	16.6	12.6	9.9	10.6	7.0	* 3.8
(実質/real)									
日本	JPN	2.8	1.7	4.2	-0.1	1.5	2.0	0.3	1.2
アメリカ	USA	4.1	3.3	2.5	1.6	2.2	1.7	2.4	2.6
カナダ	CAN	5.2	3.2	3.1	3.1	1.7	2.5	2.6	0.9
イギリス	GBR	3.7	3.0	1.9	1.5	1.3	1.9	3.1	2.2
ドイツ	DEU	3.0	0.7	4.1	3.7	0.5	0.5	1.6	1.7
フランス	FRA	3.9	1.6	2.0	2.1	0.2	0.6	0.6	1.3
イタリア	ITA	3.7	0.9	1.7	0.6	-2.8	-1.7	0.1	0.7
スウェーデン	SWE	4.7	2.8	6.0	2.7	-0.3	1.2	2.6	4.1
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	3.8	1.7	2.1	1.5	-0.9	-0.3	1.1	2.0
ロシア	RUS	* 10.0	* 6.4	* 4.5	4.3	3.5	1.3	0.7	-3.7
中国	CHN	8.4	11.3	10.6	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9
香港	HKG	7.7	7.4	6.8	4.8	1.7	3.1	2.7	2.4
韓国	KOR	8.9	3.9	6.5	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6
シンガポール	SGP	8.9	7.5	15.2	6.2	3.7	4.7	3.3	2.0
マレーシア	MYS	8.7	5.0	7.5	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0
タイ	THA	4.5	4.2	7.5	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8
インドネシア	IDN	5.0	5.7	6.4	6.2	6.0	5.6	5.0	4.8
フィリピン	PHL	4.4	4.8	7.6	3.7	6.7	7.1	6.2	5.9
インド	IND	4.0	9.3	10.3	6.6	5.6	6.6	7.2	7.6
オーストラリア	AUS	1.9	3.0	2.4	3.6	2.4	2.5	2.3	* 2.4
ニュージーランド	NZL	2.2	3.3	1.0	2.7	2.7	1.6	3.2	* 3.0
ブラジル	BRA	4.4	3.2	7.5	3.9	1.9	3.0	0.1	* -3.8

* …推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年12月現在その他の国:IMF(2016.10) *World Economic Outlook, October 2016*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2015年1月1日現在、19か国が参加。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾

Table 1-3: National income per capita

		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本(1,000円)	JPN	3,049	2,846	2,799	2,831	2,919	2,955	3,051
アメリカ(USドル)	USA	35,007	37,895	39,445	41,311	42,088	43,871	45,038
カナダ(カナダドル)	CAN	31,561	34,612	36,837	37,462	38,226	39,414	—
イギリス(ポンド)	GBR	17,805	19,216	19,566	19,639	20,104	20,711	20,891
ドイツ(ユーロ)	DEU	20,854	23,543	25,261	25,528	26,111	26,851	27,531
フランス(ユーロ)	FRA	20,985	22,868	23,313	23,090	23,192	23,427	23,964
イタリア(ユーロ)	ITA	18,552	18,980	19,185	18,491	18,390	18,270	18,395
スウェーデン(1,000クローナ)	SWE	209	246	256	255	256	263	276
ロシア(1,000ルーブル) ²⁾	RUS	*157	*335	405	452	478	525	548
中国(元) ²⁾	CHN	14,116	30,363	35,594	39,354	42,859	46,551	—
香港(1,000HKドル) ²⁾	HKG	208	257	279	288	302	317	333
韓国(1,000ウォン)	KOR	13,634	18,227	19,102	19,658	20,284	20,854	21,746
シンガポール(SGPドル) ²⁾	SGP	46,425	63,133	65,323	65,889	67,483	67,458	69,283
マレーシア(リンギット) ²⁾	MYS	19,626	26,968	29,713	30,698	31,529	33,626	36,064
タイ(1,000バーツ) ²⁾	THA	112	153	163	174	177	182	—
インドネシア(1,000ルピア) ²⁾	IDN	11,921	26,367	29,763	32,540	35,379	40,495	43,664
フィリピン(1,000ペソ)	PHL	57	100	105	114	123	131	135
インド(ルピー)	IND	26,916	53,556	61,019	66,356	71,826	78,382	—
オーストラリア ³⁾ (AUDドル)	AUS	34,083	44,988	47,828	47,769	48,353	48,417	*55,200
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	26,436	31,676	33,168	33,797	36,111	36,660	*44,039
ブラジル ²⁾ (レアル)	BRA	11,265	19,294	21,579	23,608	26,125	27,483	28,247
(USドル換算 / in U.S. dollars)								
日本	JPN	27,663	32,424	35,072	35,478	29,913	27,894	25,206
アメリカ	USA	35,007	37,895	39,445	41,311	42,088	43,871	45,038
カナダ	CAN	26,046	33,598	37,226	37,492	37,120	35,633	—
イギリス	GBR	32,372	29,693	31,348	31,023	31,429	34,079	31,917
ドイツ	DEU	25,934	31,181	35,116	32,799	34,669	35,624	30,534
フランス	FRA	26,097	30,286	32,408	29,667	30,793	31,082	26,577
イタリア	ITA	23,072	25,138	26,669	23,758	24,418	24,240	20,401
スウェーデン	SWE	27,902	34,095	39,426	37,631	39,361	38,333	32,714
ロシア ²⁾	RUS	*5,544	*11,022	13,767	14,669	15,001	13,693	8,997
中国 ²⁾	CHN	1,723	4,485	5,509	6,234	6,918	7,577	—
香港 ²⁾	HKG	26,693	33,108	35,897	37,117	38,893	40,903	42,994
韓国	KOR	13,313	15,767	17,236	17,451	18,527	19,805	19,225
シンガポール ²⁾	SGP	27,893	46,302	51,935	52,725	53,931	53,240	50,394
マレーシア ²⁾	MYS	5,182	8,372	9,710	9,938	10,006	10,274	9,234
タイ ²⁾	THA	2,775	4,839	5,359	5,596	5,754	5,597	—
インドネシア ²⁾	IDN	1,228	2,901	3,394	3,467	3,382	3,413	3,261
フィリピン	PHL	1,037	2,220	2,431	2,688	2,891	2,945	2,963
インド	IND	610	1,171	1,307	1,242	1,226	1,284	—
オーストラリア ³⁾	AUS	26,028	41,267	49,335	49,461	46,680	43,644	*41,470
ニュージーランド ³⁾	NZL	18,613	22,824	26,203	27,382	29,614	30,412	*30,711
ブラジル ²⁾	BRA	4,627	10,967	12,900	12,087	12,117	11,680	8,490

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在その他: UN data (<http://data.un.org/>) 2017年1月現在人口・為替レート: IMF Database (<http://data.imf.org/>) 2017年1月現在

(注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を指し、市場価格表示の国民所得より、純間接税(=生産・輸入品に課される税一補助金)を差し引いたものを使用。

2) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

3) 2015年は、市場価格表示による一人当たりの国民所得(NNI)。純間接税を含む。

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(各国通貨, 10億)								
		(in national currency, billion)						
日本	JPN	257,138	252,126	253,450	253,404	254,535	258,547	261,948
アメリカ	USA	7,098	7,969	8,277	8,619	8,852	9,264	9,704
カナダ	CAN	693	838	883	923	961	998	1,026
イギリス	GBR	690	820	831	851	879	899	930
ドイツ	DEU	1,146	1,282	1,337	1,389	1,428	1,483	1,537
フランス	FRA	903	1,040	1,069	1,092	1,108	1,122	1,137
イタリア	ITA	569	642	651	643	637	639	650
スウェーデン	SWE	1,309	1,601	1,693	1,760	1,813	1,883	1,981
ロシア	RUS	* 8,950	* 21,723	26,227	29,592	33,144	36,496	38,132
中国	CHN	9,299	19,759	23,497	26,414	29,797	—	—
香港	HKG	673	881	961	1,027	1,067	—	—
韓国	KOR	401,450	536,350	570,367	599,309	629,400	661,406	—
シンガポール	SGP	83	126	136	145	155	166	175
タイ	THA	2,333	3,222	3,405	3,773	4,010	4,224	—
フィリピン	PHL	1,508	2,058	2,129	2,347	—	—	—
インド ¹⁾	IND	10,143	22,865	26,463	29,637	—	—	—
オーストラリア	AUS	477	667	715	739	764	782	—
ニュージーランド	NZL	70	89	92	95	99	104	—
ブラジル	BRA	845	1,618	1,847	—	—	—	—
(USDドル換算, 10億)								
		(in U.S. dollars, billion)						
日本	JPN	2,333	2,872	3,176	3,176	2,608	2,440	2,164
アメリカ	USA	7,098	7,969	8,277	8,619	8,852	9,264	9,704
カナダ	CAN	572	813	892	924	933	902	802
イギリス	GBR	1,254	1,267	1,332	1,344	1,374	1,480	1,420
ドイツ	DEU	1,425	1,698	1,859	1,784	1,895	1,967	1,705
フランス	FRA	1,123	1,378	1,486	1,404	1,471	1,489	1,261
イタリア	ITA	708	851	906	826	846	847	721
スウェーデン	SWE	175	222	261	260	278	274	235
ロシア	RUS	* 316	* 715	893	960	1,041	951	626
中国	CHN	1,135	2,918	3,636	4,185	4,809	—	—
香港	HKG	87	113	123	132	138	—	—
韓国	KOR	392	464	515	532	575	628	—
シンガポール	SGP	50	92	108	116	124	131	127
タイ	THA	58	102	112	121	130	130	—
フィリピン	PHL	27	46	49	56	—	—	—
インド ¹⁾	IND	230	500	567	555	—	—	—
オーストラリア	AUS	364	612	738	765	738	705	—
ニュージーランド	NZL	49	64	73	77	81	87	—
ブラジル	BRA	347	920	1,104	—	—	—	—

* …推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国・ロシア・中国・ブラジル:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)
2016年12月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>) 2016年12月現在為替レート:The World Bank (2016.9) *World Development Indicators*

(注) 1) 4月から3月の会計年度。

第1-5表 経済活動別国内総生産
Table 1-5: GDP by economic activity

	年	経済活動計 ^{1)a)}	農林水産業 ^{b)}	鉱業、エネルギー業 ^{c)}	製造業 ^{d)}
(各国通貨)					(in national currency)
日本(千億)	JPN 2015	5,258	56	145	1,080
アメリカ(100億)	USA 2014	1,678	22	74	207
カナダ(10億) ²⁾	CAN 2015	1,656	28	177	179
イギリス(10億)	GBR 2015	1,669	11	58	163
ドイツ(10億)	DEU 2015	2,730	17	85	623
フランス(10億)	FRA 2015	1,950	34	55	219
イタリア(10億)	ITA 2015	1,475	33	44	233
スウェーデン(10億)	SWE 2015	3,699	49	126	629
ロシア(100億)	RUS 2015	7,236	335	909	1,024
中国(100億)	CHN 2012	5,195	524	383	1,613
香港(10億)	HKG 2013	2,097	1	35	30
韓国(1兆)	KOR 2015	1,418	33	48	418
シンガポール ³⁾ (1億)	SGP 2010	2,859	1	44	635
マレーシア(1億)	MYS 2014	10,581	969	1,307	2,563
タイ(100億)	THA 2014	1,313	134	87	362
インドネシア(1兆)	IDN 2015	11,178	1,560	1,019	2,405
フィリピン(10億)	PHL 2012	10,565	1,251	496	2,171
インド(100億) ⁴⁾	IND 2014	11,472	1,995	593	1,846
オーストラリア ⁴⁾ (10億)	AUS 2015	1,548	40	140	102
ニュージーランド ²⁾⁴⁾ (10億)	NZL 2014	204	13	10	22
ブラジル(10億)	BRA 2011	3,719	191	262	516
(構成比)					(per total gross value added, %)
日本	JPN 2015	100.0	1.1	2.8	20.5
アメリカ	USA 2014	100.0	1.3	4.4	12.3
カナダ ²⁾	CAN 2015	100.0	1.7	10.7	10.8
イギリス	GBR 2015	100.0	0.7	3.5	9.8
ドイツ	DEU 2015	100.0	0.6	3.1	22.8
フランス	FRA 2015	100.0	1.7	2.8	11.2
イタリア	ITA 2015	100.0	2.2	3.0	15.8
スウェーデン	SWE 2015	100.0	1.3	3.4	17.0
ロシア	RUS 2015	100.0	4.6	12.6	14.2
中国	CHN 2012	100.0	10.1	7.4	31.1
香港	HKG 2013	100.0	0.1	1.7	1.4
韓国	KOR 2015	100.0	2.3	3.4	29.5
シンガポール ³⁾	SGP 2010	100.0	0.0	1.5	22.2
マレーシア	MYS 2014	100.0	9.2	12.3	24.2
タイ	THA 2014	100.0	10.2	6.6	27.6
インドネシア	IDN 2015	100.0	14.0	9.1	21.5
フィリピン	PHL 2012	100.0	11.8	4.7	20.5
インド ⁴⁾	IND 2014	100.0	17.4	5.2	16.1
オーストラリア ⁴⁾	AUS 2015	100.0	2.6	9.0	6.6
ニュージーランド ²⁾⁴⁾	NZL 2014	100.0	6.6	5.0	11.0
ブラジル	BRA 2011	100.0	5.1	7.0	13.9

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」
OECD諸国, ロシア, ブラジル: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在
その他の国: UN Data (<http://data.un.org/>) 2017年1月現在

- (注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り, 名目価格)。
2) 固定基準年方式による価格。
3) 鉱業は農林水産業の項目に含まれる。
4) 年度の数値。

1 経済・経営

第1-5表 経済活動別国内総生産（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity (cont.)

		建設業 ^{e)}	卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	金融・保険、不動 産業、事業活動 ^{g)}	その他のサービス事 業、社会活動等 ^{h)}
(各国通貨)					(in national currency)
日本(千億)	JPN	294	1,406	1,226	1,050
アメリカ(100億)	USA	66	370	519	419
カナダ(10億) ²⁾	CAN	121	374	445	334
イギリス(10億)	GBR	103	417	543	375
ドイツ(10億)	DEU	125	562	711	607
フランス(10億)	FRA	106	442	587	507
イタリア(10億)	ITA	70	356	429	309
スウェーデン(10億)	SWE	218	844	844	990
ロシア(100億)	RUS	426	1,739	1,564	1,239
中国(100億)	CHN	355	845	689	163
香港(10億)	HKG	83	801	572	575
韓国(1兆)	KOR	73	268	299	280
シンガポール ³⁾ (1億)	SGP	130	883.1	742	425
マレーシア(1億)	MYS	468	2,584	1,312	1,379
タイ(100億)	THA	34	329	184	183
インドネシア(1兆)	IDN	1,193	2,862	985	1,153
フィリピン(10億)	PHL	618	2,732	2,000	1,297
インド(100億) ⁴⁾	IND	1,004	2,140	2,359	1,535
オーストラリア ⁴⁾ (10億)	AUS	135	305	498	328
ニュージーランド ²⁾⁴⁾ (10億)	NZL	13	42	63	39
ブラジル(10億)	BRA	233	863	832	823
(構成比)					(per total gross value added, %)
日本	JPN	5.6	26.7	23.3	20.0
アメリカ	USA	4.0	22.1	30.9	25.0
カナダ ²⁾	CAN	7.3	22.6	26.9	20.2
イギリス	GBR	6.2	25.0	32.5	22.4
ドイツ	DEU	4.6	20.6	26.1	22.2
フランス	FRA	5.4	22.7	30.1	26.0
イタリア	ITA	4.8	24.2	29.1	21.0
スウェーデン	SWE	5.9	22.8	22.8	26.8
ロシア	RUS	5.9	24.0	21.6	17.1
中国	CHN	6.8	16.3	13.3	3.1
香港	HKG	4.0	38.2	27.3	27.4
韓国	KOR	5.1	18.9	21.1	19.7
シンガポール ³⁾	SGP	4.5	30.9	25.9	14.9
マレーシア	MYS	4.4	24.4	12.4	13.0
タイ	THA	2.6	25.0	14.0	14.0
インドネシア	IDN	10.7	25.6	8.8	10.3
フィリピン	PHL	5.9	25.9	18.9	12.3
インド ⁴⁾	IND	8.8	18.7	20.6	13.4
オーストラリア ⁴⁾	AUS	8.7	19.7	32.2	21.2
ニュージーランド ²⁾⁴⁾	NZL	6.5	20.6	31.0	19.2
ブラジル	BRA	6.3	23.2	22.4	22.1

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2015年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2015 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	政府最終 消費支出 ^{b)}	民間最終 消費支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定資 本形成 ^{e)}	財貨・サービス	
							輸出 ^{f)}	輸入 ^{g)}
(実額/at current prices)		(各国通貨/in national currency)						
日本(10億)	JPN	530,545	105,335	300,082	2,536	124,306	93,566	95,280
アメリカ(10億)	USA	18,037	2,605	12,284	93	3,577	2,264	2,786
カナダ(10億)	CAN	1,986	418	1,144	3	471	627	675
イギリス(10億)	GBR	1,871	363	1,216	12	317	509	547
ドイツ(10億)	DEU	3,033	584	1,636	-20	604	1,419	1,189
フランス(10億)	FRA	2,181	522	1,202	19	469	655	685
イタリア(10億)	ITA	1,642	311	1,002	6	273	494	443
スウェーデン(10億)	SWE	4,181	1,086	1,884	23	989	1,906	1,708
ロシア(10億)	RUS	80,804	15,403	43,664	-339	17,100	23,863	17,135
中国 ¹⁾ (10億)	CHN	63,591	8,652	24,293	1,214	28,164	15,209	13,463
韓国(1兆)	KOR	1,559	237	771	-9	453	715	607
マレーシア(10億)	MYS	1,107	148	580	-11	287	817	715
タイ ¹⁾ (10億)	THA	13,132	2,235	6,923	-98	3,259	9,099	8,230
インドネシア(1兆)	IDN	11,541	1,126	6,584	159	3,830	2,434	2,406
フィリピン(10億)	PHL	13,307	1,458	9,822	-117	2,852	3,751	4,460
インド ¹⁾ (10億)	IND	124,882	13,655	71,930	4,132	38,444	28,611	32,331
オーストラリア(10億)	AUS	1,655	312	954	1	422	312	349
ニュージーランド(10億)	NZL	249	46	142	0	58	69	69
ブラジル ²⁾ (10億)	BRA	5,316	1,008	3,276	42	1,114	620	743
(対GDP比/per GDP)		(%)						
日本	JPN	100.0	19.9	56.6	0.5	23.4	17.6	18.0
アメリカ	USA	100.0	14.4	68.1	0.5	19.8	12.6	15.4
カナダ	CAN	100.0	21.0	57.6	0.1	23.7	31.6	34.0
イギリス	GBR	100.0	19.4	65.0	0.6	16.9	27.2	29.3
ドイツ	DEU	100.0	19.2	53.9	-0.7	19.9	46.8	39.2
フランス	FRA	100.0	23.9	55.1	0.9	21.5	30.0	31.4
イタリア	ITA	100.0	18.9	61.0	0.3	16.6	30.1	27.0
スウェーデン	SWE	100.0	26.0	45.1	0.6	23.6	45.6	40.8
ロシア	RUS	100.0	19.1	54.0	-0.4	21.2	29.5	21.2
中国 ¹⁾	CHN	100.0	13.6	38.2	1.9	44.3	23.9	21.2
韓国	KOR	100.0	15.2	49.5	-0.6	29.1	45.9	38.9
マレーシア	MYS	100.0	13.3	52.4	-1.0	26.0	73.8	64.6
タイ ¹⁾	THA	100.0	17.0	52.7	-0.7	24.8	69.3	62.7
インドネシア	IDN	100.0	9.8	57.1	1.4	33.2	21.1	20.8
フィリピン	PHL	100.0	11.0	73.8	-0.9	21.4	28.2	33.5
インド ¹⁾	IND	100.0	10.9	57.6	3.3	30.8	22.9	25.9
オーストラリア	AUS	100.0	18.9	57.6	0.0	25.5	18.9	21.1
ニュージーランド	NZL	100.0	18.7	57.2	0.0	23.1	27.8	27.6
ブラジル ²⁾	BRA	100.0	19.0	61.6	0.8	20.9	11.7	14.0

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less : Imports of goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts”2017年1月現在

その他:UN data(<http://data.un.org/>)2017年1月現在

(注) 1) 2014年の数値。

2) 2013年の数値。

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2015年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2015 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	雇用者 報酬 ^{b)}	営業余剰・混 合所得(純) ^{c)}	固定資本 減耗 ^{d)}	純間接 税 ^{1) e)}
(実額/at current prices)		(各国通貨/in national currency)				
日本(10億)	JPN	530,545	261,839	105,510	120,065	41,383
アメリカ(10億)	USA	18,037	9,704	4,574	2,831	1,181
カナダ(10億)	CAN	1,983	998	440	335	209
イギリス(10億)	GBR	1,871	930	468	245	228
ドイツ(10億)	DEU	3,033	1,537	659	536	301
フランス(10億)	FRA	2,181	1,137	368	390	286
イタリア(10億)	ITA	1,642	650	478	295	220
スウェーデン(10億)	SWE	4,181	1,981	663	687	849
ロシア ²⁾ (10億)	RUS	77,945	36,496	21,487	8,958	11,004
韓国 ²⁾ (1兆)	KOR	1,486	661	385	291	148
タイ ²⁾ (10億)	THA	13,132	4,224	5,397	2,234	1,277
フィリピン ³⁾ (10億)	PHL	10,565	2,347	4,955	1,128	710
インド ³⁾ (10億)	IND	95,605	29,637	54,011	10,161	7,324
オーストラリア ²⁾ (10億)	AUS	1,610	782	396	273	161
ニュージーランド ³⁾ (10億)	NZL	218	95	64	31	28
(構成比/per GDP)		(%)				
日本	JPN	100.0	49.4	19.9	22.6	7.8
アメリカ	USA	100.0	53.8	25.4	15.7	6.5
カナダ	CAN	100.0	50.3	22.2	16.9	10.6
イギリス	GBR	100.0	49.7	25.0	13.1	12.2
ドイツ	DEU	100.0	50.7	21.7	17.7	9.9
フランス	FRA	100.0	52.1	16.9	17.9	13.1
イタリア	ITA	100.0	39.6	29.1	18.0	13.4
スウェーデン	SWE	100.0	47.4	15.9	16.4	20.3
ロシア ²⁾	RUS	100.0	46.8	27.6	11.5	14.1
韓国 ²⁾	KOR	100.0	44.5	25.9	19.6	10.0
タイ ²⁾	THA	100.0	32.2	41.1	17.0	9.7
フィリピン ³⁾	PHL	100.0	22.2	46.9	10.7	6.7
インド ³⁾	IND	100.0	31.0	56.5	10.6	7.7
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	48.6	24.6	16.9	10.0
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	43.5	29.2	14.2	13.0

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies;

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts” 2017年1月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2015.11) *Yearbook of Statistics Singapore 2015*

その他:UN data(<http://data.un.org/>) 2017年1月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税一補助金。

2) 2014年の数値。

3) 2012年の数値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

		(%)						
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	8.3	1.9	0.6	0.5	1.3	1.8	5.1
アメリカ	USA	3.2	-1.0	-0.1	2.3	2.9	3.9	4.0
カナダ	CAN	11.8	3.4	5.7	5.4	5.2	5.5	—
イギリス	GBR	3.5	0.2	1.2	-0.8	-1.0	-0.4	-0.9
ドイツ	DEU	7.7	9.1	11.6	10.3	10.1	11.4	12.1
フランス	FRA	7.0	3.0	3.8	2.1	1.7	1.6	3.1
イタリア	ITA	5.6	-0.4	-0.3	-1.0	-0.6	0.7	0.8
スウェーデン	SWE	16.0	15.2	15.8	14.5	13.3	13.4	15.3
ロシア	RUS	22.2	19.1	22.2	19.7	14.7	14.5	—
香港 ²⁾	HKG	33.1	30.5	29.2	26.7	25.3	24.8	24.6
韓国	KOR	19.7	20.3	19.3	18.4	18.5	18.5	19.6
シンガポール ²⁾	SGP	47.0	53.0	52.0	50.6	50.7	49.8	49.5
マレーシア ²⁾	MYS	39.8	36.4	36.6	33.8	—	—	—
タイ	THA	15.4	17.8	19.1	16.5	14.1	13.1	—
フィリピン	PHL	18.9	25.9	24.4	23.5	24.8	25.6	24.6
インド ³⁾	IND	25.5	25.9	26.2	25.3	24.5	24.4	—
オーストラリア	AUS	7.5	10.5	11.9	10.7	9.5	7.6	—
ニュージーランド	NZL	4.6	3.2	3.8	3.9	7.2	7.5	—
ブラジル ²⁾	BRA	17.8	18.5	19.0	18.4	18.5	16.5	14.7

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2017年1月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2017年1月現在

- (注) 1) 国民貯蓄率=(純貯蓄/純国民可処分所得)×100
 2) 国民貯蓄率=(粗貯蓄/粗国民可処分所得)×100
 3) 各年度(4月～3月)の値。

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	104.3	106.1	87.0	100.0	97.1	97.7	96.9	98.7	98.1
アメリカ	USA	101.5	105.4	94.6	100.0	102.9	105.8	107.8	111.0	111.3
カナダ	CAN	110.4	111.7	95.3	100.0	103.7	104.8	106.1	111.0	109.4
イギリス	GBR	112.2	107.9	96.9	100.0	99.4	96.7	96.0	97.5	98.8
ドイツ	DEU	88.9	95.0	89.3	100.0	107.9	106.7	107.7	109.8	110.4
フランス	FRA	114.4	111.5	95.8	100.0	102.6	100.3	99.6	98.8	100.8
イタリア	ITA	117.0	112.4	93.5	100.0	100.3	94.2	91.4	90.3	92.0
オランダ	NLD	89.7	93.7	93.0	100.0	99.5	99.0	99.5	96.7	93.5
デンマーク	DNK	110.7	116.3	98.1	100.0	101.8	101.9	102.4	103.2	104.5
スウェーデン	SWE	98.7	107.3	91.4	100.0	105.9	103.7	98.6	94.2	96.8
ロシア	RUS	69.2	91.5	93.2	100.0	105.0	108.5	109.0	110.8	107.2
韓国	KOR	53.4	71.8	86.0	100.0	105.9	106.8	106.8	107.8	107.5
シンガポール ¹⁾	SGP	57.7	70.9	77.1	100.0	107.6	107.9	109.8	112.7	106.9
マレーシア	MYS	78.4	100.0	99.9	100.0	102.4	106.7	110.3	116.0	121.2
インドネシア ¹⁾	IDN	74.3	88.3	95.6	100.0	104.1	108.3	—	—	—
フィリピン ¹⁾	PHL	66.2	96.1	85.5	100.0	102.1	109.3	115.2	122.4	117.0
インド	IND	49.4	65.9	89.1	100.0	104.8	105.5	106.2	108.1	111.6
オーストラリア ²⁾	AUS	93.2	97.5	98.7	100.0	101.2	104.5	106.7	111.6	113.4
ニュージーランド ¹⁾	NZL	91.0	102.8	96.5	100.0	97.6	97.6	98.6	101.1	98.3
ブラジル ²⁾	BRA	74.7	87.2	90.5	100.0	100.5	97.8	100.0	97.2	89.2
対前年比(%) percentage change		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	5.4	1.4	-21.0	15.0	-2.9	0.7	-0.9	2.0	-0.6
アメリカ	USA	4.1	3.3	-11.3	5.7	2.9	2.8	1.9	2.9	0.3
カナダ	CAN	8.6	2.0	-10.8	4.9	3.7	1.1	1.2	4.6	-1.5
イギリス	GBR	1.9	-0.7	-8.7	3.2	-0.6	-2.7	-0.7	1.5	1.4
ドイツ	DEU	5.6	3.3	-17.4	11.9	7.9	-1.1	0.9	2.0	0.5
フランス	FRA	2.5	-0.3	-13.2	4.4	2.6	-2.3	-0.7	-0.8	2.0
イタリア	ITA	3.1	-1.8	-18.7	6.9	0.3	-6.1	-3.0	-1.2	1.9
オランダ	NLD	5.4	0.3	-7.3	7.6	-0.5	-0.5	0.5	-2.8	-3.3
デンマーク	DNK	6.9	2.8	-14.8	2.0	1.8	0.2	0.4	0.8	1.2
スウェーデン	SWE	5.7	2.5	-18.0	9.4	5.9	-2.1	-4.9	-4.4	2.7
ロシア	RUS	9.7	5.0	-10.7	7.3	5.0	3.3	0.4	1.7	-3.3
韓国	KOR	16.9	6.3	-0.1	16.3	5.9	0.9	-0.1	0.9	-0.2
シンガポール ¹⁾	SGP	15.4	9.5	-4.2	29.7	7.6	0.3	1.7	2.6	-5.1
マレーシア	MYS	19.1	4.1	-7.5	0.1	2.4	4.2	3.4	5.1	4.5
インドネシア ¹⁾	IDN	11.7	1.3	1.2	4.6	4.1	4.1	—	—	—
フィリピン ¹⁾	PHL	13.7	10.2	-13.2	17.0	2.1	7.1	5.4	6.2	-4.4
インド	IND	7.4	7.9	6.6	12.2	4.8	0.7	0.6	1.8	3.3
オーストラリア ²⁾	AUS	5.4	1.1	-1.7	1.3	1.2	3.3	2.1	4.6	1.6
ニュージーランド ¹⁾	NZL	3.6	0.1	-6.8	3.7	-2.4	0.0	1.0	2.5	-2.7
ブラジル ²⁾	BRA	6.6	3.2	-7.0	10.5	0.5	-2.7	2.2	-2.9	-8.2

資料出所 IMF Data (2016.9) “International Financial Statistics”

(注) 1) 製造業のみ。

2) 季節調整値。

第1-10表 経常収支・貿易収支

Table 1-10: Current account and trade balance

(1億USD/100 million U.S. dollars)

経常収支 Current account		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	1,701	2,209	1,296	601	464	360	1,356
アメリカ	USA	-7,454	-4,420	-4,604	-4,497	-3,768	-3,895	-4,841
カナダ	CAN	219	-582	-497	-657	-580	-406	-517
イギリス	GBR	-301	-676	-437	-864	-1,222	-1,519	-1,469
ドイツ	DEU	1,317	1,930	2,280	2,489	2,535	2,813	2,854
フランス	FRA	-1	-220	-295	-322	-225	-275	-
イタリア	ITA	-297	-744	-701	-92	190	385	395
オランダ	NLD	416	618	813	895	873	835	688
デンマーク	DNK	111	182	199	187	242	214	207
スウェーデン	SWE	264	294	345	320	349	306	285
ロシア	RUS	844	675	973	713	334	583	696
中国	CHN	1,324	2,378	1,361	2,154	1,482	2,774	3,306
韓国	KOR	127	289	187	508	811	844	1,059
シンガポール	SGP	281	563	628	523	538	535	579
マレーシア	MYS	200	256	325	163	112	148	90
タイ	THA	-76	99	89	-15	-51	154	316
インドネシア	IDN	3	51	17	-244	-291	-275	-
フィリピン	PHL	20	72	56	69	114	108	84
インド	IND	-103	-545	-625	-915	-492	-275	-
オーストラリア	AUS	-433	-447	-445	-663	-512	-441	-584
ニュージーランド	NZL	-80	-34	-48	-69	-58	-61	-51
ブラジル	BRA	140	-758	-770	-741	-748	-1,042	-589
貿易収支 Trade balance		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	1,070	1,085	-45	-535	-896	-998	-52
アメリカ	USA	-7,828	-6,487	-7,406	-7,412	-7,026	-7,415	-7,593
カナダ	CAN	506	-94	4	-133	-63	44	-186
イギリス	GBR	-1,276	-1,507	-1,499	-1,683	-1,805	-2,025	-1,915
ドイツ	DEU	1,961	2,137	2,273	2,574	2,811	3,004	2,921
フランス	FRA	-192	-635	-903	-696	-570	-465	-
イタリア	ITA	5	-291	-258	214	480	631	596
オランダ	NLD	632	800	902	915	1,022	1,052	870
デンマーク	DNK	73	91	101	85	119	100	109
スウェーデン	SWE	202	191	202	200	210	190	139
ロシア	RUS	1,162	1,470	1,969	1,917	1,806	1,897	1,485
中国	CHN	1,301	2,464	2,287	3,116	3,590	4,350	5,670
韓国	KOR	323	479	291	494	828	889	1,203
シンガポール	SGP	477	628	740	704	756	796	825
マレーシア	MYS	330	384	459	366	306	346	281
タイ	THA	34	297	170	67	67	246	346
インドネシア	IDN	176	310	338	87	58	70	-
フィリピン	PHL	-121	-169	-204	-189	-177	-173	-217
インド	IND	-323	-934	-1,202	-1,519	-1,147	-859	-
オーストラリア	AUS	-143	113	227	-102	45	5	-193
ニュージーランド	NZL	-30	20	22	1	11	10	-14
ブラジル	BRA	449	184	276	173	3	-66	177

資料出所 The World Bank (2016.9) "World Development Indicators, Databank"

第1-11表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-11: FDI Inward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	8,323	2,776	-1,252	-1,758	1,732	2,304	2,090	-2,250
アメリカ	USA	314,007	104,773	198,049	229,862	188,427	211,501	106,614	379,894
カナダ	CAN	66,795	25,692	28,400	39,669	43,111	71,753	58,506	48,643
イギリス	GBR	115,304	182,928	58,200	42,200	55,446	47,592	52,449	39,533
ドイツ	DEU	198,277	47,449	65,642	67,514	28,181	11,671	880	31,719
フランス	FRA	27,497	33,234	13,890	31,642	16,979	42,892	15,191	42,883
イタリア	ITA	13,375	23,291	9,178	34,324	93	24,273	23,223	20,279
オランダ	NLD	63,855	39,047	-7,184	24,368	20,114	51,375	52,198	72,649
ベルギー	BEL	88,739	34,370	43,231	78,258	6,516	13,682	-8,703	31,029
ルクセンブルク	LUX		4,645	39,129	8,843	143,003	15,371	12,073	24,596
スウェーデン	SWE	23,433	11,626	140	12,923	16,334	4,858	3,561	12,579
スペイン	ESP	39,575	25,020	39,873	28,379	25,696	32,935	22,891	9,243
ロシア	RUS	2,651	14,375	31,668	36,868	30,188	53,397	29,152	9,825
中国	CHN	40,715	72,406	114,734	123,985	121,080	123,911	128,500	135,610
香港	HKG	54,582	34,058	72,319	96,212	70,841	74,546	114,055	174,892
台湾	TWN	4,928	1,625	2,492	-1,957	3,207	3,598	2,839	2,415
韓国	KOR	11,509	13,643	9,497	9,773	9,496	12,767	9,274	5,042
シンガポール	SGP	15,515	18,090	55,076	48,329	57,150	66,067	68,496	65,262
マレーシア	MYS	3,788	4,065	9,060	12,198	9,239	12,115	10,877	11,121
タイ	THA	3,410	8,004	14,568	3,271	16,517	16,652	3,537	10,845
インドネシア	IDN	-4,550	8,336	13,771	19,241	19,138	18,817	21,866	15,508
フィリピン	PHL	2,240	1,854	1,298	1,852	2,449	2,430	6,813	5,234
インド	IND	3,588	7,622	27,417	36,190	24,196	28,199	34,582	44,208
オーストラリア	AUS	14,191	-28,294	36,443	58,908	58,981	56,977	39,615	22,264
ニュージーランド	NZL	1,347	1,205	-62	4,229	3,397	1,832	2,495	-986
ブラジル	BRA	32,779	15,066	83,749	96,152	76,098	53,060	73,086	64,648
メキシコ	MEX	18,315	25,971	26,431	23,649	20,437	45,855	25,675	30,285

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2016年11月現在

第1-12表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Outward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	31,557	45,781	56,263	107,599	122,549	135,749	113,595	128,654
アメリカ	USA	142,626	15,369	277,779	396,569	318,197	307,927	316,549	299,969
カナダ	CAN	44,678	27,538	34,723	52,148	55,864	54,879	55,688	67,182
イギリス	GBR	232,744	88,560	48,092	95,586	20,701	-18,771	-81,809	-61,441
ドイツ	DEU	56,557	74,542	125,451	77,930	62,164	40,362	106,246	94,313
フランス	FRA	161,948	68,057	48,155	51,415	31,639	24,997	42,869	35,069
イタリア	ITA	6,686	39,362	32,685	53,667	8,007	25,134	26,539	27,607
オランダ	NLD	75,634	106,009	68,358	34,789	6,169	69,974	55,966	113,429
ベルギー	BEL	86,362	32,658	-8,312	46,371	33,821	18,161	5,010	38,547
ルクセンブルク	LUX		8,211	23,253	10,716	89,806	25,283	23,437	39,371
スウェーデン	SWE	40,907	27,712	20,349	29,861	28,952	30,071	8,564	23,717
スペイン	ESP	58,213	41,829	37,844	41,164	-3,982	13,814	35,304	34,586
ロシア	RUS	3,152	16,747	41,116	48,635	28,423	70,685	64,203	26,558
中国	CHN	916	12,261	68,811	74,654	87,804	107,844	123,120	127,560
香港	HKG	54,079	27,003	88,025	95,972	84,072	81,025	125,109	55,143
台湾	TWN	6,701	6,028	11,574	12,766	13,137	14,285	12,711	14,773
韓国	KOR	4,842	8,330	28,280	29,705	30,632	28,360	28,039	27,640
シンガポール	SGP	6,848	12,553	35,407	31,459	18,341	39,592	39,131	35,485
マレーシア	MYS	2,026	3,076	13,399	15,249	17,143	14,107	16,369	9,899
タイ	THA	-20	807	8,162	6,258	10,597	11,934	4,409	7,776
インドネシア	IDN	—	3,065	2,664	7,713	5,422	6,647	7,077	6,250
フィリピン	PHL	125	189	616	339	1,692	3,647	6,754	5,602
インド	IND	514	2,985	15,947	12,456	8,486	1,679	11,783	7,501
オーストラリア	AUS	2,864	-35,783	19,804	1,716	6,737	1,581	3	-16,739
ニュージーランド	NZL	610	-1,339	716	2,530	-456	525	73	214
ブラジル	BRA	2,282	2,517	22,060	11,062	-5,301	-1,180	2,230	3,072
メキシコ	MEX	—	6,474	15,050	12,636	22,470	13,138	8,304	8,072

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2016年11月現在

1 経済・経営

第1-13表 為替レート

Table 1-13: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	107.77	110.22	87.78	79.81	79.79	97.60	105.94	121.04
		(円 Yen)							
カナダ	CAN	1.4851	1.2118	1.0302	0.9895	0.9992	1.0298	1.1061	1.2791
		(カナダドル Canadian dollars)							
イギリス	GBR	0.6609	0.5500	0.6472	0.6241	0.6330	0.6397	0.6077	0.6545
		(ポンド Pounds)							
ユーロ圏	Euro Area	1.0854	0.8041	0.7550	0.7194	0.7783	0.7532	0.7537	0.9017
		(ユーロ Euros)							
デンマーク	DNK	8.0831	5.9969	5.6241	5.3687	5.7925	5.6163	5.6125	6.7279
		(デンマーククローネ Danish krone)							
スウェーデン	SWE	9.1622	7.4731	7.2075	6.4935	6.7750	6.5140	6.8608	8.4348
		(スウェーデンクローナ Swedish krona)							
ロシア	RUS	28.129	28.284	30.368	29.382	30.840	31.837	38.378	60.938
		(ルーブル Rubles)							
中国	CHN	8.2785	8.1943	6.7703	6.4615	6.3123	6.1958	6.1434	6.2275
		(元 Yuan)							
香港	HKG	7.7912	7.7773	7.7692	7.7840	7.7564	7.7560	7.7541	7.7518
		(香港ドル Hong Kong dollars)							
韓国	KOR	1,131	1,024	1,156	1,108	1,126	1,095	1,053	1,131
		(ウォン Won)							
シンガポール	SGP	1.7240	1.6644	1.3635	1.2578	1.2497	1.2513	1.2671	1.3748
		(シンガポールドル Singapore dollars)							
マレーシア	MYS	3.8000	3.7871	3.2211	3.0600	3.0888	3.1509	3.2729	3.9055
		(リンギット Ringgit)							
タイ	THA	40.112	40.220	31.686	30.492	31.083	30.726	32.480	34.248
		(バーツ Baht)							
インドネシア	IDN	8,422	9,705	9,090	8,770	9,387	10,461	11,865	13,389
		(ルピア Rupiah)							
フィリピン	PHL	44.192	55.085	45.110	43.313	42.229	42.446	44.395	45.503
		(フィリピンペソ Philippine Pesos)							
インド	IND	44.942	44.100	45.726	46.670	53.437	58.598	61.030	64.152
		(ルピー Rupees)							
ベトナム	VNM	14,168	15,859	18,613	20,510	20,828	20,933	21,148	21,699
		(ドン Dong)							
カンボジア	KHM	3,841	4,093	4,185	4,059	4,033	4,027	4,038	4,068
		(リエル Riel)							
オーストラリア	AUS	1.7248	1.3095	1.0902	0.9695	0.9658	1.0358	1.1094	1.3311
		(オーストラリアドル Australian dollars)							
ニュージーランド	NZL	2.2011	1.4203	1.3878	1.2658	1.2343	1.2194	1.2054	1.4340
		(ニュージーランドドル New Zealand dollars)							
ブラジル	BRA	1.8294	2.4344	1.7592	1.6728	1.9531	2.1561	2.3530	3.3283
		(レアル Reals)							
メキシコ	MEX	9.456	10.898	12.636	12.423	13.169	12.772	13.292	15.848
		(メキシコペソ Mexican Pesos)							

資料出所 The World Bank (2016.8) *World Development Indicators 2016*

(注) この為替レートは、年平均レートである。

第1-14表 生産者物価指数
Table 1-14: Producer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	99.5	97.2	100.1	100.0	101.5	100.6	101.8	105.1	102.7
アメリカ	USA	71.8	85.2	93.6	100.0	108.8	109.4	110.1	111.1	103.1
カナダ	CAN	90.0	94.2	98.5	100.0	106.9	108.1	108.6	111.3	110.3
イギリス	GBR	84.3	87.0	97.4	100.0	104.8	107.0	108.4	108.4	106.6
ドイツ	DEU	82.6	91.2	98.5	100.0	105.3	107.0	106.9	105.8	103.9
フランス	FRA	86.6	92.9	97.6	100.0	104.6	107.0	107.0	105.5	103.8
イタリア	ITA	80.5	88.9	97.1	100.0	104.7	108.5	107.3	105.7	102.9
スウェーデン	SWE	78.4	86.4	98.6	100.0	102.8	102.4	99.7	100.7	99.8
ロシア	RUS	27.3	61.7	89.1	100.0	117.7	125.7	129.9	137.8	154.8
中国	CHN	80.3	88.2	94.8	100.0	106.0	104.2	102.2	—	—
韓国	KOR	79.1	86.9	96.3	100.0	106.7	107.5	105.7	105.2	101.0
シンガポール	SGP	85.9	97.9	95.5	100.0	108.4	109.0	106.0	102.5	86.8
マレーシア	MYS	69.0	82.4	94.7	100.0	109.6	109.7	107.8	110.4	102.2
タイ	THA	60.6	76.5	91.4	100.0	105.5	106.6	106.9	107.0	102.6
インドネシア	IDN	39.1	59.3	95.4	100.0	107.4	112.9	119.6	130.8	136.5
フィリピン	PHL	59.6	92.9	105.2	100.0	100.9	100.4	92.8	91.9	85.8
インド	IND	59.1	74.7	91.3	100.0	108.9	117.7	125.1	130.0	126.4
オーストラリア	AUS	75.9	86.7	98.1	100.0	103.4	102.9	104.0	107.2	107.5
ニュージーランド	NZL	73.6	82.4	96.3	100.0	104.0	104.4	106.8	105.0	103.6
ブラジル	BRA	40.1	78.3	94.6	100.0	109.4	115.9	122.7	128.4	136.1
対前年比(%) percentage change		2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	0.0	1.7	-5.3	-0.1	1.5	-0.9	1.3	3.2	-2.2
アメリカ	USA	5.8	7.3	-8.8	6.8	8.8	0.6	0.6	0.9	-7.2
カナダ	CAN	4.3	1.6	-3.5	1.5	6.9	1.1	0.4	2.5	-0.8
イギリス	GBR	1.4	1.9	0.5	2.7	4.8	2.1	1.3	0.0	-1.7
ドイツ	DEU	3.3	4.3	-4.2	1.5	5.3	1.6	-0.1	-1.0	-1.9
フランス	FRA	4.4	3.1	-4.7	2.5	4.6	2.3	0.0	-1.4	-1.6
イタリア	ITA	6.0	4.0	-4.7	3.0	4.7	3.6	-1.1	-1.5	-2.6
スウェーデン	SWE	8.9	5.2	-1.0	1.4	2.8	-0.3	-2.6	1.0	-0.9
ロシア	RUS	46.9	20.6	-7.2	12.2	17.7	6.8	3.3	6.1	12.4
中国	CHN	2.8	4.9	-5.4	5.5	6.0	-1.7	-1.9	—	—
韓国	KOR	2.0	2.1	-0.2	3.8	6.7	0.7	-1.6	-0.5	-4.0
シンガポール	SGP	10.1	9.7	-13.9	4.7	8.4	0.5	-2.7	-3.3	-15.3
マレーシア	MYS	3.1	6.9	-7.3	5.6	9.6	0.1	-1.7	2.5	-7.5
タイ	THA	3.9	9.1	-3.8	9.4	5.5	1.0	0.3	0.1	-4.1
インドネシア	IDN	12.5	16.6	-1.8	4.9	7.4	5.1	5.9	9.3	4.4
フィリピン	PHL	12.5	9.1	-1.4	-5.0	0.9	-0.5	-7.6	-0.9	-6.6
インド	IND	6.6	4.7	2.4	9.6	8.9	8.1	6.3	3.9	-2.7
オーストラリア	AUS	7.1	6.0	-5.4	1.9	3.4	-0.5	1.1	3.1	0.3
ニュージーランド	NZL	8.3	5.4	-2.4	3.9	4.0	0.4	2.3	-1.7	-1.4
ブラジル	BRA	18.1	5.6	-0.2	5.7	9.4	5.9	5.9	4.6	6.0

資料出所 IMF Data(2016.9) “International Financial Statistics”

ロシア・中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年9月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

第1-15表 消費者物価指数

Table 1-15: Consumer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	102.7	100.4	100.7	100.0	99.7	99.7	100.0	102.8	103.6
アメリカ	USA	79.0	89.6	98.4	100.0	103.2	105.3	106.8	108.6	108.7
カナダ	CAN	81.9	91.9	98.3	100.0	102.9	104.5	105.5	107.5	108.7
イギリス	GBR	81.3	87.3	96.8	100.0	104.5	107.4	110.2	111.8	111.8
ドイツ	DEU	85.7	92.5	98.9	100.0	102.1	104.1	105.7	106.7	106.9
フランス	FRA	84.4	92.7	98.5	100.0	102.1	104.1	105.0	105.5	105.6
イタリア	ITA	80.7	91.0	98.5	100.0	102.7	105.9	107.2	107.4	107.5
スウェーデン	SWE	86.2	92.7	98.9	100.0	103.0	103.9	103.8	103.6	103.6
ロシア	RUS	30.8	61.4	93.6	100.0	108.4	113.9	121.6	131.2	151.5
中国	CHN	81.0	86.5	96.9	100.0	105.6	108.3	111.2	113.4	115.0
韓国	KOR	73.1	86.1	97.1	100.0	104.0	106.3	107.7	109.0	109.8
シンガポール	SGP	85.3	88.0	97.3	100.0	105.3	110.0	112.6	113.8	113.2
マレーシア	MYS	80.5	87.7	98.3	100.0	103.2	104.9	107.1	110.5	112.8
タイ	THA	77.3	86.6	96.8	100.0	103.8	106.9	109.3	111.3	110.3
インドネシア	IDN	44.0	68.7	95.1	100.0	105.4	109.9	116.9	124.4	132.3
フィリピン	PHL	63.7	78.7	96.3	100.0	104.6	108.0	111.2	115.8	117.4
インド	IND	54.2	65.8	89.3	100.0	108.9	119.0	132.0	140.8	147.7
オーストラリア	AUS	74.4	86.4	97.2	100.0	103.3	105.1	107.7	110.4	112.0
ニュージーランド	NZL	77.6	87.0	97.7	100.0	104.4	105.4	106.7	107.7	108.1
ブラジル	BRA	52.5	79.6	95.2	100.0	106.6	112.4	119.4	126.9	138.4
対前年比(%) percentage change		2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	-0.7	-0.3	-1.3	-0.7	-0.3	0.0	0.4	2.7	0.8
アメリカ	USA	3.4	3.4	-0.4	1.6	3.2	2.1	1.5	1.6	0.1
カナダ	CAN	2.7	2.2	0.3	1.8	2.9	1.5	0.9	1.9	1.1
イギリス	GBR	0.8	2.0	2.2	3.3	4.5	2.8	2.6	1.5	0.1
ドイツ	DEU	1.5	1.5	0.3	1.1	2.1	2.0	1.5	0.9	0.2
フランス	FRA	1.7	1.7	0.1	1.5	2.1	2.0	0.9	0.5	0.0
イタリア	ITA	2.5	2.0	0.8	1.5	2.7	3.0	1.2	0.2	0.0
スウェーデン	SWE	1.0	0.5	-0.5	1.2	3.0	0.9	0.0	-0.2	0.0
ロシア	RUS	20.8	12.7	11.7	6.8	8.4	5.1	6.8	7.8	15.5
中国	CHN	0.4	1.8	-0.7	3.3	5.4	2.6	2.6	2.0	1.4
韓国	KOR	2.3	2.8	2.8	3.0	4.0	2.2	1.3	1.3	0.7
シンガポール	SGP	1.4	0.4	0.6	2.8	5.3	4.5	2.4	1.0	-0.5
マレーシア	MYS	1.5	3.0	0.6	1.7	3.2	1.7	2.1	3.1	2.1
タイ	THA	1.6	4.5	-0.8	3.3	3.8	3.0	2.2	1.9	-0.9
インドネシア	IDN	3.7	10.5	4.8	5.1	5.4	4.3	6.4	6.4	6.4
フィリピン	PHL	4.0	6.5	4.2	3.8	4.6	3.2	3.0	4.1	1.4
インド	IND	4.0	4.2	10.9	12.0	8.9	9.3	10.9	6.6	4.9
オーストラリア	AUS	4.5	2.7	1.8	2.8	3.3	1.8	2.4	2.5	1.5
ニュージーランド	NZL	3.0	3.0	2.1	2.3	4.4	0.9	1.3	0.9	0.3
ブラジル	BRA	7.0	6.9	4.9	5.0	6.6	5.4	6.2	6.3	9.0

資料出所 IMF Data (2016.9) “International Financial Statistics”

中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年9月現在

第1-16表 購買力平価

Table 1-16: Purchasing power parities (PPPs)

		(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)								
		消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP							
		2015年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	113.5	155.0	129.6	111.6	107.5	104.3	102.7	104.7	105.3
アメリカ	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
カナダ	CAN	1.33	1.23	1.21	1.22	1.24	1.24	1.22	1.23	1.25
イギリス	GBR	0.80	0.64	0.64	0.69	0.70	0.70	0.69	0.70	0.69
ドイツ	DEU	0.84	0.97	0.87	0.80	0.78	0.79	0.78	0.78	0.79
フランス	FRA	0.88	0.94	0.92	0.86	0.84	0.85	0.82	0.82	0.82
イタリア	ITA	0.85	0.82	0.87	0.78	0.77	0.75	0.75	0.75	0.75
スウェーデン	SWE	9.52	9.13	9.38	8.99	8.85	8.71	8.71	8.92	9.13
ロシア	RUS	23.97	7.30	12.74	15.82	17.35	18.46	20.48	21.26	22.57
中国	CHN	3.73	2.71	2.82	3.31	3.51	3.53	3.55	3.53	3.56
韓国	KOR	1,024	747	789	841	855	855	871	882	891
インド	IND	18.48	10.34	11.28	14.49	15.11	15.97	16.72	17.12	17.78
オーストラリア	AUS	1.58	1.31	1.39	1.50	1.51	1.54	1.45	1.47	1.49
ニュージーランド	NZL	1.61	1.44	1.54	1.50	1.49	1.50	1.41	1.42	1.47

* PPPs for actual individual consumption in 2015

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2016年9月現在

第1-17表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-17: Comparative price levels

(OECD ave.=100)

		消費物価水準 Price levels for expenditure	GDP物価水準 ¹⁾ Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels							
		2011年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	128	154	116	124	128	129	106	101	97
アメリカ	USA	95	107	98	98	95	98	101	102	111
カナダ	CAN	119	88	99	116	119	123	119	114	109
イギリス	GBR	106	103	114	104	107	108	109	117	118
ドイツ	DEU	103	95	106	103	104	99	104	105	97
フランス	FRA	112	93	113	111	112	107	110	111	102
イタリア	ITA	102	81	106	101	102	96	100	101	93
スウェーデン	SWE	129	107	124	122	130	127	135	133	121
韓国	KOR	73	71	76	71	73	75	80	85	88
オーストラリア	AUS	148	81	104	135	148	157	141	135	125
ニュージーランド	NZL	112	70	106	105	112	119	117	120	114

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年9月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

1 経済・経営

第1-18表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-18: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 ¹⁾ / comparative price levels		(倍/times)				
		2009年度/FY	2010	2011	2012	2014
アメリカ	USA	1.57	1.70	1.84	1.87	1.51
ドイツ	DEU	1.34	1.42	1.44	1.56	1.22
中国	CHN	3.58	3.63	3.53	3.24	2.28
韓国	KOR	2.44	2.43	2.40	2.42	1.70

購買力平価/PPPs		(円／各国通貨 ²⁾ (yen/national currency)				
		2009年度/FY	2010	2011	2012	2014
アメリカ	USA	146.50	145.88	143.17	147.02	157.20
ドイツ	DEU	178.69	157.15	157.93	153.38	167.89
中国	CHN	49.03	46.08	42.79	40.25	38.46
韓国	KOR	0.184	0.176	0.172	0.168	0.172

資料出所 経済産業省(2015.5)「2014年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、韓国=ウォン。

調査対象品目:工業製品等220品目, 産業向けサービス60品目。(2014年度7-9月調査)

為替レート:各年度7-9月における平均為替レート。

用語解説: 内外価格差とは, 同一製品, または同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう。価格差の拡大は, 国内価格の上昇, 競争力の低下を示している。

購買力平価とは, 同一製品, または同等のスペックを持つ製品の日本での価格(円)と海外での価格(現地通貨)との比率をいう。

算出方法:

$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円／現地通貨)}}{\text{為替レート(円／現地通貨)}}$$

第1-19表 労働生産性水準¹⁾ (2014年)
Table 1-19: Labour productivity levels, 2014

(日本/Japan =100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	155.0	119.2	112.3	127.4	108.9
農林水産業 ^{b)}	100.0	524.5	247.1	218.9	303.3	245.4
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	140.0	156.6	98.8	114.0	102.5
製造業 ^{d)}	100.0	146.5	115.6	114.6	111.9	82.8
建設業 ^{e)}	100.0	127.6	152.8	121.4	151.8	111.1
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	141.7	114.3	105.6	131.9	112.7
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	153.5	94.1	88.8	106.4	107.9
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	149.2	114.4	108.4	127.9	104.4
換算レート (JPN = 1)		105.94 円/ドル (Yen/US\$)	174.33 円/ポンド (Yen/£)	140.56 円/ユーロ (Yen/Euro)	140.56 円/ユーロ (Yen/Euro)	140.56 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	149.9	101.2	106.7	115.5	108.1
農林水産業 ^{b)}	100.0	507.0	209.7	208.1	274.8	243.5
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	135.4	132.9	93.9	103.3	101.7
製造業 ^{d)}	100.0	141.6	98.1	109.0	101.4	82.2
建設業 ^{e)}	100.0	123.4	129.7	115.4	137.5	110.2
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	137.0	97.0	100.3	119.6	111.8
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	148.4	79.9	84.4	96.4	107.1
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	144.3	97.1	103.0	115.9	103.6
換算レート (JPN = 1)		102.43 円/ドル (Yen/US\$)	147.96 円/ポンド (Yen/£)	133.62 円/ユーロ (Yen/Euro)	127.36 円/ユーロ (Yen/Euro)	139.46 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「平成27年度国民経済計算確報」

その他の国, 為替, 購買力平価: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性=粗付加価値の国内総生産/総就業者数

経済活動別労働生産性=経済活動別国内総生産/経済活動別就業者数

2) 公共事業・防衛, 教育, 医療・福祉, その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

第1-20表 労働分配率

Table 1-20: Labour share

		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
労働分配率 ¹⁾										
日本	JPN	50.4	48.0	50.2	49.1	50.2	49.9	48.9	48.6	47.6
アメリカ	USA	56.3	53.7	53.8	52.7	52.4	51.9	51.8	51.8	52.5
カナダ	CAN	51.6	50.2	52.8	51.4	50.8	51.3	51.5	51.3	—
イギリス	GBR	49.4	48.9	52.2	51.5	50.4	50.8	50.8	50.0	50.7
ドイツ	DEU	53.3	49.4	49.5	48.7	48.3	49.2	49.3	49.6	49.6
フランス	FRA	49.7	50.1	51.3	51.0	50.7	51.6	51.6	51.8	51.3
イタリア	ITA	37.1	38.2	40.4	40.1	39.9	39.9	39.8	39.4	39.8
スウェーデン	SWE	45.0	44.4	46.0	44.2	45.0	46.3	46.8	47.0	46.6
ロシア	RUS	36.5	39.7	48.0	45.3	45.3	45.7	48.4	48.4	48.5
中国	CHN	53.3	50.4	49.2	48.5	49.0	49.6	51.1	—	—
香港	HKG	49.2	47.4	48.0	48.6	48.3	49.7	49.0	—	—
韓国	KOR	41.3	44.0	43.6	42.3	42.5	43.1	43.7	44.4	—
シンガポール	SGP	41.8	42.0	43.3	39.3	40.2	41.3	42.5	44.9	45.5
タイ	THA	33.2	32.1	32.6	31.2	30.8	31.9	33.2	33.8	—
フィリピン	PHL	24.1	25.6	19.9	19.0	18.3	18.4	—	—	—
インド	IND	31.8	27.7	30.5	29.7	29.6	29.6	—	—	—
オーストラリア	AUS	50.6	49.8	49.2	49.3	49.5	49.7	49.5	49.6	—
ニュージーランド	NZL	42.6	45.7	46.1	45.9	45.3	45.4	44.3	45.1	—
ブラジル	BRA	41.0	40.5	44.0	42.9	43.4	—	—	—	—
労働分配率 ²⁾										
日本	JPN	70.3	66.4	72.1	69.6	71.1	70.3	68.6	68.9	67.6
アメリカ	USA	71.1	68.5	69.9	67.9	67.2	66.4	66.4	66.2	67.0
カナダ	CAN	71.5	68.2	74.3	71.3	69.9	71.0	71.6	71.3	—
イギリス	GBR	65.5	64.1	68.2	68.0	67.1	68.0	68.2	67.2	68.4
ドイツ	DEU	72.0	66.7	68.3	66.6	65.9	67.6	67.7	68.0	67.9
フランス	FRA	69.1	70.6	73.4	72.5	72.7	74.6	75.0	74.9	73.8
イタリア	ITA	51.3	53.0	56.9	57.2	57.2	58.6	58.1	57.5	58.1
スウェーデン	SWE	70.7	69.4	73.6	69.2	69.7	72.3	73.3	73.5	72.9
韓国	KOR	57.7	61.2	62.0	59.6	60.0	61.0	61.8	62.9	—
フィリピン	PHL	28.5	31.0	21.0	22.2	21.3	21.4	—	—	—
インド	IND	38.9	33.8	36.3	35.7	35.6	35.9	—	—	—
オーストラリア	AUS	70.7	68.9	67.6	66.9	66.4	67.5	67.9	68.4	—
ニュージーランド	NZL	59.3	63.4	64.3	64.1	63.3	63.4	61.2	62.5	—

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2017年1月現在

- (注) 1) 雇用者報酬(Compensation of employees)／国民総所得(Gross national income)×100
 2) 雇用者報酬(Compensation of employees)／要素費用表示の国民所得(National income at factor cost)×100

第1-21表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-21: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates (%)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	2.4	1.3	4.0	0.0	0.7	1.4	-0.4	* 0.1
アメリカ	USA	2.8	2.0	2.8	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6
カナダ	CAN	3.0	2.4	1.1	1.7	-0.1	1.4	2.2	-0.2
イギリス	GBR	3.3	0.8	2.4	0.2	-0.7	0.1	0.3	1.5
ドイツ	DEU	2.5	1.5	2.5	2.1	0.6	0.8	0.4	0.8
フランス	FRA	3.7	1.3	1.5	1.1	0.3	1.5	0.8	0.5
イタリア	ITA	2.8	0.6	2.2	0.5	-0.3	0.9	0.2	-0.2
オランダ	NLD	3.3	2.5	2.1	0.7	-0.2	0.7	0.9	1.5
ベルギー	BEL	0.8	1.1	2.2	-0.5	-0.3	0.4	1.4	0.9
デンマーク	DNK	2.3	1.4	3.9	0.3	1.9	0.8	1.5	0.5
スウェーデン	SWE	3.6	2.6	3.3	0.7	-0.1	0.9	1.1	2.4
フィンランド	FIN	4.3	1.8	3.3	1.6	-1.6	0.6	-0.0	0.3
ノルウェー	NOR	3.9	1.0	0.5	-0.8	0.8	0.7	0.5	1.3
スペイン	ESP	0.5	0.4	2.3	1.4	2.1	1.5	0.3	0.7
韓国	KOR	3.8	4.3	7.2	6.6	-2.9	5.4	-0.9	1.7
オーストラリア	AUS	1.7	0.7	-0.2	2.0	* 2.2	* 1.9	* 1.5	* 1.0
ニュージーランド	NZL	2.9	-0.1	-1.1	1.9	3.9	-2.2	-0.7	* 1.1

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在

(注) OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率をあらわしている。*印は推計値。

1 経済・経営

第1-22表 単位労働費用

Table 1-22: Unit labour costs

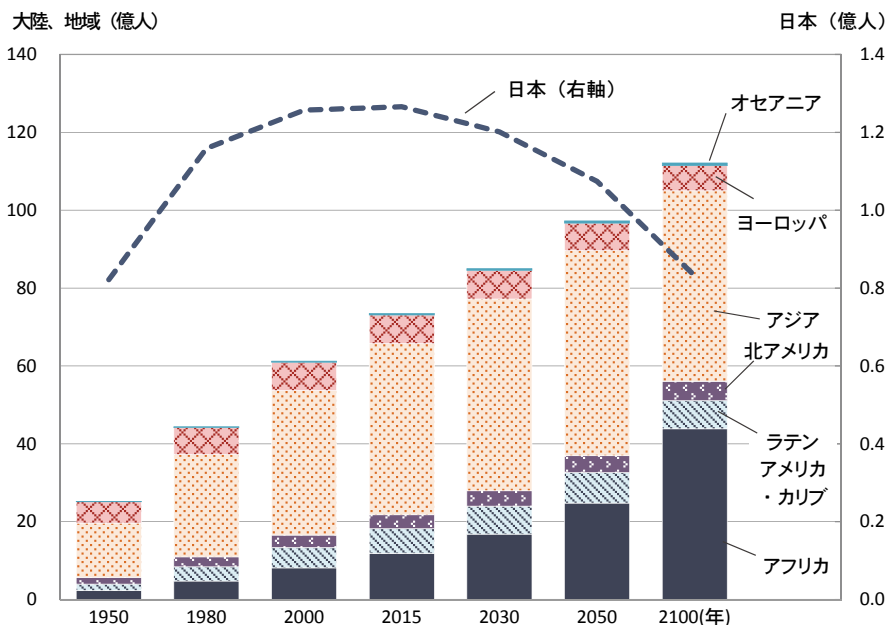
		(USDベース, 各国の2010年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2010=100)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	101.4	86.8	100.0	111.0	109.1	88.8	83.0	—
アメリカ	USA	87.6	93.4	100.0	102.0	103.8	104.6	106.9	109.1
カナダ	CAN	56.0	74.8	100.0	105.9	107.6	106.1	99.7	87.7
イギリス	GBR	74.3	100.1	100.0	103.6	103.5	103.8	108.9	101.4
ドイツ	DEU	66.2	89.9	100.0	105.5	100.4	105.5	107.3	91.0
フランス	FRA	57.0	84.7	100.0	105.9	100.1	104.5	105.2	88.1
イタリア	ITA	51.9	82.8	100.0	105.5	98.9	102.9	102.8	86.4
オランダ	NLD	57.1	84.3	100.0	106.0	101.0	105.5	105.4	87.5
ベルギー	BEL	58.0	83.7	100.0	108.0	103.2	109.1	108.8	90.4
デンマーク	DNK	53.4	80.8	100.0	104.8	97.9	101.6	102.6	86.7
スウェーデン	SWE	65.6	85.9	100.0	113.9	113.6	120.0	115.2	94.5
フィンランド	FIN	57.9	82.4	100.0	106.9	103.8	108.4	109.6	92.5
ノルウェー	NOR	45.3	70.3	100.0	113.3	113.4	117.3	112.0	88.8
スペイン	ESP	52.5	82.4	100.0	104.0	93.8	96.5	96.0	80.3
韓国	KOR	86.0	110.5	100.0	106.9	107.8	112.1	117.6	—
オーストラリア	AUS	46.0	69.0	100.0	115.0	—	—	—	—
ニュージーランド	NZL	47.4	84.9	100.0	111.6	114.4	117.0	120.8	—
		(USDベース, %) (U.S.dollar basis, %)							
対前年比率 Average annual rates of change		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	-2.8	-1.0	-4.9	0.9	-1.7	-0.5	1.5	—
アメリカ	USA	3.7	1.7	-0.4	2.0	1.8	0.8	2.2	2.1
カナダ	CAN	2.6	2.1	-0.2	1.8	2.5	1.7	0.9	1.7
イギリス	GBR	3.0	1.5	1.6	-0.1	1.3	1.3	-0.3	0.3
ドイツ	DEU	0.7	-0.4	-1.5	0.5	3.0	1.7	1.7	1.5
フランス	FRA	1.4	2.0	0.9	0.9	2.3	1.0	0.7	0.2
イタリア	ITA	-0.4	2.7	0.1	0.5	1.4	0.7	0.0	0.5
オランダ	NLD	3.3	0.0	-1.4	1.0	3.1	1.1	0.0	-0.7
ベルギー	BEL	0.3	1.0	-0.7	2.9	3.4	2.2	-0.2	-0.6
デンマーク	DNK	0.7	2.1	-1.1	0.0	0.8	0.7	0.8	1.3
スウェーデン	SWE	4.3	0.8	-2.8	2.6	4.1	1.5	1.1	0.8
フィンランド	FIN	0.1	2.1	-1.6	1.8	5.1	1.1	1.2	1.0
ノルウェー	NOR	2.1	3.2	2.1	5.1	3.9	4.4	2.4	1.4
スペイン	ESP	2.4	3.4	-1.6	-0.9	-2.5	-0.4	-0.5	0.1
韓国	KOR	-0.6	2.9	-1.3	2.5	2.5	1.1	0.9	—
オーストラリア	AUS	2.5	3.1	6.2	2.3	—	—	—	—
ニュージーランド	NZL	2.6	3.9	2.3	1.8	-0.1	1.1	2.1	—

資料出所 OECD Database (http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR) 2017年1月現在
 単位労働費用 = 人時間当たり労働費用 / 人時間当たり産出額

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降は増加率が低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年後半に70億人を越えた。

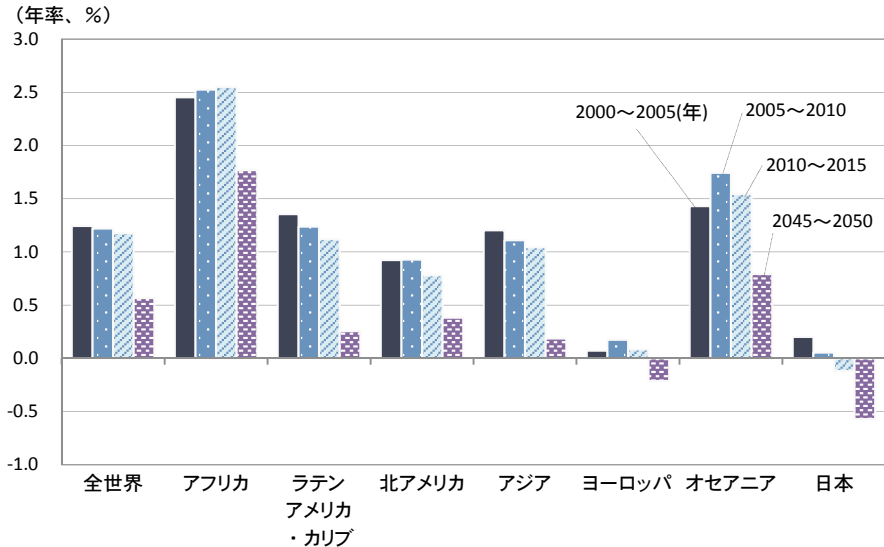
国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2015年改訂版(本書の資料出所)によると、2015年半ばに73億人であった世界人口は、中位推計で2030年に85億人、2050年に97億人に増加し、2100年には112億人に達する見通しである。

人口増加の大半は発展途上地域で発生し、2015年の60億人から2050年には84億人に増加し、2100年には99億人に達すると予測されている。一方、2015年に12.5億人だった先進地域の人口は、2050年は12.9億人、2100年は12.8億人と同水準で推移する見込みである。日本の人口は2015年の1億2,700万人から2050年に1億700万人、2100年には8,300万人へと減少すると推計されている。

2015～2050年の人口の増加は、エチオピア、コンゴ民主共和国をはじめとするアフリカ諸国に加えて、アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタンなど人口規模の大きい国に集中している。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率



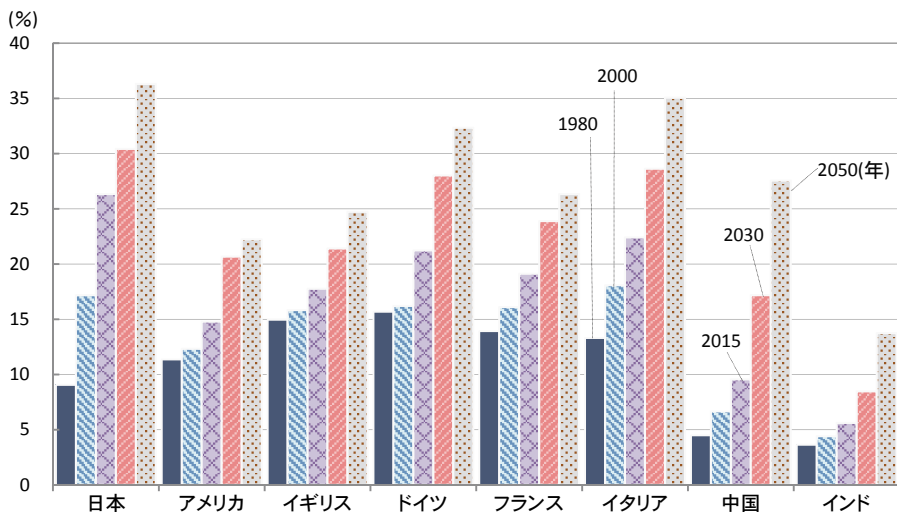
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の『2015年版世界人口予測』によると、全世界の人口は、2005年の65億人から2015年に73億人、2030年に85億人、2050年には97億人に達し、2015年からの35年間に約24億人増加すると予測（中位推計）されている。

世界の人口増加率は寿命の伸長に伴って上昇し、1965～1970年には年率2.06%のピークに達した。その後、人口増加の速度は、主に先進地域における出生率の低下によって減速した。2005～2010年は1.22%に低下し、2045～2050年には0.57%まで落ち込むと予測されている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2005～2010年の人口増加率はそれぞれ0.17%、0.05%の低水準となっており、その後も徐々に減少して、2045～2050年にはそれぞれ-0.21%、-0.57%に低下する見通しである。他方、アジア地域及びラテンアメリカ・カリブ地域の増加率は低下するものの、2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかし、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2045～2050年の増加率はそれぞれ0.19%、0.26%に低下すると予測される。今後2050年までの間の人口増加率が最も高い地域はアフリカ地域で、2040年までは年率2%、2045年以降も年率1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



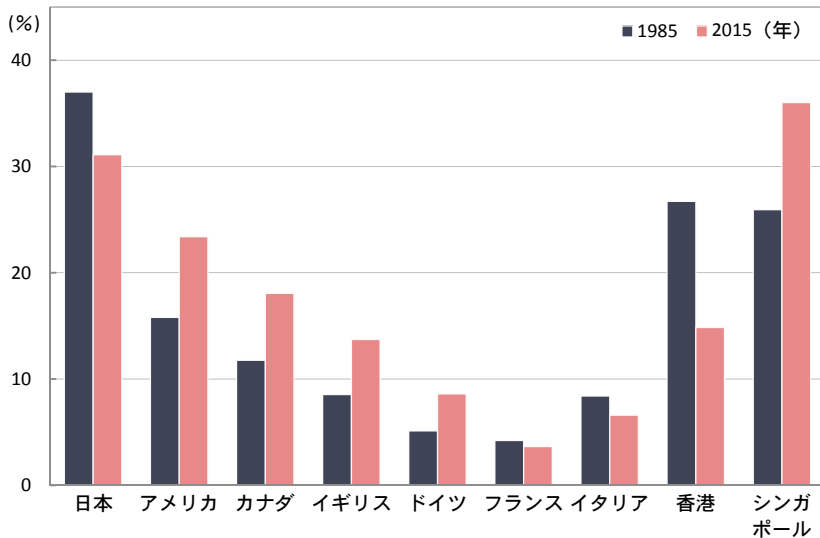
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長によって高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上の人口の割合（老年人口比率）が増加している。国連の『2015年版世界人口予測』によると、全世界の老年人口比率は、2015年の8.3%から2050年には16.0%に増加すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、老年人口比率は2015年の17.6%から2050年には26.5%へと増加する。日本の高齢化はさらに急速で、2015年に26.3%であった老年人口比率が、2050年には36.3%に達する見通しである。2015年、2030年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口比率の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い発展途上地域でも、今後、高齢化が急速に進展すると予測されており、2015年は6.4%に過ぎない老年人口比率が、2050年には14.4%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

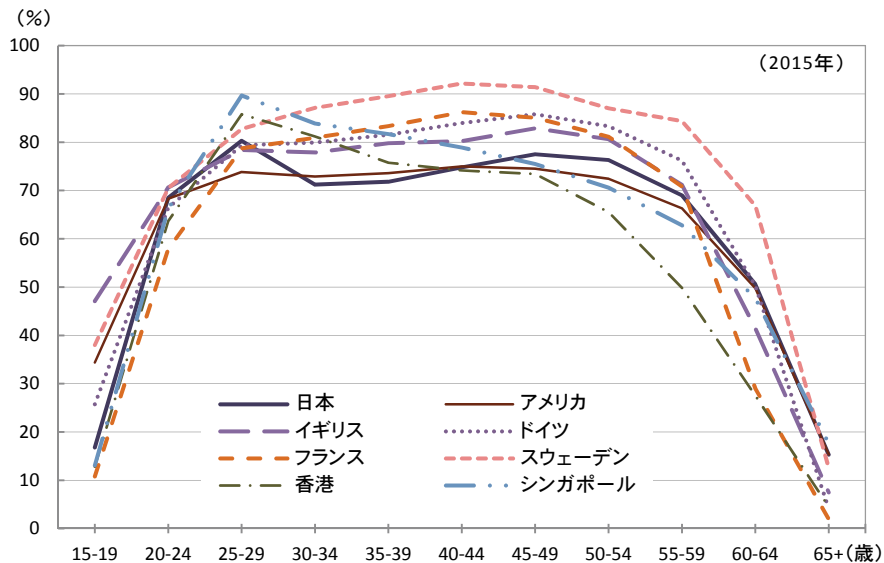
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	4.2	8.4	26.7	25.9
2015	31.1	23.4	18.0	13.7	8.6	3.6	6.6	14.8	36.0

2-5 年齢階級別女性労働力率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2015年には80.3%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

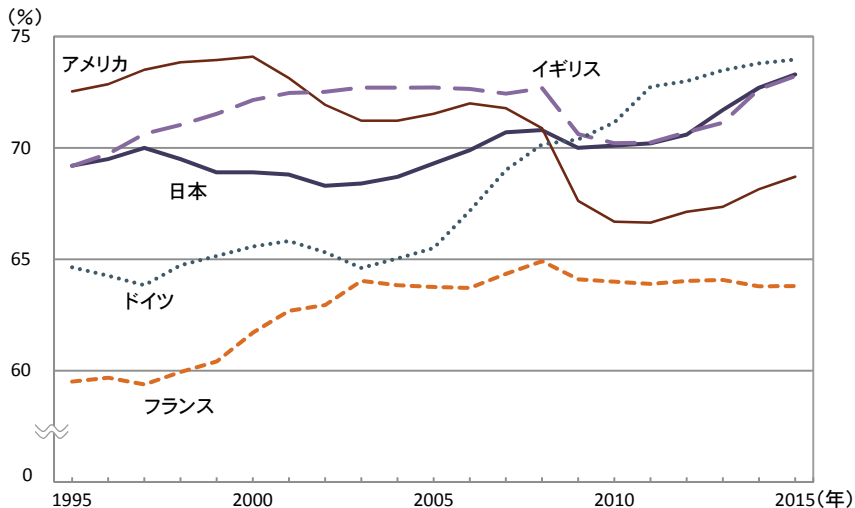
(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65～(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2015	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2 人口・労働力人口

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15～64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75%(20～64歳)に引上げることを戦略目標に掲げている(2015年時点で70.1%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2015年の日本の就業率は男女計で73.3%で、イギリス(73.2%)、ドイツ(74.0%)と同水準であり、アメリカ(68.7%)、フランス(63.8%)を上回っている。しかし、男女別にみると、日本の男性の就業率は81.8%と、最高水準であるものの、女性は64.6%と低水準である。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p.78)」参照)。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		(百万人/millions)							
		1950年	1980	2000	2015	2016	2030	2050	2100
全世界	World	2,525	4,440	6,127	7,349	7,433	8,501	9,725	11,213
アフリカ	Africa	229	478	814	1,186	1,216	1,679	2,478	4,387
ラテンアメリカ・カリブ									
Latin America, and the Caribbean		169	365	527	634	641	721	784	721
北アメリカ	Northern America	172	254	314	358	361	396	433	500
アジア	Asia	1,394	2,626	3,714	4,393	4,436	4,923	5,267	4,889
ヨーロッパ	Europe	549	694	726	738	739	734	707	646
オセアニア	Oceania	13	23	31	39	40	47	57	71
日本	JPN	82	116	126	127	126	120	107	83
アメリカ	USA	158	230	283	322	324	356	389	450
カナダ	CAN	14	25	31	36	36	40	44	50
イギリス	GBR	51	56	59	65	65	70	75	82
ドイツ	DEU	70	78	82	81	81	79	75	63
フランス	FRA	42	54	59	64	65	68	71	76
イタリア	ITA	47	56	57	60	60	59	57	50
スウェーデン	SWE	7	8	9	10	10	11	12	14
ロシア	RUS	103	138	146	143	143	139	129	117
中国	CHN	544	978	1,270	1,376	1,382	1,416	1,348	1,004
香港	HKG	2	5	7	7	7	8	8	8
韓国	KOR	19	37	46	50	51	53	51	39
シンガポール	SGP	1	2	4	6	6	6	7	6
マレーシア	MYS	6	14	23	30	31	36	41	41
タイ	THA	21	47	63	68	68	68	62	42
インドネシア	IDN	70	147	212	258	261	295	322	314
フィリピン	PHL	19	47	78	101	102	124	148	169
インド	IND	376	697	1,053	1,311	1,327	1,528	1,705	1,660
ベトナム	VNM	25	54	80	93	94	105	113	105
オーストラリア	AUS	8	15	19	24	24	28	33	42
ニュージーランド	NZL	2	3	4	5	5	5	6	6
ブラジル	BRA	54	122	176	208	210	229	238	200

資料出所 UN (2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

(千人/thousands)						
2010年	2011	2012	2013	2014	2015	2016
128,057	127,753	127,498	127,247	126,949	126,597	126,193
2020年	2025	2030	2035	2040	2045	2050
124,100	120,659	116,618	112,124	107,276	102,210	97,076

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月中位推計)

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)							
		1965～ 1970年	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050	2095～ 2100
全世界	World	2.06	1.24	1.22	1.18	1.08	0.86	0.57	0.13
アフリカ	Africa	2.54	2.45	2.53	2.55	2.44	2.20	1.77	0.68
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	2.56	1.36	1.24	1.12	0.99	0.72	0.26	-0.37
北アメリカ	Northern America	1.05	0.92	0.93	0.78	0.74	0.62	0.38	0.20
アジア	Asia	2.46	1.20	1.11	1.04	0.91	0.61	0.19	-0.27
ヨーロッパ	Europe	0.68	0.07	0.17	0.08	0.04	-0.11	-0.21	-0.10
オセアニア	Oceania	2.35	1.43	1.74	1.54	1.38	1.12	0.79	0.23
日本	JPN	1.27	0.20	0.05	-0.12	-0.24	-0.45	-0.57	-0.33
アメリカ	USA	0.99	0.92	0.91	0.75	0.72	0.61	0.38	0.20
カナダ	CAN	1.70	0.99	1.13	1.04	0.90	0.67	0.36	0.16
イギリス	GBR	0.49	0.45	0.82	0.63	0.60	0.46	0.33	0.11
ドイツ	DEU	0.62	-0.16	-0.20	0.06	-0.07	-0.17	-0.40	-0.21
フランス	FRA	0.76	0.62	0.55	0.45	0.41	0.33	0.15	0.09
イタリア	ITA	0.70	0.52	0.32	0.07	-0.02	-0.13	-0.31	-0.13
スウェーデン	SWE	0.78	0.35	0.77	0.83	0.69	0.57	0.52	0.31
ロシア	RUS	0.57	-0.38	-0.07	0.04	-0.08	-0.37	-0.31	-0.08
中国	CHN	2.70	0.55	0.54	0.52	0.39	0.01	-0.39	-0.47
香港	HKG	0.81	0.17	0.44	0.83	0.73	0.43	0.04	0.06
韓国	KOR	2.04	0.60	0.61	0.48	0.38	0.21	-0.41	-0.37
シンガポール	SGP	1.97	2.75	2.44	1.97	1.39	0.59	-0.01	-0.47
マレーシア	MYS	2.62	1.93	1.73	1.51	1.30	1.01	0.43	-0.17
タイ	THA	2.95	0.99	0.25	0.38	0.18	-0.11	-0.65	-0.74
インドネシア	IDN	2.71	1.35	1.31	1.28	1.08	0.76	0.25	-0.18
フィリピン	PHL	2.94	2.00	1.54	1.58	1.48	1.24	0.73	-0.02
インド	IND	2.13	1.65	1.46	1.26	1.15	0.88	0.38	-0.28
ベトナム	VNM	2.74	0.95	0.96	1.12	0.98	0.60	0.20	-0.19
オーストラリア	AUS	2.54	1.19	1.78	1.57	1.32	1.01	0.75	0.30
ニュージーランド	NZL	1.41	1.38	1.10	0.72	0.87	0.72	0.35	0.01
ブラジル	BRA	2.64	1.39	1.05	0.91	0.77	0.50	0.04	-0.48

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	2,731	1,838	1,692	1,627	1,576	1,468	1,335
アメリカ	USA	5,213	6,014	6,121	6,098	6,197	6,478	6,788
カナダ	CAN	558	588	562	574	610	631	659
イギリス	GBR	1,182	1,121	1,110	1,150	1,219	1,225	1,251
ドイツ	DEU	1,455	1,260	1,088	1,040	1,033	1,045	927
フランス	FRA	1,195	1,116	1,162	1,190	1,182	1,163	1,196
イタリア	ITA	1,237	819	835	820	790	739	736
スウェーデン	SWE	163	164	155	169	182	191	207
ロシア	RUS	2,977	2,671	2,132	2,403	2,593	2,397	2,275
中国	CHN	35,394	31,832	23,353	23,712	24,014	20,975	18,214
香港	HKG	128	117	84	87	99	108	98
韓国	KOR	1,270	968	797	704	687	694	579
シンガポール	SGP	65	84	88	87	86	82	74
マレーシア	MYS	539	780	767	743	741	781	687
タイ	THA	1,869	1,503	1,280	1,204	1,122	953	793
インドネシア	IDN	6,059	6,491	6,979	7,133	7,149	6,943	6,447
フィリピン	PHL	2,043	3,000	3,127	3,217	3,336	3,500	3,515
インド	IND	27,363	36,590	38,030	37,743	37,283	36,503	32,635
ベトナム	VNM	2,222	2,542	2,092	2,158	2,249	2,122	1,944
オーストラリア	AUS	371	398	421	448	493	530	575
ニュージーランド	NZL	86	88	90	92	93	93	93
ブラジル	BRA	4,687	5,217	5,041	4,786	4,492	4,186	3,570

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	23.6	14.6	13.3	12.9	12.6	12.2	12.4
アメリカ	USA	22.7	21.3	19.8	19.0	18.6	18.2	17.5
カナダ	CAN	22.8	19.2	16.5	16.0	16.2	15.6	14.9
イギリス	GBR	21.0	19.0	17.7	17.8	18.3	17.5	16.6
ドイツ	DEU	18.6	15.4	13.5	12.9	12.9	13.2	12.4
フランス	FRA	22.1	18.8	18.5	18.5	18.0	17.1	16.8
イタリア	ITA	22.0	14.3	14.0	13.7	13.2	12.5	13.0
スウェーデン	SWE	19.6	18.4	16.5	17.3	18.0	17.8	17.4
ロシア	RUS	21.6	18.2	14.9	16.8	18.1	17.3	17.7
中国	CHN	36.2	25.1	17.4	17.2	17.1	14.8	13.5
香港	HKG	25.4	17.2	12.1	12.0	13.1	13.5	12.0
韓国	KOR	33.9	21.0	16.2	14.0	13.4	13.2	11.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	17.3	15.5	14.3	12.7	11.0
マレーシア	MYS	39.0	33.3	27.3	24.5	22.9	21.6	16.9
タイ	THA	39.4	24.0	19.2	17.7	16.4	14.0	12.7
インドネシア	IDN	41.1	30.7	28.9	27.7	26.3	23.5	20.0
フィリピン	PHL	43.1	38.5	33.6	31.9	30.8	28.3	23.7
インド	IND	39.2	34.7	30.9	28.8	26.8	23.9	19.1
ベトナム	VNM	40.9	31.7	23.7	23.1	22.9	20.2	17.2
オーストラリア	AUS	25.3	20.8	19.0	18.7	19.2	18.6	17.2
ニュージーランド	NZL	27.2	22.7	20.5	20.2	19.7	18.1	16.7
ブラジル	BRA	38.4	29.7	25.4	23.0	20.8	18.3	15.0

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	7,812	8,573	8,119	7,696	7,370	6,889	5,505
アメリカ	USA	15,139	18,791	20,834	21,322	21,584	21,742	23,451
カナダ	CAN	1,663	2,096	2,367	2,440	2,462	2,460	2,591
イギリス	GBR	3,600	3,834	4,147	4,172	4,221	4,286	4,421
ドイツ	DEU	5,136	5,603	5,299	5,315	5,178	4,662	4,115
フランス	FRA	3,458	3,867	4,062	4,018	4,020	4,013	4,044
イタリア	ITA	3,647	3,862	3,905	3,820	3,749	3,480	2,934
スウェーデン	SWE	533	571	613	614	620	646	698
ロシア	RUS	9,409	10,148	10,311	10,025	9,522	8,856	7,894
中国	CHN	57,996	86,719	99,686	100,750	99,310	96,263	79,453
香港	HKG	347	487	525	532	519	479	435
韓国	KOR	2,330	3,313	3,567	3,665	3,630	3,313	2,703
シンガポール	SGP	165	279	374	408	424	411	368
マレーシア	MYS	794	1,472	1,908	2,112	2,269	2,471	2,701
タイ	THA	2,692	4,355	4,796	4,881	4,846	4,544	3,574
インドネシア	IDN	8,161	13,666	15,990	17,291	18,446	20,115	21,254
フィリピン	PHL	2,544	4,541	5,790	6,392	6,951	8,032	9,878
インド	IND	39,828	64,116	78,774	85,999	92,549	103,329	114,465
ベトナム	VNM	2,926	4,971	6,166	6,557	6,778	7,100	6,961
オーストラリア	AUS	958	1,276	1,496	1,588	1,649	1,766	2,021
ニュージーランド	NZL	198	253	290	294	301	310	332
ブラジル	BRA	7,077	11,473	13,494	14,368	15,074	15,584	14,831

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	67.4	68.2	63.8	60.8	58.9	57.3	51.3
アメリカ	USA	65.9	66.4	67.2	66.3	64.7	61.1	60.3
カナダ	CAN	67.8	68.3	69.4	67.9	65.5	60.9	58.7
イギリス	GBR	64.0	65.1	66.1	64.5	63.3	61.1	58.7
ドイツ	DEU	65.7	68.4	65.9	65.9	64.4	58.8	55.2
フランス	FRA	64.0	65.1	64.5	62.4	61.2	59.0	56.9
イタリア	ITA	64.7	67.6	65.5	63.9	62.8	58.9	51.9
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	65.3	62.8	61.3	60.0	58.8
ロシア	RUS	68.2	69.3	72.0	69.9	66.6	63.9	61.4
中国	CHN	59.3	68.3	74.3	73.2	70.8	68.0	58.9
香港	HKG	68.7	71.8	75.0	73.0	68.7	60.2	53.4
韓国	KOR	62.2	71.7	72.7	72.9	70.8	63.1	53.4
シンガポール	SGP	68.2	71.2	73.6	72.8	70.6	64.0	55.1
マレーシア	MYS	57.4	62.8	67.8	69.6	70.1	68.4	66.3
タイ	THA	56.8	69.5	71.9	71.8	70.7	66.6	57.2
インドネシア	IDN	55.3	64.6	66.2	67.1	67.9	68.1	66.0
フィリピン	PHL	53.7	58.3	62.2	63.5	64.1	65.0	66.6
インド	IND	57.1	60.9	64.0	65.6	66.6	67.6	67.1
ベトナム	VNM	53.8	61.9	69.8	70.2	69.0	67.5	61.7
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	67.5	66.3	64.4	62.0	60.3
ニュージーランド	NZL	63.1	65.5	66.5	64.9	63.6	60.7	59.2
ブラジル	BRA	57.9	65.3	67.9	69.1	69.8	68.2	62.2

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	1,049	2,160	2,921	3,334	3,558	3,655	3,901
アメリカ	USA	2,607	3,485	4,032	4,758	5,573	7,356	8,647
カナダ	CAN	230	385	483	580	687	948	1,164
イギリス	GBR	840	932	1,014	1,149	1,230	1,501	1,864
ドイツ	DEU	1,225	1,327	1,657	1,714	1,828	2,222	2,410
フランス	FRA	752	956	1,072	1,231	1,370	1,625	1,873
イタリア	ITA	750	1,033	1,218	1,340	1,434	1,692	1,982
スウェーデン	SWE	135	153	171	195	209	239	283
ロシア	RUS	1,420	1,822	1,874	1,917	2,175	2,612	2,691
中国	CHN	4,394	8,446	11,058	13,143	16,961	24,317	37,139
香港	HKG	30	75	90	110	137	209	281
韓国	KOR	145	339	544	660	807	1,245	1,778
シンガポール	SGP	11	29	46	65	91	150	227
マレーシア	MYS	50	90	137	178	227	359	684
タイ	THA	178	412	593	712	890	1,328	1,878
インドネシア	IDN	529	996	1,192	1,333	1,591	2,490	4,523
フィリピン	PHL	152	252	386	461	556	826	1,433
インド	IND	2,531	4,642	6,294	7,363	9,054	12,934	23,433
ベトナム	VNM	290	516	578	630	789	1,300	2,374
オーストラリア	AUS	141	236	299	361	418	552	753
ニュージーランド	NZL	31	45	57	67	79	108	135
ブラジル	BRA	456	888	1,326	1,630	2,034	3,096	5,427

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	9.0	17.2	22.9	26.3	28.5	30.4	36.3
アメリカ	USA	11.4	12.3	13.0	14.8	16.7	20.7	22.2
カナダ	CAN	9.4	12.5	14.2	16.1	18.3	23.5	26.4
イギリス	GBR	14.9	15.8	16.2	17.8	18.4	21.4	24.7
ドイツ	DEU	15.7	16.2	20.6	21.2	22.7	28.0	32.3
フランス	FRA	13.9	16.1	17.0	19.1	20.8	23.9	26.3
イタリア	ITA	13.3	18.1	20.4	22.4	24.0	28.6	35.1
スウェーデン	SWE	16.3	17.3	18.2	19.9	20.7	22.2	23.8
ロシア	RUS	10.3	12.4	13.1	13.4	15.2	18.8	20.9
中国	CHN	4.5	6.7	8.2	9.6	12.1	17.2	27.6
香港	HKG	5.9	11.0	12.9	15.1	18.2	26.3	34.5
韓国	KOR	3.9	7.3	11.1	13.1	15.8	23.7	35.1
シンガポール	SGP	4.7	7.3	9.0	11.7	15.1	23.3	33.9
マレーシア	MYS	3.6	3.8	4.9	5.9	7.0	9.9	16.8
タイ	THA	3.7	6.6	8.9	10.5	13.0	19.5	30.1
インドネシア	IDN	3.6	4.7	4.9	5.2	5.9	8.4	14.0
フィリピン	PHL	3.2	3.2	4.2	4.6	5.1	6.7	9.7
インド	IND	3.6	4.4	5.1	5.6	6.5	8.5	13.7
ベトナム	VNM	5.3	6.4	6.5	6.7	8.0	12.4	21.0
オーストラリア	AUS	9.6	12.4	13.5	15.0	16.3	19.4	22.5
ニュージーランド	NZL	9.8	11.8	13.0	14.9	16.7	21.2	24.1
ブラジル	BRA	3.7	5.1	6.7	7.8	9.4	13.5	22.8

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2016年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2016

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	61,418	64,906	160,686	163,432	18,000	18,286	32,111	33,000
0～4歳/Age	2,692	2,552	10,019	9,577	991	941	2,043	1,945
5～9	2,757	2,616	10,548	10,119	1,018	973	2,080	1,987
10～14	2,845	2,710	10,628	10,207	963	912	1,811	1,730
15～19	3,031	2,888	10,571	10,049	1,065	1,006	1,906	1,817
20～24	3,095	2,958	11,928	11,222	1,265	1,212	2,124	2,063
25～29	3,432	3,273	11,458	10,869	1,249	1,233	2,255	2,192
30～34	3,746	3,582	11,270	11,012	1,270	1,275	2,214	2,203
35～39	4,110	3,991	10,101	9,929	1,208	1,221	2,039	2,033
40～44	4,846	4,740	10,321	10,316	1,175	1,181	2,067	2,105
45～49	4,457	4,408	10,295	10,156	1,192	1,189	2,293	2,357
50～54	3,991	3,983	11,219	11,326	1,391	1,377	2,323	2,400
55～59	3,707	3,761	11,029	11,380	1,347	1,344	1,989	2,045
60～64	4,025	4,199	9,394	10,043	1,131	1,153	1,664	1,729
65～69	4,503	4,870	7,860	8,649	972	1,017	1,764	1,876
70～74	3,731	4,297	5,549	6,494	693	762	1,346	1,481
75～79	2,838	3,554	3,732	4,539	467	552	975	1,151
80～84	2,022	2,973	2,523	3,434	322	424	669	886
85～89	1,126	2,100	1,488	2,430	192	304	360	581
90～	465	1,450	753	1,680	90	211	190	419
65～	14,684	19,244	21,905	27,226	2,736	3,270	5,304	6,395

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	39,670	41,012	31,480	33,188	29,082	30,719	4,925	4,927
0～4歳/Age	1,756	1,661	2,011	1,911	1,291	1,215	302	287
5～9	1,735	1,645	2,031	1,947	1,440	1,358	305	289
10～14	1,830	1,738	2,046	1,963	1,452	1,375	275	262
15～19	2,035	1,935	1,973	1,885	1,441	1,368	256	239
20～24	2,206	2,117	1,848	1,818	1,498	1,425	347	330
25～29	2,540	2,478	1,924	1,941	1,564	1,506	345	331
30～34	2,649	2,587	1,989	2,020	1,679	1,634	318	303
35～39	2,440	2,386	1,914	1,943	1,939	1,903	306	294
40～44	2,355	2,342	2,114	2,151	2,298	2,276	313	306
45～49	3,250	3,194	2,125	2,183	2,413	2,436	357	347
50～54	3,528	3,447	2,118	2,191	2,351	2,414	318	308
55～59	3,135	3,093	1,989	2,110	2,051	2,145	294	290
60～64	2,627	2,672	1,883	2,035	1,795	1,931	269	270
65～69	2,039	2,148	1,856	2,025	1,739	1,926	311	319
70～74	1,935	2,187	1,246	1,361	1,377	1,609	251	259
75～79	1,853	2,335	969	1,183	1,195	1,521	163	183
80～84	1,045	1,497	764	1,118	846	1,229	104	138
85～89	519	969	451	821	475	857	61	100
90～	193	583	229	583	237	591	31	71
65～	7,584	9,720	5,516	7,091	5,869	7,733	920	1,070

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	66,648	76,791	712,290	670,033	3,450	3,896	25,097	25,407
0～4歳/Age	4,799	4,535	44,734	38,730	204	193	1,184	1,104
5～9	4,185	3,991	42,885	36,742	134	124	1,168	1,102
10～14	3,660	3,488	40,624	35,057	129	120	1,238	1,150
15～19	3,195	3,040	40,589	35,627	177	167	1,630	1,501
20～24	4,223	4,004	52,641	47,064	229	218	1,869	1,669
25～29	6,147	5,981	66,934	61,680	238	240	1,741	1,541
30～34	6,120	6,058	53,975	50,911	239	300	1,872	1,773
35～39	5,315	5,528	47,695	45,304	236	327	1,939	1,883
40～44	4,928	5,210	58,690	55,871	239	332	2,096	2,064
45～49	4,008	4,437	63,389	61,502	249	336	2,111	2,107
50～54	4,840	5,630	53,089	51,277	291	352	2,065	2,075
55～59	4,746	5,994	40,958	39,624	301	322	1,908	1,964
60～64	4,053	5,750	39,522	38,936	249	258	1,407	1,492
65～69	2,501	3,849	27,399	27,799	188	192	1,042	1,150
70～74	1,327	2,570	17,284	17,700	118	117	778	961
75～79	1,410	3,243	11,703	12,682	98	102	573	832
80～84	745	1,988	6,627	8,176	73	94	317	587
85～89	355	1,125	2,674	3,796	40	63	119	306
90～	93	371	878	1,555	17	41	41	146
65～	6,431	13,146	66,565	71,708	534	609	2,869	3,982

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,811	2,886	15,230	15,521	33,572	34,574	131,169	129,412
0～4歳/Age	140	130	1,330	1,235	1,919	1,821	12,950	12,441
5～9	145	140	1,135	1,173	2,048	1,942	11,797	11,178
10～14	160	154	1,244	1,326	2,116	2,031	12,038	11,340
15～19	181	173	1,333	1,420	2,194	2,136	11,862	11,251
20～24	196	190	1,426	1,468	2,264	2,254	10,839	10,464
25～29	184	182	1,491	1,443	2,301	2,325	9,884	9,982
30～34	191	203	1,419	1,414	2,472	2,469	10,551	10,648
35～39	207	225	1,133	1,122	2,727	2,720	10,105	10,044
40～44	227	239	993	960	2,803	2,836	9,444	9,261
45～49	224	231	887	903	2,777	2,867	8,442	8,312
50～54	234	233	769	843	2,564	2,691	7,065	7,097
55～59	222	220	652	716	2,245	2,427	5,773	5,772
60～64	181	183	502	550	1,809	1,968	4,239	4,050
65～69	135	142	378	411	1,271	1,406	2,648	2,904
70～74	77	86	237	257	839	998	1,754	2,091
75～79	53	65	160	165	602	792	1,064	1,446
80～84	32	46	91	79	366	514	477	734
85～89	14	26	37	28	181	261	188	308
90～	7	18	13	10	76	118	47	89
65～	317	383	916	949	3,335	4,089	6,178	7,572

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2016年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		ベトナム VNM		オーストラリア AUS	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	51,565	50,685	687,626	639,175	46,729	47,715	12,143	12,166
0～4歳/Age	5,849	5,515	64,679	58,226	4,082	3,670	797	757
5～9	5,492	5,257	66,672	59,810	3,856	3,503	803	759
10～14	5,356	4,943	67,024	59,975	3,449	3,234	741	707
15～19	5,244	4,890	65,366	58,702	3,463	3,277	766	718
20～24	4,943	4,785	62,558	56,476	4,352	4,173	861	807
25～29	4,272	4,152	59,341	54,525	4,431	4,335	915	887
30～34	3,714	3,645	55,057	51,068	4,050	4,034	919	905
35～39	3,404	3,329	48,318	45,201	3,616	3,653	783	788
40～44	3,030	2,978	42,591	40,086	3,345	3,385	845	856
45～49	2,723	2,715	37,259	35,343	3,034	3,069	778	788
50～54	2,297	2,327	32,477	31,069	2,719	2,835	802	802
55～59	1,849	1,931	27,416	26,535	2,270	2,520	743	756
60～64	1,355	1,464	22,354	21,937	1,625	1,933	640	663
65～69	922	1,108	14,994	15,548	883	1,194	604	611
70～74	544	727	9,859	10,748	551	839	444	460
75～79	336	512	6,269	7,284	419	723	312	339
80～84	168	281	3,382	4,100	317	637	211	261
85～89	54	103	1,457	1,797	170	400	122	183
90～	13	24	555	744	97	301	58	120
65～	2,038	2,755	36,516	40,221	2,437	4,093	1,751	1,973

年齢階級 Age group	ニュージーランド NZL		ブラジル BRA	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,230	2,335	103,013	106,555
0～4歳/Age	156	149	7,774	7,458
5～9	161	153	7,694	7,397
10～14	152	146	8,714	8,389
15～19	157	149	8,928	8,626
20～24	164	160	8,461	8,236
25～29	143	149	8,651	8,527
30～34	135	146	8,911	8,920
35～39	125	137	8,236	8,391
40～44	147	164	7,145	7,459
45～49	146	160	6,412	6,877
50～54	157	170	5,976	6,544
55～59	143	153	4,939	5,515
60～64	122	130	3,894	4,477
65～69	114	120	2,842	3,409
70～74	84	90	1,914	2,437
75～79	57	64	1,317	1,821
80～84	36	44	744	1,145
85～89	22	33	344	630
90～	10	21	116	296
65～	324	372	7,277	9,739

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。出生率・死亡率とも中位で推移した場合。

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1980～ 1985	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	23.8	12.8	8.9	8.7	8.3	8.1	7.8	8.0
アメリカ	USA	24.4	15.4	14.1	13.9	12.6	12.6	12.2	11.6
カナダ	CAN	27.4	14.6	10.6	11.1	10.9	10.5	9.8	9.7
イギリス	GBR	15.1	12.8	11.4	12.6	12.6	12.4	11.4	11.2
ドイツ	DEU	15.6	10.7	8.7	8.3	8.3	8.7	8.4	8.1
フランス	FRA	19.1	14.1	12.7	12.7	12.4	11.9	11.5	11.1
イタリア	ITA	18.2	10.9	9.4	9.5	8.6	8.3	8.1	8.4
スウェーデン	SWE	15.4	11.3	10.8	11.9	12.0	12.2	11.4	11.8
ロシア	RUS	26.9	16.7	9.8	11.3	12.7	12.3	10.2	12.1
中国	CHN	42.2	21.4	12.1	12.2	12.4	11.4	9.0	8.8
香港	HKG	39.0	15.4	8.4	8.9	10.1	9.8	8.3	8.5
韓国	KOR	35.8	20.4	10.2	9.6	9.2	9.1	8.9	7.4
シンガポール	SGP	46.5	17.0	11.3	10.1	9.3	8.7	8.0	6.7
マレーシア	MYS	42.7	29.5	19.7	17.0	16.9	16.6	14.6	11.2
タイ	THA	42.5	24.2	13.5	12.2	11.2	9.9	8.6	7.7
インドネシア	IDN	42.7	31.7	21.6	21.3	20.5	18.5	15.9	13.3
フィリピン	PHL	48.6	35.7	28.8	25.6	24.0	22.7	20.2	16.3
インド	IND	43.6	35.5	25.3	22.9	20.4	19.1	16.6	12.7
ベトナム	VNM	39.8	31.4	16.9	17.3	17.4	16.2	13.0	11.7
オーストラリア	AUS	23.0	15.5	12.8	13.8	13.5	13.0	11.6	11.3
ニュージーランド	NZL	25.6	15.9	14.2	14.9	13.7	12.9	12.1	10.9
ブラジル	BRA	44.2	30.9	19.8	16.4	15.1	14.0	12.0	9.7

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1980～ 1985	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	9.4	6.3	7.9	8.9	10.0	10.9	12.6	14.2
アメリカ	USA	9.6	8.8	8.5	8.2	8.2	8.4	9.0	10.4
カナダ	CAN	8.6	7.0	7.2	7.3	7.3	7.5	8.2	10.6
イギリス	GBR	11.8	11.8	10.2	9.4	9.2	9.1	9.2	10.3
ドイツ	DEU	11.1	12.2	10.3	10.3	10.8	11.3	12.0	14.1
フランス	FRA	12.8	10.2	9.0	8.7	8.9	9.1	9.4	10.8
イタリア	ITA	10.0	9.8	9.8	9.7	9.7	10.2	11.1	13.2
スウェーデン	SWE	9.8	11.1	10.4	9.9	9.4	9.0	9.1	9.7
ロシア	RUS	11.0	11.3	16.0	14.9	13.9	14.3	14.6	15.9
中国	CHN	23.1	6.6	6.2	6.5	7.0	7.4	8.6	12.5
香港	HKG	7.6	4.8	5.5	5.9	6.0	6.6	7.8	11.8
韓国	KOR	16.4	6.4	5.2	5.2	5.5	6.1	7.6	12.3
シンガポール	SGP	9.0	4.8	4.5	4.5	4.5	5.1	6.7	11.3
マレーシア	MYS	14.4	5.5	4.4	4.6	4.8	5.2	6.0	8.2
タイ	THA	15.5	6.8	7.0	7.2	7.7	8.4	10.0	14.5
インドネシア	IDN	21.4	9.2	7.4	7.2	7.2	7.2	7.9	10.4
フィリピン	PHL	13.3	7.8	6.1	6.1	6.7	6.8	7.2	8.4
インド	IND	26.8	12.7	8.4	7.9	7.4	7.3	7.5	8.8
ベトナム	VNM	14.6	7.2	5.5	5.6	5.8	5.9	6.6	9.3
オーストラリア	AUS	9.3	7.3	6.8	6.6	6.7	6.7	7.0	8.3
ニュージーランド	NZL	9.2	8.1	7.1	6.9	6.8	6.9	7.4	9.6
ブラジル	BRA	15.6	8.3	5.9	5.9	6.1	6.3	7.0	9.3

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

		(歳/years old)							
		2000～2005年		2005～2010		2010～2015		2015～2020	
		男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
日本	JPN	78.3	85.2	79.1	86.0	80.0	86.5	80.8	87.3
アメリカ	USA	74.5	79.7	75.6	80.6	76.5	81.3	77.3	81.9
カナダ	CAN	77.2	82.1	78.3	82.9	79.7	83.8	80.8	84.4
イギリス	GBR	76.0	80.6	77.5	81.7	78.5	82.4	79.4	83.1
ドイツ	DEU	75.6	81.4	77.1	82.3	78.2	83.1	79.3	83.8
フランス	FRA	75.8	83.1	77.4	84.3	78.8	84.9	80.0	85.6
イタリア	ITA	77.2	83.0	78.7	84.0	80.3	85.2	81.3	86.0
スウェーデン	SWE	77.8	82.3	79.0	83.1	80.1	83.7	81.1	84.4
ロシア	RUS	58.6	72.0	61.0	73.7	64.2	75.6	64.7	76.1
中国	CHN	71.4	74.4	72.9	76.1	74.0	77.0	75.0	78.1
香港	HKG	78.5	84.3	79.4	85.4	80.9	86.6	81.7	87.4
韓国	KOR	73.8	80.8	76.5	83.2	78.0	84.6	79.5	85.7
シンガポール	SGP	76.7	81.8	78.7	83.7	79.6	85.6	80.6	86.7
マレーシア	MYS	71.3	75.4	71.7	76.1	72.2	76.9	73.0	77.7
タイ	THA	67.7	74.9	69.8	76.6	70.8	77.6	71.8	78.5
インドネシア	IDN	64.9	68.5	65.6	69.8	66.6	70.7	67.4	71.7
フィリピン	PHL	63.9	70.2	64.4	70.9	64.7	71.6	65.4	72.4
インド	IND	62.7	64.5	64.5	66.5	66.1	68.9	67.7	70.6
ベトナム	VNM	68.9	78.7	69.7	79.7	70.7	80.3	71.7	80.8
オーストラリア	AUS	77.7	82.7	79.1	83.7	79.9	84.3	81.1	85.0
ニュージーランド	NZL	76.7	81.3	78.2	82.2	79.7	83.4	80.8	84.0
ブラジル	BRA	67.3	75.0	68.8	76.4	70.3	77.9	71.8	79.1

資料出所 UN (2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015～2020年は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

(歲/years old)											
		完全生命表/Complete life table				簡易生命表/Abridged life table					
		1995年	2000	2005	2010	2009	2011	2012	2013	2014	2015
男性/Male		76.38	77.72	78.56	79.55	79.59	79.44	79.94	80.21	80.50	80.79
女性/Female		82.85	84.60	85.52	86.30	86.44	85.90	86.41	86.61	86.83	87.05

資料出所 厚生労働省(2016.7)「平成27年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したもの。

なお、「第22回生命表(完全生命表, 2017年3月公表)」によると、2015年は男性が80.75歳、女性が86.99歳。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.34	1.40	1.46	1.52	1.69
アメリカ	USA	3.33	2.03	2.00	2.04	2.06	1.89	1.90	1.90	1.92
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.64	1.61	1.56	1.56	1.67
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.88	1.92	1.91	1.90	1.89
ドイツ	DEU	2.13	1.30	1.35	1.35	1.36	1.39	1.44	1.47	1.62
フランス	FRA	2.75	1.71	1.76	1.88	1.97	2.00	1.99	1.98	1.96
イタリア	ITA	2.36	1.27	1.22	1.30	1.42	1.43	1.49	1.54	1.71
スウェーデン	SWE	2.24	2.01	1.56	1.67	1.89	1.92	1.93	1.93	1.94
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.66	1.72	1.76	1.87
中国	CHN	6.11	2.00	1.48	1.50	1.53	1.55	1.59	1.63	1.74
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.96	1.03	1.20	1.30	1.38	1.63
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.23	1.26	1.33	1.39	1.60
シンガポール	SGP	6.61	1.73	1.57	1.35	1.26	1.23	1.26	1.29	1.38
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.45	2.07	1.97	1.90	1.83	1.72
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.60	1.56	1.53	1.46	1.42	1.58
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.48	2.50	2.50	2.36	2.24	1.91
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.04	2.87	2.72	2.20
インド	IND	5.90	3.83	3.48	3.14	2.80	2.48	2.34	2.23	1.89
ベトナム	VNM	5.40	3.23	2.25	1.92	1.93	1.96	1.95	1.94	1.92
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.79	1.77	1.95	1.92	1.86	1.83	1.78
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.05	1.99	1.94	1.82
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.82	1.74	1.69	1.67

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による中位推計値。

- 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

		1995年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45
アメリカ	USA	1.98	2.06	2.06	1.93	1.89	1.88	1.86	1.86	1.84
カナダ	CAN	1.64	1.49	1.54	1.63	1.61	1.61	—	—	—
イギリス	GBR	1.71	1.64	1.76	1.92	1.91	1.92	1.83	*1.81	*1.80
ドイツ	DEU	1.25	1.38	1.34	1.39	1.39	1.41	1.42	1.47	1.50
フランス	FRA	1.71	1.89	1.94	2.03	2.01	2.01	1.99	2.01	1.96
イタリア	ITA	1.19	1.26	1.34	1.46	1.44	1.43	1.39	1.37	1.35
オランダ	NLD	1.53	1.72	1.71	1.79	1.76	1.72	1.68	1.71	1.66
ベルギー	BEL	1.56	1.67	1.76	1.86	1.81	1.79	1.75	1.73	1.70
デンマーク	DNK	1.80	1.77	1.80	1.87	1.75	1.73	1.67	1.69	1.71
スウェーデン	SWE	1.73	1.54	1.77	1.98	1.90	1.91	1.89	1.88	1.85
香港	HKG	1.30	1.03	0.96	1.13	1.20	1.29	1.12	1.23	1.20
韓国	KOR	1.63	1.47	1.08	1.23	1.24	1.30	1.19	1.21	1.24
シンガポール	SGP	1.67	1.60	1.26	1.15	1.20	1.29	1.19	1.25	1.24
オーストラリア	AUS	1.83	1.76	1.85	1.98	1.95	1.93	1.91	1.88	1.84

資料出所 日本:厚生労働省(2016.12)「平成28年人口動態統計の年間推計」

*…推計値

アメリカ:疾病管理予防センター(CDC)(2016.6) *National Vital Statistics Reports*

カナダ:カナダ統計局(<http://www.statcan.gc.ca/>)2016年9月現在

欧州:Eurostat Database(<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>)2017年2月現在

カナダ・ドイツ(1995年):国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」

香港:香港統計局(<http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>)2016年10月現在

韓国:韓国統計庁(<http://kosis.kr/>)2016年10月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2016.7) *Yearbook of Statistics Singapore 2016*

オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2016.11) *Births, Australia 2015*

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

		(千人/thousands)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	67,660	66,510	66,320	65,910	65,550	65,770	65,870	65,980
(65歳/years old~)		4,930	5,040	5,850	5,830	6,090	6,500	6,960	7,440
アメリカ		142,583	149,321	153,886	153,615	154,973	155,388	155,923	157,131
(65~)	USA	4,312	5,278	6,717	7,111	7,727	8,115	8,358	8,802
カナダ		15,842	17,292	18,450	18,619	18,810	19,038	19,125	19,278
(65~)	CAN	215	319	511	552	608	663	712	740
イギリス		28,742	30,133	31,560	31,868	32,129	32,347	32,639	32,765
(65~)	GBR	469	590	845	906	967	1,051	1,126	1,159
ドイツ		39,531	41,040	41,783	41,228	41,330	41,694	41,944	42,161
(65~)	DEU	363	521	670	749	813	899	972	1,044
フランス		25,755	27,303	28,236	28,248	28,474	28,590	29,403	29,429
(65~)	FRA	94	111	154	198	239	247	280	312
イタリア		23,720	24,284	24,583	24,660	25,257	25,259	25,515	25,498
(65~)	ITA	336	351	380	387	425	443	476	501
スウェーデン		4,505	4,707	4,948	5,016	5,060	5,115	5,184	5,223
(65~74)	SWE	77	77	124	132	153	155	182	184
EU-15		173,719	183,726	190,914	190,721	192,070	192,561	193,949	194,396
(65~)		2,032	2,471	3,128	3,300	3,584	3,762	4,034	4,230
ロシア		72,770	73,581	75,478	75,779	75,676	75,529	75,428	76,588
(65~72)	RUS	1,106	1,264	840	841	824	863	855	928
香港		3,383	3,538	3,631	3,703	3,785	3,859	3,876	3,910
(65~)	HKG	44	45	49	55	65	77	88	99
韓国		22,134	23,743	24,749	25,099	25,501	25,873	26,536	26,912
(65~)	KOR	1,007	1,361	1,587	1,661	1,821	1,927	2,045	2,086
シンガポール ²⁾		1,577	1,745	2,047	2,080	2,120	2,139	2,185	2,232
(65~)	SGP	25	32	62	31	34	100	119	120
タイ		24,064	36,843	39,093	39,623	39,843	39,467	38,811	38,767
(60~)	THA	1,469	2,604	3,056	3,249	3,408	3,454	3,853	3,929
インドネシア ³⁾		95,651	105,802	116,528	116,098	119,850	120,172	121,873	122,380
(60~)	IDN	7,590	8,388	8,955	8,675	9,197	9,484	10,155	10,227
フィリピン		30,908	35,494	38,893	40,005	40,426	41,022	41,379	41,342
(65~)	PHL	1,471	1,484	1,525	1,526	1,525	1,540	1,546	1,565
オーストラリア		9,498	10,404	11,628	11,815	11,973	12,137	12,278	12,504
(65~)	AUS	143	193	322	346	385	403	426	435
ニュージーランド		1,917	2,165	2,308	2,340	2,346	2,375	2,446	2,501
(65~)	NZL	33	55	91	105	114	123	132	141
ブラジル ⁴⁾		82,702	94,578	—	100,440	101,536	102,517	105,875	—
(65~)	BRA	2,586	2,960	—	3,164	3,390	3,475	3,968	—

資料出所 日本:総務省(2016.1)「労働力調査(長期時系列)」

OECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年11月現在

その他の国: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年11月現在, 各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

上段: 原則15歳以上。アメリカ, イギリスは16歳以上, イタリアの2009年以降は16歳以上, スウェーデンの2008年以前は16~74歳迄, 2009年以降は15~74歳迄を対象。

下段: 原則65歳以上。タイ及びインドネシアは60歳以上を対象。

1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2014年以前は6月の数値, 2015年は年平均値。

3) 2000年は年平均値, 2005年は2月, 2010年以降は8月の数値。

4) 2000年の欄は2001年の値であり, 北西部農村地域の6州を除く。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2015年）
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2015

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本 ¹⁾									JPN
15-19	5,980	3,060	2,920	980	490	490	16.4	16.0	16.8
20-24	6,220	3,200	3,020	4,270	2,200	2,070	68.6	68.8	68.5
25-29	6,550	3,360	3,190	5,680	3,130	2,560	86.7	93.2	80.3
30-34	7,340	3,730	3,610	6,140	3,570	2,570	83.7	95.7	71.2
35-39	8,410	4,260	4,150	7,080	4,100	2,980	84.2	96.2	71.8
40-44	9,790	4,960	4,840	8,390	4,770	3,620	85.7	96.2	74.8
45-49	8,700	4,380	4,320	7,540	4,200	3,350	86.7	95.9	77.5
50-54	7,930	3,970	3,960	6,790	3,770	3,020	85.6	95.0	76.3
55-59	7,570	3,760	3,810	6,140	3,500	2,630	81.1	93.1	69.0
60-64	8,580	4,210	4,370	5,520	3,320	2,210	64.3	78.9	50.6
65-69	9,610	4,640	4,970	4,100	2,510	1,590	42.7	54.1	32.0
70-74	7,790	3,620	4,170	1,970	1,190	780	25.3	32.9	18.7
75～	16,300	6,300	10,000	1,370	830	540	8.4	13.2	5.4
15-64	77,070	38,880	38,180	58,530	33,030	25,500	75.9	85.0	66.8
65～	33,700	14,560	19,140	7,440	4,530	2,920	22.1	31.1	15.3
計(15～)	110,770	53,440	57,330	65,980	37,560	28,420	59.6	70.3	49.6
アメリカ ²⁾									USA
16-19	16,619	8,430	8,189	5,700	2,885	2,815	34.3	34.2	34.4
20-24	21,971	11,012	10,959	15,523	8,038	7,485	70.7	73.0	68.3
25-29	21,716	10,778	10,938	17,494	9,418	8,076	80.6	87.4	73.8
30-34	21,055	10,364	10,691	17,153	9,359	7,794	81.5	90.3	72.9
35-39	19,886	9,757	10,129	16,267	8,813	7,454	81.8	90.3	73.6
40-44	19,815	9,687	10,128	16,337	8,744	7,593	82.4	90.3	75.0
45-49	20,531	10,061	10,470	16,640	8,839	7,801	81.0	87.9	74.5
50-54	22,106	10,778	11,328	17,262	9,055	8,207	78.1	84.0	72.4
55-59	21,524	10,421	11,103	15,394	8,032	7,362	71.5	77.1	66.3
60-64	19,070	9,097	9,973	10,559	5,595	4,964	55.4	61.5	49.8
65-69	15,976	7,489	8,487	5,125	2,755	2,370	32.1	36.8	27.9
70-74	11,329	5,223	6,106	2,104	1,191	913	18.6	22.8	15.0
75～	19,203	8,004	11,199	1,573	898	675	8.2	11.2	6.0
16-64	204,293	100,385	103,908	148,329	78,778	69,551	72.6	78.5	66.9
65～	46,508	20,716	25,792	8,802	4,844	3,958	18.9	23.4	15.3
計(16～)	250,801	121,101	129,700	157,131	83,622	73,509	62.7	69.1	56.7

資料出所 日本:総務省統計局(2016.5)「労働力調査(基本集計)」
OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年11月現在
タイ:国家統計庁 (<http://www.nso.go.th/>) 2017年1月現在
フィリピン:労働雇用統計局(2016.11) *Gender Statistics on Labor and Employment 2016*
その他の国:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年11月現在

(注) 注記がない限り、15歳以上の人口を対象。

- 1) 国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは除く。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。実数の千人単位は非公表のため、全て0とした。
- 2) 16歳以上を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。プエルトリコ、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島、アメリカ領サモアを除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2015年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
カナダ ³⁾									CAN
15-19	2,034	1,045	989	1,016	507	509	49.9	48.5	51.4
20-24	2,398	1,225	1,174	1,831	947	885	76.4	77.3	75.4
25-29	2,398	1,198	1,200	2,037	1,066	971	84.9	89.0	80.9
30-34	2,446	1,213	1,233	2,112	1,121	991	86.4	92.5	80.3
35-39	2,337	1,154	1,183	2,040	1,071	970	87.3	92.8	82.0
40-44	2,315	1,156	1,159	2,035	1,070	965	87.9	92.6	83.3
45-49	2,367	1,176	1,191	2,070	1,071	1,000	87.5	91.0	83.9
50-54	2,724	1,368	1,356	2,311	1,204	1,107	84.9	88.0	81.7
55-59	2,559	1,275	1,285	1,897	1,016	881	74.1	79.7	68.6
60-64	2,199	1,085	1,114	1,187	653	534	54.0	60.2	47.9
65-69	1,880	917	963	488	293	195	26.0	32.0	20.2
70-74	1,378	651	727	170	103	67	12.3	15.8	9.2
75～	2,245	963	1,282	83	61	22	3.7	6.3	1.7
15-64	23,777	11,893	11,883	18,538	9,726	8,812	78.0	81.8	74.2
65～	5,503	2,530	2,973	740	457	284	13.4	18.0	9.5
計(15～)	29,280	14,424	14,856	19,278	10,183	9,096	65.8	70.6	61.2
イギリス ⁴⁾									GBR
15-19	3,016	1,543	1,473	1,351	657	694	44.8	42.6	47.1
20-24	4,242	2,145	2,097	3,151	1,669	1,482	74.3	77.8	70.7
25-29	4,402	2,208	2,195	3,735	2,014	1,721	84.8	91.2	78.4
30-34	4,331	2,147	2,183	3,699	1,998	1,700	85.4	93.1	77.9
35-39	4,022	1,997	2,025	3,484	1,869	1,616	86.6	93.6	79.8
40-44	4,248	2,093	2,155	3,683	1,954	1,729	86.7	93.3	80.2
45-49	4,581	2,251	2,330	3,970	2,039	1,932	86.7	90.6	82.9
50-54	4,509	2,220	2,289	3,822	1,976	1,846	84.8	89.0	80.6
55-59	3,897	1,919	1,978	2,951	1,544	1,407	75.7	80.4	71.2
60-64	3,465	1,695	1,770	1,759	1,026	733	50.8	60.5	41.4
65-69	3,572	1,733	1,840	771	460	311	21.6	26.5	16.9
70-74	2,685	1,277	1,408	269	163	107	10.0	12.7	7.6
75～	4,969	2,124	2,845	120	82	38	2.4	3.9	1.3
15-64	40,713	20,219	20,495	31,606	16,745	14,860	77.6	82.8	72.5
65～	11,226	5,133	6,093	1,159	704	455	10.3	13.7	7.5
計(15～)	51,939	25,352	26,588	32,765	17,450	15,316	63.1	68.8	57.6

3) フルタイムの軍人, 施設人口を除く。

4) 16歳以上を対象。職業軍人を含み, 徴集兵を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ドイツ ⁵⁾									DEU
15-19	4,034	2,107	1,927	1,116	620	496	27.7	29.4	25.8
20-24	4,352	2,237	2,115	2,978	1,573	1,406	68.4	70.3	66.5
25-29	5,101	2,604	2,497	4,227	2,245	1,982	82.9	86.2	79.4
30-34	5,077	2,570	2,507	4,415	2,411	2,004	87.0	93.8	79.9
35-39	4,910	2,456	2,453	4,328	2,327	2,001	88.2	94.7	81.6
40-44	5,188	2,624	2,565	4,628	2,474	2,154	89.2	94.3	84.0
45-49	6,482	3,298	3,184	5,836	3,103	2,732	90.0	94.1	85.8
50-54	6,742	3,377	3,365	5,898	3,094	2,804	87.5	91.6	83.3
55-59	5,883	2,914	2,969	4,770	2,508	2,262	81.1	86.1	76.2
60-64	5,195	2,506	2,689	2,921	1,571	1,350	56.2	62.7	50.2
65-69	4,237	2,020	2,217	621	374	247	14.7	18.5	11.2
70-74	4,343	2,033	2,310	269	176	93	6.2	8.7	4.0
75～	8,526	3,528	4,998	153	102	51	1.8	2.9	1.0
15-64	52,964	26,694	26,270	41,117	21,926	19,191	77.6	82.1	73.1
65～	17,106	7,581	9,525	1,044	651	392	6.1	8.6	4.1
計(15～)	70,070	34,275	35,795	42,161	22,577	19,583	60.2	65.9	54.7
フランス ⁶⁾									FRA
15-19	3,878	1,975	1,903	521	315	206	13.4	16.0	10.8
20-24	3,593	1,784	1,809	2,238	1,191	1,048	62.3	66.7	57.9
25-29	3,868	1,894	1,974	3,277	1,722	1,554	84.7	90.9	78.7
30-34	4,044	1,974	2,070	3,525	1,849	1,676	87.2	93.7	80.9
35-39	4,004	1,967	2,037	3,553	1,855	1,698	88.7	94.3	83.4
40-44	4,453	2,202	2,251	4,012	2,070	1,942	90.1	94.0	86.3
45-49	4,430	2,180	2,250	3,913	1,999	1,914	88.3	91.7	85.1
50-54	4,423	2,157	2,266	3,780	1,941	1,839	85.5	90.0	81.1
55-59	4,180	2,018	2,162	3,112	1,581	1,532	74.5	78.3	70.9
60-64	4,003	1,906	2,096	1,186	579	607	29.6	30.4	29.0
65-69	3,745	1,767	1,977	228	132	96	6.1	7.4	4.9
70-74	2,425	1,120	1,304	58	35	22	2.4	3.2	1.7
75～	5,445	2,159	3,287	26	17	10	0.5	0.8	0.3
15-64	40,876	20,057	20,820	29,117	15,103	14,015	71.2	75.3	67.3
65～	11,615	5,046	6,568	312	184	128	2.7	3.6	1.9
計(15～)	52,491	25,103	27,388	29,429	15,286	14,143	56.1	60.9	51.6

5) 国内居住者を対象。軍人を含む。

6) 海外県、軍人を除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2015年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア ⁷⁾									ITA
15-19	2,292	1,183	1,110	199	126	73	8.7	10.6	6.6
20-24	3,072	1,574	1,498	1,355	803	552	44.1	51.0	36.9
25-29	3,260	1,644	1,615	2,195	1,221	974	67.3	74.3	60.3
30-34	3,578	1,793	1,785	2,768	1,567	1,201	77.4	87.4	67.3
35-39	4,209	2,103	2,106	3,355	1,904	1,451	79.7	90.5	68.9
40-44	4,805	2,391	2,415	3,855	2,186	1,669	80.2	91.5	69.1
45-49	4,952	2,452	2,500	3,875	2,213	1,662	78.3	90.3	66.5
50-54	4,648	2,281	2,367	3,490	2,019	1,470	75.1	88.5	62.1
55-59	4,022	1,953	2,070	2,602	1,535	1,068	64.7	78.6	51.6
60-64	3,624	1,747	1,877	1,303	807	496	35.9	46.2	26.4
65-69	3,562	1,701	1,861	315	227	89	8.8	13.3	4.8
70-74	2,923	1,354	1,569	116	86	30	4.0	6.3	1.9
75～	6,550	2,588	3,962	70	60	10	1.1	2.3	0.2
15-64	38,462	19,119	19,343	24,997	14,382	10,615	65.0	75.2	54.9
65～	13,035	5,643	7,392	501	372	129	3.8	6.6	1.7
計(15～)	51,498	24,763	26,735	25,498	14,754	10,744	49.5	59.6	40.2
スウェーデン ⁸⁾									SWE
15-19	522	271	252	174	78	96	33.3	28.8	38.0
20-24	662	340	322	476	249	227	71.9	73.3	70.5
25-29	669	342	327	576	305	271	86.0	89.2	82.8
30-34	614	315	299	557	297	260	90.8	94.2	87.1
35-39	606	309	297	560	294	266	92.3	95.0	89.6
40-44	652	331	321	610	314	296	93.6	95.0	92.2
45-49	665	338	327	619	320	299	93.0	94.5	91.4
50-54	635	322	313	569	297	272	89.7	92.2	87.0
55-59	580	292	288	505	262	243	86.9	89.5	84.4
60-64	560	279	281	395	207	188	70.5	74.1	66.9
65-69	595	294	301	134	79	55	22.4	26.9	18.1
70-74	497	244	253	50	35	15	10.1	14.4	6.0
15-64	6,166	3,140	3,026	5,040	2,622	2,418	81.7	83.5	79.9
65-74	1,092	538	555	184	114	70	16.8	21.2	12.6
計(15-74)	7,258	3,678	3,580	5,223	2,736	2,487	72.0	74.4	69.5

7) 16歳以上を対象。軍人を含む。

8) 市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴集兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
EU-15									
15-19	19,596	10,058	9,538	4,846	2,574	2,273	24.7	25.6	23.8
20-24	22,542	11,436	11,106	14,278	7,616	6,662	63.3	66.6	60.0
25-29	24,424	12,272	12,152	20,067	10,642	9,425	82.2	86.7	77.6
30-34	25,612	12,769	12,843	22,074	11,844	10,230	86.2	92.8	79.7
35-39	26,568	13,254	13,314	23,179	12,422	10,757	87.2	93.7	80.8
40-44	28,477	14,222	14,254	24,876	13,306	11,569	87.4	93.6	81.2
45-49	30,253	15,087	15,166	26,121	13,875	12,246	86.3	92.0	80.7
50-54	29,775	14,739	15,036	24,781	13,223	11,558	83.2	89.7	76.9
55-59	26,453	12,973	13,479	19,504	10,506	8,998	73.7	81.0	66.8
60-64	23,846	11,538	12,307	10,440	5,854	4,587	43.8	50.7	37.3
65-69	22,240	10,623	11,617	2,716	1,675	1,041	12.2	15.8	9.0
70-74	18,101	8,457	9,644	997	657	340	5.5	7.8	3.5
75~	35,314	14,375	20,940	517	367	150	1.5	2.6	0.7
15-64	257,544	128,349	129,196	190,166	101,861	88,305	73.8	79.4	68.4
65~	75,655	33,455	42,200	4,230	2,699	1,531	5.6	8.1	3.6
計(15~)	333,200	161,804	171,396	194,396	104,560	89,836	58.3	64.6	52.4
ロシア ⁹⁾									RUS
15-19	7,058	3,612	3,445	613	369	244	8.7	10.2	7.1
20-24	10,119	5,158	4,961	5,894	3,301	2,593	58.2	64.0	52.3
25-29	12,724	6,422	6,302	11,179	6,135	5,044	87.9	95.5	80.0
30-34	11,858	5,924	5,934	10,583	5,666	4,917	89.2	95.6	82.9
35-39	10,777	5,263	5,514	9,862	5,008	4,854	91.5	95.2	88.0
40-44	9,897	4,803	5,094	9,169	4,542	4,627	92.6	94.6	90.8
45-49	9,347	4,439	4,908	8,602	4,151	4,451	92.0	93.5	90.7
50-54	11,364	5,236	6,128	9,877	4,672	5,205	86.9	89.2	84.9
55-59	10,816	4,727	6,089	6,980	3,702	3,278	64.5	78.3	53.8
60-64	9,106	3,749	5,357	2,900	1,466	1,433	31.8	39.1	26.8
65-72	7,708	2,874	4,834	928	420	508	12.0	14.6	10.5
15-64	103,067	49,333	53,733	75,660	39,012	36,647	73.4	79.1	68.2
計(15-72)	110,775	52,207	58,567	76,588	39,433	37,155	69.1	75.5	63.4

9) 定住人口。15歳から72歳までを対象。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2015年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
香港									HKG
15-19	360	185	175	44	21	22	12.2	11.6	12.8
20-24	446	221	226	280	137	144	62.8	61.9	63.7
25-29	512	225	287	457	210	247	89.2	93.6	85.8
30-34	580	232	348	506	224	282	87.3	96.3	81.2
35-39	560	224	336	471	216	255	84.1	96.7	75.8
40-44	577	237	340	479	227	252	83.1	95.8	74.2
45-49	570	245	325	470	231	239	82.4	94.4	73.4
50-54	653	302	351	505	275	230	77.3	91.0	65.5
55-59	607	299	308	400	246	154	65.8	82.3	49.8
60-64	472	233	239	200	134	66	42.4	57.6	27.5
65~	1,056	500	556	99	74	25	9.4	14.8	4.5
15-64	5,336	2,402	2,934	3,811	1,921	1,890	71.4	80.0	64.4
計(15~)	6,392	2,902	3,491	3,910	1,995	1,915	61.2	68.8	54.9
韓国 ¹⁰⁾									KOR
15-19	3,112	1,588	1,525	273	123	151	8.8	7.7	9.9
20-24	3,081	1,429	1,652	1,589	658	931	51.6	46.1	56.3
25-29	3,293	1,722	1,572	2,473	1,327	1,146	75.1	77.1	72.9
30-34	3,804	1,952	1,852	2,960	1,817	1,144	77.8	93.1	61.8
35-39	3,841	1,948	1,893	2,897	1,840	1,057	75.4	94.5	55.8
40-44	4,215	2,133	2,082	3,365	2,016	1,349	79.8	94.5	64.8
45-49	4,216	2,121	2,095	3,461	1,986	1,475	82.1	93.7	70.4
50-54	4,231	2,131	2,100	3,361	1,946	1,414	79.4	91.4	67.3
55-59	3,826	1,910	1,916	2,778	1,655	1,123	72.6	86.7	58.6
60-64	2,731	1,329	1,402	1,669	993	676	61.1	74.7	48.2
65-69	2,174	1,012	1,162	1,000	598	402	46.0	59.1	34.6
70-74	1,806	794	1,011	598	329	269	33.1	41.4	26.6
75~	2,689	994	1,695	489	254	234	18.2	25.6	13.8
15-64	36,349	18,261	18,088	24,826	14,361	10,464	68.3	78.6	57.9
65~	6,668	2,800	3,868	2,086	1,181	905	31.3	42.2	23.4
計(15~)	43,017	21,061	21,956	26,912	15,542	11,370	62.6	73.8	51.8

10) 国内居住者(軍人及び囚人を除く)。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
シンガポール ¹¹⁾									SGP
15-19	254	132	122	40	24	16	15.8	18.3	13.1
20-24	255	131	123	166	85	82	65.3	64.4	66.3
25-29	243	119	124	219	108	111	90.3	90.9	89.7
30-34	270	127	143	244	124	120	90.2	97.4	83.9
35-39	299	140	159	267	137	130	89.1	97.5	81.7
40-44	315	151	164	276	147	129	87.6	97.1	78.9
45-49	301	146	155	259	142	117	85.9	96.9	75.5
50-54	319	159	160	263	150	113	82.4	94.2	70.6
55-59	296	148	148	224	131	93	75.5	88.2	62.8
60-64	248	123	125	155	95	60	62.4	77.2	47.7
65～	467	208	259	120	75	46	25.8	36.0	17.6
15-64	2,800	1,377	1,423	2,112	1,141	971	75.4	82.9	68.2
計(15～)	3,267	1,585	1,682	2,232	1,216	1,016	68.3	76.7	60.4
タイ ¹²⁾									THA
15-19	4,685	2,371	2,313	899	613	285	19.2	25.9	12.3
20-24	4,946	2,488	2,458	3,242	1,831	1,411	65.5	73.6	57.4
25-29	4,757	2,392	2,364	4,139	2,232	1,907	87.0	93.3	80.7
30-34	4,862	2,423	2,439	4,364	2,330	2,034	89.8	96.2	83.4
35-39	5,296	2,600	2,696	4,758	2,516	2,242	89.8	96.8	83.2
40-49	10,915	5,282	5,633	9,735	5,080	4,655	89.2	96.2	82.6
50-59	9,358	4,458	4,899	7,701	4,130	3,571	82.3	92.6	72.9
60～	10,473	4,716	5,756	3,929	2,287	1,642	37.5	48.5	28.5
計(15～)	55,291	26,730	28,560	38,767	21,019	17,747	70.1	78.6	62.1
インドネシア ¹³⁾									IDN
15-19	22,108	11,298	10,810	6,060	3,596	2,464	27.4	31.8	22.8
20-24	21,468	10,842	10,626	14,283	8,761	5,522	66.5	80.8	52.0
25-29	20,830	10,467	10,364	15,274	9,908	5,366	73.3	94.7	51.8
30-34	20,459	10,178	10,282	15,265	9,878	5,387	74.6	97.1	52.4
35-39	19,838	9,901	9,937	15,175	9,687	5,488	76.5	97.8	55.2
40-44	18,349	9,222	9,128	14,524	9,029	5,495	79.2	97.9	60.2
45-49	16,332	8,186	8,146	12,910	7,986	4,924	79.1	97.6	60.5
50-54	13,835	6,899	6,936	10,678	6,536	4,142	77.2	94.7	59.7
55-59	11,049	5,561	5,488	7,985	4,941	3,044	72.3	88.9	55.5
60-64	8,021	4,053	3,968	4,966	3,153	1,813	61.9	77.8	45.7
65～	13,811	6,259	7,552	5,261	3,338	1,923	38.1	53.3	25.5
15-64	172,290	86,605	85,685	117,119	73,473	43,646	68.0	84.8	50.9
計(15～)	186,101	92,864	93,237	122,380	76,811	45,569	65.8	82.7	48.9

11) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。6月の数値。

12) 2015年第3四半期の数値。

13) 8月の数値。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2015年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
フィリピン									PHL
15-19	10,897	5,509	5,389	2,968	1,898	1,069	27.2	34.5	19.8
20-24	8,625	4,429	4,196	5,563	3,399	2,164	64.5	76.7	51.6
25-34	14,880	7,471	7,409	11,128	6,916	4,212	74.8	92.6	56.8
35-44	11,613	5,831	5,783	9,187	5,554	3,634	79.1	95.2	62.8
45-54	8,959	4,487	4,472	7,099	4,178	2,922	76.5	90.0	63.1
55-64	5,642	2,770	2,872	3,833	2,221	1,612	67.9	80.2	56.1
65～	4,316	1,920	2,396	1,565	897	668	36.2	46.7	27.8
15-64	60,616	30,497	30,121	39,778	24,166	15,613	65.6	79.2	51.8
計(15～)	64,936	32,417	32,519	41,342	25,062	16,280	63.7	77.3	50.1
オーストラリア ¹⁴⁾									AUS
15-19	1,476	757	719	795	392	403	53.9	51.8	56.0
20-24	1,651	844	807	1,309	694	615	79.3	82.3	76.2
25-29	1,746	874	872	1,452	782	670	83.2	89.5	76.8
30-34	1,739	867	872	1,450	802	648	83.4	92.5	74.3
35-39	1,572	781	791	1,303	718	585	82.9	91.9	74.0
40-44	1,645	813	832	1,388	736	652	84.3	90.5	78.3
45-49	1,563	772	791	1,321	695	626	84.5	90.0	79.1
50-54	1,553	765	787	1,274	668	606	82.0	87.3	77.0
55-59	1,451	714	737	1,063	575	489	73.3	80.5	66.3
60-64	1,288	633	654	714	406	308	55.5	64.1	47.1
65-69	1,154	571	584	294	178	117	25.5	31.1	20.0
70～	2,413	1,092	1,320	141	95	46	5.8	8.7	3.5
15-64	15,684	7,820	7,864	12,069	6,468	5,601	77.0	82.7	71.2
65～	3,567	1,663	1,904	435	273	163	12.2	16.4	8.5
計(15～)	19,251	9,483	9,768	12,504	6,740	5,764	65.0	71.1	59.0

14) 国内居住の定住人口。軍人を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ニュージーランド ¹⁵⁾									NZL
15-19	316	163	153	148	76	72	46.9	46.9	46.9
20-24	335	172	163	257	139	117	76.6	80.8	72.1
25-29	310	153	157	256	139	116	82.5	90.9	74.3
30-34	285	137	148	240	128	111	84.1	93.7	75.3
35-39	272	129	143	235	122	113	86.3	94.3	79.0
40-44	306	145	162	266	134	132	86.9	92.7	81.7
45-49	311	149	163	271	137	134	86.9	92.0	82.2
50-54	317	152	164	271	137	134	85.7	89.9	81.7
55-59	286	138	147	236	120	116	82.6	86.6	78.8
60-64	249	121	128	181	97	85	72.9	79.9	66.4
65-69	224	109	115	92	52	41	41.3	47.1	35.7
70-74	162	78	84	33	21	12	20.4	27.2	14.0
75～	254	114	140	16	11	5	6.2	9.7	3.3
15-64	2,986	1,459	1,527	2,360	1,229	1,131	79.0	84.2	74.1
65～	640	302	338	141	84	57	22.1	27.8	16.9
計(15～)	3,626	1,761	1,865	2,501	1,313	1,188	69.0	74.6	63.7
ブラジル ¹⁶⁾									BRA
15-19	17,496	8,896	8,600	7,609	4,468	3,141	43.5	50.2	36.5
20-24	15,733	7,841	7,892	11,994	6,727	5,267	76.2	85.8	66.7
25-29	15,733	7,712	8,021	12,978	7,175	5,803	82.5	93.0	72.3
30-34	16,597	7,969	8,628	13,947	7,479	6,468	84.0	93.8	75.0
35-39	15,085	7,214	7,871	12,660	6,808	5,852	83.9	94.4	74.3
40-44	14,304	6,910	7,394	11,772	6,435	5,337	82.3	93.1	72.2
45-49	13,359	6,346	7,013	10,685	5,787	4,898	80.0	91.2	69.8
50-54	12,606	5,948	6,658	9,328	5,213	4,115	74.0	87.6	61.8
55-59	10,448	4,825	5,623	6,655	3,840	2,815	63.7	79.6	50.1
60-64	9,012	4,168	4,844	4,280	2,709	1,571	47.5	65.0	32.4
65-69	6,573	2,989	3,583	2,090	1,316	775	31.8	44.0	21.6
70～	12,297	5,183	7,115	1,878	1,228	650	15.3	23.7	9.1
15-64	140,373	67,828	72,545	101,907	56,639	45,268	72.6	83.5	62.4
65～	18,870	8,172	10,698	3,968	2,543	1,425	21.0	31.1	13.3
計(15～)	159,243	76,000	83,243	105,875	59,182	46,692	66.5	77.9	56.1

15) 軍人、施設人口を除く。

16) 10歳以上の国内居住者(施設人口を除く)を対象。9月の数値。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	68.9	69.3	70.0	70.1	70.2	70.6	71.7	72.7	73.3
アメリカ ²⁾	USA	74.1	71.5	67.6	66.7	66.6	67.1	67.4	68.1	68.7
カナダ	CAN	70.9	72.4	71.4	71.5	71.8	72.1	72.4	72.3	72.5
イギリス ²⁾	GBR	72.2	72.7	70.6	70.2	70.2	70.7	71.1	72.6	73.2
ドイツ	DEU	65.6	65.5	70.4	71.2	72.7	73.0	73.5	73.8	74.0
フランス	FRA	61.7	63.8	64.1	64.0	63.9	64.0	64.1	63.8	63.8
イタリア ³⁾	ITA	53.9	57.5	58.2	57.6	57.6	57.5	56.4	56.5	57.1
オランダ	NLD	72.1	71.5	75.6	74.7	74.9	75.1	74.3	73.9	74.1
ベルギー	BEL	60.5	61.1	61.6	62.0	61.9	61.8	61.8	61.9	61.8
デンマーク	DNK	76.3	75.9	75.3	73.3	73.1	72.6	72.5	72.8	73.5
スウェーデン ⁴⁾	SWE	74.3	74.0	72.2	72.1	73.6	73.8	74.4	74.9	75.5
フィンランド	FIN	67.5	68.5	68.4	68.3	69.2	69.5	68.5	68.9	68.7
ノルウェー ⁵⁾	NOR	77.9	75.2	76.5	75.4	75.3	75.8	75.5	75.3	74.9
ギリシャ	GRC	56.5	59.6	60.8	59.1	55.1	50.8	48.8	49.4	50.8
スペイン ²⁾	ESP	57.4	64.5	60.8	59.7	58.8	56.5	55.6	56.8	58.7
EU-15 ⁶⁾		63.6	65.5	66.1	65.8	65.8	65.5	65.3	65.9	66.5
ロシア	RUS	63.3	66.3	66.9	67.3	68.0	69.0	68.8	69.3	69.3
韓国	KOR	61.5	63.7	62.9	63.3	63.9	64.2	64.4	65.3	65.7
オーストラリア	AUS	69.1	71.5	72.1	72.4	72.7	72.3	72.0	71.6	72.2
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	70.3	74.2	72.8	72.2	72.5	72.0	72.8	74.2	74.3

(男性/Male)		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	81.0	80.4	80.2	80.0	80.1	80.3	80.8	81.5	81.8
アメリカ ²⁾	USA	80.6	77.6	72.0	71.1	71.4	72.3	72.6	73.5	74.2
カナダ	CAN	76.2	76.6	73.8	74.1	74.8	74.9	75.2	75.2	75.6
イギリス ²⁾	GBR	78.9	78.9	75.8	75.2	75.4	75.9	75.9	77.6	77.9
ドイツ	DEU	72.9	71.4	75.5	76.1	77.6	77.9	78.0	78.1	78.0
フランス	FRA	68.8	69.3	68.4	68.3	68.2	68.1	67.9	67.3	67.1
イタリア ³⁾	ITA	68.2	69.7	69.6	68.6	68.3	67.4	65.7	65.7	66.5
オランダ	NLD	81.2	78.7	81.5	80.0	79.8	79.7	78.7	78.6	79.0
ベルギー	BEL	69.5	68.3	67.2	67.4	67.1	66.9	66.4	65.8	65.5
デンマーク	DNK	80.8	79.8	78.0	75.6	75.9	75.2	75.0	75.8	76.6
スウェーデン ⁴⁾	SWE	76.3	76.2	74.2	74.5	75.8	75.6	76.3	76.6	77.0
フィンランド	FIN	70.5	70.5	68.9	69.7	70.9	70.9	69.2	69.8	69.7
ノルウェー ⁵⁾	NOR	81.7	78.3	78.4	77.4	77.2	77.7	77.4	77.1	76.6
ギリシャ	GRC	71.5	73.4	73.0	70.3	65.4	60.1	57.9	58.0	59.3
スペイン ²⁾	ESP	72.7	76.3	67.5	65.7	64.2	61.1	60.1	61.6	64.0
EU-15 ⁶⁾		73.0	73.2	72.2	71.7	71.6	71.0	70.5	70.9	71.5
ロシア	RUS	67.6	69.8	70.6	71.6	72.4	73.6	73.6	74.3	74.4
韓国	KOR	73.1	75.0	73.6	73.9	74.5	74.9	74.9	75.7	75.7
オーストラリア	AUS	76.9	78.5	77.8	78.6	78.7	78.1	77.6	77.1	77.5
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	77.8	81.3	78.6	78.2	78.3	77.4	78.3	79.7	79.6

(女性/Female)		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	56.7	58.1	59.8	60.1	60.2	60.7	62.4	63.6	64.6
アメリカ ²⁾	USA	67.8	65.6	63.4	62.4	62.0	62.2	62.3	63.0	63.4
カナダ	CAN	65.6	68.2	69.0	68.8	68.9	69.2	69.7	69.4	69.4
イギリス ²⁾	GBR	65.6	66.7	65.5	65.3	65.2	65.6	66.4	67.8	68.6
ドイツ	DEU	58.1	59.6	65.2	66.1	67.8	68.1	69.0	69.5	69.9
フランス	FRA	54.8	58.4	59.9	59.8	59.7	60.1	60.4	60.4	60.6
イタリア ³⁾	ITA	39.6	45.4	47.0	46.8	47.1	47.7	47.2	47.5	47.8
オランダ	NLD	62.7	64.1	69.6	69.4	69.9	70.4	69.9	69.1	69.2
ベルギー	BEL	51.5	53.8	56.0	56.5	56.7	56.8	57.2	57.9	58.0
デンマーク	DNK	71.6	71.9	72.7	71.1	70.4	70.0	70.0	69.8	70.4
スウェーデン ⁴⁾	SWE	72.2	71.8	70.2	69.7	71.3	71.8	72.5	73.2	74.0
フィンランド	FIN	64.5	66.5	67.9	66.9	67.5	68.2	67.8	67.9	67.7
ノルウェー ⁵⁾	NOR	74.0	72.0	74.4	73.3	73.4	73.8	73.5	73.4	73.0
ギリシャ	GRC	41.7	46.0	48.9	48.0	45.0	41.7	39.9	41.1	42.5
スペイン ²⁾	ESP	42.0	52.5	54.0	53.5	53.3	51.8	51.0	52.0	53.4
EU-15 ⁶⁾		54.3	57.8	59.9	59.8	60.1	60.1	60.3	60.9	61.5
ロシア	RUS	59.3	63.1	63.4	63.3	64.0	64.7	64.4	64.8	64.6
韓国	KOR	50.0	52.5	52.2	52.6	53.1	53.5	53.9	54.9	55.7
オーストラリア	AUS	61.3	64.6	66.3	66.1	66.7	66.6	66.4	66.1	66.8
ニュージーランド	NZL	63.1	67.4	67.3	66.5	67.1	66.8	67.7	69.1	69.2

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2016年9月現在

日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(長期時系列)」

(注) 1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 16～64歳の値。

3) 2008年より最低年齢が15歳から16歳へ引き上げ。

4) 2007年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

5) 2006年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

6) EU-15に該当する国は、凡例4(p.4)を参照のこと。

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2015年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2015

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本									JPN
15—19	5,980	3,060	2,920	930	460	470	15.6	15.0	16.1
20—24	6,220	3,200	3,020	4,030	2,070	1,960	64.8	64.7	64.9
25—29	6,550	3,360	3,190	5,390	2,950	2,440	82.3	87.8	76.5
30—34	7,340	3,730	3,610	5,890	3,420	2,470	80.2	91.7	68.4
35—39	8,410	4,260	4,150	6,830	3,960	2,880	81.2	93.0	69.4
40—44	9,790	4,960	4,840	8,160	4,640	3,520	83.4	93.5	72.7
45—49	8,700	4,380	4,320	7,330	4,080	3,250	84.3	93.2	75.2
50—54	7,930	3,970	3,960	6,610	3,670	2,940	83.4	92.4	74.2
55—59	7,570	3,760	3,810	5,960	3,390	2,570	78.7	90.2	67.5
60—64	8,580	4,210	4,370	5,340	3,180	2,160	62.2	75.5	49.4
65—69	9,610	4,640	4,970	3,990	2,420	1,570	41.5	52.2	31.6
70—74	7,790	3,620	4,170	1,940	1,170	780	24.9	32.3	18.7
75～	16,300	6,300	10,000	1,360	820	540	8.3	13.0	5.4
15—64	77,070	38,880	38,180	56,460	31,810	24,660	73.3	81.8	64.6
65～	33,700	14,560	19,140	7,300	4,410	2,880	21.7	30.3	15.0
計(15～)	110,770	53,440	57,330	63,760	36,220	27,540	57.6	67.8	48.0
アメリカ									USA
16—19	16,619	8,430	8,189	4,734	2,354	2,380	28.5	27.9	29.1
20—24	21,971	11,012	10,959	14,022	7,173	6,849	63.8	65.1	62.5
25—29	21,716	10,778	10,938	16,437	8,841	7,596	75.7	82.0	69.4
30—34	21,055	10,364	10,691	16,305	8,905	7,400	77.4	85.9	69.2
35—39	19,886	9,757	10,129	15,559	8,444	7,115	78.2	86.5	70.2
40—44	19,815	9,687	10,128	15,693	8,417	7,276	79.2	86.9	71.8
45—49	20,531	10,061	10,470	16,024	8,533	7,491	78.0	84.8	71.5
50—54	22,106	10,778	11,328	16,619	8,712	7,907	75.2	80.8	69.8
55—59	21,524	10,421	11,103	14,818	7,713	7,105	68.8	74.0	64.0
60—64	19,070	9,097	9,973	10,157	5,378	4,779	53.3	59.1	47.9
65—69	15,976	7,489	8,487	4,927	2,652	2,275	30.8	35.4	26.8
70—74	11,329	5,223	6,106	2,021	1,141	880	17.8	21.8	14.4
75～	19,203	8,004	11,199	1,517	867	650	7.9	10.8	5.8
16—64	204,293	100,385	103,908	140,368	74,470	65,898	68.7	74.2	63.4
65～	46,508	20,716	25,792	8,465	4,660	3,805	18.2	22.5	14.8
計(16～)	250,801	121,101	129,700	148,833	79,130	69,703	59.3	65.3	53.7
カナダ									CAN
15—19	2,034	1,045	989	831	406	425	40.9	38.9	43.0
20—24	2,398	1,225	1,174	1,641	829	811	68.4	67.7	69.1
25—29	2,398	1,198	1,200	1,886	978	908	78.6	81.7	75.6
30—34	2,446	1,213	1,233	1,991	1,053	938	81.4	86.8	76.1
35—39	2,337	1,154	1,183	1,924	1,009	915	82.4	87.5	77.4
40—44	2,315	1,156	1,159	1,925	1,011	914	83.2	87.5	78.8
45—49	2,367	1,176	1,191	1,964	1,013	951	83.0	86.1	79.9
50—54	2,724	1,368	1,356	2,182	1,130	1,052	80.1	82.6	77.6
55—59	2,559	1,275	1,285	1,785	953	833	69.8	74.7	64.8
60—64	2,199	1,085	1,114	1,111	606	505	50.5	55.8	45.3
65—69	1,880	917	963	463	276	186	24.6	30.1	19.3
70—74	1,378	651	727	163	99	64	11.8	15.2	8.8
75～	2,245	963	1,282	81	59	21	3.6	6.2	1.7
15—64	23,777	11,893	11,883	17,240	8,988	8,252	72.5	75.6	69.4
65～	5,503	2,530	2,973	706	434	272	12.8	17.2	9.1
計(15～)	29,280	14,424	14,856	17,946	9,423	8,524	61.3	65.3	57.4

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イギリス									GBR
16-19	3,016	1,543	1,473	1,045	484	561	34.6	31.3	38.1
20-24	4,242	2,145	2,097	2,766	1,441	1,325	65.2	67.2	63.2
25-29	4,402	2,208	2,195	3,508	1,875	1,633	79.7	84.9	74.4
30-34	4,331	2,147	2,183	3,539	1,919	1,620	81.7	89.4	74.2
35-39	4,022	1,997	2,025	3,351	1,808	1,543	83.3	90.6	76.2
40-44	4,248	2,093	2,155	3,549	1,894	1,656	83.5	90.4	76.8
45-49	4,581	2,251	2,330	3,821	1,965	1,855	83.4	87.3	79.6
50-54	4,509	2,220	2,289	3,687	1,900	1,787	81.8	85.6	78.1
55-59	3,897	1,919	1,978	2,844	1,483	1,361	73.0	77.3	68.8
60-64	3,465	1,695	1,770	1,703	991	712	49.2	58.5	40.2
65-69	3,572	1,733	1,840	754	449	305	21.1	25.9	16.6
70-74	2,685	1,277	1,408	264	160	105	9.8	12.5	7.4
75～	4,969	2,124	2,845	120	82	38	2.4	3.9	1.3
16-64	40,713	20,219	20,495	29,813	15,760	14,053	73.2	77.9	68.6
65～	11,226	5,133	6,093	1,138	691	447	10.1	13.5	7.3
計(16～)	51,939	25,352	26,588	30,950	16,451	14,500	59.6	64.9	54.5
ドイツ									DEU
15-19	4,034	2,107	1,927	1,028	572	456	25.5	27.1	23.7
20-24	4,352	2,237	2,115	2,770	1,448	1,322	63.6	64.7	62.5
25-29	5,101	2,604	2,497	3,981	2,097	1,884	78.1	80.6	75.5
30-34	5,077	2,570	2,507	4,187	2,274	1,913	82.5	88.5	76.3
35-39	4,910	2,456	2,453	4,137	2,214	1,923	84.3	90.1	78.4
40-44	5,188	2,624	2,565	4,450	2,378	2,072	85.8	90.6	80.8
45-49	6,482	3,298	3,184	5,621	2,988	2,633	86.7	90.6	82.7
50-54	6,742	3,377	3,365	5,672	2,970	2,701	84.1	87.9	80.3
55-59	5,883	2,914	2,969	4,560	2,385	2,175	77.5	81.8	73.2
60-64	5,195	2,506	2,689	2,770	1,482	1,289	53.3	59.1	47.9
65-69	4,237	2,020	2,217	614	370	245	14.5	18.3	11.0
70-74	4,343	2,033	2,310	268	175	93	6.2	8.6	4.0
75～	8,526	3,528	4,998	153	102	51	1.8	2.9	1.0
15-64	52,964	26,694	26,270	39,176	20,808	18,368	74.0	78.0	69.9
65～	17,106	7,581	9,525	1,035	646	389	6.1	8.5	4.1
計(15～)	70,070	34,275	35,795	40,211	21,454	18,757	57.4	62.6	52.4
フランス									FRA
15-19	3,878	1,975	1,903	348	213	135	9.0	10.8	7.1
20-24	3,593	1,784	1,809	1,730	904	826	48.1	50.7	45.6
25-29	3,868	1,894	1,974	2,816	1,476	1,341	72.8	77.9	67.9
30-34	4,044	1,974	2,070	3,145	1,648	1,497	77.8	83.5	72.3
35-39	4,004	1,967	2,037	3,235	1,686	1,549	80.8	85.7	76.0
40-44	4,453	2,202	2,251	3,701	1,911	1,790	83.1	86.8	79.5
45-49	4,430	2,180	2,250	3,606	1,836	1,770	81.4	84.2	78.7
50-54	4,423	2,157	2,266	3,516	1,796	1,720	79.5	83.3	75.9
55-59	4,180	2,018	2,162	2,881	1,459	1,422	68.9	72.3	65.8
60-64	4,003	1,906	2,096	1,100	528	572	27.5	27.7	27.3
65-69	3,745	1,767	1,977	221	127	93	5.9	7.2	4.7
70-74	2,425	1,120	1,304	56	35	22	2.3	3.1	1.7
75～	5,445	2,159	3,287	26	17	10	0.5	0.8	0.3
15-64	40,876	20,057	20,820	26,079	13,458	12,621	63.8	67.1	60.6
65～	11,615	5,046	6,568	304	179	125	2.6	3.5	1.9
計(15～)	52,491	25,103	27,388	26,382	13,637	12,746	50.3	54.3	46.5

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2015年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア									ITA
15-19	2,292	1,183	1,110	79	54	25	3.4	4.6	2.2
20-24	3,072	1,574	1,498	849	515	334	27.6	32.7	22.3
25-29	3,260	1,644	1,615	1,702	963	739	52.2	58.6	45.7
30-34	3,578	1,793	1,785	2,378	1,368	1,010	66.5	76.3	56.6
35-39	4,209	2,103	2,106	3,002	1,722	1,280	71.3	81.9	60.8
40-44	4,805	2,391	2,415	3,500	2,002	1,497	72.8	83.8	62.0
45-49	4,952	2,452	2,500	3,541	2,034	1,507	71.5	83.0	60.3
50-54	4,648	2,281	2,367	3,234	1,867	1,367	69.6	81.9	57.7
55-59	4,022	1,953	2,070	2,448	1,432	1,017	60.9	73.3	49.1
60-64	3,624	1,747	1,877	1,240	760	480	34.2	43.5	25.6
65-69	3,562	1,701	1,861	307	221	85	8.6	13.0	4.6
70-74	2,923	1,354	1,569	116	85	30	4.0	6.3	1.9
75～	6,550	2,588	3,962	70	60	10	1.1	2.3	0.2
15-64	38,462	19,119	19,343	21,973	12,718	9,255	57.1	66.5	47.8
65～	13,035	5,643	7,392	492	367	125	3.8	6.5	1.7
計(15～)	51,498	24,763	26,735	22,465	13,085	9,380	43.6	52.8	35.1
オランダ									NLD
15-19	996	509	487	514	257	256	51.6	50.6	52.6
20-24	1,053	532	521	731	366	365	69.4	68.8	70.1
25-29	1,048	527	522	862	442	420	82.2	83.8	80.6
30-34	998	499	499	839	447	393	84.1	89.5	78.6
35-39	993	494	499	826	440	385	83.2	89.2	77.2
40-44	1,137	565	572	942	503	439	82.8	88.9	76.8
45-49	1,274	639	635	1,055	566	489	82.8	88.6	77.0
50-54	1,263	633	630	996	539	457	78.9	85.2	72.6
55-59	1,150	574	576	826	461	365	71.8	80.3	63.4
60-64	1,040	518	521	525	316	210	50.5	60.9	40.2
65-69	1,021	506	515	133	93	41	13.1	18.3	7.9
70-74	714	346	368	45	36	9	6.3	10.4	2.4
75～	1,189	497	692	25	17	8	2.1	3.5	1.1
15-64	10,950	5,489	5,461	8,115	4,336	3,779	74.1	79.0	69.2
65～	2,924	1,349	1,575	203	146	57	7.0	10.8	3.6
計(15～)	13,874	6,838	7,036	8,319	4,482	3,836	60.0	65.6	54.5
スウェーデン									SWE
15-19	522	271	252	117	51	66	22.4	18.9	26.0
20-24	662	340	322	401	207	194	60.6	60.7	60.4
25-29	669	342	327	526	278	248	78.6	81.2	75.9
30-34	614	315	299	522	278	244	85.1	88.3	81.7
35-39	606	309	297	527	279	248	86.9	90.1	83.6
40-44	652	331	321	581	299	282	89.1	90.4	87.8
45-49	665	338	327	591	305	286	88.8	90.2	87.3
50-54	635	322	313	542	282	260	85.4	87.5	83.2
55-59	580	292	288	479	247	232	82.6	84.5	80.7
60-64	560	279	281	372	193	179	66.4	69.2	63.6
65-69	595	294	301	130	77	53	21.9	26.2	17.6
70-74	497	244	253	49	35	15	9.9	14.2	5.9
75～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	6,166	3,140	3,026	4,658	2,419	2,239	75.5	77.0	74.0
65-74	1,092	538	555	179	112	68	16.4	20.8	12.2
計(15-74)	7,258	3,678	3,580	4,837	2,530	2,307	66.6	68.8	64.4

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
韓国									KOR
15-19	3,112	1,588	1,525	245	110	135	7.9	6.9	8.8
20-24	3,081	1,429	1,652	1,422	582	839	46.1	40.8	50.8
25-29	3,293	1,722	1,572	2,272	1,193	1,079	69.0	69.3	68.6
30-34	3,804	1,952	1,852	2,863	1,757	1,107	75.3	90.0	59.8
35-39	3,841	1,948	1,893	2,813	1,788	1,025	73.2	91.8	54.1
40-44	4,215	2,133	2,082	3,283	1,975	1,309	77.9	92.6	62.9
45-49	4,216	2,121	2,095	3,385	1,948	1,437	80.3	91.8	68.6
50-54	4,231	2,131	2,100	3,293	1,908	1,385	77.8	89.6	66.0
55-59	3,826	1,910	1,916	2,700	1,603	1,097	70.6	83.9	57.3
60-64	2,731	1,329	1,402	1,623	957	666	59.4	72.0	47.5
65-69	2,174	1,012	1,162	974	579	395	44.8	57.2	34.0
70-74	1,806	794	1,011	584	322	262	32.3	40.5	25.9
75~	2,689	994	1,695	480	251	230	17.9	25.2	13.5
15-64	36,349	18,261	18,088	23,899	13,820	10,079	65.7	75.7	55.7
65~	6,668	2,800	3,868	2,038	1,151	887	30.6	41.1	22.9
計(15~)	43,017	21,061	21,956	25,936	14,971	10,966	60.3	71.1	49.9
オーストラリア									AUS
15-19	1,476	757	719	648	312	336	43.9	41.2	46.7
20-24	1,651	844	807	1,180	620	560	71.5	73.4	69.4
25-29	1,746	874	872	1,364	736	628	78.1	84.2	72.0
30-34	1,739	867	872	1,380	767	613	79.4	88.4	70.3
35-39	1,572	781	791	1,238	685	553	78.7	87.7	69.9
40-44	1,645	813	832	1,319	703	616	80.2	86.5	74.0
45-49	1,563	772	791	1,264	667	597	80.9	86.4	75.4
50-54	1,553	765	787	1,222	641	581	78.7	83.8	73.8
55-59	1,451	714	737	1,020	549	471	70.3	76.9	64.0
60-64	1,288	633	654	682	385	297	53.0	60.7	45.4
65-69	1,154	571	584	289	174	115	25.1	30.5	19.7
70~	2,413	1,092	1,320	140	94	45	5.8	8.6	3.4
15-64	15,684	7,820	7,864	11,318	6,064	5,253	72.2	77.5	66.8
65~	3,567	1,663	1,904	429	268	160	12.0	16.1	8.4
計(15~)	19,251	9,483	9,768	11,746	6,332	5,414	61.0	66.8	55.4
ニュージーランド									NZL
15-19	316	163	153	116	60	57	36.8	36.7	36.9
20-24	335	172	163	229	124	105	68.4	72.1	64.4
25-29	310	153	157	239	132	107	77.1	86.0	68.3
30-34	285	137	148	228	124	104	79.9	90.5	70.1
35-39	272	129	143	226	118	108	83.2	91.5	75.7
40-44	306	145	162	256	130	126	83.5	90.0	77.8
45-49	311	149	163	261	133	128	83.8	89.3	78.7
50-54	317	152	164	261	132	129	82.4	86.5	78.6
55-59	286	138	147	227	116	111	79.3	83.5	75.5
60-64	249	121	128	175	93	82	70.5	77.2	64.2
65-69	224	109	115	91	51	40	40.6	46.3	35.1
70-74	162	78	84	33	21	12	20.1	26.9	13.9
75~	254	114	140	15	11	5	6.1	9.6	3.2
15-64	2,986	1,459	1,527	2,218	1,162	1,056	74.3	79.6	69.2
65~	640	302	338	139	82	56	21.7	27.4	16.7
計(15~)	3,626	1,761	1,865	2,357	1,244	1,113	65.0	70.7	59.7

資料出所 日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2016年10月現在

2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(外国人人口/foreign population)										
日本 ¹⁾	JPN	1,594	1,907	2,126	2,087	2,047	2,034	2,066	2,122	2,232
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	6,756	6,695	6,754	6,931	7,214	7,634	8,153	9,108
フランス ³⁾	FRA	—	3,501	3,659	3,705	3,774	3,863	3,966	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	3,035	4,348	4,524	4,785	4,788	4,941	5,154	5,592
アメリカ ⁵⁾	USA	17,758	21,160	21,641	22,461	22,226	22,115	22,016	22,407	—
韓国 ⁶⁾	KOR	244	485	871	919	982	933	986	1,092	1,143
シンガポール ⁷⁾	SGP	755	798	1,254	1,305	1,394	1,494	1,554	1,599	1,632

		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(外国人人口割合/% of total population)										
日本	JPN	1.3	1.5	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8
ドイツ	DEU	8.9	8.2	8.2	8.3	8.6	9.0	9.5	10.0	11.2
フランス	FRA	—	5.7	5.9	5.9	6.0	6.1	6.2	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	7.0	7.2	7.6	7.5	7.7	8.0	8.6
アメリカ	USA	6.3	7.2	7.1	7.3	7.1	7.0	7.0	7.0	—
韓国	KOR	0.5	1.0	1.8	1.9	2.0	1.9	2.0	2.2	2.2
シンガポール ⁷⁾	SGP	18.7	18.7	25.1	25.7	26.9	28.1	28.8	29.2	29.5

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数(90日以内の短期滞在等を除く)。2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

資料出所:法務省入国管理局(2016.11)「在留外国人統計2015年」

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる *étrangers* を指す。これとは別に *immigrés* (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあり、2013年で約572万人である。

資料出所:INSEE

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:UK Office for National Statistics, OECD International Migration Database, John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

5) 外国籍保有者。*Current Population Survey* による補完推計値。参考として、2014年における外国生まれの人口は4,239万人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。在外同胞(2015年は324,786人)を除く数値。

資料出所:韓国統計情報ウェブサイト、韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」

7) 外国人人口は、永住権保有者を除く。永住権保持者は2015年で527,667人。2003年以降、12か月以上シンガポールを離れている者は、総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ²⁾	JPN	129.9	125.4	57.1	52.5	51.7	63.5	63.9	67.1	78.0
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	67.1	36.7	39.8	40.6	31.5	31.7	21.9	—
フランス ⁴⁾	FRA	14.4	19.8	28.4	29.6	31.2	—	—	—	—
(恒久的) ^{a)}		(6.9)	(9.4)	(22.5)	(22.9)	(24.1)	—	—	—	—
(一時的) ^{b)}		(7.5)	(10.4)	(6.0)	(6.7)	(7.1)	—	—	—	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	103.8	71.1	76.0	65.7	75.0	85.2	90.4	89.2
アメリカ ⁶⁾	USA									
(永住) ^{c)}		106.6	246.9	140.9	148.3	139.3	144.0	161.1	151.6	144.0
(一時滞在) ^{d)}		187.1	180.6	166.6	171.8	185.6	198.6	219.8	230.8	245.8

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status; employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。ほかに、技能実習での就労が認められており、2015年で97,004人が新規に入国許可されている。

資料出所:法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所:連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所:内務省 *Immigration et présence étrangère en France* (各年版), OECD *International Migration Outlook 2011*

5) 労働許可付与者。2005～2008年は、高度人材移民プログラムによる許可数を含む。2009年以降は専門技術(Tier2)に高度技術(Tier1)の国外取得分を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない(参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2015年で4,475件)。

資料出所: John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住:永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在:一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者:一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。但し, H2A(農業季節労働), H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分, 家族構成員への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所: Office of Immigration Statistics, U.S. Department of Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), U.S. Department of State, *Report of the VISA Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)										
日本 ¹⁾	JPN	516	723	563	650	686	682	718	788	908
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,823	3,289	—	—	—	—	—	—
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,392	1,540	—	—	—	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,504	2,280	2,393	2,558	2,557	2,652	2,876	3,160
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	22,422	24,815	—	—	—	—	—	—
韓国 ⁶⁾	KOR	17	129	504	507	540	463	479	547	560
(Incl. illegal)		(18)	(199)	(553)	(558)	(595)	(530)	(549)	(617)	(625)
シンガポール ⁷⁾	SGP	686	713	1,044	1,089	1,157	1,242	1,305	1,346	1,378

		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)										
日本	JPN	0.8	1.1	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.4
ドイツ	DEU	8.8	9.3	9.4	—	—	—	—	—	—
フランス	FRA	6.0	5.2	5.8	—	—	—	—	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	7.3	7.6	8.0	8.0	8.2	8.8	9.6
アメリカ	USA	12.9	15.2	16.2	—	—	—	—	—	—
韓国	KOR	0.1	0.5	2.1	2.0	2.2	1.8	1.8	2.1	2.1
(Incl. illegal)		(0.1)	(0.8)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.1)	(2.1)	(2.3)	(2.3)
シンガポール	SGP	29.4	27.5	34.5	34.7	35.7	37.0	37.9	38.1	38.2

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2005年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数(厚生労働省推計値)。2009年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。なお、2016年10月末現在の外国人労働者数は1,083,769人。

2) 資料出所:連邦統計局

3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。なお、2016年の外国人労働者数は342万5千人。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者の計)。2000年は短期在留者を除く。()内の数値は、不法残留者を含む。

資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」

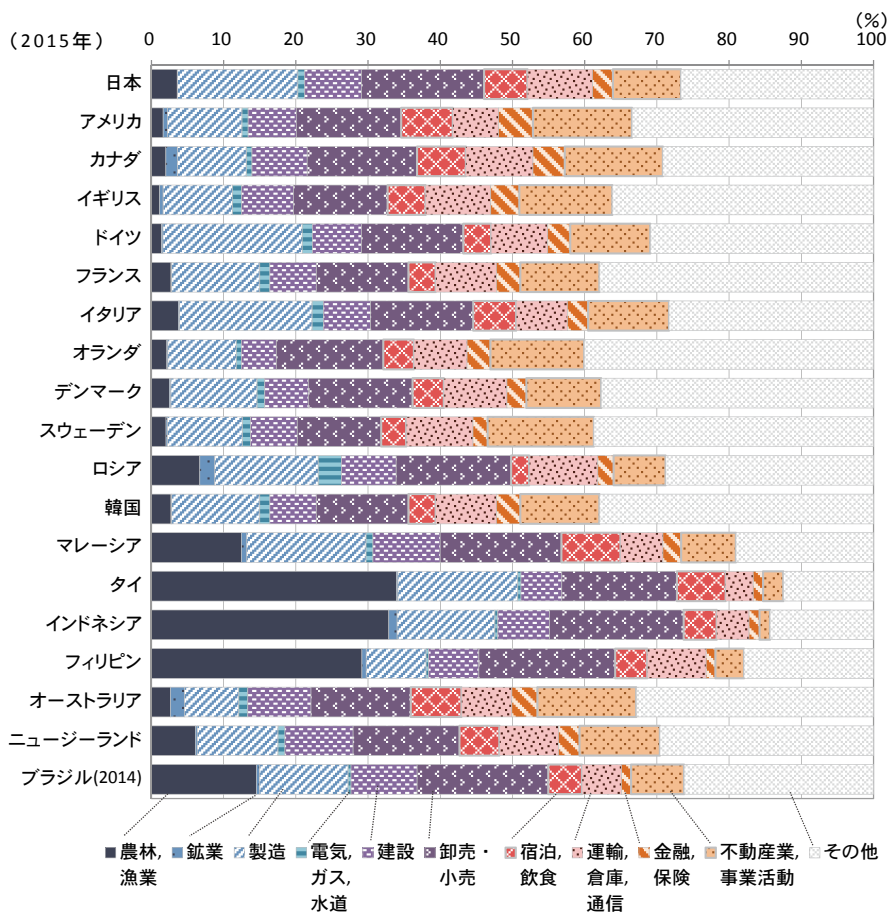
7) 外国人労働力人口は、永住権保有者を除く。2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2006年の数値。なお、2016年の外国人労働者数は141万5千人。

資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比

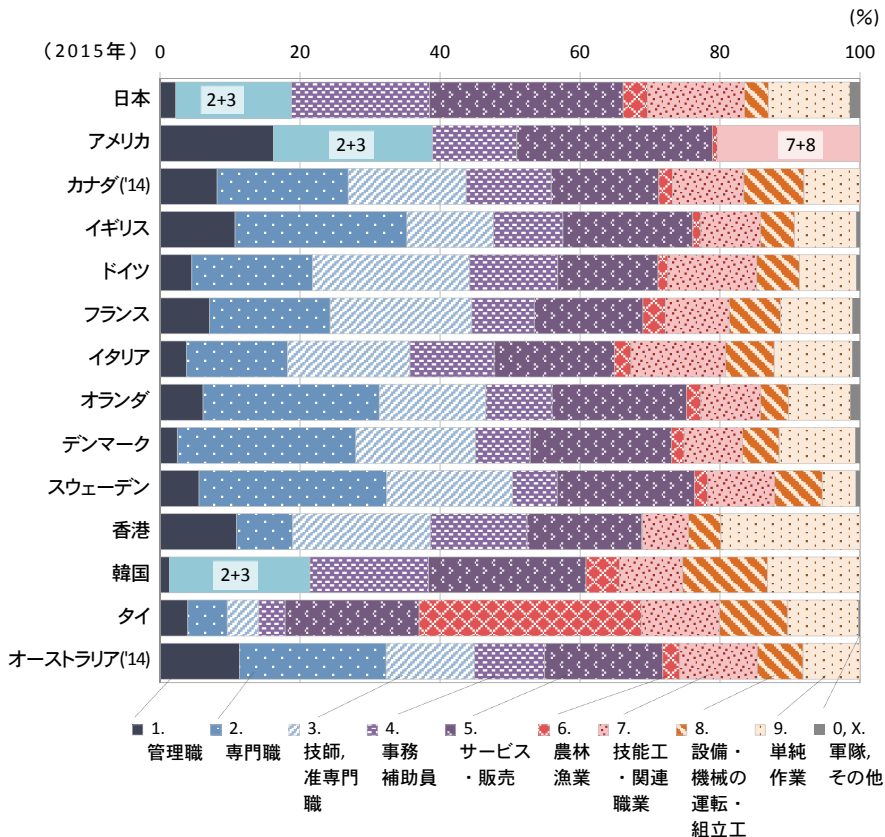


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2015年)」(p.99)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売」「宿泊、飲食」「金融、保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3～4割程度となっている。

3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比

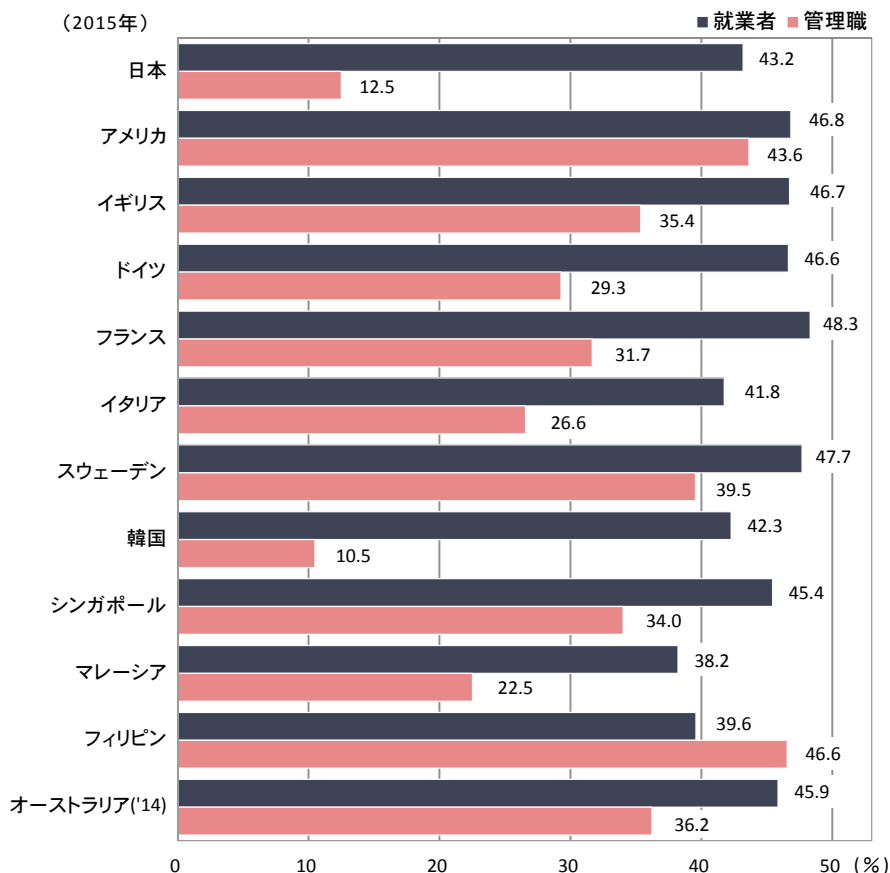


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2015年)」(p.115)を参照。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

日本は他国と比べて「事務補助員」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



▶ グラフの数値は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)を基に算出。

例えば日本の2015年は、下記のとおり。

女性の就業者割合: $\text{ISCO 08区分「計」の27,540(女)} \div 63,760(\text{男女計}) \times 100$

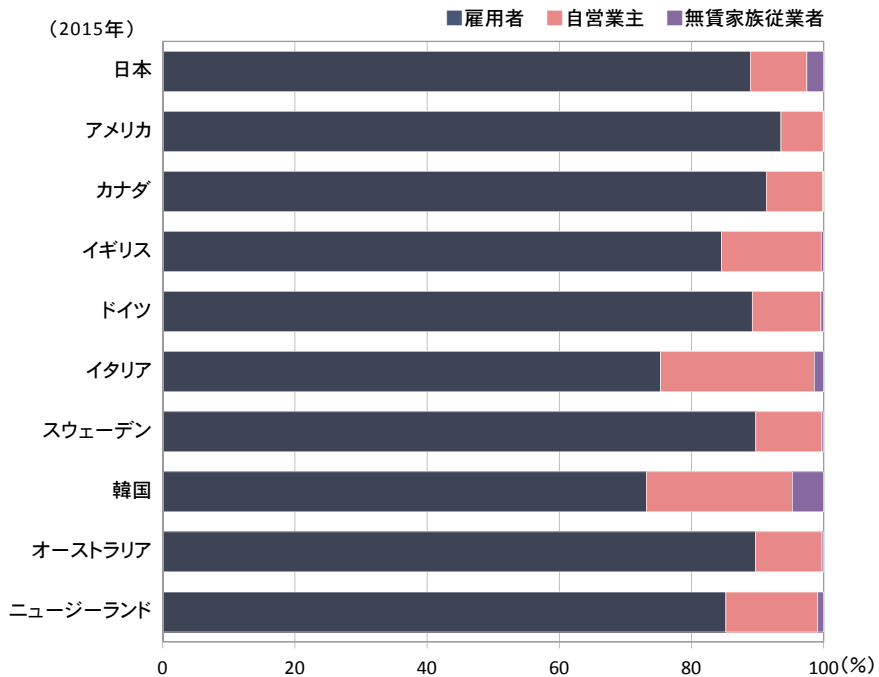
女性の管理職割合: $\text{ISCO 08区分「1」の180(女)} \div 1,440(\text{男女計}) \times 100$

全就業者に占める女性の割合は、フランス (48.3%)、スウェーデン (47.7%)、アメリカ (46.8%)、イギリス (46.7%) などの欧米諸国に比べて、日本 (43.2%)、韓国 (42.3%)、フィリピン (39.6%)、マレーシア (38.2%) などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本 (12.5%) と韓国 (10.5%) が、アメリカ (43.6%)、スウェーデン (39.5%)、フランス (31.7%) などの欧米諸国のほか、フィリピン (46.6%)、シンガポール (34.0%) などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比

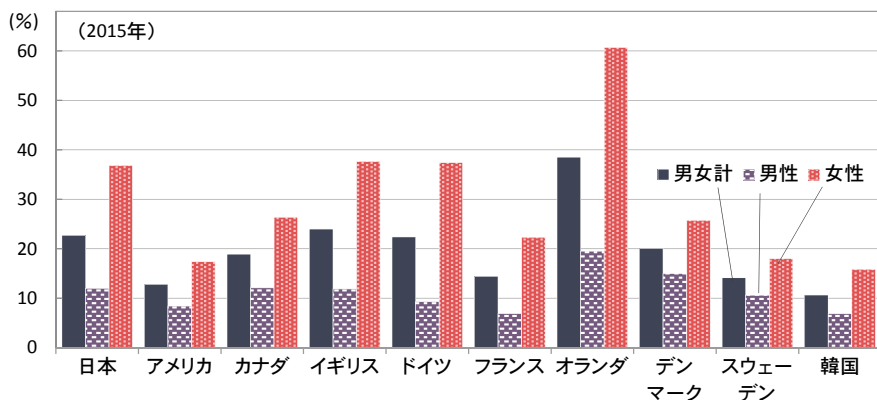


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.116)を参照。
 (注) アメリカ・イギリス・韓国は2014年の値。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2015年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(38.5%)で、とりわけ女性の割合が60.7%と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱却に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴い、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2015年における短時間労働者の割合は22.7%と、全体としてはオランダを下回り、イギリス、ドイツ、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別でみると、女性の短時間労働者が36.9%となっている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

日本 JPN				アメリカ ¹⁾²⁾ USA			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2015		2005 2010 2015		
計	63,560	計	62,980 63,760	計	141,730 139,064 148,834		
A	2,820	A	2,550 2,280	A	2,197 2,206 2,422		
B	30	B	30 30	B	624 731 917		
C	11,420	C	10,600 10,620	C	16,253 14,081 15,338		
D/E	350	D/E	340 610	D/E	1,176 1,253 1,267		
F	5,680	F	5,040 5,000	F	11,197 9,077 9,935		
G	10,840	G	10,620 10,830	G	22,657 20,919 21,595		
H	3,200	H	3,520 3,660	H	6,184 5,880 6,459		
I	3,810	I	3,860 3,830	I	9,306 9,564 10,637		
J	1,750	J	1,970 2,090	J	3,402 3,149 2,988		
K	1,570	K	1,630 1,800	K	7,035 6,605 7,081		
L	1,010	L	1,100 920	L	3,168 2,745 3,005		
M	2,070	M	1,980 2,140	M	8,584 9,115 10,625		
N/R	3,140	N	2,850 2,940	N	5,709 6,138 6,784		
O	2,290	O	2,230 2,340	O/U	6,530 6,983 6,928		
P	2,810	P	2,890 3,030	P	12,264 13,155 13,601		
Q	5,530	Q	6,560 7,840	Q	16,910 18,907 20,077		
S/T	4,470	R	— 710	R	2,765 2,966 3,184		
X	770	S/T	4,560 2,060	S	4,956 4,922 5,191		
		U	— 30	T	812 667 798		
		X	650 1,010	X	— — —		

カナダ ¹⁾ CAN				イギリス GBR			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3			
	2005年	2010	2015		2005		2010 2015
計	16,124	16,964	17,947	計	28,739	計	29,125 31,205
A	438	379	360	A	382	A	352 353
B	213	252	290	B	13	B	103 154
C	2,203	1,711	1,712	C	109	C	2,865 2,994
D/E	124	141	137	D	3,792	D	176 184
F	1,022	1,242	1,371	E	177	E	195 216
G	2,569	2,683	2,733	F	2,289	F	2,216 2,236
H	796	814	917	G	4,361	G	4,010 4,068
I	1,001	1,098	1,211	H	1,212	H	1,454 1,557
J/R	728	763	751	I	1,971	I	1,428 1,638
K	703	765	791	J	1,236	J	1,012 1,262
L	281	309	312	K	3,284	K	1,179 1,234
M	1,041	1,216	1,366	L	2,026	L	281 341
N	650	692	761	M	2,571	M	1,874 2,177
O	836	921	907	N	3,521	N	1,340 1,500
P	1,102	1,166	1,274	O	1,583	O	1,907 1,847
Q	1,723	2,042	2,292	P	123	P	3,100 3,280
S/T	692	771	762	Q	12	Q	3,832 4,147
U	—	—	—	X	77	R	757 844
X	—	—	—			S	730 865
						T	64 55
						U	41 39
						X	210 213

※各産業の分類基準 (ISIC)・記号については、国際標準産業分類 (p.98) を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は本表末尾 (p.98) を参照。

1) ISICの区分と厳密には異なる独自の分類基準に基づくもの。

2) 16歳以上を対象。

ドイツ DEU				フランス FRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	36,362	計	37,993	40,211	計	24,984	計	25,731	26,424
A	857	A	626	561	A	887	A	745	716
B	6	B	93	82	B	18	B	25	27
C	122	C	7,580	7,759	C	42	C	3,373	3,225
D	8,017	D	345	341	D	4,015	D	215	176
E	316	E	207	227	E	218	E	185	192
F	2,396	F	2,530	2,724	F	1,643	F	1,900	1,697
G	5,253	G	5,162	5,671	G	3,334	G	3,360	3,371
H	1,293	H	1,781	1,958	H	852	H	1,345	1,475
I	1,949	I	1,424	1,549	I	1,592	I	970	995
J	1,305	J	1,212	1,199	J	755	J	736	745
K	3,520	K	1,306	1,248	K	2,544	K	861	879
L	2,823	L	262	213	L	2,422	L	303	399
M	2,092	M	1,894	2,223	M	1,796	M	1,277	1,497
N	4,059	N	1,976	2,022	N	3,038	N	924	999
O	2,141	O	2,779	2,758	O	1,116	O	2,573	2,430
P	180	P	2,335	2,638	P	604	P	1,751	1,996
Q	33	Q	4,613	5,106	Q	16	Q	3,369	3,880
X	—	R	537	561	X	93	R	344	441
		S	1,096	1,135			S	725	642
		T	204	217			T	603	298
		U	30	18			U	21	17
		X	—	—			X	125	327

イタリア ITA				オランダ ³⁾ NLD				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	22,407	計	22,527	22,465	計	8,111	計	8,370	8,319
A	908	A	849	843	A	256	A	233	178
B	33	B	35	34	B	1	B	9	13
C	39	C	4,196	4,122	C	8	C	801	786
D	4,785	D	113	114	D	1,056	D	34	28
E	162	E	211	238	E	44	E	35	31
F	1,889	F	1,889	1,468	F	478	F	456	403
G	3,383	G	3,305	3,194	G	1,148	G	1,095	1,233
H	1,049	H	1,057	1,033	H	320	H	392	356
I	1,230	I	1,166	1,334	I	494	I	338	352
J	637	J	523	561	J	270	J	294	256
K	2,358	K	656	644	K	972	K	217	268
L	1,436	L	138	132	L	567	L	63	67
M	1,537	M	1,416	1,416	M	547	M	477	585
N	1,548	N	832	968	N	1,240	N	300	429
O	1,093	O	1,405	1,293	O	316	O	542	485
P	303	P	1,537	1,509	P	4	P	571	557
Q	17	Q	1,638	1,796	Q	1	Q	1,360	1,291
X	—	R	262	303	X	387	R	172	169
		S	762	659			S	176	181
		T	522	787			T	4	4
		U	13	17			U	3	* 2
		X	—	—			X	800	646

3) *は信頼性の低い数値。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK				スウェーデン ³⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2015		2005		2010 2015		
計	2,752	計	2,706 2,752	計	4,336	計	4,524 4,837		
A	84	A	65 68	A	99	A	95 98		
B	3	B	* 3 6	B	1	B	9 9		
C	3	C	341 329	C	7	C	545 503		
D	444	D	16 14	D	664	D	23 30		
E	16	E	13 16	E	26	E	19 23		
F	194	F	158 165	F	257	F	302 313		
G	404	G	397 397	G	543	G	553 563		
H	70	H	126 126	H	120	H	243 245		
I	177	I	88 119	I	271	I	154 167		
J	89	J	112 114	J	81	J	175 203		
K	256	K	87 74	K	595	K	96 98		
L	164	L	27 32	L	245	L	64 71		
M	218	M	140 148	M	475	M	349 413		
N	477	N	89 105	N	705	N	197 227		
O	144	O	158 145	O	232	O	271 313		
P	4	P	231 262	P	2	P	488 551		
Q	1	Q	518 479	Q	1	Q	700 735		
X	4	R	61 69	X	12	R	112 118		
		S	69 71			S	115 124		
		T	6 * 3			T	* 1 * 1		
		U	* 2 * 1			U	* 1 * 1		
		X	* 1 9			X	12 32		

フィンランド ³⁾ FIN				ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2015		2005		2010 2015		
計	2,401	計	2,447 2,437	計	2,283	計	2,501 2,641		
A	114	A	108 103	A	60	A	64 53		
B	2	B	7 6	B	15	B	46 69		
C	6	C	362 328	C	36	C	237 228		
D	436	D	15 13	D	265	D	18 15		
E	19	E	11 11	E	16	E	13 13		
F	158	F	172 168	F	159	F	180 206		
G	301	G	298 284	G	350	G	346 358		
H	77	H	156 137	H	71	H	140 144		
I	172	I	83 87	I	152	I	69 77		
J	47	J	95 106	J	51	J	92 100		
K	276	K	49 49	K	231	K	52 54		
L	110	L	21 24	L	131	L	24 26		
M	169	M	150 171	M	190	M	138 157		
N	366	N	100 107	N	458	N	93 111		
O	136	O	117 106	O	95	O	150 164		
P	8	P	174 179	P	2	P	208 227		
Q	1	Q	379 404	Q	0	Q	530 522		
X	5	R	55 61	X	1	R	52 57		
		S	75 74			S	47 53		
		T	8 9			T	3 2		
		U	* 1 * 1			U	* 0 * 1		
		X	12 9			X	* 1 6		

ロシア ⁴⁾ RUS				中国 ⁵⁾ CHN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2015		2002		2010	2015	
計	68,169	69,804	72,324	計	737,400	計	761,050	774,510	
A	6,769	5,410	4,725	A	324,872				
B	166	118	128	B	5,585	一次産業/Primary Industry			
C	1,236	1,422	1,505	C	83,074	(A)	279,305	219,190	
D	12,534	10,582	10,343	D/E	3,873	二次産業/Secondary Industry			
E	1,959	2,288	2,335	F	38,930	(B to F)	218,421	226,930	
F	4,575	5,034	5,475	G/I	49,691	三次産業/Tertiary Industry			
G	10,383	10,875	11,513	H/J	20,839	(G to X)	263,323	328,390	
H	1,297	1,367	1,802	K	3,398				
I	6,249	6,500	6,883	L	1,184				
J	962	1,309	1,573	M	1,627				
K	4,039	4,450	5,220	N	10,937				
L	4,815	5,722	5,330	O/U	10,747				
M	6,204	6,565	6,667	P/R	15,651				
N	4,701	5,485	5,717	Q	4,932				
O	2,247	2,652	3,079	S/X	62,454				
P	26	23	23						
Q	4	1	5						
X	—	—	—						

香港 ⁶⁾ HKG				韓国 KOR		(千人/thousands)			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2015		2005		2010	2015	
計	3,373	3,474	3,781	計	22,856	計	23,829	26,424	
A	—	—	—	A	1,747	A	1,566	716	
B	—	—	—	B	68	B	21	27	
C	230	133	114	C	17	C	4,028	3,225	
D/E	—	—	—	D	4,234	D	78	176	
F	272	265	317	E	71	E	65	192	
G	326	847	822	F	1,814	F	1,753	1,697	
H	854	317	323	G	3,748	G	3,580	3,371	
I	235	258	284	H	2,058	H	1,280	1,475	
J	50	105	131	I	1,429	I	1,889	995	
K	182	206	242	J	746	J	668	745	
L	123	146	155	K	2,037	K	808	879	
M	〔 204〕〔	289〕	201	L	791	L	517	399	
N			154	M	1,568	M	883	1,497	
O	114	111	111	N	646	N	1,023	999	
P	247	185	218	O	1,727	O	960	2,430	
Q	80	163	193	P	130	P	1,799	1,996	
R	〔	52	59	Q	24	Q	1,153	3,880	
S		431〕	102	110	X	—	R	380	441
T		—	—	—			S	1,216	642
U	—	—	—			T	150	298	
X	27	295	349			U	13	17	
						X	—	327	

4) 15歳から72歳までを対象。

5) 中国全土における16歳以上を対象。各年12月末の数値。2003年以降は産業大分類の統計がないため、3分類にて掲載。

6) 2005年は第4四半期の数値で、一部の産業区分は国際分類とは異なる。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

シンガポール ⁷⁾ SGP				マレーシア ⁸⁾ MYS				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2015		2005		2010 2015		
計	1,647	計	3,063 2,148	計	10,045	計	11,777 14,068		
A/B/	[18]	A/B/	— [23]	A	1,355	A	1,674 1,754		
C/E/X		D/E/X		B	115	B	57 104		
D	275	C	542 239	C	36	C	1,972 2,323		
F	82	F	388 110	D	1,989	D	52 62		
G	304	G	407 364	E	57	E	64 72		
H	103	H	197 188	F	904	F	1,121 1,310		
I	228	I	185 139	G	1,620	G	1,865 2,361		
J	102	J	93 84	H	672	H	541 615		
K	207	K	173 167	I	545	I	857 1,151		
L/M/N/	[329]	L	79 55	J	247	J	165 214		
O/P/Q		M	180 167	K	459	K	305 354		
		N	157 112	L	729	L	57 71		
		O/P	204 291	M	607	M	271 359		
		Q	92 106	N	213	N	349 635		
		R	37	O	235	O	779 751		
		S/T/U	[346] 67	P	261	P	773 899		
				Q	2	Q	278 573		
				X	—	R	90 82		
						S	181 233		
						T	321 142		
						U	4 —		
						X	— —		

タイ ⁹⁾ THA				インドネシア ¹⁰⁾ IDN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年 2010		2015		2005 2010		2015		
計	36,302 38,037	計	38,330	計	95,356 109,590	計	114,819		
A	15,008 14,119	A	13,006	A	[43,129] [43,243]	A	37,750		
B	441 428	B	76	B	—	B	1,317		
C	40 41	C	6,365	C	948 1,281	C	15,538		
D	5,350 5,350	D	100	D	11,381 13,474	D	201		
E	107 107	E	69	E	199 240	E	267		
F	1,853 2,356	F	2,165	F	4,555 5,485	F	8,208		
G	5,297 6,236	G	6,111	G	17,923 22,422	G	21,347		
H	2,300 2,654	H	1,223	H	—	H	4,621		
I	1,076 1,108	I	2,585	I	5,698 5,487	I	5,238		
J	340 367	J	239	J	1,102 1,664	J	541		
K	652 765	K	523	K	—	K	1,670		
L	1,096 1,488	L	209	L/M	[10,421] [16,294]	L	290		
M	1,122 1,246	M	348	/N/O	—	M	381		
N	611 701	N	517	P	—	N	985		
O	719 810	O	1,610	Q	—	O	4,030		
P	242 234	P	1,165	X	—	P	5,606		
Q	2 3	Q	652			Q	1,460		
X	48 25	R	266			R	416		
		S	781			S	2,430		
		T	224			T	2,520		
		U	3			U	2		
		X	90			X	—		

7) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

8) 15歳から64歳までを対象。

9) 2005, 2015年は第3四半期の数値。

10) 2005年は11月, 2010年以降は8月の数値。

フィリピン ^{PHL}			オーストラリア ¹⁾ AUS			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.4		
	2005年	2010		2015		2005	2010	2015
計	32,313	36,035	計	38,741	計	9,853	10,991	11,771
A	10,234	10,488	A	11,294	A	353	355	311
B	1,394	1,469	B	235	B	119	187	227
C	123	199	C	3,209	C	1,021	979	888
D	3,077	3,033	D	83	D/E	99	141	145
E	117	150	E	52	F	843	999	1,030
F	1,708	2,016	F	2,697	G	1,535	1,594	1,626
G	6,147	7,034	G	7,313	H	495	571	610
H	861	1,062	H	2,781	I	683	737	823
I	2,451	2,723	I	1,716	J	237	211	213
J	341	400	J	381	K	371	394	417
K	734	1,146	K	498	L	177	192	207
L	1,481	1,847	L	184	M	683	842	992
M	978	1,176	M	208	N	352	383	411
N	375	451	N	1,139	O	607	688	731
O	775	913	O	2,096	P	713	840	935
P	1,517	1,926	P	1,282	Q	990	1,232	1,496
Q	—	2	Q	494	R	171	190	227
X	—	—	R	343	S	404	455	479
			S	2,489	T	—	—	—
			T	244	U	—	—	—
			U	3	X	—	—	—
			X	—				

ニュージーランド ^{NZL}			ブラジル ¹⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		
	2005年		2010	2015		2005	2011	2014
計	2,085	計	2,180	2,357	計	87,189	93,493	99,448
A	146	A	149	143	A	17,387	14,208	13,983
B	3	B	7	7	B	444	474	483
C	4	C	252	264	C	318	376	404
D	287	D	10	14	D	12,336	11,787	12,230
E	8	E	7	9	E	359	346	389
F	163	F	179	223	F	5,642	7,814	9,103
G	362	G	345	347	G	15,503	16,660	18,055
H	100	H	92	101	H	3,187	4,570	4,643
I	121	I	122	130	I	3,967	5,108	5,453
J	65	J	73	92	J	1,007	1,218	1,305
K	234	K	63	69	K	4,937	6,899	7,299
L	129	L	28	29	L	4,267	5,081	5,146
M	166	M	138	137	M	4,684	5,074	5,899
N	189	N	83	97	N	2,977	3,553	4,306
O	102	O	115	116	O	3,301	3,538	4,192
P	3	P	190	201	P	6,666	6,653	6,491
Q	—	Q	224	254	Q	7	4	2
X	5	R	41	49	X	198	130	65
		S	52	62				
		T	3	2				
		U	—	—				
		X	8	13				

11) 各年9月の数値。10歳以上を対象。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
計	産業計	計	産業計
A	農業、狩猟業及び林業	A	農業・林業及び漁業
B	漁業	B	鉱業及び採石業
C	鉱業及び採石業	C	製造業
D	製造業	D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業
E	電気、ガス、水供給業	E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F	建設業	F	建設業
G	卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	G	卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
H	ホテル及びレストラン	H	運輸・保管業
I	運輸業・倉庫業及び通信業	I	宿泊・飲食サービス業
J	金融仲介業	J	情報通信業
K	不動産業、物品賃貸業及び事業サービス業	K	金融・保険業
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	L	不動産業
M	教育	M	専門・科学・技術サービス業
N	保健衛生及び社会事業	N	管理・支援サービス業
O	その他の共同体、社会及び個人サービス業	O	公務及び国防・義務的社会保障事業
P	雇い主のいる個人世帯	P	教育
Q	治外法権機関及び団体	Q	保健衛生及び社会事業
X	分類不能	R	芸術・娯楽及びレクリエーション
		S	その他のサービス業
		T	雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動
		U	治外法権機関及び団体
		X	分類不能

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.3:

A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) Education; N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households; Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

ISIC-Rev.4:

A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

資料出所 アメリカ:BLS(2016.2) *Labor Force Statistics from the CPS*

中国(2010年以降): 国家統計局(2016.9)「中国統計年鑑2016」

中国(2002年): 国家統計局(2016.1)「中国労働統計年鑑2015」

香港(2005年): 統計局(2007.3)「綜合住戶統計調查(2006年第4四半期)」

その他: ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年11月現在

第3-2表 就業者の産業別構成比（2015年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2015

		(%)										
		農林 漁業 a)	鉱業 b)	製造 業 c)	電気、 ガス、 水道 d)	建設 e)	卸売・ 小売 f) g)	宿泊、 飲食 h)	運輸、 倉庫、 通信 i)	金融、 保険 j)	不動産 業、事 業活動 k)	その他 l) m)
日本	JPN	3.6	0.0	16.7	1.0	7.8	17.0	6.0	9.0	2.8	9.4	26.7
アメリカ	USA	1.6	0.6	10.3	0.9	6.7	14.5	7.1	6.3	4.8	13.7	33.4
カナダ	CAN	2.0	1.6	9.5	0.8	7.6	15.2	6.7	9.3	4.4	13.6	29.2
イギリス	GBR	1.1	0.5	9.6	1.3	7.2	13.0	5.2	9.0	4.0	12.9	36.2
ドイツ	DEU	1.4	0.2	19.3	1.4	6.8	14.1	3.9	7.9	3.1	11.1	30.9
フランス	FRA	2.7	0.1	12.2	1.4	6.4	12.8	3.8	8.4	3.3	11.0	38.0
イタリア	ITA	3.8	0.2	18.3	1.6	6.5	14.2	5.9	7.1	2.9	11.2	28.3
オランダ	NLD	2.1	0.2	9.5	0.7	4.8	14.8	4.2	7.4	3.2	13.0	40.1
デンマーク	DNK	2.5	0.2	11.9	1.1	6.0	14.4	4.3	8.7	2.7	10.4	37.7
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	10.4	1.1	6.5	11.6	3.5	9.3	2.0	14.7	38.7
フィンランド	FIN	4.2	0.3	13.5	1.0	6.9	11.6	3.6	10.0	2.0	12.4	34.6
ノルウェー	NOR	2.0	2.6	8.6	1.1	7.8	13.6	2.9	9.3	2.0	11.1	39.0
ロシア	RUS	6.7	2.1	14.3	3.2	7.6	15.9	2.5	9.5	2.2	7.2	28.8
香港	HKG	—	—	3.0	—	8.4	21.8	7.5	12.0	6.4	13.5	27.5
韓国	KOR	2.7	0.1	12.2	1.4	6.4	12.8	3.8	8.4	3.3	11.0	38.0
シンガポール ⁴⁾	SGP	1.1	—	11.1	—	5.1	17.0	6.5	12.6	7.8	15.5	23.3
マレーシア	MYS	12.5	0.7	16.5	1.0	9.3	16.8	8.2	5.9	2.5	7.6	19.1
タイ	THA	33.9	0.2	16.6	0.4	5.6	15.9	6.7	3.8	1.4	2.8	12.5
インドネシア	IDN	32.9	1.1	13.5	0.4	7.1	18.6	4.6	4.5	1.5	1.4	14.3
フィリピン	PHL	29.2	0.6	8.3	0.3	7.0	18.9	4.4	8.2	1.3	4.0	17.9
オーストラリア	AUS	2.6	1.9	7.5	1.2	8.8	13.8	7.0	7.0	3.5	13.7	32.9
ニュージーランド	NZL	6.1	0.3	11.2	1.0	9.4	14.7	5.5	8.2	2.9	11.1	29.6
ブラジル ⁵⁾	BRA	14.5	0.4	12.3	0.4	9.2	18.2	4.7	5.5	1.3	7.3	26.2

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified;

資料出所及び各国の注は第3-1表 (p.92～98)に準ずる。

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

- 1) 自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を含む。
- 2) 賃貸業及び事業サービス業、又は専門・科学・技術サービス、管理・支援サービス業を含む。
- 3) 公務及び国防・義務的社会保障事業、教育、保健衛生及び社会事業、その他コミュニティ、社会及び個人サービス業、雇用者を持つ一般世帯、治外法権機関及び団体、分類不能な業種・生産活動を含む。
- 4) 農林漁業の欄は鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 5) 2014年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 JPN				アメリカ ¹⁾ USA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.4					
	2005年		2010	2015		2005	2010	2015	
計	53,930	計	54,630	56,400	計	134,051	130,361	141,865	
A	360	A	590	610	A	—	—	—	
B	70	B	30	30	B	628	705	820	
C	30	C	10,200	10,060	C	14,227	11,528	12,318	
D	10,850	D/E	640	600	D	509	506	509	
E	350	F	4,050	4,070	E	45	47	50	
F	4,580	G	9,670	9,850	F	7,336	5,518	6,446	
G	10,240	H	3,510	3,530	G	21,044	19,893	21,517	
H	2,600	I	3,160	3,240	H	4,361	4,191	4,845	
I	3,650	J	1,880	2,000	I	10,923	11,135	12,962	
J	1,510	K	1,870	1,770	J	3,061	2,707	2,750	
K	6,310	L	710	800	K	6,063	5,761	6,038	
L	2,290	M	1,510	1,660	L	2,134	1,934	2,086	
M	2,590	N	3,800	2,640	M	8,784	9,314	10,841	
N	5,150	O	2,240	2,340	N	8,170	7,414	8,831	
O	2,880	P	2,610	2,780	O/U	21,804	22,490	22,007	
P	—	Q	6,200	7,510	P	2,836	3,155	3,465	
Q	—	R	740	670	Q	14,840	16,820	18,590	
X	450	S/T	1,520	1,530	R	1,892	1,913	2,166	
		U	20	30	S	5,395	5,331	5,625	
		X	370	700	T	—	—	—	
					X	—	—	—	

カナダ CAN				イギリス GBR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2015		2005		2010	2015	
計	14,602	15,390	16,399	計	24,962	計	24,966	26,449	
A	243	219	226	A	178	A	143	168	
B	18	14	12	B	4	B	94	140	
C	209	249	286	C	103	C	2,676	2,763	
D	2,171	1,680	1,688	D	3,557	D	168	173	
E	123	141	137	E	174	E	186	205	
F	834	1,030	1,159	F	1,427	F	1,344	1,328	
G	2,639	2,776	2,858	G	3,892	G	3,615	3,672	
H	962	1,060	1,172	H	1,087	H	1,198	1,296	
I	1,074	1,078	1,144	I	1,722	I	1,281	1,482	
J	663	719	744	J	1,180	J	860	1,038	
K	1,589	1,783	1,992	K	2,589	K	1,106	1,134	
L	833	918	905	L	2,003	L	231	268	
M	1,057	1,116	1,224	M	2,471	M	1,391	1,593	
N	1,557	1,866	2,099	N	3,275	N	1,085	1,166	
O	596	692	714	O	1,202	O	1,879	1,805	
P	31	46	38	P	56	P	2,909	3,033	
Q	3	2	3	Q	11	Q	3,529	3,817	
X	—	—	—	X	31	R	587	610	
						S	493	571	
						T	42	33	
						U	41	37	
						X	111	117	

(注) 国際標準産業分類(ISIC)の記号については、rev.3及び4は第3-1表末尾(p.98)を、rev.2は本表末尾(p.106)を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所及び注は、本表末尾(p.106)に記載。

ドイツ DEU				フランス FRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	31,866	計	33,597	35,887	計	22,266	計	22,774	23,360
A	431	A	285	282	A	279	A	246	265
B	5	B	92	81	B	10	B	24	27
C	119	C	7,261	7,457	C	42	C	3,191	3,069
D	7,597	D	338	333	D	3,794	D	213	175
E	310	E	199	218	E	218	E	179	187
F	1,937	F	2,054	2,239	F	1,318	F	1,484	1,304
G	4,487	G	4,533	5,107	G	2,846	G	2,863	2,917
H	1,012	H	1,666	1,851	H	650	H	1,281	1,402
I	1,793	I	1,175	1,312	I	1,525	I	776	809
J	1,148	J	1,024	1,015	J	732	J	669	673
K	2,729	K	1,154	1,106	K	2,253	K	825	831
L	2,823	L	200	157	L	2,420	L	257	320
M	1,966	M	1,311	1,633	M	1,776	M	1,019	1,184
N	3,642	N	1,729	1,751	N	2,770	N	839	913
O	1,674	O	2,779	2,758	O	928	O	2,572	2,427
P	159	P	2,184	2,449	P	600	P	1,711	1,921
Q	32	Q	4,189	4,649	Q	16	Q	3,041	3,508
X	—	R	356	372	X	91	R	277	351
		S	852	898			S	564	471
		T	188	202			T	602	297
		U	30	18			U	21	17
		X	—	—			X	117	295

イタリア ITA				オランダ ²⁾ NLD				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	16,426	計	16,833	16,988	計	7,104	計	7,113	6,918
A	415	A	397	429	A	133	A	101	70
B	16	B	32	33	B	1	B	9	13
C	35	C	3,607	3,605	C	8	C	750	729
D	4,053	D	108	108	D	996	D	34	27
E	155	E	195	227	E	42	E	34	30
F	1,170	F	1,169	864	F	386	F	332	278
G	1,862	G	1,957	1,916	G	1,001	G	956	1,056
H	665	H	904	903	H	275	H	358	323
I	1,033	I	795	936	I	465	I	288	294
J	527	J	409	427	J	257	J	238	192
K	1,320	K	551	527	K	791	K	207	217
L	1,417	L	61	59	L	561	L	52	52
M	1,462	M	594	550	M	525	M	332	359
N	1,305	N	702	815	N	1,157	N	272	363
O	671	O	1,392	1,285	O	231	O	538	477
P	303	P	1,445	1,413	P	3	P	535	497
Q	17	Q	1,399	1,519	Q	1	Q	1,256	1,155
X	—	R	143	190	X	272	R	111	99
		S	437	391			S	113	108
		T	522	775			T	3	* 2
		U	13	16			U	3	* 2
		X	—	—			X	593	574

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク ²⁾ DNK				スウェーデン ²⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	2,507	計	2,460	2,514	計	3,869	計	4,028	4,341
A	42	A	34	42	A	37	A	35	37
B	2	B	* 3	6	B	0	B	8	9
C	3	C	326	316	C	6	C	509	476
D	425	D	16	14	D	626	D	23	30
E	16	E	12	16	E	25	E	18	22
F	160	F	126	135	F	203	F	237	250
G	362	G	357	364	G	458	G	478	496
H	62	H	116	117	H	98	H	221	228
I	164	I	78	107	I	246	I	126	143
J	88	J	101	101	J	79	J	155	174
K	214	K	85	72	K	488	K	92	94
L	163	L	24	29	L	245	L	55	61
M	215	M	107	111	M	470	M	270	321
N	454	N	76	92	N	690	N	181	209
O	128	O	157	144	O	184	O	270	313
P	4	P	227	255	P	2	P	479	540
Q	1	Q	497	461	Q	1	Q	682	718
X	4	R	53	62	X	10	R	89	95
		S	56	58			S	87	94
		T	5	* 3			T	* 1	* 1
		U	* 2	* 1			U	* 1	* 1
		X	* 1	8			X	10	30

フィンランド ²⁾ FIN				ノルウェー ²⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005		2010	2015
計	2,097	計	2,120	2,090	計	2,110	計	2,308	2,455
A	35	A	33	32	A	18	A	22	23
B	1	B	6	6	B	12	B	45	68
C	5	C	341	305	C	35	C	229	221
D	412	D	15	13	D	257	D	18	15
E	18	E	11	10	E	16	E	13	13
F	122	F	132	126	F	137	F	152	178
G	258	G	258	245	G	332	G	328	340
H	66	H	131	116	H	67	H	126	134
I	150	I	71	75	I	139	I	65	72
J	45	J	86	95	J	50	J	87	94
K	239	K	47	46	K	206	K	51	53
L	110	L	17	20	L	131	L	20	22
M	166	M	120	130	M	188	M	117	135
N	350	N	87	94	N	439	N	87	104
O	106	O	117	106	O	79	O	150	164
P	7	P	170	174	P	1	P	204	222
Q	1	Q	362	382	Q	0	Q	511	503
X	5	R	43	47	X	1	R	41	43
		S	53	53			S	39	44
		T	8	9			T	2	* 1
		U	* 1	* 1			U	* 0	* 1
		X	11	7			X	* 1	5

ロシア ³⁾ RUS				中国 ⁴⁾ CHN				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4						
	2005年	2010	2015		2005	2010	2015			
計	62,871	64,998	67,109	計	114,040	130,515	180,625			
A	4,151	3,495	2,789	A	4,463	3,757	2,700			
B	136	106	108	B	5,092	5,620	5,458			
C	1,233	1,417	1,502	C	32,109	36,372	50,687			
D	12,277	10,239	10,058	D/E	2,999	3,105	3,960			
E	1,954	2,280	2,329	F	9,266	12,675	27,960			
F	4,373	4,786	5,041	G	5,440	5,351	8,833			
G	8,814	9,461	10,130	H	6,139	6,311	8,544			
H	1,253	1,318	1,739	I	1,812	2,092	2,761			
I	5,950	6,115	6,411	J	1,301	1,858	3,499			
J	960	1,299	1,567	K	3,593	4,701	6,068			
K	3,939	4,282	4,988	L	1,465	2,116	4,173			
L	4,815	5,721	5,330	M	2,277	2,923	4,106			
M	6,180	6,541	6,634	N	2,185	3,101	4,740			
N	4,673	5,445	5,668	O/U	14,212	16,474	19,111			
O	2,132	2,470	2,789	P	14,832	15,818	17,365			
P	26	20	20	Q	5,089	6,325	8,416			
Q	4	1	5	R	1,225	1,314	1,491			
X	—	—	—	S/T	539	602	752			
				X	—	—	—			

香港 ⁵⁾ HKG				韓国 KOR				(千人/thousands)		
ISIC-rev.2		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4				
	2005年	2010	2015		2005	2010	2015			
計	2,504	計	2,529	2,797	計	15,185	計	16,971	19,230	
1	—	A	—	—	A	141	A	175	135	
2	0	B	0	0	B	21	B	19	13	
3	167	C	119	100	C	16	C	3,440	3,996	
4	8	D	8	8	D	3,603	D	77	91	
5	54	E	3	3	E	70	E	58	81	
6	1,024	F	55	95	F	1,347	F	1,362	1,388	
7	184	G	807	816	G	1,900	G	2,015	2,264	
8	464	H	160	177	H	1,114	H	697	774	
9	447	I	249	283	I	889	I	1,136	1,380	
0	156	J	88	105	J	698	J	608	703	
		K	192	220	K	1,663	K	778	759	
		L	111	129	L	791	L	338	369	
		M	143	168	M	1,269	M	752	897	
		N	164	195	N	594	N	971	1,177	
		O	—	—	O	921	O	960	936	
		P	166	192	P	127	P	1,440	1,456	
		Q	149	177	Q	24	Q	1,077	1,671	
		R	45	51	X	—	R	234	279	
		S	69	77			S	673	774	
		T	—	—			T	146	69	
		U	—	—			U	13	18	
		X	—	—			X	—	—	

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール ⁶⁾ SGP				マレーシア ⁷⁾ MYS				(千人/thousands)	
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2006年	2011	2015		2005		2010	2015	
計	1,526	1,699	1,847	計	7,583	計	8,813	10,396	
A/B/				A	544	A	695	808	
D/E/X	[21]	[22]	[22]	B	31	B	54	103	
C	285	274	221	C	35	C	1,761	1,983	
F	75	79	87	D	1,819	D	52	61	
G	242	239	304	E	56	E	58	62	
H	125	139	131	F	693	F	839	987	
I	102	111	117	G	1,054	G	1,226	1,534	
J	69	79	76	H	387	H	424	476	
K	91	125	149	I	435	I	511	685	
L	30	29	38	J	234	J	148	195	
M	82	105	143	K	403	K	275	312	
N	72	89	99	L	721	L	46	58	
O/P	208	249	274	M	588	M	221	283	
Q	66	83	99	N	193	N	306	540	
R		31	34	O	187	O	775	751	
S/T/U	[59]	47	52	P	203	P	746	863	
				Q	2	Q	246	351	
				X	—	R	76	67	
						S	115	134	
						T	238	141	
						U	4	—	
						X	—	—	

タイ ⁸⁾ THA			インドネシア ⁹⁾ IDN					(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		ISIC-rev.2		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
	2005年	2010		2015		2005		2010		2015
計	15,749	16,400	計	17,717	計	35,888	計	32,522	計	44,434
A	2,416	2,042	A	1,482	1	7,713	A	2,293	A	3,580
B	107	75	B	69	2	535	B	371	B	736
C	39	28	C	5,060	3	8,422	C	582	C	10,089
D	4,327	4,178	D	97	4	168	D	7,425	D	183
E	106	98	E	55	5	3,892	E	202	E	143
F	1,595	1,733	F	1,606	6	3,854	F	1,929	F	3,200
G	1,860	2,032	G	2,329	7	1,878	G	3,776	G	6,144
H	628	694	H	603	8	959	H	972	H	1,945
I	498	499	I	816	9	8,456	I	1,752	I	1,612
J	317	355	J	211	0	12	J	937	J	435
K	463	596	K	485			K	485	K	1,620
L	1,081	1,606	L	154			L	3,401	L	209
M	1,102	1,258	M	252			M	4,439	M	286
N	559	647	N	442			N	865	N	690
O	373	324	O	1,603			O	1,493	O	4,030
P	241	221	P	1,134			P	1,591	P	5,463
Q	2	0	Q	605			Q	1	Q	1,305
X	35	14	R	138			X	8	R	245
			S	289					S	794
			T	224					T	1,724
			U	3					U	2
			X	61					X	—

フィリピン PHL			オーストラリア AUS			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.4		
	2005年	2010		2015		2005	2010	2014
計	16,316	19,626	計	22,960	計	8,590	9,705	10,381
A	2,395	2,898	A	3,447	A	181	180	178
B	323	390	B	177	B	116	186	246
C	67	131	C	2,496	C	1,000	981	935
D	2,277	2,264	D	83	D	54	74	83
E	115	143	E	49	E	43	63	59
F	1,566	1,899	F	2,647	F	572	724	784
G	1,912	2,384	G	2,821	G	1,514	1,587	1,662
H	594	759	H	1,490	H	421	492	535
I	1,369	1,476	I	1,069	I	619	679	726
J	324	376	J	304	J	303	322	350
K	599	941	K	475	K	353	379	401
L	1,478	1,847	L	113	L	117	128	155
M	970	1,167	M	165	M	474	570	628
N	324	405	N	1,096	N	328	343	340
O	496	618	O	2,096	O	591	683	723
P	1,506	1,926	P	1,267	P	682	800	871
Q	1	2	Q	458	Q	925	1,155	1,324
X	—	—	R	305	R	148	175	190
			S	2,155	S	145	180	188
			T	244	T	0	4	4
			U	3	U	1	1	1
			X	—	X	—	0	—

ニュージーランド NZL			ブラジル ⁽¹⁰⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		
	2005年		2010	2015		2005	2011	2014
計	1,702	計	1,827	2,005	計	54,709	63,592	67,142
A	72	A	87	89	A	4,845	4,110	3,903
B	1	B	7	6	B	67	68	67
C	4	C	230	240	C	245	359	370
D	254	D	10	13	D	8,991	9,347	9,451
E	8	E	6	8	E	358	343	387
F	106	F	122	164	F	2,766	4,197	4,763
G	305	G	304	310	G	8,772	10,547	11,534
H	89	H	79	89	H	1,766	2,902	2,899
I	105	I	105	112	I	2,646	3,638	3,897
J	60	J	58	76	J	930	1,154	1,208
K	164	K	58	63	K	3,698	5,366	5,606
L	127	L	14	15	L	4,256	5,077	5,138
M	159	M	100	105	M	4,409	4,835	5,637
N	175	N	64	80	N	2,490	3,133	3,750
O	67	O	113	114	O	1,777	1,809	2,020
P	2	P	182	189	P	6,666	6,653	6,491
Q	—	Q	206	235	Q	7	4	2
X	4	R	33	40	X	17	50	18
		S	41	48				—
		T	2	2				—
		U	—	—				—
		X	5	8				—

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-rev.2	
1 農業・林業及び漁業	6 卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業
2 鉱業及び採石業	7 運輸・通信業
3 製造業	8 金融・保険業, 不動産業並びに事業サービス業
4 電気, ガス, 水供給業	9 地域社会及び個人サービス業
5 建設業	0 分類不能

※ISIC-rev.3, rev.4については, 第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.2:

1) Agriculture, hunting, forestry and fishing; 2) Mining and quarrying; 3) Manufacturing; 4) Electricity, gas and water; 5) Construction; 6) Wholesale and retail trade and restaurants and hotels; 7) Transport, storage and communication; 8) Financing, insurance, real estate and business services; 9) Community, social and personal services; 0) Activities not adequately defined;

ISIC-Rev.3 and ISIC-Rev.4: See note for Table.3-1 (p.98).

資料出所 アメリカ: BLS “CES Database” (<http://www.bls.gov/ces/>) 2016年12月現在
カナダ: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by activities and status”
2017年1月現在
中国: 国家統計局 (2016.9) 「中国統計年鑑2016」
タイ: 国家統計局 (2016) *The Labor Force Survey Whole Kingdom Quarter 3*
その他: ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年12月現在

- (注) 1) 16歳以上が対象。産業計は農林漁業を除く。一部の産業については, 国際標準産業分類とは異なる。
2) *印は信頼性の低い数値。
3) 15歳から72歳までが対象。2005年は11月調査。
4) 16歳以上が対象。各年12月の数値。民間企業を除く都市部企業の登録雇用者を対象。分類Gは自動車, オートバイ及び個人・家庭用品修理業を除く。
5) 2005年の分類4, 7, 9は国際標準分類の産業と異なる。12月の数値。
6) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。
7) 15歳から64歳迄が対象。
8) 各年第3四半期の数値。
9) 各年8月の値。2005年は賃金俸給者, ブルーカラー及び生産労働者を対象。
10) 各年9月。10歳以上が対象。

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

国際標準職業分類/International Standard Classification of Occupations

ISCO-88		ISCO-08	
1	立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者	1	管理職
2	専門的職業従事者	2	専門職
3	技術者, 準専門的職業従事者	3	技師, 准専門職
4	事務的職業従事者	4	事務補助員
5	サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者	5	サービス・販売従事者
6	熟練の農林漁業従事者	6	農林漁業従事者
7	熟練職業及び関連職業従事者	7	技能工及び関連職業の従事者
8	装置・機械操作員及び組立工	8	設備・機械の運転・組立工
9	初級の職業	9	単純作業の従事者
0	軍隊	0	軍人
X	分類不能, 無回答	X	分類不能, 無回答

Classification of "ISCO-88": 1) Legislators, senior officials and managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerks; 5) Service workers and shop and market sales workers; 6) Skilled agricultural and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces; x) Not elsewhere classified or No response;

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified or No response;

日本 ¹⁾ JPN				(千人/thousands)							
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	63,560	37,230	26,330	計 T	62,980	36,430	26,560	計 T	63,760	36,220	27,540
1	1,890	1,710	190	1	1,620	1,440	180	1	1,440	1,270	180
2/3	9,370	5,060	4,310	2/3	9,610	5,190	4,420	2/3	10,540	5,600	4,940
4	12,470	4,860	7,610	4	12,370	5,010	7,350	4	12,560	5,060	7,500
5/0	16,490	8,810	7,680	5/0	17,680	8,950	8,750	5/0	17,650	8,560	9,100
6	2,790	1,650	1,140	6	2,530	1,550	970	6	2,220	1,420	800
7/8	16,200	12,680	3,520	7	9,250	6,610	2,640	7	8,830	6,300	2,530
9	3,660	2,060	1,600	8	2,230	2,160	80	8	2,170	2,110	60
X	690	400	280	9	7,120	5,210	1,930	9	7,430	5,390	2,030
				X	570	310	240	X	920	510	400

アメリカ ²⁾ USA				(千人/thousands)							
2005年				2010				2015			
ISCO 08	計 T	男 M	女 F	ISCO 08	計 T	男 M	女 F	ISCO 08	計 T	男 M	女 F
計 T	141,730	75,973	65,757	計 T	139,064	73,359	65,705	計 T	148,834	79,131	69,703
1	20,450	11,761	8,689	1	20,938	11,945	8,993	1	24,108	13,589	10,519
2/3	28,795	12,588	16,207	2/3	30,805	13,125	17,680	2/3	33,852	14,501	19,351
4	19,529	4,829	14,700	4	18,047	4,716	13,331	4	17,897	4,980	12,918
5	39,566	18,244	21,323	5	40,020	18,355	21,665	5	41,596	19,169	22,427
6	976	756	220	6	987	755	231	6	1,073	813	260
7/8	32,412	27,796	4,617	7/8	28,266	24,462	3,804	7/8	30,307	26,079	4,228
9	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。資料出所は本表末尾(p.114)を参照。

1) 2010年以降の分類7は生産工程従事者, 分類8は輸送・機械運転従事者, 分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

2) 分類9は, 6及び7/8に含まれる。16歳以上を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ CAN								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	16,170	8,595	7,575	計 T	16,964	8,852	8,113	計 T	17,802	9,328	8,474
1	1,482	950	532	1	1,556	984	572	1	1,452	936	516
2	2,737	1,289	1,448	2	3,089	1,464	1,625	2	3,334	1,540	1,793
3	2,395	979	1,416	3	2,775	1,079	1,696	3	2,998	1,145	1,853
4	2,228	501	1,727	4	2,211	509	1,702	4	2,168	554	1,614
5	2,285	840	1,445	5	2,549	926	1,623	5	2,732	996	1,736
6	392	298	94	6	357	272	85	6	346	260	86
7	1,664	1,516	148	7	1,715	1,571	144	7	1,817	1,666	152
8	1,612	1,304	309	8	1,418	1,182	236	8	1,532	1,280	252
9	1,347	899	448	9	1,294	865	429	9	1,423	951	472
0	6	4	2	0	—	—	—	0	—	—	—

イギリス ³⁾ GBR								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	28,739	15,489	13,250	計 T	29,125	15,527	13,598	計 T	31,205	16,620	14,585
1	4,222	2,773	1,449	1	4,456	2,866	1,590	1	3,345	2,162	1,183
2	3,923	2,220	1,703	2	4,439	2,429	2,010	2	7,662	4,003	3,659
3	3,597	1,740	1,857	3	3,775	1,760	2,015	3	3,855	1,848	2,007
4	4,033	852	3,181	4	3,665	871	2,795	4	3,102	995	2,107
5	4,779	1,304	3,475	5	5,106	1,455	3,651	5	5,787	1,807	3,980
6	309	277	32	6	349	305	45	6	363	311	51
7	2,746	2,647	99	7	2,467	2,375	92	7	2,653	2,488	164
8	1,946	1,674	273	8	1,719	1,507	212	8	1,528	1,337	191
9	3,027	1,878	1,148	9	2,957	1,812	1,145	9	2,749	1,547	1,202
0	90	83	7	0	88	84	* 4	0	83	74	* 9
X	67	40	26	X	104	63	41	X	79	48	31

ドイツ DEU								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	36,362	19,964	16,398	計 T	37,993	20,423	17,570	計 T	40,211	21,454	18,757
1	1,976	1,419	556	1	2,198	1,540	658	1	1,825	1,290	534
2	5,269	3,211	2,058	2	5,803	3,425	2,378	2	6,929	3,814	3,115
3	7,810	3,283	4,528	3	8,340	3,365	4,975	3	9,016	3,934	5,083
4	4,493	1,467	3,026	4	4,536	1,477	3,059	4	5,079	1,715	3,363
5	4,378	1,107	3,272	5	4,708	1,165	3,543	5	5,755	2,121	3,634
6	684	469	215	6	673	470	203	6	570	464	106
7	5,562	5,031	531	7	5,432	4,923	509	7	5,104	4,542	562
8	2,598	2,186	413	8	2,531	2,167	364	8	2,466	2,118	348
9	2,855	1,284	1,571	9	3,102	1,457	1,645	9	3,250	1,275	1,974
0	221	212	9	0	180	169	11	0	179	160	20
X	514	295	219	X	490	264	226	X	37	20	17

3) *印は、統計上信頼度の低い数値。

フランス³⁾ FRA

2005年				2010				2015			
ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 08	計 T	男 M	女 F
計 T	24,984	13,360	11,625	計 T	25,731	13,520	12,210	計 T	26,424	13,658	12,766
1	2,014	1,257	757	1	2,262	1,391	870	1	1,867	1,276	591
2	3,339	1,873	1,466	2	3,643	2,027	1,616	2	4,555	2,222	2,334
3	4,408	2,160	2,248	3	4,830	2,299	2,531	3	5,353	2,684	2,668
4	3,091	756	2,335	4	2,946	769	2,177	4	2,356	570	1,786
5	3,143	846	2,297	5	3,367	906	2,461	5	4,098	1,385	2,713
6	984	724	260	6	917	699	218	6	856	653	202
7	2,965	2,717	248	7	2,806	2,569	237	7	2,400	2,163	237
8	2,308	1,828	480	8	2,153	1,761	392	8	1,949	1,556	393
9	2,357	871	1,486	9	2,512	847	1,665	9	2,703	929	1,774
0	326	293	33	0	278	245	33	0	222	187	35
X	48	34	14	X	16	* 8	* 8	X	66	33	32

イタリア ITA

2005年				2010				2015			
ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 08	計 T	男 M	女 F
計 T	22,407	13,601	8,806	計 T	22,527	13,375	9,152	計 T	22,465	13,085	9,380
1	1,991	1,344	647	1	1,766	1,186	580	1	846	621	225
2	2,216	1,210	1,006	2	2,268	1,225	1,042	2	3,241	1,511	1,730
3	4,399	2,333	2,065	3	4,554	2,349	2,205	3	3,932	2,417	1,515
4	2,683	1,059	1,624	4	2,860	1,130	1,729	4	2,702	963	1,739
5	2,342	979	1,363	5	2,550	1,052	1,498	5	3,867	1,558	2,309
6	543	404	139	6	519	402	117	6	530	412	117
7	3,720	3,220	500	7	3,603	3,185	418	7	3,031	2,744	287
8	2,070	1,663	407	8	1,794	1,484	310	8	1,562	1,279	283
9	2,190	1,138	1,052	9	2,354	1,110	1,245	9	2,506	1,335	1,171
0	253	250	3	0	258	251	7	0	249	245	4

オランダ³⁾ NLD

2005年				2010				2015			
ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 88	計 T	男 M	女 F	ISCO 08	計 T	男 M	女 F
計 T	8,111	4,483	3,628	計 T	8,370	4,526	3,844	計 T	8,319	4,482	3,836
1	783	583	200	1	914	653	262	1	512	378	133
2	1,534	823	711	2	1,666	885	782	2	2,093	1,108	986
3	1,477	717	760	3	1,498	690	807	3	1,269	616	653
4	1,030	324	706	4	964	292	672	4	785	306	479
5	1,108	341	768	5	1,185	357	828	5	1,597	516	1,081
6	122	90	32	6	126	93	33	6	173	141	32
7	744	707	37	7	687	654	32	7	707	652	54
8	478	428	51	8	449	402	48	8	338	302	36
9	733	394	339	9	719	390	329	9	731	382	349
0	37	34	3	0	31	28	3	0	18	16	* 2
X	63	42	21	X	130	81	48	X	96	66	31

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,752	1,470	1,283	計 T	2,706	1,415	1,292	計 T	2,752	1,461	1,291
1	201	152	49	1	128	99	29	1	68	49	18
2	429	244	185	2	463	256	206	2	703	313	390
3	578	231	347	3	636	274	362	3	471	271	200
4	271	73	198	4	258	73	185	4	214	60	154
5	414	103	311	5	479	134	344	5	555	211	344
6	66	54	13	6	57	48	10	6	50	42	8
7	298	283	15	7	245	234	12	7	230	216	14
8	179	142	37	8	143	120	23	8	144	121	22
9	301	172	129	9	286	167	120	9	300	164	136
0	14	14	0	0	11	10	* 1	0	10	9	* 1
X	1	1	1	X	* 0	* 0	* 0	X	8	5	* 3

スウェーデン ³⁾ SWE								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	4,336	2,275	2,062	計 T	4,524	2,394	2,130	計 T	4,837	2,530	2,307
1	213	145	68	1	245	168	77	1	269	163	107
2	833	412	421	2	888	440	448	2	1,296	548	748
3	865	422	443	3	962	462	500	3	872	491	381
4	397	115	282	4	362	117	244	4	307	103	204
5	805	202	603	5	842	224	617	5	950	308	642
6	97	75	23	6	92	70	23	6	91	69	22
7	416	393	23	7	438	413	25	7	462	434	27
8	438	374	64	8	411	348	63	8	328	281	47
9	257	124	133	9	269	138	131	9	233	110	123
0	10	10	0	0	10	10	* 1	0	14	14	* 1
X	5	3	1	X	5	3	* 2	X	15	9	5

フィンランド ³⁾ FIN								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2015		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,401	1,243	1,158	計 T	2,447	1,259	1,188	計 T	2,437	1,249	1,188
1	236	166	70	1	256	178	78	1	78	52	26
2	407	203	204	2	473	239	233	2	590	306	284
3	405	166	239	3	405	160	245	3	452	189	263
4	164	33	131	4	157	37	119	4	148	38	110
5	383	80	304	5	389	76	313	5	470	139	331
6	109	73	36	6	103	65	38	6	92	65	27
7	289	262	27	7	268	244	24	7	258	236	22
8	203	168	34	8	190	160	30	8	185	154	31
9	193	83	110	9	191	86	104	9	151	60	92
0	9	9	0	0	10	9	* 0	0	9	9	* 0
X	2	1	1	X	8	4	* 4	X	6	* 3	* 3

ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,283	1,204	1,078	計 T	2,501	1,315	1,186	計 T	2,641	1,395	1,246
1	151	105	46	1	147	97	51	1	203	130	73
2	269	150	119	2	352	192	160	2	710	295	415
3	556	260	297	3	621	283	338	3	452	263	189
4	164	57	107	4	170	63	107	4	157	58	99
5	539	156	383	5	605	189	416	5	528	171	357
6	65	51	14	6	56	45	11	6	50	39	11
7	248	235	13	7	252	241	10	7	246	232	14
8	170	144	26	8	177	154	23	8	164	144	20
9	111	38	73	9	111	43	68	9	104	44	60
0	9	8	1	0	6	6	* 1	0	26	19	7
X	1	1	0	X	4	2	* 2	X	—	—	—

ロシア ⁴⁾ RUS				(千人/thousands)							
ISCO 2005年				ISCO 2010				ISCO 2015			
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	68,169	34,549	33,620	計 T	69,804	35,500	34,304	計 T	72,324	37,137	35,187
1	4,750	2,898	1,853	1	5,586	3,423	2,163	1	6,253	3,834	2,419
2	11,519	4,401	7,118	2	13,119	4,998	8,121	2	14,740	5,769	8,971
3	9,673	3,084	6,589	3	10,725	3,493	7,232	3	11,080	3,724	7,357
4	2,110	205	1,905	4	2,040	210	1,829	4	2,063	255	1,808
5	9,504	2,810	6,693	5	10,019	2,982	7,037	5	10,501	3,150	7,351
6	3,309	1,544	1,765	6	2,512	1,275	1,237	6	2,424	1,170	1,254
7	10,901	8,265	2,637	7	9,621	7,651	1,970	7	9,481	7,692	1,789
8	8,739	7,604	1,135	8	8,672	7,735	937	8	8,805	7,936	870
9	7,660	3,736	3,924	9	7,511	3,733	3,779	9	6,977	3,608	3,369

香港 HKG				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	3,337	1,823	1,514	計 T	3,474	1,834	1,641	計 T	3,781	1,927	1,854
1	312	228	85	1	347	241	107	1	412	275	137
2	229	152	77	2	232	146	86	2	304	191	113
3	618	355	263	3	679	377	302	3	745	405	340
4	545	144	400	4	557	153	404	4	521	142	379
5	525	256	269	5	547	258	289	5	620	256	365
6	8	5	3	6	3	3	1	6	3	2	1
7	266	256	10	7	244	236	8	7	249	237	12
8	225	201	24	8	196	185	11	8	175	169	6
9	609	225	384	9	670	236	434	9	751	250	501

4) 15～72歳を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 KOR				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	22,856	13,330	9,526	計 T	23,829	13,915	9,914	計 T	25,936	14,971	10,965
1	574	529	45	1	562	509	53	1	353	316	37
2	1,839	979	860	2/3	4,571	2,542	2,030	2/3	5,203	2,698	2,505
3	2,363	1,599	764	4	3,739	1,971	1,768	4	4,400	2,331	2,069
4	3,269	1,615	1,654	5	5,367	2,213	3,155	5	5,831	2,447	3,384
5	5,625	2,107	3,518	6	1,441	853	588	6	1,251	756	495
6	1,708	943	765	7	2,238	1,913	325	7	2,334	2,028	306
7	2,436	2,048	388	8	2,695	2,366	329	8	3,142	2,735	407
8	2,563	2,214	349	9	3,215	1,548	1,667	9	3,424	1,661	1,763
9	2,479	1,297	1,183								

シンガポール ⁵⁾ SGP					(千人/thousands)						
ISCO	2004年			ISCO	2010			ISCO	2015		
08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	1,632	961	671	計 T	1,963	1,107	856	計 T	2,148	1,172	976
1	238	172	66	1	335	220	115	1	345	228	118
2	246	145	102	2	383	218	165	2	393	211	182
3	265	144	121	3	310	167	143	3	429	219	210
4	219	48	171	4	241	51	190	4	265	62	203
5	206	106	100	5	239	114	126	5	256	117	139
6/X	71	69	2	6/X	69	67	2	6/X	70	68	2
7	97	89	8	7	87	78	9	7	84	74	10
8	165	123	43	8	154	126	28	8	146	127	19
9	124	65	59	9	146	67	79	9	160	66	95

マレーシア ⁶⁾ MYS				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	10,045	6,471	3,575	計 T	11,777	7,549	4,228	計 T	14,068	8,691	5,377
1	777	579	198	1	861	647	214	1	719	557	162
2	555	316	239	2	717	381	336	2	1,462	641	822
3	1,267	784	483	3	1,664	1,013	651	3	1,407	926	481
4	992	314	678	4	1,139	343	796	4	1,241	351	890
5	1,484	833	651	5	1,951	1,105	846	5	3,189	1,602	1,587
6	1,269	936	332	6	1,421	1,080	341	6	940	713	227
7	1,146	985	160	7	1,242	1,072	170	7	1,579	1,276	303
8	1,428	1,023	404	8	1,385	1,035	349	8	1,585	1,278	307
9	1,128	699	429	9	1,398	874	524	9	1,946	1,348	598

5) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者を対象。

6) 15～64歳を対象。

タイ ⁷⁾ THA				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	36,302	19,470	16,832	計 T	38,692	20,909	17,783	計 T	38,330	20,776	17,554
1	2,382	1,695	687	1	1,239	904	335	1	1,520	1,035	485
2	1,472	625	847	2	1,640	669	971	2	2,155	878	1,277
3	1,466	715	751	3	1,555	734	820	3	1,736	820	917
4	1,351	469	883	4	1,530	473	1,058	4	1,443	427	1,017
5	4,868	1,696	3,172	5	6,715	2,609	4,107	5	7,327	2,947	4,380
6	13,893	7,627	6,266	6	14,793	8,288	6,504	6	12,183	6,916	5,267
7	3,772	2,516	1,256	7	4,217	3,015	1,201	7	4,283	3,173	1,110
8	2,911	2,019	892	8	2,914	2,065	849	8	3,726	2,587	1,139
9	4,147	2,090	2,057	9	4,073	2,144	1,930	9	3,874	1,947	1,926
X	40	19	21	X	16	7	9	X	83	46	37

フィリピン PHL				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2015		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	32,313	19,910	12,403	計 T	36,035	21,921	14,114	計 T	38,741	23,406	15,335
1	3,784	1,613	2,171	1	4,979	2,354	2,625	1	6,292	3,362	2,929
2	1,395	443	953	2	1,686	531	1,155	2	1,989	659	1,330
3	858	413	445	3	954	458	496	3	1,030	505	526
4	1,454	508	946	4	2,003	753	1,250	4	2,492	940	1,551
5	3,005	1,499	1,507	5	3,838	1,891	1,947	5	4,925	2,402	2,523
6	6,161	5,293	868	6	5,747	4,904	843	6	5,000	4,134	866
7	2,887	2,148	740	7	2,792	2,213	579	7	2,592	2,193	399
8	2,446	2,228	219	8	2,259	2,040	219	8	2,083	1,789	294
9	10,176	5,637	4,539	9	11,622	6,652	4,970	9	12,223	7,325	4,898
0	—	—	—	0	90	87	3	0	87	83	4
X	146	128	18	X	65	38	27	X	27	13	14

オーストラリア ⁸⁾ AUS				(千人/thousands)							
ISCO 2005年				ISCO 2010				ISCO 2014			
08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	9,853	5,425	4,428	計 T	10,991	6,004	4,987	計 T	11,565	6,262	5,304
1	1,036	680	356	1	1,226	804	422	1	1,310	836	475
2	1,854	907	947	2	2,212	1,039	1,173	2	2,424	1,134	1,290
3	1,158	566	592	3	1,397	648	749	3	1,459	666	793
4	1,256	337	920	4	1,160	270	890	4	1,163	276	887
5	1,619	533	1,086	5	1,765	552	1,213	5	1,951	623	1,328
6	279	214	65	6	291	227	64	6	280	224	56
7	1,185	1,118	67	7	1,263	1,203	60	7	1,281	1,221	60
8	681	554	127	8	742	633	108	8	755	656	99
9	781	514	267	9	935	628	307	9	943	627	316
0	3	3	0	X	0	0	0	X	—	—	—

7) 各年第3四半期の数値。

8) 15～74歳が対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ⁹⁾ NZL				(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010		
88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,085	1,120	965	計 T	2,157	1,144	1,013
1	255	162	93	1	357	241	116
2	319	148	171	2	491	225	266
3	246	116	130	3	277	225	53
4	257	52	205	4	268	54	215
5	324	103	222	5	388	137	250
6	153	106	47	6	—	—	—
7	202	190	11	7/8	120	104	16
8	195	160	35	9	246	153	93
9	131	82	49	X	10	5	5
0	4	2	2				

ブラジル ¹⁰⁾ BRA				(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2011		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	87,189	50,494	36,696	計 T	93,493	54,078	39,415
1	4,459	2,879	1,580	1	4,159	2,645	1,515
2	5,201	2,116	3,085	2	7,750	2,973	4,777
3	6,447	3,390	3,057	3	6,547	3,588	2,959
4	6,848	2,843	4,005	4	7,709	3,080	4,629
5	12,326	5,375	6,952	5	16,746	6,878	9,868
6	17,397	11,560	5,837	6	14,205	9,817	4,388
7	10,302	8,911	1,391	7	11,652	10,561	1,091
8	8,076	5,909	2,167	8	8,731	6,735	1,995
9	15,474	6,897	8,578	9	15,224	7,097	8,126
0	631	600	31	0	715	670	44
X	25	12	13	X	58	33	25

9) 2010年以降は独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密にはISCO-08区分とは異なる。

10) 10歳以上が対象。各年9月の数値。

資料出所 日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:連邦労働統計局(2016.2) *LFS from the Current Population Survey*

タイ:国家統計局(2016.12) *The Labor Force Survey Whole Kingdom*

ニュージーランド(2010年以降):NZ統計局(2016.2) *Household Labour Force Survey*

その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年12月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比（2015年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2015

ISCO-08分類		1 管理職	2 専門職	3 技師、 准専門 職	4 事務 補助員	5 サービ ス・販 売従 事者	6 農林 漁業 従事者	7 技能工 及び 関連 職業の 従事者	8 設備・ 機械の 運転・ 組立工	9 単純 作業の 従事者
日本	JPN	2.3	16.5		19.7	27.7	3.5	13.8	3.4	11.7
アメリカ	USA	16.2	22.7		12.0	27.9	0.7	20.4		—
カナダ ^{1) 2)}	CAN	8.2	18.7	16.8	12.2	15.3	1.9	10.2	8.6	8.0
イギリス	GBR	10.7	24.6	12.4	9.9	18.5	1.2	8.5	4.9	8.8
ドイツ	DEU	4.5	17.2	22.4	12.6	14.3	1.4	12.7	6.1	8.1
フランス	FRA	7.1	17.2	20.3	8.9	15.5	3.2	9.1	7.4	10.2
イタリア	ITA	3.8	14.4	17.5	12.0	17.2	2.4	13.5	7.0	11.2
オランダ	NLD	6.1	25.2	15.3	9.4	19.2	2.1	8.5	4.1	8.8
デンマーク	DNK	2.5	25.5	17.1	7.8	20.2	1.8	8.4	5.2	10.9
スウェーデン	SWE	5.6	26.8	18.0	6.4	19.6	1.9	9.6	6.8	4.8
フィンランド	FIN	3.2	24.2	18.5	6.1	19.3	3.8	10.6	7.6	6.2
ノルウェー	NOR	7.7	26.9	17.1	6.0	20.0	1.9	9.3	6.2	3.9
ロシア ¹⁾	RUS	8.6	20.4	15.3	2.9	14.5	3.4	13.1	12.2	9.6
香港	HKG	10.9	8.0	19.7	13.8	16.4	0.1	6.6	4.6	19.9
韓国	KOR	1.4	20.1		17.0	22.5	4.8	9.0	12.1	13.2
シンガポール	SGP	16.1	18.3	20.0	12.3	11.9	3.3	3.9	6.8	7.5
マレーシア	MYS	5.1	10.4	10.0	8.8	22.7	6.7	11.2	11.3	13.8
タイ	THA	4.0	5.6	4.5	3.8	19.1	31.8	11.2	9.7	10.1
フィリピン ¹⁾	PHL	16.2	5.1	2.7	6.4	12.7	12.9	6.7	5.4	31.6
オーストラリア ²⁾	AUS	11.3	21.0	12.6	10.1	16.9	2.4	11.1	6.5	8.2
ニュージーランド ³⁾	NZL	16.3	23.5	13.0	12.3	18.7	—	5.7		10.3
ブラジル ^{1) 2)}	BRA	5.2	9.3	7.2	9.2	16.8	14.0	12.5	9.5	15.5

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

(注) 資料出所及び各国の注は第3-4表 (p.107～114) に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1～9を合算しても100(就業者計)にはならない。

1) ISCO-88による職業分類。項目名は第3-4表 (p.107) を参照。

2) 2014年の数値。

3) 独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密には国際標準職業分類とは異なる。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

		(千人/thousands)								
		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		2005年	2010	2015	2005	2010	2015	2005	2010	2015
日本	JPN	53,930	55,000	56,400	6,500	5,820	5,430	2,820	1,900	1,620
アメリカ ¹⁾	USA	131,143	129,267	136,861	10,464	9,681	9,358	122	117	86
カナダ	CAN	14,602	15,390	16,399	1,496	1,557	1,526	26	18	22
イギリス ¹⁾	GBR	24,764	24,799	25,646	3,600	3,921	4,596	98	89	110
ドイツ	DEU	31,627	34,070	35,705	4,077	4,258	4,160	419	220	160
フランス ^{1) 2)}	FRA	23,202	23,561	23,659	2,300	2,443	2,800	—	—	—
イタリア	ITA	16,173	16,575	16,738	5,566	5,329	5,170	414	366	307
オランダ	NLD	7,105	7,113	6,918	961	1,204	1,354	44	53	47
デンマーク	DNK	2,507	2,460	2,514	223	239	230	22	8	8
スウェーデン	SWE	3,844	4,028	4,341	410	484	484	9	11	12
フィンランド	FIN	2,089	2,110	2,081	290	314	335	13	14	11
ノルウェー	NOR	2,101	2,300	2,445	163	188	180	6	5	5
ロシア	RUS	63,029	65,158	67,109	5,238	4,479	4,951	71	297	263
韓国 ¹⁾	KOR	15,185	16,971	18,743	6,172	5,592	5,652	1,499	1,266	1,205
オーストラリア	AUS	8,636	9,753	10,535	1,212	1,240	1,185	33	30	27
ニュージーランド	NZL	1,695	1,804	2,005	373	327	327	13	23	21
メキシコ	MEX	26,087	30,438	34,169	11,513	13,101	13,427	2,870	3,059	2,740
(就業者に対する割合 / % of total employment)								(%)		
日本	JPN	84.8	87.3	88.5	10.2	9.2	8.5	4.4	3.0	2.5
アメリカ ¹⁾	USA	92.5	93.0	93.5	7.4	7.0	6.4	0.1	0.1	0.1
カナダ	CAN	90.6	90.7	91.4	9.3	9.2	8.5	0.2	0.1	0.1
イギリス ¹⁾	GBR	86.7	85.7	84.1	12.6	13.5	15.1	0.3	0.3	0.4
ドイツ	DEU	87.6	88.4	89.2	11.3	11.0	10.4	1.2	0.6	0.4
フランス ^{1) 2)}	FRA	91.0	90.6	89.4	9.0	9.4	10.6	—	—	—
イタリア	ITA	73.0	74.4	75.3	25.1	23.9	23.3	1.9	1.6	1.4
オランダ	NLD	87.6	85.0	83.2	11.8	14.4	16.3	0.5	0.6	0.6
デンマーク	DNK	91.1	90.9	91.3	8.1	8.8	8.4	0.8	0.3	0.3
スウェーデン	SWE	90.2	89.0	89.7	9.6	10.7	10.0	0.2	0.3	0.2
フィンランド	FIN	87.3	86.5	85.7	12.1	12.9	13.8	0.5	0.6	0.5
ノルウェー	NOR	92.4	92.2	92.8	7.2	7.5	6.8	0.3	0.2	0.2
ロシア	RUS	92.2	93.2	92.8	7.7	6.4	6.8	0.1	0.4	0.4
韓国 ¹⁾	KOR	66.4	71.2	73.2	27.0	23.5	22.1	6.6	5.3	4.7
オーストラリア	AUS	87.4	88.5	89.7	12.3	11.2	10.1	0.3	0.3	0.2
ニュージーランド	NZL	81.5	83.8	85.2	17.9	15.2	13.9	0.6	1.1	0.9
メキシコ	MEX	64.5	65.3	67.9	28.4	28.1	26.7	7.1	6.6	5.4

資料出所 日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(長期時系列)」

その他: OECD database (<http://stats.oecd.org>) “Employment by activities and status (ALFS)” 2016年10月現在

(注) 軍人を除く。

1) 2015年の欄は2014年の数値。

2) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ²⁾³⁾	JPN	15.9	18.3	20.2	20.6	20.5	21.9	22.7	22.7
アメリカ ⁴⁾	USA	12.6	12.8	13.5	13.4	13.4	13.1	13.0	12.7
カナダ ⁵⁾	CAN	18.1	18.4	19.6	19.3	19.0	19.1	19.3	18.9
イギリス ⁶⁾	GBR	23.3	22.9	24.6	24.7	25.0	24.6	24.1	24.0
ドイツ ⁶⁾	DEU	17.6	21.5	21.8	22.3	22.2	22.6	22.3	22.4
フランス ⁶⁾	FRA	14.2	13.2	13.7	13.7	13.9	14.0	14.3	14.4
イタリア ⁶⁾	ITA	11.7	14.7	16.4	16.7	17.8	18.5	18.8	18.7
オランダ ⁶⁾	NLD	32.1	35.6	37.1	37.0	37.6	38.5	38.3	38.5
デンマーク ⁶⁾	DNK	15.3	17.3	19.2	19.2	19.4	19.2	19.7	20.0
スウェーデン ⁵⁾	SWE	14.0	13.5	14.5	14.3	14.3	14.3	14.2	14.1
フィンランド ⁷⁾	FIN	10.4	11.2	12.5	12.7	13.0	13.0	13.3	13.4
ノルウェー ⁸⁾	NOR	20.2	20.8	20.1	20.0	19.8	19.5	18.8	19.4
ロシア	RUS	7.4	5.6	4.3	4.1	4.1	4.3	4.0	4.2
韓国 ³⁾	KOR	7.0	9.0	10.7	13.5	10.2	11.1	10.5	10.6
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	24.0	24.8	24.7	24.6	24.9	25.2	25.2
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	22.2	21.6	21.8	22.1	22.3	21.6	21.5	21.3
メキシコ ⁵⁾	MEX	13.5	16.8	18.9	18.2	19.4	19.0	18.7	18.2

(男性/Male)		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ²⁾³⁾	JPN	7.1	8.8	10.4	10.3	10.3	11.3	12.0	12.0
アメリカ ⁴⁾	USA	7.7	7.8	8.8	9.0	8.7	8.8	8.5	8.4
カナダ ⁵⁾	CAN	10.4	10.9	12.1	12.3	11.9	12.2	12.3	12.1
イギリス ⁶⁾	GBR	8.5	9.5	11.6	11.7	12.3	12.2	11.7	11.9
ドイツ ⁶⁾	DEU	4.8	7.3	7.8	8.4	8.6	9.0	9.1	9.3
フランス ⁶⁾	FRA	5.3	5.0	5.7	5.9	6.0	6.2	6.7	6.9
イタリア ⁶⁾	ITA	5.4	5.3	6.3	6.5	7.5	8.3	8.6	8.5
オランダ ⁶⁾	NLD	13.1	15.3	17.2	16.9	17.8	19.2	19.4	19.5
デンマーク ⁶⁾	DNK	9.1	11.7	13.5	13.8	14.4	14.2	14.6	15.0
スウェーデン ⁵⁾	SWE	7.3	8.5	10.1	10.1	10.3	10.6	10.5	10.6
フィンランド ⁷⁾	FIN	7.1	7.9	9.2	9.6	9.7	9.6	10.0	10.6
ノルウェー ⁸⁾	NOR	8.7	10.0	11.4	11.0	11.5	11.3	10.8	12.1
ロシア	RUS	4.9	3.9	3.0	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9
韓国 ³⁾	KOR	5.1	6.5	7.2	10.0	6.8	7.5	6.8	6.9
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	12.0	13.5	13.2	13.1	13.6	14.0	14.2
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	10.9	10.0	11.3	11.1	11.0	11.0	11.4	11.2
メキシコ ⁵⁾	MEX	7.1	10.4	12.8	12.5	13.6	13.1	13.0	12.5

3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合（続き）

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ²⁾³⁾	JPN	29.0	31.7	33.9	34.8	34.5	36.2	37.2	36.9
アメリカ ⁴⁾	USA	18.0	18.3	18.4	18.1	18.3	17.7	17.9	17.4
カナダ ⁵⁾	CAN	27.2	27.0	27.7	27.0	26.7	26.7	27.0	26.4
イギリス ⁶⁾	GBR	40.7	38.5	39.3	39.3	39.4	38.7	38.1	37.7
ドイツ ⁶⁾	DEU	33.9	38.8	38.2	38.3	38.0	38.1	37.5	37.4
フランス ⁶⁾	FRA	24.3	22.6	22.5	22.3	22.6	22.5	22.5	22.3
イタリア ⁶⁾	ITA	22.5	28.8	31.0	31.2	32.2	32.8	32.9	32.8
オランダ ⁶⁾	NLD	57.3	60.7	60.6	60.6	60.9	61.1	60.6	60.7
デンマーク ⁶⁾	DNK	22.4	23.9	25.4	25.2	24.9	24.7	25.4	25.8
スウェーデン ⁵⁾	SWE	21.4	19.0	19.4	19.0	18.6	18.4	18.3	18.0
フィンランド ⁷⁾	FIN	13.9	14.8	16.0	16.0	16.5	16.7	16.8	16.4
ノルウェー ⁸⁾	NOR	33.4	32.9	29.8	30.0	29.1	28.8	27.7	27.6
ロシア	RUS	10.0	7.4	5.6	5.4	5.4	5.8	5.3	5.6
韓国 ³⁾	KOR	9.8	12.5	15.5	18.5	15.0	16.2	15.6	15.9
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	38.7	38.6	38.4	38.2	38.1	38.4	38.0
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	35.7	35.1	33.7	34.4	35.0	33.5	32.7	32.7
メキシコ ⁵⁾	MEX	25.6	28.0	28.8	27.7	28.7	28.4	27.9	27.5

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics, Incidence of FTPT employment – common definition” 2016年10月現在

- (注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
 2) 2011年は、岩手県・宮城県・福島県を除く。
 3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
 4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。
 5) 主たる仕事の通常の労働時間。
 6) 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。
 7) 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。
 8) 通常の労働時間（所定の、もしくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。
 9) 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。
 10) 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-8: Women's share in part-time employment

		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ²⁾³⁾	JPN	73.7	71.8	70.3	71.0	70.8	70.3	69.8	69.8
アメリカ ⁴⁾	USA	68.1	68.4	66.9	65.6	66.4	65.5	66.3	65.9
カナダ ⁵⁾	CAN	69.1	68.5	67.6	66.6	67.3	66.7	66.6	66.4
イギリス ⁶⁾	GBR	80.2	77.8	75.0	74.8	73.9	73.8	74.2	73.7
ドイツ ⁶⁾	DEU	84.5	81.4	80.9	79.7	79.2	78.6	78.1	77.9
フランス ⁶⁾	FRA	80.1	79.5	78.1	77.4	77.5	77.0	75.6	75.2
イタリア ⁶⁾	ITA	70.9	78.3	77.1	76.9	75.3	74.1	73.4	73.5
オランダ ⁶⁾	NLD	76.7	76.3	75.0	75.4	74.5	73.3	72.6	72.7
デンマーク ⁶⁾	DNK	68.1	64.0	63.2	62.1	60.9	61.1	61.0	60.3
スウェーデン ⁵⁾	SWE	72.9	67.1	63.0	62.7	62.0	61.2	61.1	60.7
フィンランド ⁷⁾	FIN	63.8	63.6	62.2	61.0	61.7	62.2	61.4	59.5
ノルウェー ⁸⁾	NOR	77.0	74.6	70.3	71.1	69.4	69.4	69.8	67.1
ロシア	RUS	66.0	65.3	64.3	65.4	64.5	65.5	65.1	64.9
韓国 ³⁾	KOR	57.7	57.9	60.3	56.6	61.0	60.5	62.2	62.6
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	72.4	70.4	70.8	71.1	70.3	69.9	69.5
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	73.2	75.1	72.5	73.4	74.0	73.2	72.0	72.3
メキシコ ⁵⁾	MEX	65.1	61.0	57.7	57.1	56.8	57.6	56.8	57.3

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics, Incidence of FTPT employment – common definition”2016年10月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2011年は、岩手県・宮城県・福島県を除く。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。

5) 主たる仕事の通常の労働時間。

6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。

7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。

8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	12.4	14.0	13.7	13.8	13.7	13.7	8.4	7.6	7.4
アメリカ ²⁾	USA	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—	—
カナダ ³⁾	CAN	12.5	13.2	12.5	13.4	13.7	13.6	13.4	13.4	13.4
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	5.8	5.6	6.1	6.2	6.3	6.2	6.4	6.2
ドイツ ⁴⁾	DEU	12.7	14.2	14.5	14.5	14.5	13.7	13.3	13.0	13.1
フランス ⁴⁾	FRA	15.4	13.9	14.5	15.1	15.4	15.3	16.0	16.0	16.7
イタリア ⁴⁾	ITA	10.1	12.2	12.5	12.7	13.3	13.8	13.2	13.6	14.0
オランダ ⁴⁾	NLD	13.7	15.5	18.3	18.5	18.3	19.4	20.5	21.5	20.2
デンマーク ⁴⁾	DNK	9.7	9.8	8.7	8.4	8.8	8.5	8.8	8.5	8.6
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.2	15.8	15.3	16.4	17.0	16.4	16.9	17.5	17.2
フィンランド ⁵⁾	FIN	16.5	16.6	14.6	15.6	15.7	15.7	15.6	15.6	15.4
ノルウェー ⁶⁾	NOR	9.3	9.5	8.1	8.3	7.9	8.4	8.3	7.8	8.0
ロシア ⁷⁾	RUS	5.5	12.2	10.5	9.1	8.3	8.5	8.5	8.9	9.0
韓国 ⁸⁾	KOR	—	27.4	26.1	23.0	23.8	23.1	22.4	21.7	22.3
オーストラリア ⁹⁾	AUS	4.8	6.7	5.6	5.7	6.0	5.9	5.6	—	—
EU-22		12.9	14.6	14.3	14.6	14.7	14.4	14.4	14.7	14.9

資料出所 日本：総務省統計局(2016.5)「労働力調査(基本集計)」

その他：OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”
2016年10月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時雇・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。2013年より調査票の変更あり。
- 2) CPS Supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事は次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Labour Force Survey: 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) Supplementary Survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2006年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2015年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2015

		(%)						
		計 All	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～
日本	JPN	7.4	5.3	10.2	13.7	5.2	8.7	16.3
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.4	13.0	13.8	31.3	9.8	9.2	20.0
イギリス	GBR	6.2	5.8	6.6	15.0	4.6	4.8	11.1
ドイツ	DEU	13.1	13.0	13.1	53.6	9.6	3.6	7.3
フランス	FRA	16.7	15.9	17.6	59.6	13.3	8.6	24.2
イタリア	ITA	14.0	13.6	14.5	57.1	13.2	5.7	9.8
オランダ	NLD	20.2	19.3	21.3	53.4	14.9	6.1	40.5
デンマーク	DNK	8.6	7.9	9.4	22.7	6.7	3.2	7.2
スウェーデン	SWE	17.2	15.5	18.8	55.9	12.3	7.1	41.1
フィンランド	FIN	15.4	12.6	18.1	41.9	12.9	7.3	27.6
ノルウェー	NOR	8.0	6.6	9.5	24.1	6.3	1.7	7.2
ロシア	RUS	9.0	11.2	6.8	18.4	8.4	7.1	8.4
韓国	KOR	22.3	20.5	24.6	27.0	16.7	34.0	59.8
オーストラリア ²⁾	AUS	5.6	5.2	6.1	5.5	5.6	5.1	8.5
EU-22		14.9	14.5	15.3	44.7	12.7	6.7	15.7

資料出所 日本:総務省統計局(2016.5)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”

2016年10月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

1) 2005年値。

2) 2013年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	0.8	1.7	2.2	1.8	1.5	1.5	1.4	2.0	2.0
アメリカ	USA	2.3	2.2	1.9	1.5	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2
イギリス	GBR	3.7	4.2	4.1	3.7	3.0	3.6	3.8	3.9	3.9
ドイツ	DEU	0.9	1.2	1.9	1.6	2.0	2.0	2.2	2.1	—
フランス	FRA	2.5	2.3	2.3	1.7	2.0	2.2	2.0	2.0	2.0
イタリア	ITA	0.3	0.7	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9	1.2	0.9
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.9	2.4	2.5	2.6	2.7	2.5	2.7
ベルギー	BEL	1.7	1.8	2.1	1.6	1.9	2.0	1.9	1.8	2.0
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.1	1.9	1.8	1.9	—	2.4	2.5	2.6
デンマーク	DNK	0.3	0.6	0.7	0.6	0.8	—	0.5	0.6	0.7
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	1.3	1.0	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4
フィンランド	FIN	0.4	0.7	1.2	0.8	0.9	1.2	1.2	1.1	1.2
ノルウェー	NOR	0.5	0.6	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	1.2	1.1
オーストリア	AUT	0.8	1.2	1.6	1.4	1.6	1.8	1.9	1.8	1.6
韓国	KOR	—	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	—
オーストラリア	AUS	—	—	—	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0	3.7
ニュージーランド	NZL	—	0.5	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
ブラジル	BRA	—	—	1.0	1.0	1.0	1.1	0.6	0.6	0.1
メキシコ	MEX	—	—	—	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	—

資料出所 The World Employment Confederation (2016.3) *Annual Economic Report* 各年版

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。
国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本:「労働力調査」を用いて算出した場合の派遣労働者の割合

		2013年	2014	2015	2016
労働者派遣事業所の派遣社員割合					(%)
役員を除く雇用者に占める割合($c \div b \times 100$)		2.2	2.3	2.4	2.5
就業者に占める割合($c \div a \times 100$)		1.8	1.9	2.0	2.1
就業者数内訳(全産業)		(万人)			
就業者 …(a)		6,311	6,351	6,376	6,440
(従 業 上 の 地 位 別)	自営業主	554	556	543	527
	家族従業者	174	168	162	153
	雇用者	5,553	5,595	5,640	5,729
	常雇	5,081	5,163	5,215	5,311
	役員	344	346	348	348
	一般常雇	4,737	4,817	4,867	4,962
	無期の契約	3,752	3,746	3,781	3,831
	有期の契約	986	1,071	1,086	1,131
	臨時雇	390	357	352	346
	日雇	82	74	74	72
役員を除く雇用者 …(b)		5,210	5,249	5,293	5,381
(雇 用 形 態 別)	正規の職員・従業員	3,302	3,287	3,313	3,364
	非正規の職員・従業員	1,906	1,962	1,980	2,016
	パート・アルバイト	1,320	1,347	1,365	1,398
	労働者派遣事業所の派遣社員 …(c)	116	119	126	133
	契約社員	273	292	287	286
	嘱託	115	119	117	119
その他		82	86	83	81

資料出所 総務省統計局(2017.1)「2016年労働力調査(基本集計)」

第3-12表 従業員の勤続年数（2015年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2015

勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service		(%)						
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
		< 1	1 to < 3	3 to < 5	5 to < 10	10 to < 15	15 to < 20	20+ (years)
日本 ¹⁾	JPN	8.0	14.7	10.6	21.7	13.0	9.1	23.0
アメリカ ²⁾	USA	22.6	12.5	17.1	19.0	11.5	7.1	10.3
		1か月 未満	1か月以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
		< 1	1 ~ < 6	6 ~ < 12 (months)	1 ~ < 3	3 ~ < 5	5 ~ < 10	10 ~ (years)
カナダ	CAN	—	10.9	9.1	20.0	12.4	18.5	29.2
イギリス	GBR	2.7	6.4	8.3	16.4	13.2	20.6	31.7
ドイツ	DEU	2.7	5.1	6.1	13.9	12.3	17.3	40.3
フランス	FRA	3.4	4.7	5.1	10.9	10.5	18.8	45.5
イタリア	ITA	2.7	4.3	4.1	9.3	9.4	20.4	49.8
オランダ	NLD	3.4	6.3	6.9	12.6	11.3	20.6	37.5
ベルギー	BEL	2.9	4.2	4.8	12.4	11.9	20.6	43.1
デンマーク	DNK	4.8	8.4	8.9	19.3	12.3	20.0	26.2
スウェーデン	SWE	7.1	6.8	7.3	14.5	12.6	18.6	32.6
フィンランド	FIN	5.5	6.9	6.6	12.9	12.4	18.8	36.6
ノルウェー	NOR	2.7	5.2	6.6	16.4	14.7	21.3	31.9
オーストリア	AUT	3.4	5.8	6.9	14.1	13.5	19.2	37.1
韓国	KOR	6.8	14.7	10.5	21.5	11.2	14.9	20.4
オーストラリア ³⁾	AUS	3.2	7.4	9.2	20.7	15.1	20.5	23.9

性別・年齢階級別勤続年数 ⁴⁾ /Length of service by sex and age group					(年/Years)			
		男女計 Total	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～69
日本 ¹⁾	JPN	12.1	13.5	9.4	2.1	11.6	19.6	15.6
アメリカ ²⁾	USA	4.2	4.3	4.0	1.1	5.1	10.1	10.3
イギリス	GBR	8.0	8.3	7.8	1.7	7.9	13.9	15.0
ドイツ	DEU	10.6	11.1	10.2	1.9	9.7	19.4	12.4
フランス	FRA	11.4	11.3	11.5	1.4	10.5	21.6	16.5
イタリア	ITA	12.2	12.5	11.8	1.8	10.8	21.9	19.2
オランダ	NLD	9.8	10.5	9.1	1.8	9.5	20.0	14.9
ベルギー	BEL	11.0	10.9	11.0	1.5	10.0	22.2	14.4
デンマーク	DNK	7.4	7.6	7.1	1.4	6.7	14.7	17.6
スウェーデン	SWE	8.9	8.8	9.1	1.2	7.7	18.5	15.2
フィンランド	FIN	9.5	9.5	9.6	1.2	8.4	19.3	13.8
ノルウェー	NOR	9.0	9.1	8.8	1.8	7.6	18.4	21.4
オーストリア	AUT	9.7	10.4	8.8	2.1	9.5	20.0	12.0
韓国 ⁵⁾	KOR	5.7	6.7	4.3	0.8	6.1	7.4	3.2

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「2015年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2016.9) *Employee Tenure in 2016*

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by job tenure intervals”
2016年10月現在

- (注) 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所を対象。2015年6月末現在。
2) 2016年1月現在。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳、65～69歳の欄は65歳以上を対象。
3) 2014年の数値。
4) アメリカは中位数、その他の国は平均年数。
5) 65～69歳の欄は65歳以上を対象。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

		(%)						
		きーつ 続生く ける一つの も職 場職 でせ 働ず	いに で 同 じ 職 場 で 働 職 き た ず	なれば 職 場 に 職 強 も い や 不 満 が え あ	転職 場 に 不 満 が あ い れ ば	すた自 るめ分 方、の が積才 よ極能 いを に生 転か 職す	わ か ら な い ・ 無 回 答	
	調査年 Year	a)	b)	c)	d)	e)	f)	
日本	JPN	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4
		2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1
		2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6
		1998	9.6	—	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6
		2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2
		2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4
		1998	3.4	—	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	GBR	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6
		2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7
		1998	2.5	—	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2
		2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1
		1998	3.0	—	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7
		2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5
		1998	10.8	—	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6
		2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5
		1998	0.3	—	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS	1998	3.9	—	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5
		2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8
		2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9
		1998	11.7	—	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA	1998	23.6	—	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL	1998	21.9	—	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA	1998	14.0	—	50.1	10.2	24.5	1.2

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know;

資料出所 内閣府(2014.6)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)」

(注) 2008年は第8回, 2003年は第7回, 1998年は第6回目の世界青年意識調査結果。

第3-14表 高齢者の退職年齢 (2015年)¹⁾²⁾

Table 3-14: Retirement age, 2015

		(%)					
退職した年齢 / Retirement age		回答者の年齢 / Respondents' age					
		60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
日本	JPN						
40歳代以前	-49	12.6	9.0	8.1	5.0	8.8	10.4
50歳代	50-59	14.1	18.3	16.4	13.1	7.3	10.4
60～64歳	60-64	16.2	22.5	22.4	30.0	25.0	18.2
65～69歳	65-69	—	15.6	24.2	25.6	21.0	18.2
70歳以降	70+	—	—	8.2	11.3	24.2	37.7
まだ仕事を辞めていない ^{a)}		56.1	34.6	20.5	15.0	13.7	5.2
アメリカ	USA						
40歳代以前	-49	4.2	3.4	4.2	1.9	6.1	10.6
50歳代	50-59	20.0	13.8	12.6	17.0	11.5	5.3
60～64歳	60-64	20.5	42.4	38.9	34.0	31.3	33.7
65～69歳	65-69	—	14.3	19.2	28.9	33.6	34.7
70歳以降	70+	—	—	8.4	10.1	14.5	13.7
まだ仕事を辞めていない ^{a)}		51.6	25.2	16.8	8.2	3.1	2.1
ドイツ	DEU						
40歳代以前	-49	10.0	6.6	6.6	7.5	15.9	8.9
50歳代	50-59	22.7	17.5	24.2	20.7	17.8	16.3
60～64歳	60-64	27.9	44.3	45.4	41.5	45.8	47.5
65～69歳	65-69	—	20.8	20.3	23.0	13.1	18.8
70歳以降	70+	—	—	1.3	0.7	4.7	5.0
まだ仕事を辞めていない ^{a)}		35.8	10.8	2.2	6.7	2.8	3.8
スウェーデン	SWE						
40歳代以前	-49	1.6	0.7	0.4	0.0	1.0	1.9
50歳代	50-59	6.0	8.6	11.2	6.9	6.7	5.6
60～64歳	60-64	18.7	29.9	33.5	46.2	47.1	27.8
65～69歳	65-69	—	52.2	51.5	40.8	42.3	57.4
70歳以降	70+	—	—	2.7	3.8	1.0	7.4
まだ仕事を辞めていない ^{a)}		73.6	8.6	0.8	2.3	1.9	0.0

a) I haven't quit my paying job

資料出所 内閣府(2016.6)「高齢者の生活と意識 第8回国際比較調査」

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

		(%)			
	調査期間(年) Reference period (year)	雇用創出率 Job creation rates		雇用消失率 Job destruction rates	
			うち、新設 (Openings)		うち、廃止 (Closings)
日本	JPN				
(産業計/Total)					
	2014	6.3	(2.2)	6.8	(1.7)
	2013	6.2	(2.1)	6.3	(1.7)
	2012	5.4	(2.3)	6.1	(1.8)
	2011	5.2	(2.3)	5.9	(1.8)
	2010	5.7	(2.5)	6.8	(2.1)
	2009	6.0	(2.4)	8.1	(2.5)
	2005-'08	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)
(製造業/Manufacturing)					
	2014	3.8	(1.1)	7.8	(1.1)
	2013	3.6	(1.0)	6.0	(1.3)
	2012	3.6	(1.1)	6.2	(1.4)
	2011	3.8	(1.1)	6.3	(1.4)
	2010	4.2	(1.3)	6.5	(1.6)
	2009	4.2	(1.5)	10.5	(2.1)
	2005-'08	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)
アメリカ	USA	2001-'04	14.6	13.7	
イギリス	GBR	1997-'98	16.0	14.1	
ドイツ	DEU	1997-'98	8.1	8.5	
スウェーデン	SWE	1997-2003	8.1	7.3	
フィンランド	FIN	1997	14.3	8.8	
ブラジル	BRA	1998-2000	18.1	13.8	
メキシコ	MEX	2000	14.1	14.5	

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本(2009年以降): 厚生労働省(2016.8)「雇用動向調査」

日本(2008年以前): 労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注) 日本以外の国は原則、調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
・公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・公共職業安定所の設置数は全国で544所：本所436所，出張所95所，分室13室（2016年11月現在）	・公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。	・公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。	・公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	オランダ	中国	韓国
・雇用局（Pôle emploi）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・なお，2009年1月より，ANPEは失業給付機関（UNEDIC）と統合され，名称が雇用局（Pôle emploi）に変更。	・オランダ労働者保険事業団（UWV）内のWerkbedrijfという部門が，全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・Werkbedrijfは，2009年に雇用所得センター（CWI）とUWVが統合し，設立された。Werkbedrijfは，オランダ国内の各地に拠点を持つとともに，ウェブサイトwerk.nlを運営し，オンラインによるサービス提供の強化を図っている。	・公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007年）に基づき各省，市，自治区，県などが設置・運営している。	・全国的な組織網を持つ雇用支援センターが，職業紹介，就業支援，職業能力開発，職業斡旋，職業指導，雇用情報の提供，民間部門に対する監督・指導，雇用保険事業，職業訓練，その他の雇用政策を実施。

資料出所 日本：厚生労働省，イギリス：雇用年金省（DWP），ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA），フランス：雇用局（Pôle emploi）等，オランダ：社会問題・雇用省，労働者保険事業団（UWV），中国：人力資源・社会保障部等，韓国：雇用労働部，各ウェブサイト

（注）欧米先進国（オーストラリアを除く）において，セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は，「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や，公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお，オーストラリアには，そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく，したがって，公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが，例外的に，生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して，公的支払いが行われる。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
日本	- 根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2015年) - 労働者派遣事業とは,派遣元事業主が自己の雇用する労働者を,派遣先の指揮命令を受けて,派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。(法第2条) - 派遣元事業主はすべて許可制。 - 業務による区別無く,すべての業務(製造業を含む)の派遣期間は上限3年。 - 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療関連業務(紹介予定派遣¹⁾の場合等は可能)は原則禁止。 - 派遣先企業は,すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合,過半数労組等の意見を聴取し,異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合,別の業務(部署)において使用する必要あり。 - 派遣事業主に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し,(1)派遣先企業へ直接雇用の依頼,(2)新たな派遣先の紹介,(3)自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり。 - 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合,雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。 - グループ企業内派遣の8割規制。 - 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。 - 派遣先企業が違法派遣²⁾を受け入れた場合,その時点で,派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる。	- 派遣労働者数:133万人 - 若年層(34歳以下)の割合:31.6% - 男女比:男性41.4%,女性58.6% - 主な業種:製造業30.8%,卸売業・小売業12.0%,サービス業(他に分類されないもの)10.5% (2016年,労働力調査,総務省) - 主な業務:事務用機器操作19.5%,物の製造18.5%,一般事務16.7%,ソフトウェア開発7.5% - 派遣契約期間:1か月以下1.9%,1か月超2か月以下6.7%,2か月超3か月以下25.3%,3か月超6か月以下20.0%,6か月超1年以下15.6%,1年超3年以下10.3%,その他20.1% (2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省) - 派遣労働者受入企業の割合:31.3% (2016年就労条件総合調査,厚生労働省)

- (注) 1) 紹介予定派遣とは,労働者派遣のうち,派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- 2) 違法派遣とは,(1)労働者派遣の禁止業務に従事させた場合,(2)無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合,(3)期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合,(4)いわゆる偽装請負の場合をいう。

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
アメリカ	- 連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している。州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等)。 - 派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会(ASA)。 1938 年公正労働基準法 (Fair Labor Standard Act of 1938) 下の連邦規則集 (29 C.F.R. § 791.2) 共同雇用 (Joint Employment) に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省 1968 年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている。	- 派遣労働者数:122万人 - 主な業種:サービス業、製造業、卸小売業 - 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%, 事務・管理サポート職24.8%, サービス職15.6%, 専門職・関連職12.7%, 経営・管理・財務職7.6%, 販売職2.1% - 若年層(34歳以下)の割合:49.1% - 男女比:男性47.2%, 女性52.8% (2005年, 労働統計局) - 人材派遣業のビジネスモデルは Temporary to Permanent と呼ばれる紹介予定人材派遣が多くなりつつある。一方で、法令違反をする人材派遣企業も少なくないが、2005年から連邦政府が派遣労働者を含めた非典型労働者の統計調査を行っていないことから、正確な状況は不明。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
イギリス	- 根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 - 規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 - 取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 - 業界団体の求人・雇用連盟(REC)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。	- 派遣労働者数: 30万人 - 男女比: 男性52%, 女性48% (労働力調査, 2016年) - 主な職種: 未熟練職種、専門職、介護・レジャー・その他サービス、加工・プラント・機械操作、事務・秘書 (シンクタンクResolution Foundationによる労働力調査の分析)
ドイツ	- 根拠法: 1972年労働者派遣法(AÜG)(改正法 2017年4月1日施行予定) - 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金を導入。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。 - 改正法の主な変更点: - 派遣期間上限の設定(無制限→18か月。但し、労働協約による逸脱可能)。 - 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化(9か月以内。但し、労働協約による逸脱可能)。 - ストライキ代替労働者(スト破り)としての労働者派遣利用禁止の明確化。 - 請負契約の濫用防止: 労働者概念の明確化、偽装請負・偽装自営の規制強化。	- 派遣労働者数: 約95万人 - 主な業務: 非熟練、金属・電機、輸送・セキュリティ・清掃など - 男女比: 男性69%, 女性31% - 派遣期間: 全体の82%が1年以内に終了。(2015年、連邦雇用エージェンシー(BA)統計)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
フランス	- 根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 - 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要。 - 産業医としての派遣労働は禁止されている。 - 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 - 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかでなければならない。 - 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 - 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2005年1月18日可決の社会統合計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 - 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。	- フルタイム労働者数換算:約52.5万人(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein:全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数。) - 主な業種:製造43.7%, サービス34.5%, 建設21.3%, 農林水産0.5% - 主な業務:非熟練生産労働者35.4%, 熟練生産労働者42.2%, 事務系労働者12.2%, 幹部職・職長・技術者8.3%, 上級幹部職1.9% - 若年層(34歳以下)の割合:60.2% - 男女比:男性72.8%, 女性27.2% - 平均派遣期間:1.7週 - 上記はいずれも2012年の値
中国	- 根拠法:労働契約法(2008年制定, 2013年改正), 労働派遣暫定規定(2014年3月施行) - 派遣労働が可能な業務:臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」, 「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」, 「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す。 - 派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない。 - 派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない。 - 派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要。 - 労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が科される。	- 派遣労働者数:3,700万人 「国民経済産業分類」(2011年公布)の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている。 - 出稼ぎ労働者の割合:52.6%, 平均年齢:31.4歳, 30歳以下の割合:54.2% - 平均賃金:2,508.06元(2011年5月) - 派遣労働者の割合が比較的高い産業:建築業(36.2%), 情報通信業(17.9%), 電力・ガス・水道(15.3%) - 派遣労働者の割合が高い企業:国有企業(16.2%), 外資企業(14.0%) (2011年推計値, 中華全国总工会「派遣労働者の雇用に関する現状調査」(2012年6月))

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
	・根拠法:派遣労働者の保護等に関する法律(1998年制定) ・許可制:労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない。 ・対象業務: (1)派遣対象業務:製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務(現在はコンピュータ専門家の業務等32業務)。 (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等で欠員が生じた場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合の業務。 ・絶対禁止業務:建設工事現場・荷役・船員等の業務。 ・派遣期間制限: (1)派遣対象業務:原則1年まで。但し、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者(55歳以上)については、2年を超えて派遣期間を延長できる。 (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間。 ・均等待遇:派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる。 ・直接雇用業務:次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間に関わりなく、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる。 (1)派遣対象業務以外の業務(一時許可業務を除く)に派遣労働者を使用した場合。 (2)絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。 (3)派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合。 (4)雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合。 (5)出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合。 (6)一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合。 (7)不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合。	・派遣労働者数:12万3,617人(派遣対象業務 9万5,965人、一時的・断続的事由に基づく業務 2万7,202人) ・主な職種:事務支援従事者 37.1%, 顧客関連事務従事者 8.8%, 自動車運転従事者 7.0%, 飲食調理従事者 17.6% ・派遣期間:1～2年未満 24.1%, 9か月～1年未満 10.4%, 6か月～9か月未満 10.9%, 3か月～6か月 21.0%, 3か月未満 33.8% (2015年上半期)

資料出所 日本:厚生労働省, 総務省統計局ウェブサイト

アメリカ:労働統計局「2005年特別調査」

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA), 連邦政府(Bundesregierung)及びBAPウェブサイト

フランス:労働省(2013) *L'intérim en 2012: fort repli du travail temporaire*

中国:人力資源・社会保障部, 中華全国総工会等

韓国:労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」, 雇用労働部「2015年上半期労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他:European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法, 雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則(Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法 (AGG) など
施行年月	2013年4月(改正法)(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は、自社だけでなく、グループ内の他社も可能。	原則不可 例外として、 ・ 特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 ・ 高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	原則不可 但し、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある。(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制(労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意)は、社会法典第6編(SGB VI) 41条を根拠に合法とみなされている。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは、当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。 高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し、労働局、ハローワークが指導、勧告を行い、それでも是正されない場合は企業名を公表。	・ 雇用における年齢差別禁止法：上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	・ 雇用における年齢差別の禁止：上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	・ 解雇制限法による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

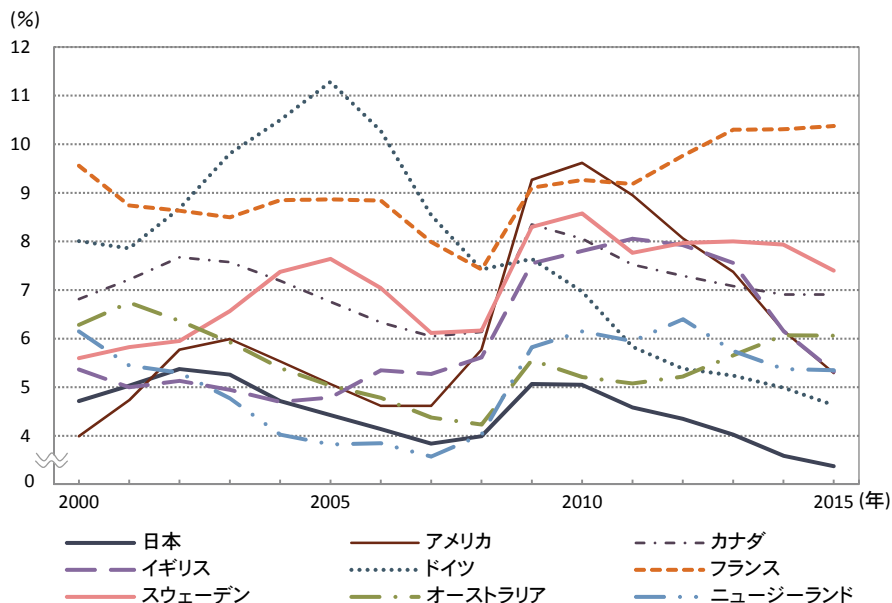
	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	「労働者の定年・退職に関する国务院の暫定規則」 「高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則」	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	(2010年1月に改正)	1978年6月	2008年3月
定年制	可(原則として、70歳以上) 但し、一定の条件の下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55～65歳(但し、延長が可能な場合もある)。	可(男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上) 但し、1983年に国务院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」(第2条第4項)により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、国务院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究または著述活動を継続して行うことができる。	可(60歳以上の努力義務) 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化される。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	・ 高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止: 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため、) 2008年1月1日に廃止された。 ・ 整理解雇時における高齢者等への配慮義務: 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリスGov.uk、ドイツ労働社会省、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等、中国国务院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

**Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment**

4-1 ILO定義失業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.140)を参照。

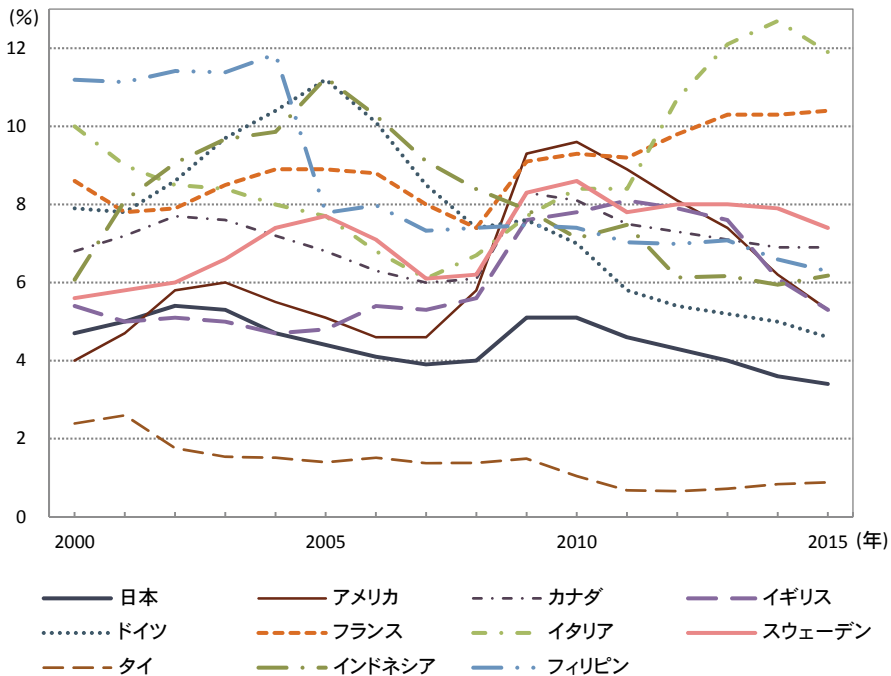
各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるよう試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。調整失業率 (Harmonised unemployment rates) は、2009年1月以降、それまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2002年まで上昇傾向にあったが、2003年から2007年にかけて徐々に低下した。しかし、2008年のリーマンショックの影響で2009年と2010年は5.1%に上昇した。その後、失業率は再び低下し、2013年以降はリーマンショック前を下回る水準へと改善している。

ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらくは低下していた。しかし、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機の影響で失業率が上昇した。その後、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの失業率は横ばい、アメリカ、カナダ、ドイツは低下傾向、フランスは上昇傾向を示している。

4 失業・失業保険・雇用調整

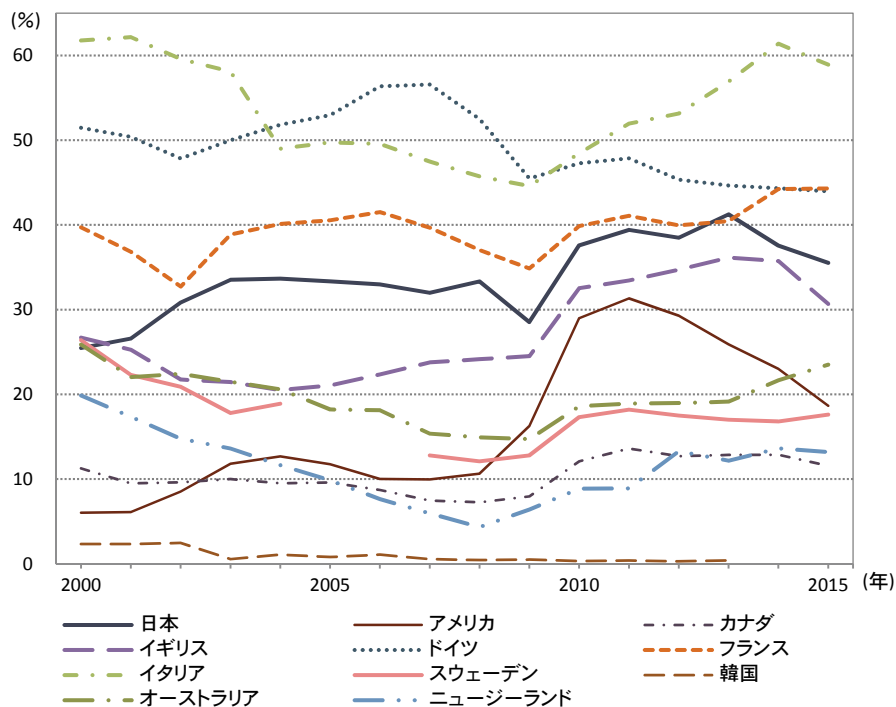
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.141)を参照。

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、失業率がわずかに上昇した。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.146)を参照。

(注)スウェーデンの2005～2006年は該当値なし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国で高い。2015年の1年以上の長期失業者の割合は、イタリア(58.9%)、フランス(44.3%)、ドイツ(44.0%)で4割を超えている。アメリカでは1年以上の長期失業者の割合は2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2015年は18.7%に低下した。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	4.7	4.4	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6	3.4
アメリカ	USA	4.0	5.1	9.3	9.6	9.0	8.1	7.4	6.2	5.3
カナダ	CAN	6.8	6.8	8.4	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9
イギリス	GBR	5.4	4.8	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.2	5.3
ドイツ	DEU	8.0	11.3	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6
フランス	FRA	9.6	8.9	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4
イタリア	ITA	10.1	7.7	7.8	8.4	8.4	10.6	12.1	12.7	11.9
オランダ	NLD	3.7	5.9	4.4	5.0	5.0	5.8	7.2	7.4	6.9
ベルギー	BEL	6.9	8.4	7.9	8.3	7.2	7.6	8.5	8.5	8.5
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.7	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9	6.1	6.5
デンマーク	DNK	4.3	4.8	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0	6.5	6.2
スウェーデン	SWE	5.6	7.6	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4
フィンランド	FIN	9.8	8.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7	9.4
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5	4.4
オーストリア	AUT	3.9	5.6	5.3	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6	5.7
スイス	CHE	—	—	—	4.5	4.0	4.2	4.4	4.5	4.5
アイルランド	IRL	4.3	4.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1	11.3	9.4
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	9.6	12.8	17.9	24.5	27.5	26.6	25.0
スペイン	ESP	11.9	9.2	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1
ポルトガル	PRT	5.1	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.5	14.1	12.7
韓国	KOR	4.4	3.7	3.7	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	5.6	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1
ニュージーランド	NZL	6.2	3.8	6.1	6.6	6.5	6.9	6.2	5.8	5.8
メキシコ	MEX	2.5	3.6	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9	4.8	4.4

資料出所 OECD (2016.7) *Employment Outlook 2016*

(注) 1) OECDの調整失業率は、ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動を積極的に行った者と定義される。本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保するよう調整されたものである。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。EU加盟国、ノルウェーの失業率は、欧州統計局 (Eurostat) が算出している。その他のOECD加盟国については、OECDがデータの収集及び失業率の算出を行っている。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

		(%)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	4.7	4.4	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4
アメリカ	USA	4.0	5.1	9.3	9.6	8.9	8.1	7.4	6.2	5.3
カナダ	CAN	6.8	6.8	8.3	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9
イギリス	GBR	5.4	4.8	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.1	5.3
ドイツ	DEU	7.9	11.2	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6
フランス	FRA	8.6	8.9	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4
イタリア	ITA	10.0	7.7	7.7	8.4	8.4	10.7	12.1	12.7	11.9
オランダ	NLD	3.7	5.9	4.4	5.0	5.0	5.8	7.3	7.4	6.9
ベルギー	BEL	6.9	8.5	7.9	8.3	7.2	7.6	8.4	8.5	8.5
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.6	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9	6.0	6.4
デンマーク	DNK	4.3	4.8	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0	6.6	6.2
スウェーデン	SWE	5.6	7.7	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4
フィンランド	FIN	9.8	8.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7	9.4
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5	4.4
ロシア	RUS	10.6	7.1	8.3	7.3	6.5	5.5	5.5	5.2	5.6
オーストリア	AUT	3.9	5.6	5.3	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6	5.7
アイルランド	IRL	4.3	4.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1	11.3	9.4
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	9.6	12.7	17.9	24.5	27.5	26.5	24.9
スペイン	ESP	11.9	9.2	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1
ポルトガル	PRT	5.1	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.4	14.1	12.6
中国	CHN	3.1	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
香港	HKG	4.9	5.6	5.3	4.3	3.4	3.3	3.4	3.3	3.3
台湾	TWN	3.0	4.1	5.9	5.2	4.4	4.2	4.2	4.0	3.8
韓国	KOR	4.4	3.7	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6
シンガポール ²⁾	SGP	3.7	4.1	4.3	3.1	2.9	2.8	2.8	2.7	2.8
マレーシア	MYS	3.0	3.5	3.7	3.3	3.1	3.0	3.1	2.9	3.1
タイ ³⁾	THA	2.4	1.4	1.5	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9
インドネシア ⁴⁾	IDN	6.1	11.2	7.9	7.1	7.5	6.1	6.2	5.9	6.2
フィリピン	PHL	11.2	7.8	7.5	7.4	7.0	7.0	7.1	6.6	6.3
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	5.6	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1
ニュージーランド	NZL	6.1	3.8	5.8	6.1	6.0	6.4	5.8	5.4	5.4
ブラジル ⁵⁾	BRA	—	9.8	8.1	6.7	5.9	5.5	5.4	4.8	6.8

資料出所 日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:労働省(2016.2) *LFS from the Current Population Survey*

カナダ:Statistics Canada(2016.1) *Table 282-0086, Labour force survey estimates*

欧州:Eurostat Database“LFS main indicators” 2016年11月現在

ロシア:連邦国家統計庁(<http://www.gks.ru/>) 2016年11月現在

中国:人力資源社会保障部(2016.5)「2015年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」

その他の国:各国政府統計

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.148)を参照。

1) 日本の2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 国籍保有者・永住権保有者を対象。

3) 2005年以前は第3四半期の数値。

4) 2005年以降は8月の数値。

5) 6大都市圏の10歳以上を対象。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2015年)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2015

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	50 (2.3)	240 (10.8)	290 (13.1)	250 (11.3)
アメリカ ¹⁾	USA	966 (11.6)	1,501 (18.1)	1,057 (12.7)	848 (10.2)
カナダ	CAN	185 (13.9)	191 (14.3)	151 (11.4)	121 (9.1)
イギリス ¹⁾	GBR	306 (16.9)	385 (21.2)	227 (12.5)	160 (8.8)
ドイツ	DEU	88 (4.5)	208 (10.7)	246 (12.6)	228 (11.7)
フランス	FRA	172 (5.7)	509 (16.7)	460 (15.1)	380 (12.5)
イタリア	ITA	120 (4.0)	507 (16.7)	493 (16.2)	390 (12.9)
スウェーデン	SWE	57 (14.7)	75 (19.5)	50 (12.9)	35 (9.0)
香港 ²⁾	HKG	4 (3.0)	24 (19.3)	16 (13.1)	10 (8.0)
韓国	KOR	29 (3.0)	167 (17.1)	201 (20.6)	97 (9.9)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (3.9)	16 (18.9)	11 (13.5)	7 (8.8)
フィリピン	PHL	394 (15.1)	882 (33.9)	802 (30.8)	
オーストラリア	AUS	147 (19.4)	129 (17.1)	88 (11.6)	70 (9.2)
ニュージーランド	NZL	32 (22.1)	28 (19.1)	17 (11.6)	12 (8.3)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	240 (10.8)	230 (10.4)	210 (9.5)	180 (8.1)
アメリカ ¹⁾	USA	708 (8.5)	644 (7.8)	616 (7.4)	643 (7.7)
カナダ	CAN	116 (8.7)	111 (8.3)	107 (8.0)	129 (9.7)
イギリス ¹⁾	GBR	133 (7.4)	134 (7.4)	150 (8.2)	134 (7.4)
ドイツ	DEU	191 (9.8)	177 (9.1)	215 (11.0)	226 (11.6)
フランス	FRA	319 (10.5)	311 (10.2)	307 (10.1)	263 (8.6)
イタリア	ITA	353 (11.6)	355 (11.7)	334 (11.0)	256 (8.4)
スウェーデン	SWE	33 (8.5)	29 (7.5)	28 (7.2)	27 (7.0)
香港 ²⁾	HKG	11 (9.0)	13 (10.5)	12 (10.1)	16 (12.9)
韓国	KOR	84 (8.6)	82 (8.4)	76 (7.8)	67 (6.9)
シンガポール ³⁾	SGP	6 (6.9)	8 (9.1)	8 (9.0)	7 (8.6)
フィリピン	PHL	269 (10.3)		162 (6.2)	
オーストラリア	AUS	65 (8.6)	69 (9.1)	57 (7.5)	51 (6.8)
ニュージーランド	NZL	8 (5.8)	10 (7.1)	10 (6.7)	10 (7.1)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	170 (7.7)	190 (8.6)	150 (6.8)	2,220 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	576 (6.9)	402 (4.8)	337 (4.1)	8,298 (100)
カナダ	CAN	111 (8.4)	76 (5.7)	33 (2.5)	1,331 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	107 (5.9)	56 (3.1)	22 (1.2)	1,815 (100)
ドイツ	DEU	210 (10.8)	151 (7.7)	9 (0.4)	1,950 (100)
フランス	FRA	232 (7.6)	85 (2.8)	8 (0.3)	3,047 (100)
イタリア	ITA	154 (5.1)	62 (2.1)	9 (0.3)	3,033 (100)
スウェーデン	SWE	25 (6.5)	23 (5.9)	4 (1.1)	386 (100)
香港 ²⁾	HKG	10 (7.9)	8 (6.2)		123 (100)
韓国	KOR	78 (8.0)	46 (4.7)	49 (5.0)	976 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	7 (8.8)	6 (6.6)	5 (5.9)	85 (100)
フィリピン	PHL	76 (2.9)		16 (0.6)	2,602 (100)
オーストラリア	AUS	43 (5.7)	33 (4.3)	7 (0.9)	758 (100)
ニュージーランド	NZL	9 (6.4)	6 (4.2)	2 (1.6)	144 (100)

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15～19歳欄は16～19歳を対象。

2) 香港は第4四半期の結果。

3) シンガポールは6月の数値。

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	30 (2.2)	130 (9.7)	170 (12.7)	150 (11.2)
アメリカ ¹⁾	USA	531 (11.8)	865 (19.3)	577 (12.8)	454 (10.1)
カナダ	CAN	101 (13.3)	118 (15.5)	88 (11.6)	68 (9.0)
イギリス ¹⁾	GBR	174 (17.4)	228 (22.8)	139 (13.9)	79 (7.9)
ドイツ	DEU	48 (4.3)	125 (11.1)	148 (13.2)	137 (12.2)
フランス	FRA	102 (6.2)	287 (17.4)	247 (15.0)	201 (12.2)
イタリア	ITA	72 (4.3)	289 (17.3)	258 (15.4)	199 (11.9)
スウェーデン	SWE	27 (13.0)	43 (20.7)	27 (13.2)	19 (9.0)
香港 ²⁾	HKG	2 (3.7)	13 (20.5)	8 (12.4)	4 (6.3)
韓国	KOR	13 (2.2)	76 (13.3)	134 (23.5)	60 (10.5)
シンガポール ³⁾	SGP	1 (2.7)	7 (16.2)	6 (14.0)	4 (8.1)
フィリピン	PHL	241 (14.6)	519 (31.3)	510 (30.8)	
オーストラリア	AUS	80 (19.7)	75 (18.3)	46 (11.4)	35 (8.6)
ニュージーランド	NZL	17 (23.9)	15 (21.7)	7 (10.7)	4 (6.4)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	140 (10.4)	130 (9.7)	120 (9.0)	110 (8.2)
アメリカ ¹⁾	USA	369 (8.2)	327 (7.3)	306 (6.8)	343 (7.6)
カナダ	CAN	62 (8.1)	59 (7.8)	58 (7.6)	74 (9.7)
イギリス ¹⁾	GBR	60 (6.1)	60 (6.0)	73 (7.4)	76 (7.6)
ドイツ	DEU	113 (10.0)	96 (8.5)	115 (10.3)	124 (11.0)
フランス	FRA	169 (10.2)	159 (9.6)	163 (9.9)	145 (8.8)
イタリア	ITA	181 (10.9)	184 (11.0)	179 (10.7)	152 (9.1)
スウェーデン	SWE	15 (7.4)	15 (7.4)	15 (7.0)	15 (7.3)
香港 ²⁾	HKG	5 (6.9)	6 (8.6)	6 (9.3)	9 (13.6)
韓国	KOR	52 (9.1)	42 (7.3)	38 (6.7)	38 (6.7)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (6.5)	3 (7.7)	4 (9.5)	4 (8.8)
フィリピン	PHL	190 (11.5)		123 (7.4)	
オーストラリア	AUS	33 (8.0)	33 (8.0)	28 (6.8)	27 (6.5)
ニュージーランド	NZL	4 (5.2)	4 (5.7)	4 (5.8)	5 (7.4)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	110 (8.2)	140 (10.4)	110 (8.2)	1,340 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	319 (7.1)	217 (4.8)	184 (4.1)	4,492 (100)
カナダ	CAN	63 (8.3)	47 (6.2)	22 (2.9)	760 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	61 (6.1)	35 (3.5)	14 (1.4)	999 (100)
ドイツ	DEU	123 (10.9)	90 (8.0)	5 (0.5)	1,123 (100)
フランス	FRA	122 (7.4)	50 (3.1)	5 (0.3)	1,650 (100)
イタリア	ITA	103 (6.2)	47 (2.8)	5 (0.3)	1,669 (100)
スウェーデン	SWE	15 (7.0)	14 (6.7)	2 (1.2)	206 (100)
香港 ²⁾	HKG	7 (10.1)	6 (8.7)		65 (100)
韓国	KOR	52 (9.1)	36 (6.3)	30 (5.3)	572 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	4 (9.9)	4 (8.8)	3 (7.7)	44 (100)
フィリピン	PHL	62 (3.7)		11 (0.7)	1,656 (100)
オーストラリア	AUS	26 (6.3)	22 (5.3)	4 (1.1)	408 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (6.4)	3 (4.8)	1 (2.0)	69 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2015年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2015 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	20 (2.3)	110 (12.5)	120 (13.6)	100 (11.4)
アメリカ ¹⁾	USA	435 (11.4)	636 (16.7)	480 (12.6)	394 (10.4)
カナダ	CAN	84 (14.7)	73 (12.8)	63 (11.1)	53 (9.2)
イギリス ¹⁾	GBR	132 (16.2)	157 (19.3)	88 (10.8)	80 (9.9)
ドイツ	DEU	40 (4.8)	83 (10.1)	98 (11.8)	91 (11.0)
フランス	FRA	71 (5.1)	222 (15.9)	213 (15.3)	179 (12.8)
イタリア	ITA	48 (3.6)	218 (16.0)	235 (17.2)	191 (14.0)
スウェーデン	SWE	30 (16.7)	33 (18.0)	23 (12.5)	16 (9.0)
香港 ²⁾	HKG	1 (2.2)	10 (17.9)	8 (13.8)	6 (10.0)
韓国	KOR	16 (4.0)	92 (22.6)	67 (16.5)	37 (9.1)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (5.2)	9 (21.9)	5 (13.2)	4 (9.5)
フィリピン	PHL	153 (16.2)	363 (38.4)	292 (30.9)	
オーストラリア	AUS	67 (19.1)	55 (15.6)	42 (11.9)	35 (9.9)
ニュージーランド	NZL	15 (20.3)	13 (16.6)	9 (12.4)	8 (10.1)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	100 (11.4)	100 (11.4)	90 (10.2)	80 (9.1)
アメリカ ¹⁾	USA	339 (8.9)	317 (8.3)	310 (8.1)	300 (7.9)
カナダ	CAN	54 (9.5)	52 (9.1)	49 (8.5)	55 (9.7)
イギリス ¹⁾	GBR	73 (8.9)	74 (9.0)	76 (9.3)	58 (7.2)
ドイツ	DEU	79 (9.5)	82 (9.9)	99 (12.0)	103 (12.4)
フランス	FRA	150 (10.7)	151 (10.8)	144 (10.3)	118 (8.5)
イタリア	ITA	172 (12.6)	172 (12.6)	154 (11.3)	104 (7.6)
スウェーデン	SWE	18 (9.9)	14 (7.7)	13 (7.4)	12 (6.7)
香港 ²⁾	HKG	7 (11.6)	7 (12.6)	6 (10.9)	7 (12.1)
韓国	KOR	32 (7.9)	40 (9.9)	38 (9.3)	29 (7.2)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (7.2)	4 (10.7)	3 (8.5)	3 (8.5)
フィリピン	PHL	79 (8.4)		38 (4.0)	
オーストラリア	AUS	32 (9.2)	36 (10.3)	29 (8.3)	25 (7.1)
ニュージーランド	NZL	5 (6.2)	6 (8.5)	6 (7.6)	5 (6.8)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	60 (6.8)	50 (5.7)	30 (3.4)	880 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	257 (6.8)	185 (4.9)	153 (4.0)	3,806 (100)
カナダ	CAN	48 (8.4)	29 (5.1)	11 (2.0)	571 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	46 (5.7)	22 (2.6)	8 (1.0)	816 (100)
ドイツ	DEU	87 (10.6)	61 (7.4)	3 (0.4)	827 (100)
フランス	FRA	110 (7.9)	35 (2.5)	3 (0.2)	1,397 (100)
イタリア	ITA	51 (3.7)	16 (1.1)	3 (0.3)	1,364 (100)
スウェーデン	SWE	11 (5.9)	9 (5.1)	2 (1.1)	180 (100)
香港 ²⁾	HKG	3 (5.5)	2 (3.3)		58 (100)
韓国	KOR	26 (6.3)	10 (2.5)	19 (4.6)	405 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (7.5)	2 (4.0)	2 (4.0)	40 (100)
フィリピン	PHL	14 (1.5)		5 (0.5)	945 (100)
オーストラリア	AUS	17 (4.9)	11 (3.1)	2 (0.6)	350 (100)
ニュージーランド	NZL	5 (6.5)	3 (3.7)	1 (1.2)	75 (100)

資料出所 日本:総務省統計局(2016.1)「労働力調査(基本集計)」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年11月現在フィリピン:フィリピン統計局(2016.11) *Gender Statistics on Labor and Employment 2016*

その他の国:各国政府統計資料及びILO Database(ILOSTAT)2016年11月現在

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

年齢階級/age group		2005年			2010			2015		
		15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64
日本	JPN	8.7	4.2	4.1	9.4	4.8	5.0	5.5	3.4	3.1
アメリカ ¹⁾	USA	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1	11.6	4.5	3.8
カナダ	CAN	12.4	5.8	5.4	14.9	6.9	6.6	13.2	5.8	6.1
イギリス ¹⁾	GBR	12.2	3.4	2.6	19.5	6.1	4.8	15.4	4.2	3.5
ドイツ	DEU	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7	7.2	4.4	4.7
フランス	FRA	20.3	7.5	4.6	22.5	7.6	5.8	24.7	9.2	7.4
イタリア ²⁾	ITA	24.1	6.7	3.5	27.9	7.5	3.6	40.3	11.2	5.5
オランダ	NLD	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0	11.3	5.6	8.1
ベルギー	BEL	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6	22.1	7.7	5.6
ルクセンブルク	LUX	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3	17.3	5.8	4.7
デンマーク	DNK	8.6	4.1	5.2	14.0	6.6	5.5	10.8	5.7	4.4
スウェーデン ¹⁾	SWE	22.0	6.2	4.5	24.8	6.4	5.8	20.3	5.8	5.3
フィンランド	FIN	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5	21.1	7.7	8.0
ノルウェー ¹⁾	NOR	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4	10.0	4.1	1.7
ロシア	RUS	15.5	6.1	4.0	16.9	6.3	4.9	16.0	4.8	3.7
オーストリア	AUT	11.0	4.8	4.0	9.5	4.4	2.5	10.6	5.2	4.7
スイス	CHE	8.8	3.8	3.7	7.8	4.2	3.5	8.6	4.1	3.9
アイルランド	IRL	9.8	4.0	3.0	28.3	12.6	8.3	22.4	9.0	7.8
スペイン ¹⁾	ESP	19.6	8.0	6.3	41.5	18.4	14.2	48.3	20.6	18.6
ポルトガル	PRT	16.2	7.2	6.1	22.8	10.7	8.9	32.0	11.2	12.5
チェコ	CZE	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5	12.6	4.6	4.4
ポーランド	POL	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1	20.8	6.6	5.4
EU-15		16.5	7.2	6.3	20.1	8.5	6.7	20.4	9.2	7.2
EU-28		18.5	8.0	6.4	20.8	8.6	6.8	20.5	8.7	7.0
韓国	KOR	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9	10.5	3.3	2.8
オーストラリア	AUS	10.6	3.9	3.4	11.6	4.0	3.2	13.1	4.9	4.3
ニュージーランド	NZL	9.8	2.8	1.9	17.4	4.9	3.5	14.7	4.4	3.7
ブラジル ³⁾	BRA	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0	17.0	5.1	2.2
メキシコ	MEX	6.6	2.8	2.0	9.3	4.4	3.1	9.0	3.6	2.4

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age” 2016年9月現在

日本:総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」2016年9月現在

(注) 1) 15～24歳欄は16～24歳の数値(スウェーデン・ノルウェーは2005年のみ)。

2) 15～24歳欄は2005年は15～24歳, 2010年以降は16～24歳の数値。

3) 2010年欄は2009年の数値, 2015年欄は2014年の数値。

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

(%)

失業期間 duration of unemployment		6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over				
年		2005	2010	2013	2014	2015	2005	2010	2013	2014	2015
日本	JPN	15.8	18.0	14.8	14.4	15.0	33.3	37.6	41.2	37.6	35.5
アメリカ ¹⁾	USA	7.9	14.3	11.7	10.5	9.4	11.8	29.0	25.9	23.0	18.7
カナダ	CAN	7.5	11.1	9.4	9.3	9.4	9.6	12.1	12.9	12.9	11.6
イギリス ¹⁾	GBR	15.9	20.0	17.1	16.3	15.8	21.1	32.6	36.2	35.7	30.7
ドイツ	DEU	16.3	16.1	15.6	15.3	15.4	53.0	47.3	44.7	44.3	44.0
フランス	FRA	18.8	19.7	19.1	18.7	19.2	40.6	39.9	40.5	44.2	44.3
イタリア ¹⁾	ITA	14.3	16.1	14.5	12.4	13.3	49.8	48.5	56.9	61.4	58.9
オランダ	NLD	19.6	20.9	19.2	19.4	16.3	40.2	27.6	35.6	39.9	43.6
ベルギー	BEL	15.1	17.3	17.8	16.2	14.3	51.7	48.8	46.0	49.9	51.7
デンマーク	DNK	16.6	18.5	16.4	15.6	15.7	23.4	20.2	25.5	25.2	26.9
スウェーデン ^{1) 2)}	SWE	18.4	17.6	16.0	15.1	14.9	18.9	17.3	17.0	16.8	17.6
フィンランド	FIN	16.9	15.9	14.8	14.6	14.5	24.9	23.6	21.2	23.1	25.1
ノルウェー ¹⁾	NOR	15.8	21.9	19.6	20.2	20.3	9.5	9.5	9.2	11.8	11.7
ロシア	RUS	19.3	17.4	18.8	20.7	20.6	39.0	30.0	31.0	28.1	27.3
オーストリア	AUT	18.1	17.9	19.2	19.3	20.0	25.5	25.4	24.6	27.2	29.2
スイス	CHE	20.1	22.7	20.3	19.6	17.1	39.0	33.1	33.2	37.7	38.6
アイルランド	IRL	16.9	21.0	14.3	14.5	14.4	33.4	49.1	60.6	59.2	57.6
ギリシャ	GRC	17.8	17.9	13.7	10.3	10.9	51.9	44.6	67.1	73.5	73.1
スペイン ¹⁾	ESP	15.1	21.1	17.3	15.0	14.4	24.4	36.6	49.7	52.8	51.6
ポルトガル	PRT	18.7	18.2	16.9	14.2	13.0	48.3	52.2	56.4	59.6	57.4
チェコ	CZE	19.1	22.9	20.6	19.5	18.1	53.6	43.3	44.9	44.5	48.3
ポーランド	POL	19.5	21.0	19.8	19.5	18.5	52.2	25.5	36.5	36.2	39.3
EU-15		16.5	18.9	16.7	15.2	15.1	41.8	39.7	47.1	49.9	48.7
EU-28		16.8	19.4	17.0	15.7	15.5	45.3	39.5	46.9	49.2	48.5
韓国	KOR	10.8	6.6	7.5	7.3	9.6	0.8	0.3	0.4	—	—
オーストラリア	AUS	12.4	14.7	15.1	16.3	15.5	18.2	18.6	19.1	21.7	23.5
ニュージーランド	NZL	12.6	19.3	20.0	18.8	19.3	9.8	8.9	12.2	13.6	13.2
メキシコ	MEX	3.1	3.8	3.0	2.1	2.4	2.1	2.0	1.4	1.2	1.2

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2016年9月現在

(注) 1) 調査対象の最低年齢は15歳ではなく16歳(イタリアは2010年以降、ノルウェー、スウェーデンは2005年迄)。

2) 2005年の欄は、2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比（2015年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2015

		(%)				
		1か月未満 Less than 1 month	1～3か月 1 to 3 months	3～6か月 3 to 6 months	6～12か月 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	12.6	21.0	15.9	15.0	35.5
アメリカ	USA	28.9	27.8	15.3	9.4	18.7
カナダ	CAN	24.5	38.5	16.0	9.4	11.6
イギリス	GBR	14.5	22.4	16.7	15.8	30.7
ドイツ	DEU	10.4	15.8	14.4	15.4	44.0
フランス	FRA	4.4	15.8	16.3	19.2	44.3
イタリア	ITA	5.6	10.3	11.9	13.3	58.9
オランダ	NLD	5.9	18.0	16.1	16.3	43.6
ベルギー	BEL	3.4	16.2	14.4	14.3	51.7
デンマーク	DNK	18.0	21.3	18.1	15.7	26.9
スウェーデン ¹⁾	SWE	27.6	23.9	16.0	14.9	17.6
フィンランド	FIN	11.8	29.3	19.3	14.5	25.1
ノルウェー	NOR	22.8	25.2	20.1	20.3	11.7
ロシア	RUS	11.5	22.7	17.8	20.6	27.3
オーストリア	AUT	8.9	22.8	19.1	20.0	29.2
スイス	CHE	8.7	18.7	16.8	17.1	38.6
アイルランド	IRL	4.8	10.9	12.3	14.4	57.6
ギリシャ	GRC	2.8	5.9	7.2	10.9	73.1
スペイン	ESP	6.5	14.5	13.0	14.4	51.6
ポルトガル	PRT	4.1	13.8	11.7	13.0	57.4
チェコ	CZE	7.1	11.9	14.6	18.1	48.3
ポーランド	POL	11.5	11.5	19.3	18.5	39.3
EU-15		7.3	15.0	13.8	15.1	48.7
EU-28		7.5	14.4	14.0	15.5	48.5
韓国 ²⁾	KOR	—	59.7	30.7	9.6	—
オーストラリア	AUS	19.8	24.5	16.7	15.5	23.5
ニュージーランド	NZL	26.8	25.4	15.4	19.3	13.2
メキシコ	MEX	45.9	37.8	12.7	2.4	1.2

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2016年9月現在

- (注) 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。
 2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。	失業者数/労働力人口×100
	(登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	登録失業者数/労働力人口×100
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去30日以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部登録失業者。農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時(男性60歳、女性50歳(幹部は55歳))までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者。	都市部登録失業者数/労働力人口(都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。レイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	調査期間中に就業していない15歳以上の者で、就業が可能であり、調査期間中に求職活動をした者。自営業を始める準備のために就業しなかった者、調査期間後に新たな職に就く予定だが調査期間中には就業していない者を含む。(調査期間とは、面接調査日の前1週間を意味する)	失業者数/労働力人口×100
マレーシア	労働力調査。15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えると求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者、を意味する。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等
 アメリカ:労働統計局, EU:欧州統計局, イギリス:統計局, フランス:国立統計経済研究所,
 中国:国家統計局, 韓国:統計庁, シンガポール:シンガポール統計局(DOS), マレーシア:
 首相府統計局, タイ:国家統計局(NSO), インドネシア:中央統計局(BPS), フィリピン:国家
 統計局(NSO)

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法(1974年)	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外(被保険者数4,159万人, 2016年11月末) ¹⁾	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上, 又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳, 女性63歳)未満のイギリス居住者(但し, 16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 但し, 倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者), 期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については, 離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し, 求職の申込みを行い, 就職しようとする積極的な意思があり, いつでも就職できる能力があるにもかかわらず, 本人や公共職業安定所の努力によっても, 職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月の給付制限がかかる。	州毎に異なるが, 一般的には事業主都合で解雇され, 求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ, 本人の病気, 配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 ・ 離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること。 ・ 求職, 再就職の能力, 意思があること。 ・ 解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと。	・ 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと。 ・ 就労を行う能力を有し, 求職活動を積極的に行い, かつ直ちに就職し得ること。 ・ 過去2年度の間に, ①いずれか1年について国民保険加入下限額以上の収入を得る仕事に26週以上従事し, ②両年度について被用者として国民保険 ²⁾ 料を50週分納付した(または免除を受けた)こと。 ・ ワーク・コーチ ³⁾ との間で受給者誓約を締結し, 2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること。 ・ フルタイムの教育を受けていないこと。
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが, 概ね課税前所得(平均週給)の50%。	・ 16～24歳: 週57.90ポンド ・ 25歳以上: 週73.10ポンド (2016年)

- (注) 1) 2017年1月より, 65歳以上の者も適用対象。
2) 国民保険(National Insurance)は, 失業者や就労困難者向けの抛出制手当, 公的年金等を含む単一の社会保険制度である。
3) 求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」)。 ・ 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること。 ・ 離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること。 ・ 公共職業安定所に失業登録をしていること。	・ 失業保険制度に一定期間加入 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 ・ 正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと。 ・ 就労活動に必要な身体能力があること。 ・ 雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること。 ・ 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う)。 ・ 原則として、60歳未満であること。
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1,147ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1,147～1,256ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.67ユーロの定額 ・ 1,256～2,125ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.76ユーロ ・ 2,125～12,872ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57% (2016年2月現在)

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※ 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の2.5%を国庫負担（2017年度から3年間の限定措置）、残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の11（2016年4月から）。 ・労働者負担分： 1000分の4 ・事業主負担分： 1000分の7 （このうち失業給付分は1000分の4、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2016年)> 賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	・中央： 厚生労働省 ・地方： 都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2016年)> 賃金の3.0%(労使折半)	<保険料(2016年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の拠出金である。(2007年)
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付II制度がある(p.276 第9-11表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者は、失業手当へのアクセスが緩和される(2015年12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項に基づく基準支給額未満であること。 <給付期間> ・その他すべての条件を満たす場合、6か月に短縮された以下の受給資格期間が適用される(2016年12月31日までの時限措置)。 被保険期間が 6か月以上：給付3か月 8か月以上：給付4か月 10か月以上：給付5か月	失業給付の受給期間を満たした長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある(p.278 第9-11表参照)。

資料出所 日本:厚生労働省及びハローワークウェブサイト

アメリカ:連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2014.7)「資料シリーズNo.143, 失業保険制度の国際比較」

フランス:雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等ウェブサイト

第4-9表 失業給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
	年	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	1,029	628	855	654	625	576	527	467	436
アメリカ ²⁾	USA	2,143	2,709	9,123	9,732	7,630	6,048	4,605	2,657	2,272
UI (州)		2,110	2,661	5,724	4,487	3,679	3,297	2,947	2,574	2,237
初回申請者数 (州)		301	328	568	454	406	374	342	304	275
イギリス ³⁾	GBR	1,037	801	1,443	1,355	1,446	1,529	1,433	1,035	719
抛出处JSA (a)		144	140	342	205	188	164	142	97	73
所得調査制JSA (b)		783	575	940	1,011	1,129	1,237	1,156	842	583
(a) (b)とも受給		18	14	35	21	21	17	15	11	7
不支給		92	72	127	117	109	110	119	85	56
ドイツ ⁴⁾	DEU	3,152	6,710	6,050	5,918	5,445	5,252	5,305	5,242	5,161
失業給付I		1,695	1,728	1,141	1,024	829	849	915	888	834
失業扶助/失業給付II		1,457	4,982	4,909	4,894	4,616	4,403	4,390	4,354	4,327
フランス ⁵⁾	FRA									
雇用復帰支援手当等		1,667	2,130	1,993	2,042	2,043	2,142	2,236	2,520	2,630
連帯特別手当等		477	444	404	420	421	437	475	479	477

資料出所 日本:厚生労働省(2016.11)「平成27年度雇用保険事業年報」

アメリカ:連邦政府印刷局ウェブサイト(<https://www.gpo.gov/>) 2017年2月現在イギリス:労働・年金省(DWP)ウェブサイト, 国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, 2011 Q1*ドイツ:連邦統計局(2016.8) *Statistisches Jahrbuch 2016*フランス:Polé emploiウェブサイト(<http://www.pole-emploi.org/>) 2017年2月現在

(注) 国により, 失業保険給付の支給要件, 支給機関等が異なるため, 失業保険給付受給者数を国際比較する場合は, 十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当(短時間労働被保険者分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。受給者計には, 州失業保険制度, 連邦職員失業保険制度(UCFE), 退役軍人失業補償(UCX), 連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に, 最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給), 緊急失業補償(EUC), 連邦追加給付(FAC)が含まれる。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計, 下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには, 抛出处JSAと所得調査制JSAとがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I, 下段:失業給付II(但し, 2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。2013年は1~10月の平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者(訓練手当を除く)と, 失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯特別手当等)の受給者計。2014年以降は12月末現在。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均 Annual average	1991-2010年平均 Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	GBR	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

(注) 1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。

2) 雇用調整速度は, 部分調整モデルに基づき, 下式により推計した前期労働投入(E_{-1})の計数(γ)を1から引いた値($1-\gamma$)として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies

	日本	
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。
運営主体	厚生労働省(実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。 また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。
支給対象	事業主:雇用保険適用事業所 労働者:雇用保険被保険者	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。
支給要件	1. 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。 2. 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。(大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上) 3. 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。 4. 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。	
支給額	1. 休業等の場合 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額。 2. 教育訓練を実施した時の加算 1人1日当たり1,200円を加算した額。	
支給限度	1. 休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(2016年8月現在7,775円)を上限額とする。 2. 教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない。 3. 支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日。	
備考	1. 中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合。 2. 2016年熊本地震の発生に伴う特例を実施。	

資料出所 日本:厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2015年8月1日), 厚生労働省ウェブサイト

	ドイツ	
制度名	雇用調整助成金 景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld:KUG)	再就職支援 職業紹介支援 (Vermittlungsbudget:VB)
設立年	1969年	1997年(社会法典第3編44条)
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
対象者	支払った賃金及び社会保険料については事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者
適用要件	事業主は、景気変動を理由として、労働報酬支払を伴う顕著な労働停止(労働停止1暦月ごとに事業所の3分の1以上の労働者について、月当たりの総労働報酬の10%以上を削減)が生じ、かつ操業短縮の合意を従業員から得ている場合、公共職業安定所(AA)へ操業短縮の申請を行う。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。
給付期間	2016年1月から、恒久的に受給期間を12か月とする法的措置がなされた。	失業者個人の需要や状態による。
財源	基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。
支援内容	事業主は、操業短縮により削減された分の従業員の手取り賃金額(Nettoarbeitsentgelts)の60%(扶養義務のある子供がいる場合は67%)である「操業短縮労働者助成金(KUG)」の額を従業員に支払う。その後、事業主は、公共職業安定所(AA)に申請することにより支払賃金と同額の支給を受けることができる。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2014年海外情勢報告」

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国		アメリカ
制度名	雇用維持支援制度	再就職支援	再就職支援
根拠法	雇用保険法(2010年6月改正)	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する。	労働力革新・機会法(2014)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、求職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。 訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。	労働力革新・機会法(2014)は、労働力投資法(1998)が改正されたもので、2015年7月から施行されている。労働力投資法下で実施されていたプログラムの再承認が基本であり、地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施の委任が行われることが継承されている。委員会は、州、市、郡、もしくはその連合を単位として、雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない。
支給額	- 休業:事業主が支給した休業手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給 - 休職:事業主が支給した休職手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給 - 訓練:事業主が支給した賃金の3/4(大企業の場合2/3)を支給		連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織もしくは民間企業に委託される。
支援期間	休業、休職、訓練については合わせて年間180日以内。		
適用除外	主な適用除外は以下のとおり。 - 労働基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 - 雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合 - 季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない		

資料出所 韓国:脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1) 雇用保険法・雇用保険制度」,「龍谷法学(44巻1号)」,労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書 No.29 アジア諸国における職業訓練政策」,雇用労働部ウェブサイト
アメリカ:連邦労働社会省

	フランス
制度名	部分的就業 ¹⁾ (雇用調整助成金)
根拠法	労働法典(L5122-1 a L5122-3, R5122-1 a D5122-51, D6321-5)
適用要件	・ 不景気(受注の減少など) ・ 原材料またはエネルギー調達での問題 ・ 災害(または悪天候)またはその他、例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で、業務の一時停止または縮小に陥った場合 ・ 企業の業態変化、再編または近代化
支給額	従業員規模 250人以下＝7.74ユーロ/時間, 251人以上＝7.23ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% 手当支払い期間:6週間を超えてはならない ※ 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。
給付期間	最大6週間 ・ 業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合、雇用者は、長期的な部分的な活動の状態で契約締結することができる(APLD)。 ・ 業務が一時停止した場合: 最大6週連続(42日)。42日を超える場合、雇用局に申請した上で3か月間失業手当を受給できる。
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間)と、実際に働いた時間数の差。 ・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る。 ・ 部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。 ・ 年間割当量は、従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合、最大28時間の補償となる。 ・ 会社の建物や施設の改造の場合は、国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される。 ・ 部分的失業が、集団的労働紛争によるものの場合 ・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・ 労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く) ・ 事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。

資料出所 フランス:政府公共サービスウェブサイト

(注) 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業(Activite professionnelle)」の促進と表現する。

第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
日本	〔地域高齢者支援(高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大)〕 高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用により、会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。 ・シルバー人材センター事業の推進、拡充(育児支援、家事支援など現役世代の支援となるような分野や人材不足分野を中心にシルバー人材センターの活動範囲を拡充) ・生涯現役社会実現事業(生涯現役社会実現環境整備事業)の実施(高齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催) 〔高齢者(65歳以上の者を含む)の再就職支援の充実・強化〕 高齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。 ・高齢者就労総合支援事業の実施(全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施) ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会等を一体的に実施) ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給(高齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成。65歳以上の高齢者にも活用可)	〔高齢者雇用確保措置の実施義務(65歳までの雇用機会の確保)〕 高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施 〔企業支援(年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進)〕 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。 ・生涯現役社会実現事業(業界別生涯現役システム構築事業)の実施、拡充(業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成等を通じた地域の機運醸成を図る) ・高齢者雇用安定助成金の支給、拡充(高齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成。建設業等人手不足分野の事業主について、1人当たりの支給額を拡充) ・年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助(高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施) ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行(定年後引き続き雇用される高齢者について、労働契約法の無期転換ルールの特例を創設)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
アメリカ	高齢者地域社会サービス雇用事業 - 根拠法・開始年: 1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に、2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム (Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 - 適用範囲: 失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 - 具体的内容: 全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 - 利用実績等: 登録参加者 4万558人 (2015年)	なし
イギリス	ワーク・プログラム - 開始年月: 2011年6月 - 適用範囲: 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者、健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者等(高齢者向けの特別な条件はない)。 - 具体的内容: 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。	エイジ・ポジティブ(Age Positive) - 開始年月: 1999年12月 - 具体的内容: 雇用年金省による年齢差別是正キャンペーン。ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。

資料出所 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト
イギリス:Gov.ukウェブサイト

第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
ドイツ	職業教育訓練助成金 (Berufsausbildungsbeihilfe: BAB) のうち、中高年齢者に対する職業訓練規則を規定した連邦法「高齢者保護法 (Altenpflegegesetz)」に基づき行われる職業教育訓練 - 根拠法: 「社会法典第3 編 (SGB III)」 § 56～72 - 具体的内容: 認定職業訓練職種における企業内あるいは企業外職業訓練を受講する際に、生活費、交通費やその他の費用の需要を満たすために必要な資金が他で用意できない者は、職業教育訓練助成金 (BAB) の法的請求権を有する。対象は、職業訓練受講者 (失業給付 II の請求権を有する者を含む)。	統合助成金 (EGZ) - 根拠法: 社会法典第3編 (SGBIII) 88～92条 - 開始年月: 2012年4月から統一的制度として新たに運用開始 - 管理主体: 連邦雇用エージェンシー (BA) - 財源: 社会保険料 (労使折半) - 具体的内容: 統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所 (AA) 若しくはジョブセンター (JobCenter) により必要性に応じて個別に決定される。賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12か月であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24か月にわたる支給が可能。50歳以上の者については、2019年12月31日までに措置を開始した場合に限り、最長36か月まで支給される。支給開始から12か月経過すると、1年につき10%ずつ支給額が減額されるが、支給額が賃金の30%を下回ることはない。深刻な障害を持つ者を雇用した場合、減額の開始は支給が始まってから24か月経過した後となる。
フランス	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約 - 開始年月: 2004年5月 - 適用範囲: 全ての企業の全被用者が対象 - 具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 例) 45歳以上かつ20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。	統一参入契約 CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約 CIEなどが統合された。) - 開始年月: 2008年12月 - 具体的内容 雇用局 (Pôle emploi) と CUI 協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者を CUI に基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金 (SMIC) の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。

資料出所 ドイツ: 連邦労働社会省, 連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト, 厚生労働省「2015年海外情勢報告」
フランス: 政府公共サービスウェブサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	・ 民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 ・ 労働基準法により、以下のとおり定められている。 (1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。(4)労働契約法(2008年施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする」と定めている(労働基準法から移行)。(5)合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反(懲戒解雇)、やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。 ・ 2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め」の法理(の内容が法律(第19条)に規定された「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること)。これにより(1)過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合に、使用者が当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められなくなった。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになる。	整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。 (1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること) 裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。('4要素説')とは、4要件を総合的に考慮した結果、相当と認められれば解雇を有効とする、すなわち4つの「要件」ではなく、「要素」と捉えることをいう)
アメリカ	連邦法が規制している解雇は以下の5つ。 (1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例 (1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている('パブリック・ポリシー法理')。 (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる('契約法理')。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる('誠実・公正義務法理')。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。 労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。	労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。 労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。 ・ 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合かそれがない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に見てできない場合は予告義務を課されない。 ・ 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集团的解雇
イギリス	1996年雇用権利法は、次のような解雇規制を定めている。 - 雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 - 解雇事由の開示（勤続年数2年以上（2012年4月6日以前に雇用関係が開始された場合は1年）の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。 (1)妊娠・出産、(2)産前産後休業・育児休業・家族休業の取得、(3)短時間または有期労働者であること、(4)商店等における日曜労働の拒否、労働時間規則の制限を超えて働くことの拒絶、年次有給休暇の取得等、フレキシブル労働時間の適用の請求、(5)最低賃金の適用、(6)教育訓練プログラムへの参加を求めること、(7)労働組合への加入の有無、労働組合の活動、(8)従業員代表の活動、(9)安全衛生活動、職域年金基金の活動等、(10)内部通報、(11)制定法上の権利に関する主張、(12)人員整理の際、他の労働者と異なる基準を適用された場合 不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合、職場復帰、再雇用、補償金の支払といった救済を与える。但し、上記(1)～(12)や差別を理由とする場合を除き、不公正解雇申立の権利は原則として勤続年数2年未満の者には適用されない。	1992年労働組合・労働関係（統合）法及び1996年雇用権利法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合や従業員代表との協議、国務大臣への届出といった一定の要件が課されている。 - 被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる（通常の週給額の5分の2が支払われる）。 - 被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	民法典(BGB)により、解雇予告期間、法の一般原則による解雇無効の可能性を規定するほか、社会的弱者に対する解雇無効の可能性が個別法により規定されている。BGBでは、労使のいずれも暦日の15日又は末日の4週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が2年以上勤務する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数ごとに解雇予告期間が定められている。 解雇制限法(KSchG)は、以下の解雇を、社会的に正当な事由のない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所（パートタイムは比率で考慮される）。 (1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。 また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。 (1)事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法、職員代表法）、(2)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法）、(3)法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法）、(4)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇（職場保護法）、(5)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法）、(6)訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法）、(7)操業短縮中の解雇については別途規定があり、制限されている。	左記の民法典(BGB)のほか、解雇制限法(KSchG)による規制がある。 一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等）、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。 ・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇 ・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは、(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。 個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。	経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。 <個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通) ・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・ 労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <2人以上10人未満の解雇> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <10人以上の解雇> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。

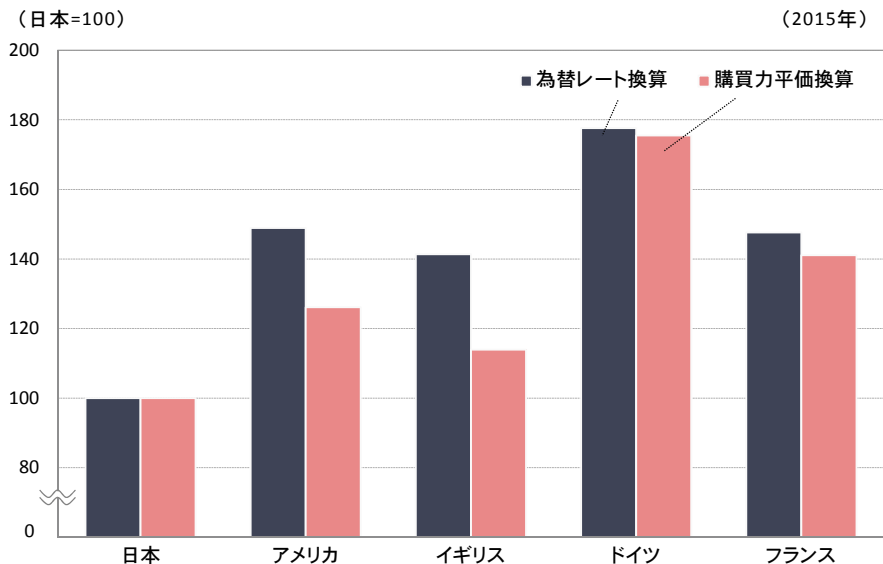
資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、日本労働研究機構(2002.3)「労働政策レポートVol.2 解雇法制 ―日本における議論と諸外国の法制―」、同(2003.3)「資料シリーズNo.129 諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構[編](2006.7)「諸外国の労働契約法制」、JILPT(2015.6.a)「解雇及び個別労働関係の紛争処理についての国際比較」

日本:厚生労働省「改正労働基準法の概要」「改正労働契約法のポイント」及び厚生労働省ウェブサイト、荒木尚志/菅野和夫/山川隆一[著](2014.5)「詳説 労働契約法<第2版>」、イギリス:前掲JILPT(2015.6.a)、Gov.ukウェブサイト、ドイツ:連邦労働社会省、厚生労働省(2015.3)「2014年海外情勢報告」等、フランス:前掲JILPT(2015.6.a)、JILPT(2015.6.b)「労働政策研究報告書No.173 フランスにおける解雇にかかる法システムの現状」等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.173)を参照。

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

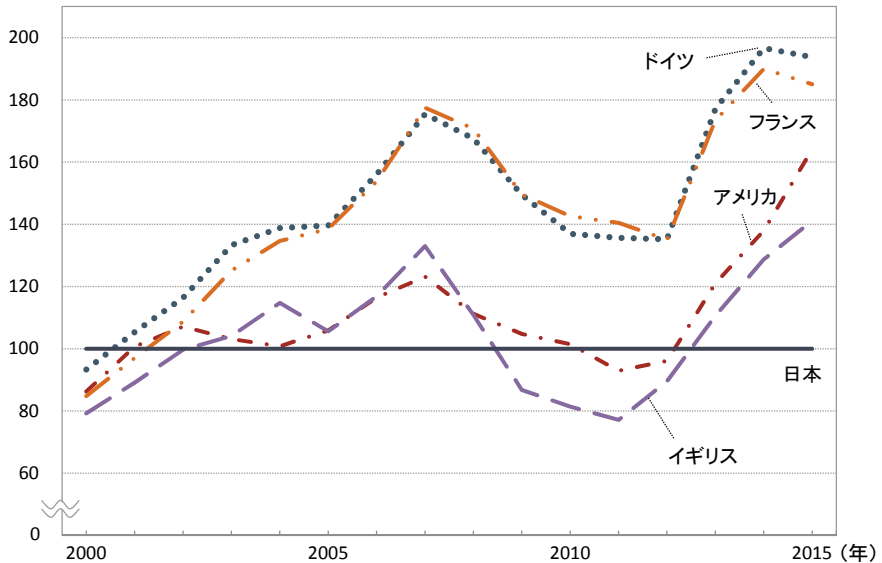
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2015年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが126、イギリスが114、ドイツが176、フランスが141となっており、日本は各国の水準を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

（日本=100）



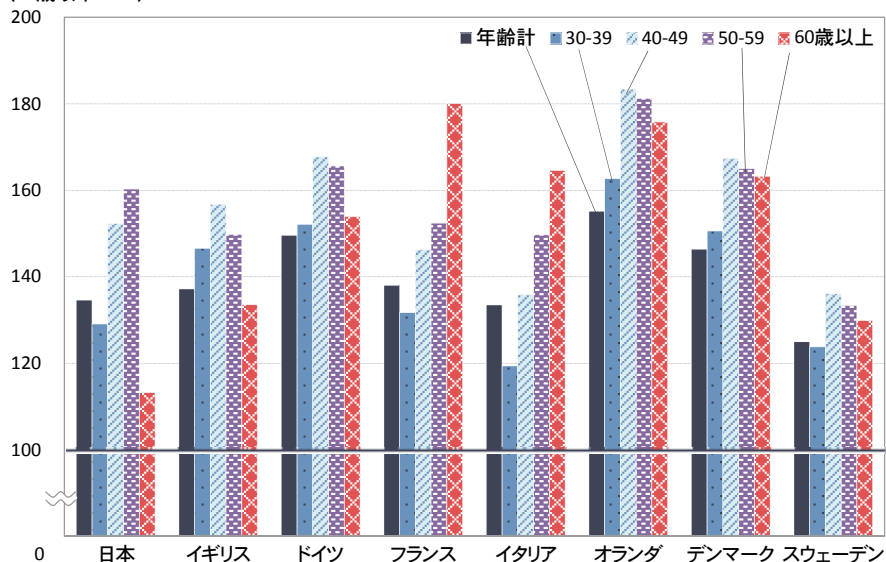
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高い水準であった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移した。2009～2012年はイギリス、2011～2012年はアメリカよりも高い水準となったが、近年は再び低い水準で推移している。

5-3 年齢階級別賃金格差

(29歳以下=100)

(労働者の種類計, 男女計)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差」(p.182)を参照。
(注) 日本は2015年、欧州は2014年の数値。

上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）を示したものである。

日本では29歳以下との賃金の格差は、30～39歳層で1.3倍、40～49歳層で1.5倍、50～59歳層で1.6倍へと拡大していき、60歳以上層になると1.1倍に縮小する。

欧州諸国を見ると、フランス、イタリアは年齢階層とともに賃金が上昇している。その他の国は40～49歳層をピークに賃金が下がっている。

年齢階層間の賃金格差は、職種別に見ると「管理・事務・技術労働者」で大きい。例えば上のグラフでは、フランスは60歳以上層でも格差拡大が続き、29歳以下の1.8倍に達しているが、同年齢階層間の賃金格差を職種別に見ると、「生産労働者」の格差は1.3倍程度だが、「管理・事務・技術労働者」では2倍近くになっている。

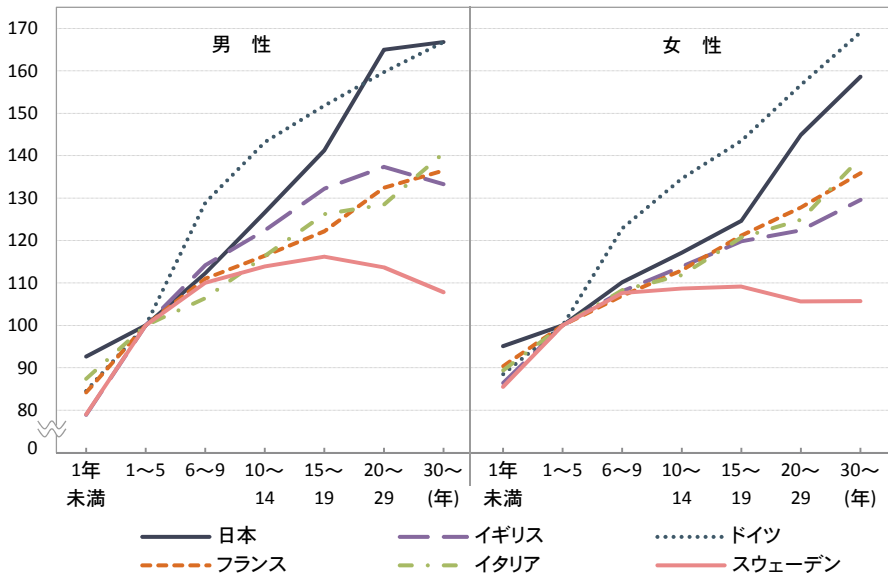
なお、これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p. 67) もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差

(勤続年数1～5年=100)

(産業計)



▶ グラフの具体的数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差」(p.184)を参照。
(注) 日本は2015年、欧州は2014年。日本の勤続年数は、1～5年が1～4年、6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1～5年(日本については1～4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、日本とドイツは勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.7倍に達する。その他の国々については、勤続年数30年以上でイタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい。ドイツの勤続年数1～5年と30年以上の賃金格差は、女性の方が男性より大きい。女性の勤続年数1～5年と30年以上の賃金格差は、ドイツが約1.7倍、日本が約1.6倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	14.40	26.72	23.59
2012	2,276	25.60	16.60	28.20	23.81
2013	2,293	26.19	16.78	28.85	24.43
2014	2,342	27.39	17.18	29.55	24.91
2015	2,306	28.37	17.63	30.51	25.36
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	89	83	92	73
2005	100	103	112	139	119
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	80	130	114
2012	100	90	92	127	107
2013	100	111	112	163	138
2014	100	124	128	177	149
2015	100	149	141	178	148
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	128	111	153	122
2005	100	121	102	150	122
2010	100	124	101	159	133
2011	100	118	96	159	132
2012	100	117	108	164	129
2013	100	116	107	165	133
2014	100	120	109	169	135
2015	100	126	114	176	141
換算用為替レート/Exchange rates for conversion	(各国通貨/円)(National currency per Yen)				
2014	1	105.94	174.33	140.56	140.56
2015	1	121.04	184.93	134.25	134.25
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2014	1	102.43	147.96	133.62	127.36
2015	1	102.52	149.03	132.64	128.28

資料出所 厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2016.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2017年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2017年1月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」における事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国： *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州：製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により、それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-13表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN		371,452	380,885	362,340	368,340	372,072	372,459	382,193	376,331	E
(円/日) Yen/day		18,573	19,140	18,487	18,889	18,887	19,100	19,600	19,299	
(円/時間) Yen/hour		2,266	2,303	2,244	2,288	2,276	2,293	2,342	2,306	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA		14.32	16.56	18.61	18.93	19.08	19.30	19.56	19.91	E
カナダ CA\$/h CAN		17.55	19.87	23.01	22.95	23.59	24.10	24.66	25.02	R
イギリス ⁴⁾ Pound/h GBR		8.79	11.01	12.64	13.16	13.36	13.57	13.50	13.78	E
ドイツ ⁵⁾ Euro/h, m DEU		27.78	15.60	3,708	3,888	4,028	4,120	4,236	4,375	E
フランス ⁶⁾ Euro/h FRA		14.1	16.4	16.63	—	—	—	17.81	—	E
イタリア ⁷⁾ Euro/h ITA		9.93	11.36	12.96	—	—	—	14.22	—	E
スウェーデン ⁸⁾ Krona/h, m SWE		111.3	129.9	36,820	37,690	39,290	39,970	41,060	41,940	E
ロシア Ruble/m RUS		2,365	8,421	19,078	21,781	24,512	27,045	29,511	31,910	E
中国 ⁹⁾ Yuan/year CHN		8,750	15,934	30,916	36,665	41,650	46,431	51,369	55,324	E
香港 ¹⁰⁾ HK\$/m HKG		11,739	9,885	12,000	13,000	12,000	13,000	14,500	15,000	E
韓国 ¹¹⁾ 1,000 Won/m KOR		1,228	1,825	2,774	2,928	3,056	3,246	3,515	3,569	E
シンガポール ¹²⁾ SG\$/m SGP		3,036	3,495	4,263	4,484	3,300	3,638	3,727	3,792	E
タイ ¹³⁾ Baht/m THA		6,015	6,420	7,495	8,066	9,392	10,962	11,660	12,403	E
フィリピン ¹⁴⁾ Peso/d PHL		226	248	311	316	330	344	347	359	B
インド ¹⁵⁾ Rupee/m, d IND		1,281	159	—	376	—	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾ AU\$/w AUS		803	1,030	1,211	1,269	1,283	1,351	1,399	1,440	E
ニュージーランド ¹⁷⁾ NZ\$/h NZL		16.97	19.58	22.88	24.06	25.04	25.27	25.39	27.18	E
ブラジル ¹⁸⁾ Real/m BRA		763	—	—	1,268	1,406	1,537	1,662	—	E

(男性/Male)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN		462,407	456,775	429,156	435,641	435,357	437,240	448,487	443,213	E
(円/日) Yen/day		22,891	22,725	21,675	22,114	21,877	22,195	22,651	22,384	
(円/時間) Yen/hour		2,679	2,637	2,541	2,590	2,555	2,578	2,624	2,590	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA		—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ CA\$/h CAN		18.93	21.27	24.42	24.28	24.96	25.37	26.16	26.42	R
イギリス ⁴⁾ Pound/h GBR		9.45	11.43	13.07	13.66	13.84	14.03	13.96	14.56	E
ドイツ ⁵⁾ Euro/h, m DEU		29.10	16.24	3,898	4,095	4,227	4,318	4,443	4,579	E
フランス ⁶⁾ Euro/h FRA		15.0	17.3	17.45	—	—	—	18.55	—	E
イタリア ⁷⁾ Euro/h ITA		10.57	12.02	13.56	—	—	—	14.92	—	E
スウェーデン ⁸⁾ Krona/h, m SWE		113.3	132.2	—	—	—	—	—	—	E
ロシア Ruble/m RUS		—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾ Yuan/year CHN		—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾ HK\$/m HKG		12,523	11,279	13,000	15,000	14,500	15,000	16,000	17,000	E
韓国 ¹¹⁾ 1,000 Won/m KOR		1,388	2,044	3,066	3,238	3,371	3,582	3,830	3,909	E
シンガポール ¹²⁾ SG\$/m SGP		3,653	4,111	4,869	5,117	3,683	4,117	4,038	4,236	E
タイ ¹³⁾ Baht/m THA		8,488	7,496	8,563	9,252	10,520	11,995	12,748	13,569	E
フィリピン ¹⁴⁾ Peso/d PHL		237	254	320	327	339	358	363	374	B
インド ¹⁵⁾ Rupee/d IND		—	164	—	387	—	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾ AU\$/w AUS		843	1,081	1,260	1,330	1,338	1,399	1,459	1,506	E
ニュージーランド ¹⁷⁾ NZ\$/h NZL		17.87	20.54	24.09	24.91	26.25	25.88	26.49	28.50	E
ブラジル ¹⁸⁾ Real/m BRA		854	—	—	1,398	1,551	1,696	1,830	—	E

(女性/Female)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month JPN	194,279	201,799	203,132	206,130	211,882	211,574	216,898	213,538	E
	(円/日) Yen/day	9,912	10,402	10,635	10,849	11,036	11,135	11,476	11,298	
	(円/時間) Yen/hour	1,323	1,373	1,414	1,437	1,451	1,467	1,506	1,484	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h CAN	14.00	16.35	19.35	19.69	20.10	20.83	20.66	21.37	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h GBR	6.91	9.72	11.27	11.71	11.89	11.93	12.04	11.72	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h, m DEU	21.39	12.02	2,906	3,018	3,158	3,253	3,356	3,498	E
フランス ⁶⁾	Euro/h FRA	11.8	14.0	14.62	—	—	—	15.87	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h ITA	8.46	9.81	11.39	—	—	—	12.28	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h, m SWE	103.4	119.9	—	—	—	—	—	—	E
ロシア	Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m HKG	11,048	8,694	9,000	9,000	8,300	9,000	10,000	10,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m KOR	831	1,253	1,888	1,988	2,104	2,233	2,586	2,510	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m SGP	2,181	2,563	3,253	3,433	2,708	2,925	3,000	3,033	E
タイ ¹³⁾	Baht/m THA	6,233	5,420	6,466	6,917	8,236	9,922	10,488	11,097	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d PHL	211	236	296	302	317	324	323	337	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d IND	—	72	—	225	—	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w AUS	662	825	1,022	1,039	1,048	1,125	1,146	1,176	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h NZL	14.44	16.84	19.92	21.84	22.10	23.77	22.76	23.70	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m BRA	524	—	—	981	1,097	1,188	1,306	—	E

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査」
 フランス(2010年)・イタリア:Eurostat Database“Structure of earnings survey”2017年1月現在
 中国:国家統計局(2016.9)「中国統計年鑑2016」
 韓国:雇用労働省ウェブサイト(<http://www.moel.go.kr/>)2017年1月現在
 タイ:国家統計局(2016) *Labour Force Survey Whole Kingdom Quarter 1*
 インド(2005年以降):統計計画履行省(各年版) *NSS Report, Employment and Unemployment in India*
 その他:ILO Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)及び各国政府ウェブサイト

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
 4) 16歳以上の全雇用者を対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。
 5) 2000年の通貨単位はマルク(1ユーロ＝1.95583マルク)。フルタイム雇用者が対象。
 6) 2005年欄は2004年の数値。
 7) 2000年欄は2002年、2005年欄は2006年の数値。
 8) 各年9月の値。民間部門の生産労働者を対象。
 9) 都市部のみ対象。
 10) 第2四半期の数値。
 11) 正規従業員5人以上の事業所。
 12) 2011年以前はフルタイム及びパートタイム雇用者の平均月収。2012年以降はフルタイム雇用者(国籍保有者及び永住権保有者を対象)の中位総月収(6月の数値)。
 13) 2000年欄は2001年の数値。各年第1四半期の数値。
 14) 2000年欄は2001年の数値。
 15) 各年度の数値。2000年は生産労働者の月収。2005年以降は常用労働者の1日当たり収入。
 16) 成人のフルタイム非管理職、各年5月の数値。
 17) 2005年以前は2月の数値。
 18) 2000年は12月の数値。2011年以降は9月の数値で主に就いている仕事を対象。

第5-3表 産業別賃金（2015年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2015

			非農林漁業 部門 All sectors excl. agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufactur- ing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construc- tion	情報 通信業 Information and communica- tion	1)
日本 ²⁾	Yen/month	JPN	313,801	376,331	316,177	380,141	483,730	E
アメリカ ³⁾	US\$/hour	USA	21.04	19.91	26.48	25.20	29.04	E
カナダ ⁴⁾	CA\$/h	CAN	25.19	25.02	35.76	27.88	24.31	R
イギリス ^{5) 6)}	Pound/h	GBR	13.49	13.78	16.62	14.21	21.13	E
ドイツ ⁷⁾	Euro/h	DEU	23.40	26.23	25.57	18.99	31.98	E
フランス ⁸⁾	Euro/h	FRA	17.16	17.81	18.35	16.42	22.97	E
イタリア ⁸⁾	Euro/h	ITA	15.56	14.22	20.60	13.78	17.49	E
スウェーデン ⁹⁾	Krona/m	SWE	38,010	41,940	41,930	39,100	41,320	E
ロシア ⁶⁾	Ruble/m	RUS	34,030	31,910	63,695	29,960	34,958	E
中国 ¹⁰⁾	Yuan/year	CHN	62,029	55,324	59,404	48,886	112,042	E
香港 ¹¹⁾	HK\$/m	HKG	14,400	15,000	—	15,000	15,000	R
韓国 ^{6) 12)}	1,000 Won/m	KOR	3,269	3,569	3,793	3,137	3,804	E
シンガポール ¹³⁾	SG\$/m	SGP	3,467	3,792	—	3,300	4,875	E
タイ ^{6) 14)}	Baht/m	THA	13,248	12,403	18,180	9,063	24,499	E
フィリピン ⁶⁾	Peso/d	PHL	408.38	358.71	331.78	341.01	600.85	E
インド ^{6) 15)}	Rupee/d	IND	396	376	815	353	—	B
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/week	AUS	1,542	1,440	2,605	1,676	1,735	E
ニュージーランド ⁶⁾	NZ\$/h	NZL	27.49	27.18	39.86	26.40	33.16	E
ブラジル ¹⁷⁾	Real/m	BRA	1,600	1,662	2,961	1,408	1,711	E

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査」

その他:ILO ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 及び各国政府ウェブサイト等

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。
- 4) 鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) フルタイム労働者。時間外手当を含む。時給100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。
- 6) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 7) フルタイム労働者。
- 8) 2014年値。
- 9) 非生産労働者。諸手当を含む。2015年9月の数値。
- 10) 都市部のみを対象。
- 11) 中央値。第2四半期の値。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。
- 12) 5人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2015年6月の中央値。
- 14) 2015年第1四半期の数値。
- 15) 常用労働者(15～59歳)が対象。2011年度の数値。
- 16) 成人のフルタイム非管理職。2015年5月の数値。
- 17) 情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2014年9月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

		(2010年=100)									
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	99.3	103.0	104.0	95.9	100.0	102.1	101.4	101.3	103.1	103.3
アメリカ	USA	77.0	89.0	95.4	98.0	100.0	101.7	102.5	103.7	105.1	107.0
カナダ	CAN	83.5	93.8	100.3	95.3	100.0	103.2	106.1	106.1	107.0	111.8
イギリス	GBR	70.4	85.2	94.8	95.9	100.0	101.4	103.2	105.7	107.8	109.3
ドイツ	DEU	83.1	90.6	96.2	97.9	100.0	102.5	105.5	108.1	111.1	113.8
フランス	FRA	75.4	88.2	96.2	98.2	100.0	102.4	105.0	107.1	108.8	110.2
イタリア	ITA	75.6	85.8	94.3	97.3	100.0	102.4	104.9	107.1	109.7	112.5
オランダ	NLD	78.9	89.4	96.0	98.7	100.0	101.3	103.2	104.9	106.6	108.2
デンマーク	DNK	70.2	84.8	94.8	97.5	100.0	102.3	104.1	105.8	107.2	109.1
スウェーデン	SWE	73.9	85.6	95.1	96.9	100.0	102.8	106.5	108.7	111.2	114.1
ノルウェー	NOR	63.4	79.1	92.5	96.5	100.0	104.5	109.1	113.1	116.1	119.1
スペイン	ESP	66.7	82.5	94.0	98.6	100.0	102.7	104.6	106.1	106.8	107.1
台湾	TWN	87.5	99.1	104.3	97.6	100.0	104.6	106.1	106.5	109.3	115.0
韓国	KOR	52.5	80.6	89.7	91.6	100.0	101.7	108.0	113.3	118.0	121.5
オーストラリア	AUS	65.5	84.8	96.0	96.9	100.0	103.9	—	—	—	—
ニュージーランド	NZL	70.4	82.5	94.0	96.7	100.0	103.8	107.4	110.2	113.4	116.6

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2016年10月現在台湾: 国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2016年10月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲, 事業所の規模・基準年等が異なるため, 比較の際は注意を要する。

第5-5表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

		Full-time=100	定義・対象・算出方法等
日本	JPN	58.0 (2016年) 57.1 (2015) 56.6 (2014)	産業計, 常用労働者10人以上の民営事業所, 一般労働者に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(平均), 残業を除く
イギリス	GBR	72.1 (2016p) 69.8 (2015r) 71.0 (2014r)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査, フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金, 残業を除く, pは暫定値, rは改訂値
ドイツ	DEU	72.1 (2014)	産業計(行政, 防衛, 義務的社会保障分野は選択制), 企業規模10人以上, フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金, 残業を含む
フランス	FRA	86.6 (2014)	
イタリア	ITA	73.4 (2014)	
オランダ	NLD	74.3 (2014)	
デンマーク	DNK	79.0 (2014)	
スウェーデン	SWE	82.2 (2014)	

資料出所 日本: 厚生労働省 (2017.2) 「平成28年賃金構造基本統計調査」

イギリス: ONS (2016.10) *2016 Annual Survey of Hours and Earnings — Provisional Results*

欧州: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2014” 2016年9月現在

(注) パートタイム(短時間)労働者の定義, 調査対象, 賃金水準の算出方法等は国によって異なるので, 比較の際は注意を要する。

アメリカは, 通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム, 1~34時間の者をパートタイムと定義するBLS(2017.2) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey* による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため, 他国と比較することはできない。参考として, 「週当たり賃金」は, フルタイム100に対し, パートタイム30.3(2016年, 産業計, 16歳以上, 中央値)。

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,925	23.41	14.22	27.50	24.98
2005	2,964	28.48	15.62	30.20	29.96
2010	2,785	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	16.92	34.30	35.52
2012	2,740	33.02	19.48	36.13	36.10
2013	2,724	33.79	19.75	37.25	36.46
2014	2,732	35.60	20.18	38.23	36.93
2015	2,719	36.87	20.75	39.24	37.47
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	86	79	93	85
2005	100	106	106	140	139
2010	100	102	81	137	143
2011	100	93	77	136	140
2012	100	96	90	135	135
2013	100	121	111	177	173
2014	100	138	129	197	190
2015	100	164	141	194	185
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	124	107	154	142
2005	100	124	96	151	143
2010	100	129	96	164	161
2011	100	125	92	167	162
2012	100	126	106	175	163
2013	100	126	106	179	167
2014	100	133	109	187	172
2015	100	139	114	191	177

資料出所 厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査」、厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」、内閣府(2016.12)「2015年国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2016.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2017年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2017年1月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模、欧州諸国は10人以上規模、日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本：製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国： *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州：製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により、それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で適及改訂されている。

※ 換算用為替レート、購買力平価については第5-1表 (p.173)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

		(2010年/base year=100)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	100.4	100.0	101.2	99.9	80.2	76.0	71.3	80.7
アメリカ	USA	109.9	100.0	95.3	97.7	97.8	100.1	111.2	115.3
カナダ	CAN	90.8	100.0	101.5	101.1	97.6	92.0	84.5	82.8
イギリス	GBR	123.8	100.0	100.6	104.9	103.6	111.3	117.7	105.2
ドイツ	DEU	104.5	100.0	99.0	95.7	97.8	99.0	94.6	95.9
フランス	FRA	103.3	100.0	99.3	96.3	97.4	97.8	93.6	94.4
イタリア	ITA	102.8	100.0	99.8	97.9	99.5	100.1	96.0	96.7
オランダ	NLD	103.5	100.0	99.4	96.9	99.8	101.0	97.6	98.8
デンマーク	DNK	99.7	100.0	99.4	96.7	97.7	98.9	95.9	97.3
スウェーデン	SWE	106.4	100.0	105.8	105.3	106.4	101.3	95.3	95.7
韓国	KOR	122.6	100.0	100.0	99.7	103.7	109.9	110.7	109.0
オーストラリア	AUS	87.4	100.0	106.9	108.4	103.7	99.0	89.8	89.9

資料出所 OECD(2016.12) *Economic Outlook, volume 2016 issue 2*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

		（％）							
		日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2016)	イギリス GBR (2012)	ドイツ DEU (2012)	フランス FRA (2012)	オランダ NLD (2012)	スウェー デン SWE (2012)	韓国 KOR (2015)
(年)									
労働費用計 ^{a)}		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}		79.7	76.9	82.3	76.9	62.8	75.1	66.6	77.7
現金給与以外 ^{c)}		20.3	23.1	17.7	23.1	37.2	24.9	33.4	22.3
法定福利費 ^{d)}		(11.1)	(7.5)	(8.1)	(14.1)	(26.3)	(10.3)	(20.8)	(6.6)
法定外福利費 ^{e) 1)}		(2.4)	(10.1)	(6.2)	(7.2)	(4.7)	(12.1)	(8.0)	(5.2)
現物給付 ^{f)}		(0.1)	—	(1.2)	(1.0)	(0.2)	(1.0)	(1.2)	—
退職金等の費用 ^{g)}		(6.2)	(5.4)	(0.7)	(0.2)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(10.0)
教育訓練費 ^{h)}		(0.2)	—	(1.5)	(0.5)	(1.9)	(0.7)	(0.6)	(0.5)
その他 ^{i) 2)}		(0.2)	—	—	(0.2)	(1.0)	(0.8)	(2.8)	(0.1)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs; d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits;

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ:Bureau of Labor Statistics(2016.12) *Employer Costs for Employee Compensation — September 2016*

欧州:Eurostat(2016.12) *Labour Costs Survey 2012 —NACE Rev.2*

韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2017年1月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

日本は2010年度の値、2015年度は現金給与79.9%、現金給与以外20.1%(平成28年調査)。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費。

5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾（製造業）

Table 5-9: Indices of hourly compensation costs in manufacturing

		(Index, U.S. = 100)								
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	100	84	79	74	84	88	91	101	99
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	73	87	94	97	98	86	99	102	103
イギリス	GBR	83	99	102	110	104	86	84	87	88
ドイツ	DEU	102	126	129	136	145	134	126	134	128
フランス	FRA	86	108	111	118	127	118	112	119	112
イタリア	ITA	67	92	94	99	107	100	96	102	96
オランダ	NLD	84	110	113	119	131	121	114	119	111
ベルギー	BEL	105	136	139	148	164	153	146	154	146
デンマーク	DNK	89	123	125	139	152	142	138	145	136
スウェーデン	SWE	94	117	120	133	136	120	125	139	140
フィンランド	FIN	80	112	115	122	134	129	119	127	119
ノルウェー	NOR	98	140	146	163	175	156	166	182	178
オーストリア	AUT	88	107	110	119	131	125	115	122	116
スイス	CHE	108	133	134	136	150	148	147	170	162
アイルランド	IRL	63	95	100	110	124	121	111	112	107
スペイン	ESP	50	69	72	77	85	81	77	80	75
台湾	TWN	29	26	26	26	26	23	24	26	27
韓国	KOR	39	49	57	61	51	44	51	54	58
シンガポール	SGP	47	44	45	49	58	51	56	65	68
フィリピン	PHL	4	4	4	5	5	5	5	6	6
オーストラリア	AUS	66	95	96	104	110	98	114	131	134
ニュージーランド	NZL	36	54	52	59	58	51	59	66	69
ブラジル	BRA	17	17	20	22	26	24	29	33	31
メキシコ	MEX	19	19	19	19	20	17	18	18	18

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2013.8) *International Labor Comparisons*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2015年）
Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2015

		賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male	女 Female	格差 Gap
				(男/male＝100)	(年/Year)
日本	JPN	72.2	13.5	9.4	69.6
アメリカ	USA	81.1	4.3	4.0	93.0
イギリス	GBR	82.3	8.3	7.8	94.9
ドイツ	DEU	81.3	11.1	10.2	91.7
フランス ²⁾	FRA	84.5	11.3	11.5	101.5
スウェーデン	SWE	88.0	8.8	9.1	103.8
韓国	KOR	67.6	7.1	4.6	64.8

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「平成27年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2016.3) *Labor Force Statistics from the CPS*,
 同(2016.9) *Employee Tenure in 2016*
 イギリス(賃金):ONS(2016.10) *Annual Survey of Hours and Earnings 2015, revised*
 ドイツ(賃金):連邦統計局(2016.10) *Statistisches Jahrbuch 2016*
 フランス(賃金):Eurostat(2016.10) *Gender pay gap in unadjusted form*
 スウェーデン(賃金):統計局(2016.6) *Salary structures, whole economy*
 欧州(勤続年数):OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在
 韓国:雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年1月現在

- (注) 1) 原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。
 2) フランスの賃金格差は2014年値。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差
Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

		(%)									
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	33.9	32.8	31.7	30.7	28.3	28.7	27.4	26.5	26.6	—
アメリカ	USA	23.1	19.0	19.8	20.0	19.8	18.8	17.8	19.1	17.9	17.5
カナダ	CAN	23.9	21.3	20.8	20.5	20.1	19.0	19.2	19.5	19.3	19.2
イギリス	GBR	26.3	22.1	21.6	21.9	20.7	19.2	18.2	17.8	17.5	17.4
ドイツ	DEU	20.5	17.3	17.1	17.4	17.0	16.8	17.1	13.8	13.4	—
フランス ²⁾	FRA	14.6	14.4	14.0	14.3	14.0	14.1	14.0	13.7	—	—
ベルギー	BEL	13.6	11.5	9.9	8.9	7.5	7.0	5.8	6.4	5.9	—
デンマーク ³⁾	DNK	—	—	—	10.2	10.2	8.9	7.9	7.0	6.8	—
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.5	14.4	16.4	15.4	14.9	14.3	15.9	15.1	—	—
フィンランド	FIN	20.4	18.9	21.4	21.2	19.7	18.9	18.6	18.7	20.2	—
韓国 ⁵⁾	KOR	41.7	39.6	38.2	39.0	38.6	39.6	36.6	36.3	36.6	36.7
オーストラリア	AUS	17.2	15.8	15.4	11.9	16.4	14.0	16.0	13.8	18.0	—
ニュージーランド	NZL	7.1	9.6	7.0	7.8	7.8	6.8	4.2	6.2	5.6	—

資料出所 OECD Database (<http://www.oecd.org/gender/data/employment/>) 2016年10月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 3) 最低賃金の80%に満たない賃金労働者を除く。
- 4) 24～64歳の所得の無い自営業者を除く。
- 5) 正規従業員が5人以下の組織の雇用者及び行政、公的教育、軍、警察に従事する全ての雇用者を除く。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by age group

(労働者の種類計)				(29歳以下=100)					
年齢階級/Age group				計/Total	～29	30～39	40～49	50～59	60～
(2015年)				産業計 ¹⁾ /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)					
日本	JPN	計	T	135	100	129	152	160	113
		男	M	141	100	132	160	171	113
		女	F	114	100	115	124	122	102
(以下、2014年)									
日本	JPN	計	T	135	100	130	153	160	113
		男	M	141	100	132	160	171	114
		女	F	114	100	116	124	121	100
イギリス	GBR	計	T	137	100	147	157	150	134
		男	M	149	100	154	177	172	148
		女	F	124	100	137	136	128	114
ドイツ	DEU	計	T	150	100	152	168	166	154
		男	M	161	100	158	186	186	167
		女	F	135	100	143	146	143	137
フランス	FRA	計	T	138	100	132	146	152	180
		男	M	147	100	137	158	166	204
		女	F	127	100	126	133	135	152
イタリア	ITA	計	T	134	100	119	136	150	165
		男	M	139	100	121	143	160	181
		女	F	128	100	118	129	139	144
オランダ	NLD	計	T	155	100	163	183	181	176
		男	M	172	100	172	208	209	194
		女	F	138	100	153	157	151	146
ベルギー	BEL	計	T	133	100	127	142	150	164
		男	M	136	100	128	146	157	176
		女	F	128	100	125	136	141	144
デンマーク	DNK	計	T	146	100	151	167	165	163
		男	M	154	100	158	180	178	169
		女	F	139	100	143	156	154	153
スウェーデン	SWE	計	T	125	100	124	136	133	130
		男	M	129	100	126	143	141	136
		女	F	121	100	121	129	127	125
フィンランド	FIN	計	T	128	100	127	139	136	133
		男	M	136	100	132	150	148	150
		女	F	121	100	121	129	126	123
ノルウェー	NOR	計	T	134	100	134	148	149	143
		男	M	139	100	137	155	159	152
		女	F	127	100	130	139	138	132

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2016.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計(公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計)を対象。

(労働者の種類別) (29歳以下=100)

労働者の種類 / Type of workers				生産労働者/Production workers						管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers					
年齢階級/Age group				計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～	計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～
(2015年)				製造業 ²⁾ /Manufacturing											
日本	JPN	計	T	120	100	123	135	133	92	148	100	132	160	182	121
		男	M	125	100	125	142	147	97	151	100	134	165	184	121
		女	F	101	100	104	107	101	84	118	100	115	127	130	99
(以下、2014年)															
日本	JPN	計	T	122	100	124	138	136	90	148	100	132	161	182	119
		男	M	127	100	125	144	150	95	151	100	133	164	184	118
		女	F	100	100	104	105	100	84	117	100	116	126	129	98
				産業計 ¹⁾ /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)											
イギリス	GBR	計	T	116	100	120	125	123	113	142	100	151	163	156	142
		男	M	122	100	126	135	134	120	159	100	160	190	188	165
		女	F	97	100	98	96	97	91	127	100	139	140	131	119
ドイツ	DEU	計	T	125	100	131	135	134	117	160	100	158	180	180	177
		男	M	131	100	136	145	146	124	179	100	166	205	209	196
		女	F	113	100	115	117	116	110	141	100	146	154	153	153
フランス	FRA	計	T	117	100	119	121	121	125	144	100	134	154	164	196
		男	M	121	100	121	127	128	134	157	100	140	170	180	222
		女	F	108	100	109	109	109	115	131	100	127	138	144	164
イタリア	ITA	計	T	113	100	110	115	117	109	142	100	123	144	162	183
		男	M	116	100	112	120	124	117	152	100	127	156	177	202
		女	F	110	100	112	112	111	106	132	100	119	134	147	156
オランダ	NLD	計	T	138	100	152	158	160	153	158	100	161	186	185	184
		男	M	142	100	155	167	169	155	180	100	169	215	219	209
		女	F	128	100	140	141	139	143	138	100	152	158	153	149
ベルギー	BEL	計	T	116	100	113	120	123	120	141	100	132	155	166	182
		男	M	118	100	116	123	127	127	148	100	134	163	178	195
		女	F	111	100	108	113	115	111	134	100	129	146	152	158
デンマーク	DNK	計	T	124	100	134	136	133	128	153	100	155	176	175	174
		男	M	124	100	132	137	133	126	171	100	170	202	204	193
		女	F	118	100	125	129	127	126	140	100	143	157	156	155
スウェーデン	SWE	計	T	108	100	110	112	110	107	130	100	128	143	141	137
		男	M	108	100	109	113	111	107	141	100	134	158	158	153
		女	F	105	100	107	108	107	105	122	100	122	131	129	127
フィンランド	FIN	計	T	110	100	114	116	112	107	134	100	132	146	144	143
		男	M	114	100	115	120	119	116	150	100	141	167	167	168
		女	F	105	100	108	108	104	103	123	100	122	131	130	128
ノルウェー	NOR	計	T	112	100	114	118	119	113	140	100	140	156	157	151
		男	M	113	100	114	119	121	115	153	100	149	173	178	167
		女	F	110	100	109	115	116	113	129	100	131	141	139	134

2) 日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業を対象。比較の際は注意を要する。

5 賃金・労働費用

第5-13表 勤続年数別賃金格差

Table 5-13: Wage gap by length of service

産業計 ¹⁾ /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)				(勤続1～5年 ²⁾ =100)							
勤続年数/ length of service (years)				計 Total	1年未満 Less than 1 year	1～5 ²⁾	6～9 ²⁾	10～14	15～19	20～29	30～
(2015年)											
日本	JPN	計	T	125.1	93.0	100	112.6	125.6	139.9	167.0	174.1
		男	M	127.6	92.6	100	112.3	126.6	141.2	165.0	166.8
		女	F	112.8	95.1	100	110.1	117.1	124.6	144.9	158.6
(以下、2014年)											
日本	JPN	計	T	127.2	94.2	100	114.4	127.9	142.8	170.0	179.5
		男	M	130.4	94.0	100	114.7	130.1	143.7	168.6	173.0
		女	F	113.0	95.5	100	110.2	117.4	126.0	145.8	159.4
イギリス	GBR	計	T	105.3	82.1	100	111.2	118.0	126.8	132.2	138.0
		男	M	106.6	78.9	100	114.2	122.5	132.3	137.4	133.3
		女	F	103.5	86.4	100	108.1	113.9	119.8	122.4	129.6
ドイツ	DEU	計	T	123.0	86.5	100	126.8	140.1	148.8	159.6	169.1
		男	M	124.1	84.5	100	129.0	143.3	151.9	159.7	166.8
		女	F	120.6	88.5	100	122.9	134.6	143.5	156.7	169.1
フランス	FRA	計	T	111.3	86.7	100	109.5	114.9	122.3	130.8	137.0
		男	M	112.0	84.2	100	111.0	116.4	122.2	132.5	136.5
		女	F	110.1	90.4	100	107.0	113.0	121.2	127.8	135.9
イタリア	ITA	計	T	106.5	88.8	100	106.6	115.3	124.7	129.2	143.3
		男	M	106.6	87.4	100	106.4	116.4	126.3	128.5	140.6
		女	F	105.3	89.4	100	108.3	111.9	120.7	124.9	139.5
オランダ	NLD	計	T	111.7	80.6	100	120.6	124.3	134.1	139.2	141.1
		男	M	113.9	79.4	100	122.3	130.4	140.6	144.1	138.3
		女	F	108.0	81.5	100	118.0	119.8	125.5	127.0	132.9
ベルギー	BEL	計	T	110.6	88.1	100	110.9	118.5	123.9	133.4	131.9
		男	M	111.1	86.9	100	111.3	118.7	124.4	134.5	133.0
		女	F	109.8	90.0	100	110.0	117.3	122.3	131.3	130.4
デンマーク	DNK	計	T	99.8	82.2	100	113.2	118.9	119.7	122.3	122.6
		男	M	101.1	81.4	100	117.0	124.0	127.5	130.6	128.0
		女	F	99.4	84.1	100	110.9	115.4	114.9	116.7	118.5
スウェーデン	SWE	計	T	103.9	81.3	100	109.1	110.9	111.8	106.8	103.4
		男	M	105.4	79.0	100	110.0	113.9	116.2	113.7	107.8
		女	F	103.3	85.5	100	107.6	108.7	109.2	105.6	105.7
フィンランド	FIN	計	T	104.1	86.9	100	107.4	111.9	116.9	113.3	108.0
		男	M	105.3	85.1	100	108.5	114.1	117.3	118.6	110.3
		女	F	103.0	89.6	100	106.0	110.4	114.3	108.6	104.7
ノルウェー	NOR	計	T	104.6	93.9	100	98.4	114.3	116.4	118.9	111.2
		男	M	105.0	89.3	100	97.0	115.3	117.8	120.8	110.5
		女	F	103.3	101.1	100	98.9	110.2	112.5	113.8	107.8

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2016.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 規模10人以上の民営事業所を対象。日本は所定内給与額, 欧州は月間平均収入額(=monthly earnings)をもとに算出。

1) 産業計は, 公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計を対象。

2) 日本の勤続1～5年欄は1年以上5年未満, 勤続6～9年欄は5年以上10年未満。

製造業/Manufacturing

(勤続1～5年²⁾=100)

勤続年数/ length of service (years)				計 Total	1年未満 Less than 1 year	1～5 ²⁾	6～9 ²⁾	10～14	15～19	20～29	30～
(2015年)											
日本	JPN	計	T	133.4	92.5	100	114.9	128.2	141.8	170.2	180.5
		男	M	135.3	91.7	100	114.9	130.6	144.6	170.9	176.1
		女	F	115.9	96.3	100	109.9	113.8	120.9	141.7	152.7
(以下、2014年)											
日本	JPN	計	T	134.9	92.6	100	117.1	126.6	142.7	173.3	186.0
		男	M	137.2	91.8	100	117.2	130.1	145.8	173.7	181.5
		女	F	115.2	95.6	100	110.6	112.1	120.0	141.7	151.3
イギリス	GBR	計	T	109.0	84.1	100	110.9	114.9	121.9	130.5	132.2
		男	M	109.7	82.8	100	111.9	115.2	122.4	131.9	131.1
		女	F	104.0	89.9	100	107.0	111.4	111.3	115.1	107.8
ドイツ	DEU	計	T	122.8	87.1	100	120.3	130.2	136.7	146.4	154.6
		男	M	122.4	88.4	100	119.5	129.2	136.3	143.2	148.5
		女	F	119.0	87.4	100	120.2	128.5	131.3	144.3	158.2
フランス	FRA	計	T	110.5	84.9	100	107.2	111.9	114.3	124.1	124.8
		男	M	112.2	84.9	100	108.3	114.5	114.8	125.8	127.1
		女	F	105.3	87.0	100	103.7	105.2	110.3	116.4	113.6
イタリア	ITA	計	T	105.1	90.3	100	101.9	111.0	112.3	122.6	126.3
		男	M	105.7	89.8	100	103.0	110.9	112.7	123.6	132.8
		女	F	103.7	95.3	100	101.3	110.1	106.0	116.7	118.7
オランダ	NLD	計	T	109.8	89.4	100	108.4	110.3	116.2	123.7	121.7
		男	M	109.6	90.4	100	107.4	112.1	115.1	121.9	117.8
		女	F	105.6	86.2	100	110.0	104.6	118.2	116.6	109.8
ベルギー	BEL	計	T	108.2	92.4	100	106.4	109.9	112.8	121.7	119.7
		男	M	109.3	92.3	100	106.8	111.0	114.1	124.1	122.4
		女	F	103.9	92.9	100	104.8	105.9	108.0	110.9	108.5
デンマーク	DNK	計	T	100.3	84.4	100	105.8	111.2	111.4	112.5	110.5
		男	M	100.7	84.8	100	106.5	111.6	113.1	114.6	112.8
		女	F	100.0	83.5	100	105.3	112.8	109.4	109.1	105.1
スウェーデン	SWE	計	T	103.1	77.3	100	103.2	108.3	106.7	103.8	100.2
		男	M	103.3	81.6	100	103.0	108.8	107.2	103.8	100.1
		女	F	102.0	71.8	100	103.8	106.3	104.9	101.3	98.5
フィンランド	FIN	計	T	104.9	84.6	100	104.4	109.1	112.6	113.1	107.2
		男	M	105.9	83.9	100	104.8	110.2	113.7	115.9	109.6
		女	F	101.7	86.8	100	103.3	106.4	108.4	103.9	96.5
ノルウェー	NOR	計	T	103.6	51.7	100	103.1	105.7	110.5	109.1	101.6
		男	M	103.8	52.0	100	103.0	105.9	111.3	109.8	101.9
		女	F	102.4	55.2	100	103.4	104.4	106.7	104.9	97.0

5 賃金・
労働費用

第5-14表 規模間賃金格差

Table 5-14: Wage gap by establishment size

		(1,000人以上=100)					
事業所・企業規模		規模計	5～29	30～99	100～499	500～999	1,000人以上
日本 ¹⁾	JPN	68.8	58.2	67.2	78.5	86.7	100
(製造業/manufacturing)		(73.7)	(60.3)	(65.0)	(75.1)	(86.1)	(100)
establishment size(employees)		Total	10～49	50～249	250～499	500～999	1,000 or more
アメリカ ²⁾	USA	60.9	48.3	58.4	69.5	84.5	100
(製造業/manufacturing)		(63.8)	(46.1)	(46.6)	(66.3)	(71.0)	(100)
イギリス ³⁾	GBR	99.0	84.8	111.1	101.8	121.5	100
ドイツ ³⁾	DEU	68.7	—	71.0	100.9	88.7	100
イタリア ³⁾	ITA	92.0	78.6	110.9	102.4	—	100
オランダ ³⁾	NLD	101.8	102.5	115.4	125.4	124.1	100
デンマーク ³⁾	DNK	100.4	95.0	110.5	111.4	116.4	100
フィンランド ³⁾	FIN	100.3	95.1	104.0	110.6	104.6	100
スペイン ³⁾	ESP	91.2	95.1	89.9	103.7	114.4	100

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査確報」

アメリカ:BLS(2016.11) *Quarterly Census of Employment and Wages*欧州:Eurostat(2016.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 原則, 全産業を対象。

- 1) 2015年値。事業所規模別。規模計は5人以上, 産業計は非農林漁業の常用労働者を対象。月間のきまって支給する給与(contractual cash earnings)より算出。
- 2) 2015年第1四半期の値。事業所規模別。規模計は1人以上, 産業計は民営の非農林産業を対象。週当たり平均賃金(average weekly wage)より算出。
- 3) 2014年値。企業規模別。規模計は10人以上, 産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業を対象。月間平均賃金総額(mean monthly earnings)より算出。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

		1990年頃	1995年頃	2000年頃	2005年頃	2010年頃	最新値(年)
		around 1990	around 1995	around 2000	around 2005	around 2010	latest (year)
日本	JPN	—	0.323	0.337	0.329	0.336	0.330 ('12)
アメリカ	USA	0.349	0.361	0.357	0.380	0.380	0.394 ('14)
カナダ	CAN	0.287	0.289	0.315	0.317	0.316	0.322 ('13)
イギリス	GBR	0.355	0.337	0.352	0.335	0.351	0.358 ('13)
ドイツ	DEU	0.256	0.266	0.264	0.297	0.291	0.292 ('13)
フランス	FRA	—	0.277	0.287	0.288	0.303	0.294 ('13)
イタリア	ITA	0.279	0.327	0.323	0.324	0.323	0.325 ('13)
オランダ	NLD	0.292	0.297	0.292	0.284	0.283	0.283 ('14)
デンマーク	DNK	0.226	0.215	0.227	0.232	0.252	0.254 ('13)
スウェーデン	SWE	0.209	0.211	0.243	0.234	0.269	0.281 ('13)
フィンランド	FIN	0.215	0.220	0.254	0.265	0.264	0.257 ('14)
韓国	KOR	—	—	—	0.306	0.310	0.302 ('14)
オーストラリア	AUS	—	0.309	0.317	0.315	0.334	0.337 ('14)

資料出所 OECD Database “Income Distribution and Poverty” 2016年10月現在

(参考)

		2002年	2005	2008	2011	2014
日本	JPN	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759

資料出所 厚生労働省(2016.9)「平成26年所得再分配調査」

(注) ジニ係数とは, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき, 1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島を3県を除く。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

(年)		第1 十分位 Lowest 10%	第1 五分位 Lowest 20%	第2 五分位 Second 20%	第3 五分位 Third 20%	第4 五分位 Fourth 20%	第5 五分位 Highest 20%	第10 十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
		(%)							
日本 ²⁾	JPN (2014)	1.9	5.4	10.7	16.3	24.1	43.5	27.0	0.376
	(2011)	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379
	(2008a)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
日本	(2008b)	2.7	7.4	12.9	17.3	22.7	39.7	24.8	0.321
アメリカ	USA (2013)	1.7	5.1	10.3	15.4	22.7	46.4	30.2	0.411
カナダ	CAN (2010)	2.7	7.1	12.4	16.8	22.8	41.0	25.7	0.337
イギリス	GBR (2012)	2.9	7.5	12.3	17.0	23.1	40.1	24.7	0.326
ドイツ	DEU (2011)	3.4	8.4	13.1	17.2	22.7	38.6	23.7	0.301
フランス	FRA (2012)	3.1	7.8	12.6	16.5	21.8	41.2	26.8	0.331
イタリア	ITA (2012)	1.9	6.2	12.3	17.0	22.8	41.7	26.3	0.352
スウェーデン	SWE (2012)	3.2	8.7	14.3	17.8	23.0	36.2	21.5	0.273
ロシア	RUS (2012)	2.3	5.9	10.1	14.5	21.2	48.3	32.2	0.416
中国	CHN (2012)	2.1	5.2	9.8	14.9	22.3	47.9	31.4	0.422
オーストラリア	AUS (2010)	2.6	7.1	11.8	16.1	22.8	42.2	26.5	0.349

資料出所 日本(2008a, 2011, 2014年):厚生労働省(2016.9)「平成26年所得再分配調査」

日本(2008b), その他の国:World dataBank (<http://databank.worldbank.org/>) “Poverty and Inequality Database” 2016年10月現在

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位の階級割合も掲載している。

2) 2011年は岩手, 宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数2008年値は0.377。

5 賃金・労働費用

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

		(%)									
		1990年	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾	JPN	—	13.7	15.3	15.7	16.0	—	—	16.1	—	—
アメリカ	USA	17.5	16.7	16.9	17.0	16.5	17.4	17.1	17.4	17.2	17.5
カナダ	CAN	11.1	10.7	11.4	11.7	13.0	12.4	12.5	12.8	12.6	—
イギリス ³⁾	GBR	13.7	10.5	11.0	12.0	11.2	11.0	10.4	10.5	10.4	—
ドイツ	DEU	5.5	7.2	7.6	9.1	9.5	8.8	8.7	8.4	9.1	—
フランス ⁴⁾	FRA	—	7.6	7.2	7.2	7.5	7.9	8.0	8.5	8.0	—
イタリア ⁵⁾	ITA	11.0	14.6	12.2	12.6	12.0	13.1	12.8	13.1	13.3	—
オランダ	NLD	5.7	6.9	6.6	7.8	7.4	7.2	7.4	7.7	7.9	8.4
ベルギー	BEL	—	—	—	9.4	10.0	10.2	9.9	10.2	10.0	—
デンマーク	DNK	6.2	4.7	5.1	5.3	6.4	6.0	5.8	5.4	5.4	—
スウェーデン ^{5) 6)}	SWE	3.6	3.7	5.3	5.3	8.7	9.1	9.7	9.0	8.8	—
フィンランド	FIN	5.6	4.2	5.3	6.6	7.4	7.2	7.5	6.5	7.1	6.8
韓国 ²⁾	KOR	—	—	—	14.3	15.3	14.9	15.2	14.6	14.6	14.4
オーストラリア ^{6) 7)}	AUS	—	11.4	12.2	13.2	14.6	14.4	—	14.0	—	12.8
ニュージーランド	NZL	9.0	8.4	9.8	—	11.9	—	9.8	9.9	—	—
メキシコ ^{3) 7) 8)}	MEX	21.2	21.7	21.5	21.1	20.9	20.4	—	18.9	—	16.7

資料出所 OECD Database “Income distribution—Poverty” 2016年10月現在

(注) 1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合である。

2) 2005年の欄は2006年の値。

3) 1995年の欄は1994年の値。

4) 1995年の欄は1996年の値。

5) 1990年の欄は1991年の値。

6) 2005年の欄は2004年の値。

7) 2009年の欄は2008年の値。

8) 1990年の欄は1989年の値。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

		(%)									
		1985年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
相対的貧困率	Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの相対的貧困率	Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2014.7)「平成25年国民生活基礎調査の概況」

(注) OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式	議会決定方式	議会決定方式, 審議会方式の併用等
	- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が, 一定の事業, 職業又は地域について必要があると認めるときに, 最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 - 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され, 関係労使が基幹的労働者を対象として, 地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で235件設定, 適用使用者10万人, 適用労働者316万人。2016年3月31日現在)。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また, 州によって最低賃金の定めがないところもあるほか, チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	- 地域別(都道府県別) - 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律(一部, 条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	<地域別> 823円/時間 (全国加重平均, 2016年10月発効, 都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (ジョージア, ワイオミング) ～11.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) アラバマ, ルイジアナ, ミシシッピ, サウス・カロライナ, テネシーの各州には州別最低賃金がない。 (2017年2月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては, 小規模の小売業・サービス業等を適用除外

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠法	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	審議会方式 ・定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂) ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する。	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う) 〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	労働協約 拡張方式 協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律 (但し、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(25歳以上): 7.20ポンド/時間 (2016年4月～)	8.84ユーロ/時間 (2017年1月1日～)	9.76ユーロ/時間 (2017年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者	[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等 [減額措置] ・ 20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	州により異なる。
影響率等	影響率9.0%(2015年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)('影響率'とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	被用者の2.7%(2009年)	—
罰則等	(1) 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・ 自営業者 ・ 学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16～24歳 21～24歳: 6.70ポンド／時, 18～20歳: 5.30ポンド／時, 16～17歳: 3.87ポンド／時, アプレンティスシップ (養成訓練)参加者 で、19歳未満、または 19歳以上で参加から1 年未満の者は3.30ポ ンド／時	[適用除外] ・ 未成年者(18歳未満), 職業訓練実習生の一 部、長期失業者の就職 時(開始から6か月)等	[適用除外] 労働時間を把握することが できない労働者(訪問販売 員などの一部) [減額措置] ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生、研修生等 17歳:10%減, 17歳未満:20%減, (但し、6か月以上勤務で 減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者:22～75%減	—
影響率等	約150～160万人 (2016年)	約370万人 (2014年時予想)	全被用者の10.5%(160万 人) (2016年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200%(労働者一人につ き2万ポンド以下)の罰 金、違反雇用主名の公 表	最高50万ユーロの罰金、公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一 人につ き、罰金 750ユーロ 以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト
ドイツ: 連邦政府広報、連邦労働社会省ウェブサイト
フランス: 労働省ウェブサイト等

	カナダ	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン
最低賃金額	10.50 ～ 13.00 カナダドル／時 (2016年10月1日) 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1,537.20／月 354.75／週 70.95／日 (通貨:ユーロ) (2016年7月～, 上記金額は23歳以上の者)	1,531.93 ユーロ／月 (2017年1月～, 上記金額は21歳以上のフルタイム労働者)	683.76 ユーロ／月 (2012年7月以降据え置き)	764.40 ユーロ／月 (2016年1月～) (14か月分の賃金支払いを前提に設定される額(2016年は655.20ユーロ／月)を, 12か月換算したもの)
改定	毎年4月1日に改定(ノバスコシア州, ヌナブト準州, ユーコン準州)。毎年10月1日に改定(アルバータ州, オンタリオ州, プリンスエドワードアイランド州, サスカチュワン州)。毎年9月15日に改定(ブリティッシュ・コロンビア州)。	年2回(1月1日及び7月1日)改定。最賃額改定は原則, 協約賃金の平均上昇率を反映させている。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。だが経済情勢の悪化によって2012年7月にそれまでの876.62ユーロから683.76ユーロに引き下げられ, 以降据え置かれている。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向, 経済状況を勘案し政令によって改定。なお, 一般的にはより高い水準の職種ごとの最低賃金が労働協約により定められている。
影響率等	全雇用者の約8%(2015年)	全雇用者の4%(2005年)	—	—	全雇用者の1～3%(2005年末)
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。(家政婦, 住み込み介護労働者, 農業労働者, テレワーカー, 酒類給仕係, 管理職等, 訓練・就業体験期間中のもの, 障がい者, 若者, 学生など)	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16歳:65.5%減 15歳:70%減	公共部門の雇用者, 見習労働者, 訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減	民間企業雇用者のみに適用。公共部門は政府によって別途賃金水準が決められる。減額措置はなし。	訓練生は10～30%減。若年者に対する減額措置はなし。
労働協約拡張適用制度	ケベック州のみあり	あり	あり	あり	あり

資料出所 カナダ:各州労働省, オランダ:政府, ベルギー:社会対話省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:雇用社会省, 各ウェブサイト

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ポルトガル	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	530ユーロ／月 (2016年1月～)	6,470ウォン／時間 (2017年1月～)	1,890元／月 (北京市・2016年9月～)	1,000リンギ／月 (半島部11州), 920リンギ／月 (サバ, サラワク州) (2016年7月～) ²⁾
改定	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価動向、経済状況に応じて政府が法令により改定。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	全国統一のものではなく、具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	政府と有識者で構成される全国賃金審議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則。
影響率等	フルタイム雇用者の4.0%(2005年末)	全体の17.4%(336万人)	—	—
適用除外・減額措置	軍人は適用除外。18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習使用期間中は最賃額の90%適用の減額措置あり(1年未満の契約労働者除く)。	学生アルバイトは適用除外。	家事労働者は適用除外。(公務員、法定機関職員は制度の対象としていない)
労働協約拡張適用制度	あり	なし	なし	なし

資料出所 ポルトガル:EU財団, 韓国:雇用労働部, 最低賃金委員会, 中国:人力資源・社会保障部, マレーシア:首相府, 人的資源省, 各ウェブサイト

(注) 2) 2016年6月までは、半島部11州900リンギ、サバ、サラワク州800リンギ。

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	310バーツ／日 (バンコクなど7県、 2017年1月～)	3,355,750ルピア／月 (ジャカルタ特別州・ 2017年1月～)	非農業： 491ペソ／日、 農業： 454ペソ／日 (マニラ首都圏・2016 年6月～) ³⁾	374.00ルピー／日(デ リー・未熟練労働者、 2016年10月～)
改定	政労使からなる全国 賃金委員会(委員長： 労働次官)が月額最 低賃金額を審議して 政府に答申、閣議の 承認を経て決定。職 種別最賃もあり。	「最低生活水準」 (KHL、単身の労働者 が1か月間に適正な生 活を送るのに必要な 費用)を踏まえ、州知 事令で決定。KHLは5 年に1回、政労使三者 構成の審議会で見直 す。最賃の前年からの 上昇幅は、インフレ 率と経済成長率を基 にした計算式を用い て自動的に算出。必 要に応じ県、市単位 の最賃額を決めるこ とができる。各地域 ごとに業種別最賃の 併用も可能。	17の地域ごとに設置 された政労使からなる 地域三者賃金生産性 委員会(PTWPB)がそ れぞれ当該地域の最 賃を改定。不服のある 関係団体は、政労使 からなる国家賃金生 産性委員会に不服申 立が可能。	全国一律(中央政府： 52職種)と地域別(28 州・7中央直轄領等： 1,754職種)の最賃あ り(2013年)。審議会 方式と公示方式のい ずれかにより決定。審 議会方式では中央政 府又は州政府に政労 使三者構成の公正賃 金委員会が設置され、 審問が行われた後に 答申、この答申に基 づき政府が決定する。 5年を超えない期間ご とに見直し。
適用除外・減額 措置	中央・地方の行政機 関、農業、国営企業等 は適用除外。	企業規模10人未満、 土地と建物を除外した 純資産額2億ルピア 未満等の企業につい ては、25%を限度とし て減額。経営不振で 最賃支給が不可能な 企業は、最賃が発効 する10日前までに当 該地域の労働移住局 を通じて知事に免除 を申請することが可 能。	家事労働者、個人用 運転手、共和国法 9178号に基づく資格 を有する村落零細企 業に正式に登録され た労働者は適用除 外。ベッド数100以下 の民間病院、従業員 15人以下の小売・ サービス業の事業所、 常用従業員10人未満 の製造業事業所は、 農業と同じ454ペソ／ 日。最低賃金労働者 の所得税は免除。	全ての施設に適用さ れるものではなく、最 低賃金法別紙におい て特定された産業施 設およびその後に通 達によって追加され た産業施設における 労働者が対象となる。
労働協約 拡張適用 制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 タイ：労働省、インドネシア：労働省、フィリピン：労働雇用省、インド：労働・雇用省、デリー政府直轄地、各ウェブサイト

(注) 3) 最賃には緊急生活手当(COLA)30ペソが含まれている。同COLAは2014年1月から半額15ペソが基本賃金に組み込まれた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	3,750,000ドン／月 (第1地域：ハノイ， ホーチミンなどの経済 開発が進んだ地域， 2017年1月～)	3,600チャット／日 (全国一律，2015年9 月～)	900,000キープ／月 (全国一律，2015年4 月～)	153ドル／月 (全国一律，衣料・は き物製造業の工場労 働者が対象，2017年1 月～)
改定	民間企業に適用される 地域別最低賃金は， 政労使三者構成の国 家賃金評議会が改定 案を政府に提出，政 府はこれを参考に改 定額を決め政令で交 付。地域は経済発展 の状況に応じて4地 域に分けている。改 定は原則年1回。経 済情勢により例外あ り。公共部門には別 途「一般最低賃金」 が定められている。	政府(閣僚級)や産業 別労働者・使用者な どで構成される最低 賃金策定に関わる国 家委員会により決定。 2013年に最低賃金法 が制定され，15年6 月に初めて最賃額が 決定した。	労働社会福祉省，ラ オス労働組合連合， ラオス商工会議所の 三者で構成される諮 問委員会により決定。 改定時期は不定期だ が従来は3～4年に1 度。	政府，使用者，労働 者の代表28名から成 る労働・職業訓練省 労働諮問委員会によ り決定。
適用除外・減額措置	規定なし	15人未満の零細企 業。本採用以前の技 術研修期間の労働 者，技術研修期間終 了後の試用期間の労 働者。経済特区 (SEZ)内について特 例条項あり。	国際機関や大使館で 就労する労働者。	衣料・はき物製造業 の工場労働者が対象。 試用期間の労働者は 適用除外。
労働協約 拡張適用 制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 ベトナム:労働傷病兵社会省，ミャンマー:労働・雇用・社会保障省，ラオス:労働社会福祉省，カンボジア:労働職業訓練省，各ウェブサイト

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		(単位:各国通貨/local currency)					
	基準	2010年	2013	2014	2015	2016	2017 ¹⁾
日本 ²⁾	JPN 時, h	730	764	780	798	823	823
アメリカ	USA 時, h	7.25 ³⁾	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ ⁴⁾	CAN 時, h	8.25～	9.95～	10.00～	10.20～	10.50～	10.50～
		10.00	11.00	11.00	11.00	13.00	13.00
イギリス ⁵⁾	GBR 時, h						
一般(25～歳/age)		5.93	6.31	6.50	6.70	7.20	7.20
一般(21～24歳)		5.93	6.31	6.50	6.70	6.95	6.95
若年者(18～20)		4.92	5.03	5.13	5.30	5.55	5.55
若年者(16～17)		3.64	3.72	3.79	3.87	4.00	4.00
ドイツ	DEU 時, h	—	—	—	8.5	8.5	8.84
フランス ⁶⁾	FRA 時, h	8.86	9.43	9.53	9.61	9.67	9.76
中国 ⁷⁾	CHN 月, m						
深圳市/Shenzhen		1,100	1,600	1,808	2,030	2,030	2,030
上海市/Shanghai		1,120	1,620	1,820	2,020	2,190	2,190
北京市/Peking		960	1,400	1,560	1,720	1,890	1,890
韓国	KOR 時, h	4,110	4,860	5,210	5,580	6,030	6,470
タイ ⁸⁾	THA 日, d	206	300	300	300	300	310
インドネシア ⁹⁾	IDN 月, m	1,118,009	2,200,000	2,441,000	2,700,000	3,100,000	3,355,750
フィリピン ¹⁰⁾	PHL 日, d						
非農業/Non-agriculture		404	466	466	481	491	491
農業/Agriculture		367	429	429	444	454	454
インド ¹¹⁾	IND 日, d	203	297	329	348	353	374
ベトナム ¹²⁾	VNM 月, m	1,340,000	2,350,000	2,750,000	3,100,000	3,500,000	3,750,000
ラオス	LAO 月, m	569,000	626,000	626,000	900,000	900,000	900,000
カンボジア ¹³⁾	KHM 月, m	61	80	100	128	140	153

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 2017年は1月時点の最低賃金額。

2) 各年改定後の地域別最低賃金額の全国加重平均値。

3) 2009年7月24日から。

4) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages), 適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

5) 毎年10月に改定。なお、2016年4月からの25歳以上向け額の新設に伴い、21～24歳が別区分となった。また、2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。

6) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。

7) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

8) バンコクなど7県。2013～2016年は全国一律。

9) ジャカルタ特別州。

10) マニラ首都圏。緊急生活手当(COLA)を含む。

11) デリー政府直轄地における、未熟練労働者対象。

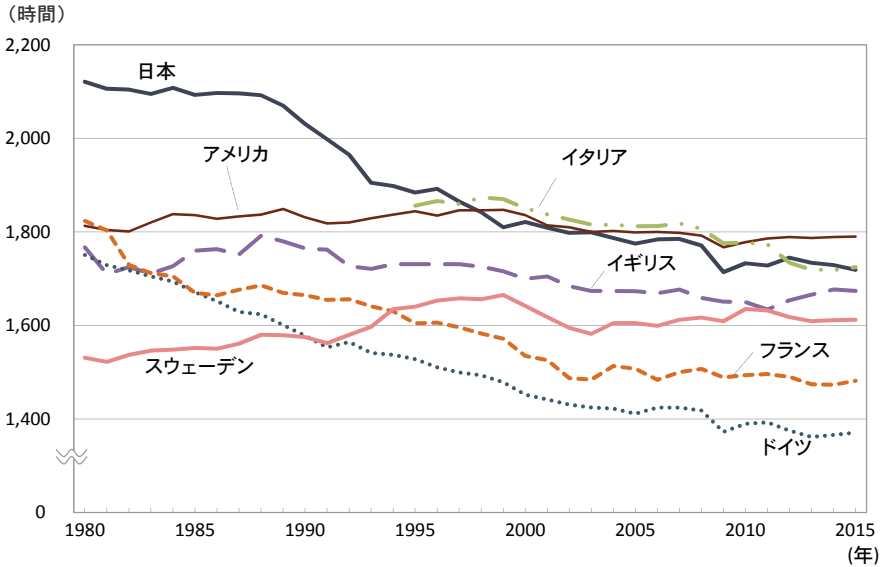
12) 第1地域(ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)。

13) 衣料・はき物製造業の最低賃金であり、通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



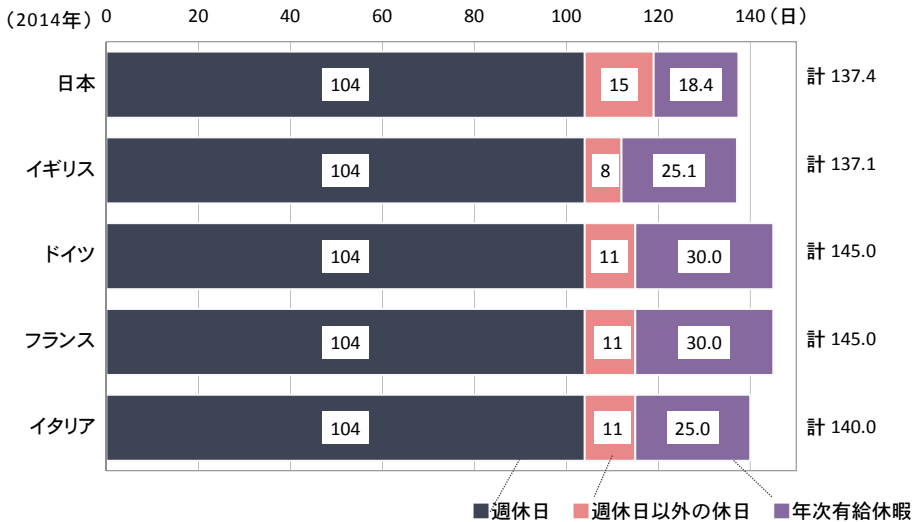
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」(p.203)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、2009年には1,714時間を記録した。その後、若干増加し、2015年は1,719時間であった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向を示しており、2015年はアメリカ1,790時間、イタリア1,725時間、イギリス1,674時間、スウェーデン1,612時間、フランス1,482時間、ドイツ1,371時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.207)を参照。

2014年の日本の年間休日数は137.4日で、イギリスの137.1日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツ、フランスの145.0日で、イタリアも140.0日でこれに続きほぼ同水準となっている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツ、フランスが30.0日、イギリスが25.1日、イタリアが25.0日となっており、日本は平均付与日数でみて18.4日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>								(時間/Hours)
年	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス GBR	ドイツ ²⁾ DEU	フランス ³⁾ FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,797	1,765	1,578	1,665	—	1,451
1995	1,884	1,844	1,775	1,731	1,528	1,605	1,856	1,479
2000	1,821	1,836	1,779	1,700	1,452	1,535	1,851	1,462
2001	1,809	1,814	1,771	1,705	1,442	1,526	1,838	1,452
2002	1,798	1,810	1,754	1,684	1,431	1,487	1,827	1,435
2003	1,799	1,800	1,740	1,674	1,425	1,484	1,816	1,427
2004	1,787	1,802	1,760	1,674	1,422	1,513	1,815	1,448
2005	1,775	1,799	1,747	1,673	1,411	1,507	1,812	1,434
2006	1,784	1,800	1,745	1,669	1,425	1,484	1,813	1,430
2007	1,785	1,798	1,741	1,677	1,424	1,500	1,818	1,430
2008	1,771	1,792	1,735	1,659	1,418	1,507	1,807	1,430
2009	1,714	1,767	1,701	1,651	1,373	1,489	1,776	1,422
2010	1,733	1,778	1,703	1,650	1,390	1,494	1,777	1,421
2011	1,728	1,786	1,700	1,634	1,393	1,496	1,773	1,422
2012	1,745	1,789	1,713	1,654	1,375	1,490	1,734	1,413
2013	1,734	1,787	1,707	1,666	1,362	1,474	1,720	1,415
2014	1,729	1,789	1,703	1,677	1,366	1,473	1,719	1,420
2015	1,719	1,790	1,706	1,674	1,371	1,482	1,725	1,419
年	ベルギー ³⁾ BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィン ランド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージー ランド NZL
1990	1,663	1,457	1,575	1,769	1,503	2,677	1,780	1,809
1995	1,585	1,440	1,640	1,776	1,488	2,648	1,793	1,841
2000	1,595	1,490	1,642	1,742	1,455	2,512	1,779	1,836
2001	1,588	1,493	1,618	1,723	1,429	2,499	1,737	1,825
2002	1,583	1,487	1,595	1,714	1,414	2,464	1,732	1,826
2003	1,578	1,482	1,582	1,705	1,401	2,424	1,736	1,823
2004	1,573	1,481	1,605	1,707	1,421	2,392	1,735	1,830
2005	1,565	1,474	1,605	1,697	1,423	2,351	1,729	1,815
2006	1,572	1,479	1,599	1,693	1,420	2,346	1,721	1,795
2007	1,577	1,456	1,612	1,691	1,426	2,306	1,713	1,774
2008	1,570	1,450	1,617	1,685	1,430	2,246	1,717	1,761
2009	1,548	1,446	1,609	1,661	1,407	2,232	1,690	1,740
2010	1,546	1,436	1,635	1,668	1,415	2,187	1,692	1,755
2011	1,560	1,455	1,632	1,662	1,421	2,090	1,700	1,746
2012	1,560	1,437	1,618	1,650	1,420	2,163	1,679	1,734
2013	1,558	1,457	1,609	1,640	1,408	2,079	1,663	1,752
2014	1,560	1,458	1,611	1,643	1,427	2,124	1,664	1,762
2015	1,541	1,457	1,612	1,646	1,424	2,113	1,665	1,757

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) “Average annual hours actually worked per worker” 2016年9月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

- 1) 集計方法が変更されたため、1995年以前と2000年以降の数値は接続しない。
- 2) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。
- 3) 2015年は推計値。

6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

＜雇⽤者/Dependent employment＞					（時間/Hours）			
年	日本 ⁴⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス GBR	ドイツ ²⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	—	1,833	1,782	1,700	1,490	1,536	—	1,434
1995	1,910	1,849	1,768	1,695	1,442	1,489	1,680	1,424
2000	1,853	1,836	1,772	1,680	1,360	1,428	1,696	1,394
2001	1,836	1,814	1,764	1,683	1,353	1,423	1,685	1,390
2002	1,825	1,810	1,752	1,668	1,345	1,389	1,672	1,378
2003	1,828	1,800	1,737	1,648	1,339	1,388	1,653	1,372
2004	1,816	1,804	1,754	1,642	1,335	1,415	1,657	1,390
2005	1,802	1,800	1,746	1,650	1,324	1,411	1,646	1,371
2006	1,811	1,801	1,743	1,644	1,344	1,390	1,652	1,363
2007	1,808	1,799	1,740	1,658	1,346	1,407	1,652	1,359
2008	1,792	1,797	1,736	1,642	1,340	1,416	1,653	1,363
2009	1,733	1,775	1,703	1,638	1,289	1,399	1,616	1,354
2010	1,754	1,786	1,707	1,632	1,310	1,404	1,616	1,350
2011	1,747	1,796	1,706	1,621	1,315	1,407	1,615	1,351
2012	1,765	1,796	1,720	1,638	1,301	1,403	1,580	1,341
2013	1,746	1,794	1,714	1,656	1,291	1,389	1,567	1,347
2014	1,741	1,796	1,712	1,667	1,298	1,387	1,567	1,349
2015	1,734	1,795	1,713	1,663	1,304	1,399	1,576	1,347
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	フィン ランド FIN	韓国 ⁵⁾ KOR	ニュー ジ ーランド NZL			
1990	—	1,381	1,666	—	1,734			
1995	1,447	1,366	1,672	—	1,766			
2000	1,459	1,407	1,638	—	1,777			
2001	1,455	1,414	1,616	—	1,770			
2002	1,447	1,403	1,609	—	1,769			
2003	1,448	1,400	1,596	—	1,771			
2004	1,449	1,402	1,622	—	1,796			
2005	1,444	1,402	1,605	—	1,785			
2006	1,445	1,410	1,600	—	1,767			
2007	1,448	1,390	1,594	—	1,754			
2008	1,443	1,389	1,610	2,120	1,739			
2009	1,421	1,392	1,555	2,113	1,721			
2010	1,420	1,375	1,584	2,120	1,741			
2011	1,430	1,388	1,578	2,116	1,735			
2012	1,431	1,387	1,575	2,092	1,723			
2013	1,429	1,370	1,568	2,071	1,747			
2014	1,429	1,411	1,572	2,057	1,760			
2015	1,427	1,407	1,574	2,071	1,754			

4) 常⽤労働者5人以上の事業所が対象。

5) 2015年の数値は韓国雇⽤労働部による。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)									備考 ¹⁾
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.7	43.5	40.9	42.0	42.1	42.2	41.7	41.4	41.4	a, t
(毎勤)	JPN	37.8	38.2	35.6	37.3	37.2	37.7	37.5	37.7	37.7	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	40.7	39.8	41.1	41.4	41.7	41.8	42.0	41.8	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.9	38.0	36.8	36.7	37.2	37.5	37.1	37.1	37.5	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	41.3	41.4	40.8	41.3	41.3	41.3	41.5	41.4	41.5	a, e
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.8	41.2	39.1	40.1	40.4	40.2	40.1	40.0	40.0	a, e
フランス ⁵⁾	FRA	39.9	38.4	37.9	38.5	38.7	38.5	38.1	37.8	37.9	a, e
スウェーデン ⁵⁾	SWE	39.4	38.9	37.9	39.0	38.9	38.7	38.6	38.4	38.4	a, e
中国 ⁶⁾	CHN	44.7	51.1	48.5	49.0	48.1	48.2	48.9	48.7	—	a, e
香港 ⁷⁾	HKG	48.0	48.0	45.0	48.0	45.0	45.0	45.0	44.0	44.0	a, t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.5	47.0	43.6	44.5	44.2	43.3	43.0	43.1	43.3	a, e
シンガポール ⁹⁾	SGP	50.0	50.2	49.3	50.5	50.2	50.2	50.1	49.7	49.3	b, e
タイ ¹⁰⁾	THA	50.1	—	—	—	51.0	50.0	49.0	49.7	—	a, e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.7	44.5	43.4	44.4	43.9	43.6	44.4	43.8	43.6	a, e
オーストラリア ¹²⁾	AUS	38.7	38.4	37.0	37.6	37.8	38.2	37.4	36.5	37.6	a, e
ニュージーランド ¹³⁾	NZL	38.8	39.7	38.5	37.9	38.5	38.4	39.3	39.5	40.2	b, e

資料出所 日本: 総務省(2016.1)「労働力調査」、厚生労働省(2016.2)「平成27年毎月勤労統計調査」

欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2017年1月現在

中国: 国家統計局(2016.1)「労働統計年鑑」

タイ: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年1月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

- (注) 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。
- 5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値(2013, 2014年は9月の数値)。2000年の欄は2001年10月値。
- 7) 中位数。
- 8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所を対象。
- 10) 2000年の欄は2001年の数値。2013, 2014年は第3四半期の数値。
- 11) 時間外勤務を含む。
- 12) 各年5月の数値。
- 13) 各年第1四半期の数値。時間外勤務を含む。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

				（%）						
				2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	計	Total	28.1	23.1	23.0	22.7	21.6	21.3	20.8
		男	Male	38.1	32.0	31.9	31.6	30.5	30.0	29.5
		女	Female	13.8	11.1	10.9	10.6	9.8	9.7	9.5
アメリカ	USA	計	T	—	15.4	16.3	16.4	16.4	16.6	16.4
		男	M	—	20.7	21.6	21.8	—	—	—
		女	F	—	9.4	10.1	10.2	—	—	—
カナダ	CAN	計	T	—	12.4	12.5	12.8	12.4	11.8	12.0
		男	M	—	17.6	17.6	18.0	17.5	16.6	16.7
		女	F	—	6.8	6.9	7.1	6.9	6.5	6.8
イギリス	GBR	計	T	12.5	11.6	11.7	11.9	12.3	12.5	12.3
		男	M	18.6	16.9	17.2	17.3	17.7	18.1	17.8
		女	F	5.4	5.4	5.3	5.8	6.1	6.1	6.0
ドイツ	DEU	計	T	13.9	11.7	11.5	11.2	10.5	10.1	9.6
		男	M	20.2	17.2	17.0	16.5	15.6	15.0	14.1
		女	F	6.3	5.2	5.1	5.0	4.8	4.6	4.4
フランス	FRA	計	T	11.6	11.7	11.8	11.5	10.7	10.3	10.1
		男	M	16.4	16.5	16.6	16.1	15.2	14.4	14.1
		女	F	6.1	6.5	6.6	6.5	6.0	5.9	5.8
イタリア	ITA	計	T	12.1	11.1	10.2	9.3	9.6	9.7	9.8
		男	M	16.4	15.1	14.0	12.7	13.0	13.1	13.2
		女	F	5.6	5.2	4.8	4.6	4.9	5.0	5.2
オランダ	NLD	計	T	7.9	8.4	8.6	8.2	8.6	8.9	8.8
		男	M	12.5	13.4	13.5	12.9	13.3	13.8	13.5
		女	F	2.2	2.6	2.7	2.8	3.1	3.2	3.2
デンマーク	DNK	計	T	9.0	8.5	8.9	8.6	8.7	8.3	8.4
		男	M	13.7	12.9	13.2	12.8	12.7	12.3	12.0
		女	F	3.5	3.6	4.1	4.0	4.4	3.9	4.3
スウェーデン	SWE	計	T	8.3	8.0	7.7	7.6	7.5	7.3	7.3
		男	M	12.3	11.4	10.9	10.7	10.5	10.2	10.1
		女	F	3.9	4.2	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2
フィンランド	FIN	計	T	9.7	8.7	8.6	8.6	8.1	7.9	8.2
		男	M	13.7	12.5	12.5	12.7	12.1	11.6	11.9
		女	F	5.4	4.6	4.4	4.1	3.8	4.1	4.2
香港	HKG	計	T	—	37.7	35.7	33.9	32.2	30.8	30.1
		男	M	—	37.9	35.6	33.2	31.6	30.5	29.6
		女	F	—	37.5	35.8	34.6	32.7	31.1	30.6
韓国	KOR	計	T	—	37.9	35.0	35.4	30.7	32.4	32.0
		男	M	—	43.4	40.5	41.0	35.6	38.0	37.6
		女	F	—	30.1	27.3	27.6	24.0	24.7	24.5
オーストラリア	AUS	計	T	17.2	15.2	15.5	14.3	14.5	14.6	—
		男	M	24.6	21.8	22.2	20.6	20.7	21.1	—
		女	F	8.1	7.4	7.5	6.9	7.1	7.0	—
ニュージーランド	NZL	計	T	—	15.5	15.2	14.5	15.3	15.1	14.3
		男	M	—	22.5	22.1	21.0	22.0	21.9	20.7
		女	F	—	7.5	7.3	7.1	7.8	7.5	7.1

資料出所 日本：総務省（2016.1）「労働力調査」、アメリカ（2014年以降）：BLS（2016.2）*LFS from the CPS*，
 その他：ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年12月現在

（注）ここでの長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、上記掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者を対象。

1) 日本の2011年は、岩手・宮城・福島県を除く全国。

第6-4表 年間休日数（2014年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2014

		(日/Days)			
		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Public holidays	年次有給休暇 ²⁾ Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	18.4	137.4
イギリス	GBR	104	8	25.1	137.1
ドイツ	DEU	104	11	30.0	145.0
フランス	FRA	104	11	30.0	145.0
イタリア	ITA	104	11	25.0	140.0

資料出所 厚生労働省(2015.10)「平成27年就労条件総合調査」, Eurofound(2015.7) *Developments in collectively agreed working time 2014*

(注) 1) 週休日とは「日曜日」, 「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 繰越日数を含まない。日本は, 年次有給休暇の平均付与日数(2014年の平均取得日数は8.8日, 取得率は47.6%。平成28年調査による2015年の平均付与日数は18.1日, 平均取得日数は8.8日, 取得率は48.7%)。常用労働者が30人以上の民営法人を対象。欧州は, 労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2015年における民間部門及び州・地方政府部門の平均付与日数は8日間(出所: Bureau of Labor Statistics(2016.3) *Employee Benefits in the United States, March 2016*)。

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本 ²⁾		アメリカ		カナダ ³⁾	
1.1	元日	1.1	新年	1.1	新年
1.9	成人の日(1月第2月曜)	1.16	キング牧師誕生日	～2	
2.11	建国記念の日	2.20	大統領記念日	4.14	聖金曜日
3.20	春分の日	5.29	戦没者追悼日	4.17	復活祭翌日の月曜 (イースターマン デー, 以降略)
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日		
5.3	憲法記念日	9.4	勤労感謝の日	5.22	ビクトリア女王誕生日
5.4	みどりの日	10.9	コロンブス記念日	7.1	建国記念日
5.5	こどもの日	11.10	退役軍人の日	7.3	建国記念日(振替休 日)
7.17	海の日(7月第3月曜)	11.23	感謝祭	8.7	市民の日
8.11	山の日	12.25	クリスマス	9.4	勤労感謝の日
9.18	敬老の日(9月第3月曜)			10.9	感謝祭
9.23	秋分の日			11.11	戦没者追悼日
10.9	体育の日(10月第2月曜)			11.13	戦没者追悼日(振替 休日)
11.3	文化の日			12.25	クリスマス
11.23	勤労感謝の日			12.26	ボクシングデー
12.23	天皇誕生日				

イギリス ³⁾⁴⁾		ドイツ ⁵⁾		フランス ⁶⁾		イタリア ⁷⁾	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
1.2	新年(振替休日)	4.14	聖金曜日	4.17	復活祭翌日の 月曜	1.6	主顕節
4.14	聖金曜日	4.17	復活祭翌日 の月曜	5.1	メーデー	4.16	復活祭
4.17	復活祭翌日の 月曜	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦 勝記念日	4.17	復活祭翌日の月 曜
5.1	アーリー・メイ・ バンク・ホリ デー	5.25	キリスト昇天 祭	5.25	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
5.29	スプリング・バ ンク・ホリデー	6.5	聖霊降臨祭 (翌日の月 曜)	6.5	聖霊降臨祭(翌 日の月曜)	5.1	メーデー
8.28	サマー・バン ク・ホリデー	10.3	ドイツ統一 記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.25	クリスマス	10.31	宗教改革記 念祭	8.15	聖母昇天祭	6.29	聖ペテロとパウロ の日
12.26	ボクシングデー	12.25	クリスマス ～26	11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次大戦休 戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステ ファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2017.1)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

(注) 1) 日付は2017年におけるものである。原則、全国一律の祝祭日を記載。

2) 上記祝日のほか、2017年の1/2は国民の休日となる。

3) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。

4) 4/17はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。

5) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。

6) 聖霊降臨祭(LUNDI DE PENTECÔTE)は法定休日ではあるが、複数の企業が就業。

7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが、国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16)、聖アンブロージョの日(12/7)など、地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(1947年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農業、伐採業、畜産業、水産業(林業を除く) ・管理監督または機密の事務を取扱う者 ・監視または断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 (他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別のオプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法、 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ その他別の法律の適用がある者として、(1)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(2)船員(船員法による)等 ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者	[適用除外] ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・ 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	・商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。 [1か月単位] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 [1年単位] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 [1週間単位] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間(1か月以内で労使協定で定めた期間)を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。	[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 [52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間とは17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	・ 定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。	・ [法定労働時間の適用除外]の項目参照 一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降)。 (労働法典L3121-9条)	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制度	[6か月又は24週間単位の変形制] 6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(但し、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。	[1年変形労働時間制] 使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 (労働法典L3121-34条～L3121-36条) [サイクル労働] 労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、 (1)継続的に操業される企業において、 (2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示) 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間 [割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働:25%以上 (1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。 (2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を25%から50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予)(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) (3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) 深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:深夜労働との重複は60%以上)	[上限規制] 連邦法上の規定なし [割増賃金率] 50%	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし
休日労働 (割増賃金率)	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない。 [割増賃金率] 35%以上	連邦法上の規定なし [割増賃金率] 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者について2日) [割増賃金率] 法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。	[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。(労働法典D3121-14-1) [割増賃金率] 25%(労働法典L3121-22) 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。(労働法典L3121-22)	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。
休日労働 (割増賃金率)	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。 [割増賃金率] 法令上の規定なし	原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。但し、一定の場合に適用除外あり。 [割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の継続付与	法令上の規定なし ・年次有給休暇取得日数は8.8日、取得率は48.7% (厚生労働省2016年就労条件総合調査結果)	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	・年次有給休暇は、分割して取得することができる。 ・年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

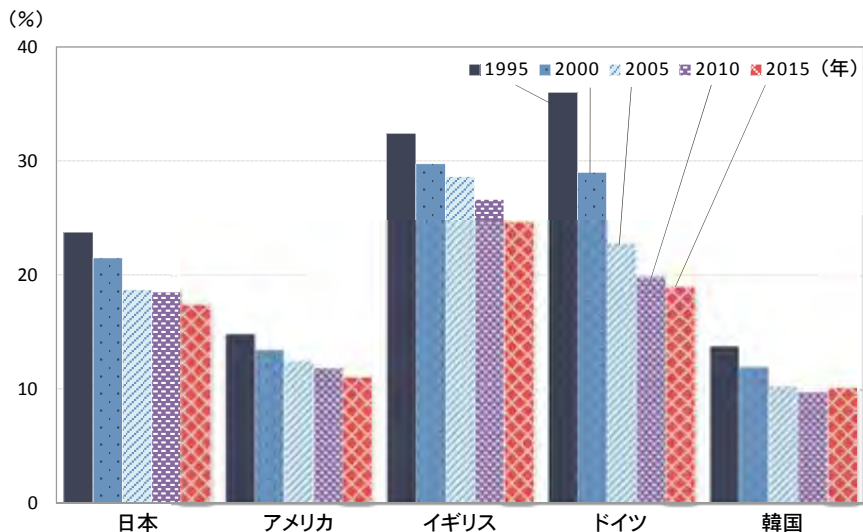
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)(労働法典L3141-3)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。(労働法典L3141-4)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。(労働法典L3141-13)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。但し、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」、労働時間の設定に関する指令(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、日本:労務行政研究所「平成26年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk、ドイツ:連邦労働社会省及び法務省、フランス:労働省及び政府公共サービスサイト、EU:欧州委員会及び各国ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

7-1 労働組合組織率の推移



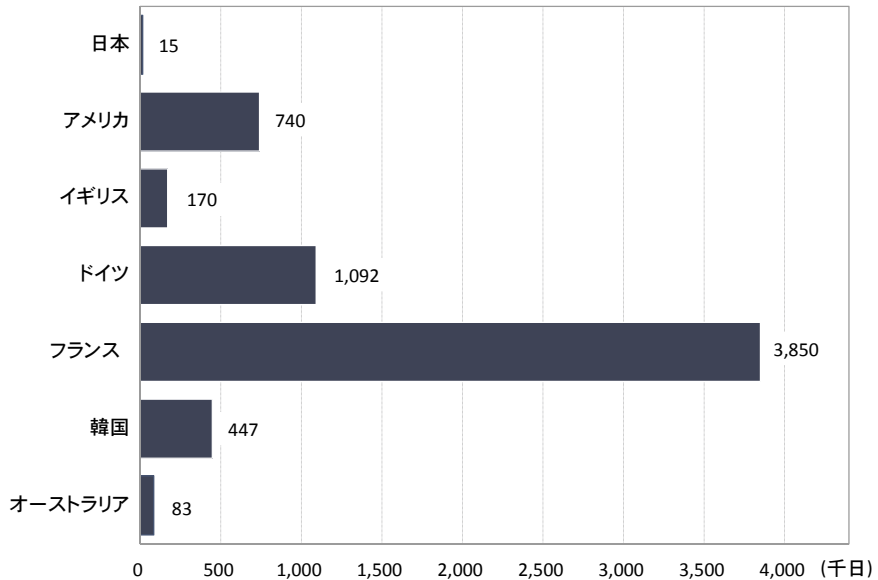
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組員数・組織率(各国公式統計)」(p.221)を参照。

2015年の主要国の労働組合組織率は、イギリスが24.7%で最も高く、次いでドイツ19.0%、日本17.4%、アメリカ11.1%、韓国10.2%となっている。

また、1995年から2015年までの時系列変化をみると、ほとんどの国で組織率は低下傾向にある。同期間に、日本は6.4ポイント、ドイツは17.0ポイント組織率が低下した。

7 労働組合・労使関係・労働災害

7-2 労働争議による労働損失日数



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.223)を参照。

(注) フランスは2010年、その他の国は2015年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較ができないことに留意が必要である。2015年の労働損失日数はアメリカが74万日、韓国45万日、イギリス17万日、ドイツ109万日、オーストラリア8万日となっている。なお、フランスは2010年の統計で385万日であった。一方、日本は労働損失日数が1.5万日と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
		1995年	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN								
組合員数/Membership		12,614	11,539	10,138	10,054	9,892	9,875	9,849	9,882
組織率/Density rates		23.8	21.5	18.7	18.5	17.9	17.7	17.5	17.4
アメリカ ²⁾	USA								
組合員数/Membership		16,360	16,258	15,685	14,715	14,366	14,528	14,576	14,795
組織率/Density rates		14.9	13.5	12.5	11.9	11.3	11.3	11.1	11.1
イギリス	GBR								
組合員数/Membership		7,113	7,119	7,083	6,589	6,507	6,490	6,457	6,493
組織率/Density rates		32.4	29.8	28.6	26.6	26.1	25.6	25.0	24.7
ドイツ ³⁾	DEU								
組合員数/Membership		11,242	9,740	8,344	7,737	7,697	7,693	7,665	7,661
組織率/Density rates		36.0	29.0	22.8	19.9	19.2	19.4	19.2	19.0
フランス	FRA								
組合員数/Membership		1,780	1,781	1,779	1,823	1,835	1,825	—	—
組織率/Density rates		8.7	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	—	—
韓国	KOR								
組合員数/Membership		1,615	1,527	1,506	1,643	1,781	1,848	1,905	1,939
組織率/Density rates		13.8	12.0	10.3	9.8	10.3	10.3	10.3	10.2
シンガポール ⁴⁾	SGP								
組合員数/Membership		235	314	450	550	613	655	687	719
組織率/Density rates		13.8	14.5	19.4	17.7	18.3	18.8	18.9	19.7
マレーシア ⁴⁾	MYS								
組合員数/Membership		707	734	761	803	890	915	931	913
組織率/Density rates		9.2	7.9	7.6	6.8	6.9	6.8	6.7	6.5
フィリピン	PHL								
組合員数/Membership		3,587	3,788	1,910	1,714	1,833	1,884	1,945	—
組織率/Density rates		30.2	27.2	11.7	8.7	8.5	8.5	8.7	—
オーストラリア	AUS								
組合員数/Membership		2,252	1,902	1,912	1,788	1,840	1,748	1,570	—
組織率/Density rates		32.7	24.7	22.4	18.3	18.2	17.0	15.1	—

資料出所 日本:厚生労働省(2016.12)「労働組合基礎調査(平成28年, 時系列表)」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2017.1) *Union Members in 2016*イギリス:ビジネス・イノベーション・技術省(2016.5) *Trade Union Membership 2015*ドイツ:ハンス・ベックラー財団(<http://www.boeckler.de/>)2017年1月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)2016年12月現在韓国:労働財団(<https://www.nosa.or.kr/>)2016年12月現在シンガポール:労働省(2016.6) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2016*

マレーシア:統計局, 人的資源省ウェブサイト 2016年12月現在

フィリピン:統計機構(2015.10) *Yearbook of Labor Statistics 2015*オーストラリア:統計局(<http://www.abs.gov.au>)2017年1月現在

(注) 1) 2016年6月末の組合員数は約994万人, 組織率は17.3%。

2) 2016年の組合員数は1,455万5千人, 組織率は10.7%。

3) 組合員数はDGB(独労働総同盟), DBB(独官吏連盟), CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。

4) 組織率は政府公表の組合員数を, 政府公表の雇用者数で除した値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	21.5	18.8	18.2	18.5	18.4	19.0	18.0	17.8
アメリカ	USA	12.8	12.0	11.9	11.8	11.9	11.3	10.8	10.8
カナダ	CAN	28.2	27.7	27.1	27.3	27.4	27.1	27.5	27.2
イギリス	GBR	30.2	28.4	27.1	27.1	26.4	25.6	25.8	25.4
ドイツ	DEU	24.6	21.7	19.1	18.9	18.6	18.0	17.9	17.7
フランス	FRA	8.0	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
イタリア	ITA	34.8	33.6	33.4	34.7	35.5	35.7	36.3	36.9
オランダ	NLD	22.9	20.6	18.8	19.1	18.6	18.2	17.7	17.6
ベルギー	BEL	56.2	53.7	54.4	54.9	53.8	55.1	55.0	55.1
デンマーク	DNK	73.9	70.7	66.3	67.7	67.0	66.4	67.2	66.8
スウェーデン	SWE	79.1	76.5	68.3	68.4	68.2	67.5	67.5	67.7
フィンランド	FIN	75.0	70.6	69.6	69.2	68.6	68.4	68.6	69.0
ノルウェー	NOR	54.4	54.9	52.6	53.6	53.7	53.5	53.3	53.5
ロシア ¹⁾	RUS	52.3	—	31.9	32.1	30.7	28.9	28.4	27.8
オーストリア	AUT	36.6	33.3	29.1	28.7	28.4	27.9	27.4	27.4
スイス	CHE	20.2	19.3	17.5	17.3	17.1	16.7	16.2	16.2
アイルランド	IRL	38.0	34.0	31.9	33.1	32.7	32.6	31.2	29.6
ギリシャ	GRC	26.5	24.6	24.0	23.2	22.5	22.6	21.3	20.8
スペイン	ESP	16.6	14.8	17.4	17.8	17.6	17.2	17.5	17.2
ポルトガル	PRT	21.6	21.2	20.5	20.1	19.3	18.3	18.5	18.1
香港	HKG	—	—	—	—	—	23.6	23.7	23.9
韓国	KOR	11.4	9.9	10.3	10.0	9.7	9.9	10.1	—
シンガポール	SGP	16.1	19.4	17.5	17.6	18.0	18.9	19.4	—
マレーシア	MYS	10.7	10.0	10.1	9.9	9.1	8.5	9.3	9.4
フィリピン	PHL	27.1	11.7	10.9	10.6	8.7	8.7	8.5	8.5
インド ²⁾	IND	—	13.8	—	12.9	—	12.8	—	—
オーストラリア	AUS	25.7	22.3	18.6	19.3	18.4	18.5	18.2	17.0
ニュージーランド	NZL	22.3	20.9	20.6	21.4	20.8	20.8	20.5	19.4
ブラジル ³⁾	BRA	—	20.6	22.2	19.1	—	17.8	17.5	16.6
メキシコ	MEX	15.6	16.9	15.7	15.3	14.4	14.5	13.6	13.6

資料出所 ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年2月現在

(注) 原則、雇用者を対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2000年の欄は2001年の数値。

2) 2005年の欄は2004年の数値。

3) 2005年の欄は2003年の数値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	118	50	48	38	28	38	31	27	39
アメリカ ²⁾	USA	39	22	5	11	19	19	15	11	12
カナダ ³⁾	CAN	378	260	157	174	149	282	165	154	237
イギリス ⁴⁾	GBR	226	116	98	92	149	131	114	155	106
ドイツ ⁵⁾	DEU	67	270	454	131	158	367	1,384	637	1,618
フランス ⁶⁾	FRA	1,427	699	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	966	654	889	—	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	2	14	3	5	2	8	11	—	—
ロシア ⁹⁾	RUS	817	2,575	1	—	2	6	3	2	5
香港 ¹⁰⁾	HKG	5	1	7	3	2	1	7	3	2
韓国 ¹¹⁾	KOR	250	287	121	86	65	105	72	111	105
マレーシア ¹²⁾	MYS	11	3	4	2	0	0	0	0	—
タイ	THA	13	9	5	3	14	12	11	8	6
インドネシア	IDN	273	96	149	82	196	51	239	233	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	60	26	4	8	2	3	1	2	5
インド ¹⁴⁾	IND	771	456	345	371	370	318	328	149	150
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	700	472	236	227	192	204	219	188	228
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	21	60	31	18	12	10	6	13	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	526	299	518	446	554	877	2,050	—	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	15	4	4	2	2	1	2	15	13
アメリカ ²⁾	USA	394	100	13	45	113	148	55	34	47
カナダ ³⁾	CAN	143	199	67	58	91	137	206	80	434
イギリス ⁴⁾	GBR	183	93	209	133	1,530	237	395	733	81
ドイツ ⁵⁾	DEU	7	17	28	12	11	22	67	58	230
フランス ⁶⁾	FRA	211	60	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	687	961	267	—	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	1	3	7	6	3	—	—
ロシア ⁹⁾	RUS	31	85	0	—	1	1	0	1	1
香港 ¹⁰⁾	HKG	0	0	1	0	0	0	1	0	0
韓国 ¹¹⁾	KOR	178	118	81	40	33	134	113	133	77
マレーシア ¹²⁾	MYS	3	1	0	0	0	0	0	0	—
タイ	THA	6	3	1	2	7	4	8	4	2
インドネシア	IDN	126	57	94	2	55	14	32	16	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	21	8	2	3	4	0	0	0	1
インド ¹⁴⁾	IND	1,418	2,914	1,867	1,074	735	1,308	1,055	1,015	472
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	325	241	89	55	134	143	132	56	73
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	3	18	9	—	2	5	0	2	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	3,820	2,027	1,568	1,583	2,050	1,772	2,017	—	—

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN	35	6	7	23	4	4	7	20	15
アメリカ ²⁾	USA	20,419	1,348	124	302	1,020	1,131	290	200	740
カナダ ³⁾	CAN	1,644	4,148	2,163	1,202	1,351	904	1,499	1,713	1,820
イギリス ⁴⁾	GBR	499	224	455	365	1,390	249	444	788	170
ドイツ ⁵⁾	DEU	11	19	64	25	70	86	150	155	1,092
フランス ⁶⁾	FRA	581	1,997	1,662	3,850	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	884	907	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	2	29	0	37	7	—	—
ロシア ⁹⁾	RUS	236	86	0	—	0	2	0	5	10
香港 ¹⁰⁾	HKG	1	0	1	0	1	0	13	0	0
韓国 ¹¹⁾	KOR	1,894	848	627	511	429	933	638	651	447
マレーシア ¹²⁾	MYS	6	5	1	0	0	0	0	0	—
タイ	THA	226	46	6	50	212	39	93	175	88
インドネシア	IDN	1,281	766	844	11	234	29	131	149	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	319	123	7	34	4	1	1	1	5
インド ¹⁴⁾	IND	28,763	29,665	17,622	23,131	14,458	12,876	3,615	3,602	2,334
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	469	228	133	127	242	273	131	71	83
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	11	30	14	—	5	79	0	1	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	28,558	28,911	15,879	33,116	42,720	47,707	26,746	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2016.11)「労働争議統計調査(時系列表)」

その他: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年12月現在, 厚生労働省「海外情勢報告」, 各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上以上のスト(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1,000人未満の争議, 1日に満たない争議を除き, 件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し, かつ, 労働損失日数が10労働日以上以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 1日に満たない争議, 10人未満の争議を除く(但し, 労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる)。件数は政治的ストを除く。
- 5) 参加人員10人以上, 全日以上以上の争議。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 2009年はストライキのみ。労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 半日に満たない争議を除く。
- 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 政治的なスト及び10人未満の争議を除く。
- 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の公表値。
- 16) 件数は, 労働損失日数が5日に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) DIEESE *Balanço das Greves* (各年版)による。ストライキのみ。件数は, 参加人員が不明のものを含む。損失日数は, 1日8時間を基準として計算。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 ¹⁾	JPN									
負傷者数 ^{a)}		132.1	118.8	104.6	106.6	116.9	118.5	117.1	118.5	115.3
死亡者数 ^{b)}		1.9	1.5	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0
アメリカ ²⁾	USA									
負傷者数		1,664	1,235	1,239	1,191	1,181	1,154	1,162	1,157	1,154
死亡者数		5.9	5.7	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.8	4.8
カナダ	CAN									
傷病者数		392.5	337.9	260.3	249.9	249.5	245.4	241.9	239.6	232.6
死亡者数		0.9	1.1	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
イギリス ³⁾	GBR									
負傷者数		161.6	148.0	122.7	116.7	111.3	80.4	78.7	77.3	72.7
死亡者数		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数 ^{c)}		8,286	6,411	4,936	4,503	4,533	5,186	4,436	4,080	4,496
ドイツ ⁴⁾	DEU									
負傷者数		1,513	1,030	974	1,045	1,007	—	959	955	—
死亡者数		1.2	0.9	0.6	0.7	0.7	—	0.6	0.6	—
フランス ⁵⁾	FRA									
負傷者数		743.4	699.2	651.5	658.8	—	—	618.3	—	—
死亡者数		0.7	0.5	0.5	0.5	—	—	0.5	—	—
労働損失日数		30,684	33,252	36,697	37,195	—	—	37,497	—	—
イタリア ⁶⁾	ITA									
負傷者数		651.8	555.5	—	—	402.9	—	—	305.2	290.3
死亡者数		1.2	0.9	—	—	0.6	—	—	0.4	0.5
労働損失日数		15,595	13,109	—	—	9,748	—	—	9,234	8,917
スウェーデン	SWE									
負傷者数		39.3	31.7	25.8	28.3	28.7	29.9	30.5	30.3	31.8
死亡者数		0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
ロシア	RUS									
負傷者数		147.4	74.7	44.1	45.7	41.8	38.6	33.9	29.9	—
死亡者数		4.4	3.1	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	1.5	—
労働損失日数		4,295	2,499	2,179	2,188	2,111	1,841	1,687	1,525	—
中国 ⁷⁾	CHN									
負傷者数		4	—	948	1,135	1,195	1,167	1,176	1,139	—
死亡者数		11.7	—	4.5	5.2	5.8	6.3	7.2	7.3	—
香港	HKG									
負傷者数		57.9	44.1	39.4	41.7	40.4	39.7	37.8	37.3	35.7
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数		530	408	331	333	311	306	299	301	314
韓国	KOR									
負傷者数		69.0	85.4	97.8	98.6	93.3	92.3	91.8	90.9	—
死亡者数		2.5	2.5	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	—
シンガポール	SGP									
負傷者数		3.4	3.4	10.8	10.3	10.1	11.1	12.4	13.5	12.3
死亡者数		0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数		49	51	664	533	565	583	725	679	685

a) number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury;

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
マレーシア ⁸⁾	MYS									
負傷者数		94.0	61.2	55.2	57.6	43.1	41.3	41.5	—	39.0
死亡者数		1.0	—	1.0	1.1	0.5	0.3	0.3	—	0.3
労働損失日数		2,038	—	—	—	2,756	2,922	3,141	—	1,477
タイ	THA									
負傷者数		50.1	212.8	148.8	145.9	129.0	131.1	111.3	99.6	95.1
死亡者数		0.6	1.4	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
インドネシア ⁹⁾	IDN									
負傷者数		—	—	96.3	98.7	99.5	103.1	103.3	105.2	—
死亡者数		—	—	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	2.4	—
フィリピン ¹⁰⁾	PHL									
負傷者数		26.3	—	17.6	—	20.5	—	20.4	—	—
死亡者数		0.2	—	0.1	—	0.2	—	0.3	—	—
労働損失日数		203	—	122	—	169	—	110	—	—
インド ¹¹⁾	IND									
負傷者数		6.3	4.3	31.6	30.0	28.4	28.4	—	—	—
死亡者数		1.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.4	—	—	—
オーストラリア ¹²⁾	AUS									
負傷者数		127.3	105.4	97.5	92.3	94.7	105.5	107.2	99.0	107.4
死亡者数		0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ニュージーランド ¹³⁾	NZL									
負傷者数		20.8	26.6	22.5	20.2	—	15.4	—	—	—
死亡者数		0.1	0.1	0.1	0.1	—	0.0	—	—	—
労働損失日数		1,391	1,935	1,653	1,385	—	1,054	—	—	—
ブラジル ¹⁴⁾	BRA									
負傷者数		323.6	—	—	—	636.1	—	—	—	—
死亡者数		2.5	—	—	—	2.9	—	—	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2016.5)「平成27年労働災害発生状況」

その他:各国政府資料, 厚生労働省「海外情勢報告」, ILOSTAT Database (2016年12月現在)

- (注) 1) 負傷者数は4日以上 の休業を伴うもの。2011年の数値は, 東日本大震災を直接の原因とするものを除く。
- 2) 死傷者数は2005年までは民間企業のみ。2009年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。
- 3) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。3日以上 の休業を伴うもの。
- 4) 2005年以前の労災は4日以上, 2011年以降は2日以上 の休業を伴うもの。2005年以前の死亡者数は, 労災後1か月以内の死亡者数。
- 5) 2009年以降は1日以上 の休業を伴うもの。
- 6) 2005年以前は4日以上, 2011年以降は2日以上 の休業を伴うもの。
- 7) 2000年はILO統計による件数(公的機関のみを対象)。2009年以降は「中国労働統計年鑑」による件数。
- 8) 2005~2010年は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
- 9) 負傷者数の2009年以降は給付件数。
- 10) 20人以上の事業所を対象。2009年以降は民間企業を対象とし, 1日以上 の休業を伴うもの。
- 11) 2009年以降は工場における負傷者・死亡者数。
- 12) 年度の数値。2005年以前は6日以上, 2009年以降は1週間以上の休業を伴うもの。
- 13) 年度の数値。負傷者数は2005年以前は6日以上, 2009年以降は1週間以上の休業を伴うもの。死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。
- 14) 2011年の負傷者数は1日以上 の休業を伴うもの, 死亡者数は当該年に発生した件数。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
度数率 ¹⁾	Incidence rates								
調査産業計 ²⁾		Total industries surveyed							
事業所規模(常用雇用者数)		Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+		1.82	1.95	1.61	1.62	1.59	1.58	1.66	1.61
30-99		3.52	3.34	2.57	2.59	2.74	2.87	3.01	2.90
総合工事業 ³⁾		Contractors							
		1.10	0.97	1.56	0.85	0.83	1.25	0.91	0.92

資料出所 厚生労働省(2016.10)「平成27年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、休業1日以上を負傷または疾病(但し、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計は建設業(総合工事業)を除く。2008年より医療・福祉(一部の業種に限る)を含み、複合サービス事業(郵便局に限る)を除く。また、国営の事業所を除く。2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 ¹⁾	Incidence rates	2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
産業計 ²⁾									
Total private industries surveyed		6.1	4.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2	3.0

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2016.10) *Workplace Injuries and Illness 2015*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

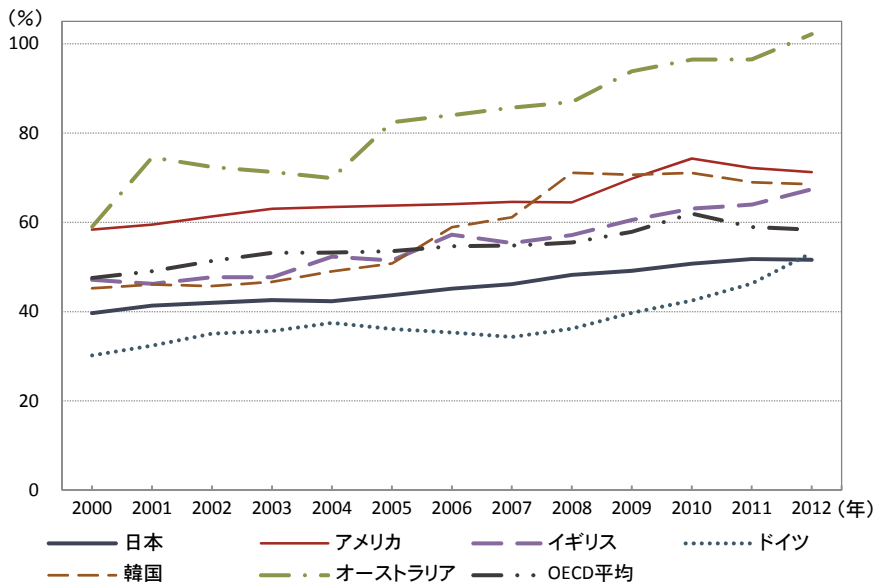
2) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(但し、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率（大学型高等教育機関）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1表 高等教育への進学率」(p.232)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない（「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDは、毎年発行する『Education at a Glance』において、各国の高等教育機関への進学率を掲載している。

上のグラフは、各国の大学型高等教育機関（日本では大学学部に対応）への進学率を示している。OECD平均の大学型高等教育機関への進学率は、2000年の47.6%から2010年には62.0%まで上昇したが、その後は経済危機の影響により低下傾向にある。2012年は58.3%となり、2000年の47.6%から10.7ポイント、1995年の38.6%から約19.7ポイント上昇している。

非大学型教育機関（日本では短期大学及び高等専門学校、専修学校専門課程に対応）への進学率は比較的低く、OECD平均で2000年が15.6%、2012年が18.1%である。2012年の各国の進学率は、日本が28.4%、韓国が36.0%、ドイツが21.8%、イギリスが19.7%などとなっている。

なお、国際標準教育分類の改訂により、「大学型」と「非大学型」という高等教育の区分は見直され、「学士課程相当」「修士課程相当」「短期高等教育」に再編された。このため、2012年以前と接続しないが、日本では大学学部に対応する「学士課程相当」への2014年の進学率は、日本49.1%、イギリス63.7%、ドイツ51.9%などとなっている。

第8-1表 高等教育への進学率¹⁾²⁾

Table 8-1: Entry rates into tertiary education

							(%)	
		大学型高等教育 ³⁾⁴⁾					高等教育 (ISCED2011 level.5~7)	
		Tertiary-type A education (ISCED1997 5A)					2013	2014
		2000年	2009	2010	2011	2012	(学士)	(学士)
日本 ⁵⁾	JPN	39.6	49.1	50.7	51.8	51.6	78.1 (48.5)	79.6 (49.1)
アメリカ	USA	58.4	69.8	74.3	72.2	71.2	52.4 —	52.2 —
イギリス	GBR	47.1	60.5	63.1	64.0	67.4	58.2 (60.2)	61.2 (63.7)
ドイツ	DEU	30.2	39.7	42.5	46.3	53.2	59.3 (48.1)	63.7 (51.9)
イタリア	ITA	39.2	49.7	49.1	48.3	47.2	43.7 (36.8)	44.1 (37.2)
オランダ	NLD	53.3	62.8	65.5	64.9	65.3	64.8 (60.5)	70.1 (65.4)
ベルギー	BEL	—	31.0	32.7	33.5	33.6	66.7 (69.4)	66.8 (69.4)
デンマーク	DNK	52.2	55.4	65.4	70.7	74.2	87.5 (71.4)	88.7 (71.1)
スウェーデン	SWE	67.2	68.2	75.9	71.9	60.3	63.1 (46.9)	61.9 (45.1)
フィンランド	FIN	71.2	68.6	68.1	68.4	66.0	54.9 (54.8)	53.1 (53.0)
ノルウェー	NOR	67.4	77.0	76.2	75.6	76.7	76.2 (63.8)	81.0 (67.9)
ロシア	RUS	—	80.1	76.8	71.8	69.3	159.5 (71.8)	— (70.8)
オーストリア	AUT	33.6	45.3	53.5	52.2	52.7	73.6 (44.7)	69.8 (40.7)
スイス	CHE	29.2	41.3	43.7	43.8	44.4	76.1 (59.8)	80.1 (60.2)
アイルランド	IRL	32.0	51.2	55.9	51.0	53.9	— (79.4)	— (81.0)
アイスランド	ISL	65.6	77.0	93.2	80.8	79.7	85.8 (79.7)	— —
ギリシャ	GRC	29.8	—	—	40.0	39.9	— (66.1)	— (64.5)
スペイン	ESP	46.9	46.1	51.5	53.1	52.0	69.6 (46.3)	72.4 (47.5)
チェコ	CZE	24.7	59.2	60.3	60.5	59.8	68.9 (64.0)	68.6 (63.4)
スロバキア	SVK	36.7	68.8	65.2	61.3	61.5	59.7 (56.2)	59.2 (56.6)
ポーランド	POL	64.6	85.4	84.2	80.5	79.4	79.4 (72.6)	74.0 (67.9)
ハンガリー	HUN	54.7	52.5	53.8	52.0	53.6	— (40.8)	41.9 (32.0)
トルコ	TUR	21.1	39.9	40.1	39.3	40.7	70.4 (33.6)	94.4 (51.8)
中国	CHN	—	16.8	17.2	19.0	18.3	— (25.4)	— (29.7)
韓国	KOR	45.2	70.7	71.1	69.0	68.5	— (55.2)	— (56.0)
インドネシア	IDN	—	22.0	22.3	24.3	27.0	— (28.7)	— (29.0)
オーストラリア	AUS	59.0	93.9	96.5	96.5	102.2	— (90.6)	— (93.6)
ニュージーランド	NZL	95.1	79.8	79.3	76.0	78.4	90.5 (74.0)	95.9 (76.8)
メキシコ	MEX	24.3	30.8	32.6	33.9	34.1	38.4 (35.0)	38.4 (34.6)
OECD平均(Ave.)		47.6	57.9	62.0	59.0	58.3	— —	— —

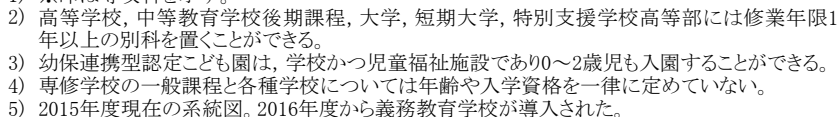
*ISCED: International Standard Classification of Education

資料出所 OECD Database (<http://www.oecd-ilibrary.org/education/>) 2016年10月現在OECD (2016.9) *Education at a Glance 2016* 及び各年版

- (注) 1) 本表における進学率は、各年齢人口のうち高等教育機関に進学する者の割合(年齢別の純進学率)をすべての年齢にわたって合計した値をあらわす。「年齢別の純進学率」とは、各年齢人口のうち、当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。
- 2) 「大学型高等教育(First stage of tertiary education 5A)」「非大学型高等教育(同5B)」の区分は旧ISCED(国際標準教育分類)1997に基づく。ISCED2011への改訂により両者は「修士課程相当(Master's or equivalent level) = Level 7」「学士課程相当(Bachelor's or equivalent level) = Level 6」「短期高等教育(Short tertiary(2-3 year)) = Level 5」に再編されたため、2013年以降の数値はそれ以前と接続しない。2013年以降の「高等教育」はISCED2011のLevel 5~7に相当する“First-time tertiary”の進学率を示したものである。

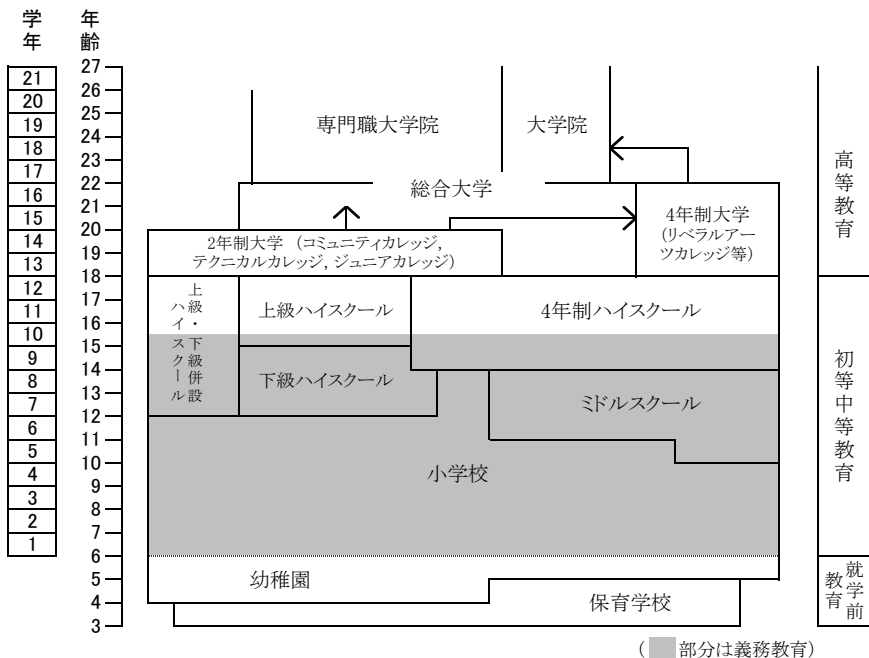
		非大学型高等教育 ⁽⁶⁾ Tertiary-type B education (ISCED 5B)						高等教育(うち、短期) (ISCED2011 level.5)	
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ⁷⁾	JPN	31.6	31.3	27.2	27.0	28.6	28.4	27.8	28.6
アメリカ	USA	—	—	—	—	—	—	38.8	38.4
イギリス	GBR	28.8	27.8	30.7	26.2	23.3	19.7	20.6	22.1
ドイツ	DEU	14.6	13.7	19.0	20.6	21.4	21.8	0.0	0.0
イタリア	ITA	0.7	—	—	—	—	—	0.2	0.4
オランダ	NLD	—	—	—	—	—	—	0.7	1.5
ベルギー	BEL	—	33.7	39.1	38.4	38.4	39.4	—	—
デンマーク	DNK	28.1	22.6	24.6	25.5	26.1	27.6	31.9	31.9
スウェーデン	SWE	6.5	7.2	11.2	11.7	10.8	10.4	9.3	9.7
ノルウェー	NOR	4.9	—	—	—	—	—	5.6	5.4
ロシア	RUS	—	32.7	26.5	28.8	24.8	34.0	37.8	38.5
オーストリア	AUT	—	8.6	13.6	15.6	15.7	16.6	35.1	35.3
スイス	CHE	13.8	16.2	20.8	23.3	22.0	23.1	4.7	4.5
アイルランド	IRL	26.1	13.7	25.3	28.3	23.9	19.9	—	9.1
アイスランド	ISL	9.8	7.4	3.5	3.7	4.3	2.8	6.2	—
ギリシャ	GRC	21.5	12.6	—	—	31.3	22.8	—	—
スペイン	ESP	14.9	21.9	23.4	25.7	27.8	31.5	25.7	26.4
チェコ	CZE	8.9	8.5	8.1	8.7	9.3	8.9	0.4	0.4
スロバキア	SVK	2.9	—	1.0	1.0	1.2	1.4	1.3	1.4
ポーランド	POL	1.0	1.3	1.1	1.1	0.9	0.8	0.6	0.1
ハンガリー	HUN	1.5	10.5	13.9	15.9	17.2	16.4	13.0	3.8
トルコ	TUR	9.0	18.8	29.8	27.5	27.5	30.3	35.2	41.2
中国	CHN	—	—	19.4	18.7	19.4	19.1	25.2	35.5
韓国	KOR	51.1	47.6	36.1	36.3	37.1	36.0	33.5	33.1
インドネシア	IDN	—	—	4.6	4.7	3.7	3.6	—	—
ニュージーランド	NZL	52.0	49.9	46.8	46.8	44.4	40.1	37.6	38.7
メキシコ	MEX	0.9	2.0	2.4	2.7	2.9	3.1	3.5	3.7
OECD平均 (Ave.)		15.6	18.4	18.2	18.6	18.6	18.1	—	—

- 3) 大学型高等教育プログラムは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を習得できるようになっている。大学型高等教育プログラムの通算教育年数は、高等教育段階の理論上の期間では、フルタイム換算で3年間となっているが一般的には4年以上であることが多い。これらのプログラムを提供しているのは大学だけではない。逆に 各国で大学教育と認められているプログラムがすべて大学型教育というカテゴリーに分類されるための基準を満たしているとは限らない。
- 4) 大学型高等教育の2000年の数値は、上級研究プログラムを含む(ベルギー及びドイツを除く)。
- 5) 日本の大学型高等教育は、大学学部が相当する。
- 6) 非大学型高等教育プログラムは、通常、大学型高等教育プログラムよりも修業年限が短く、就業に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラムである。それぞれのプログラムの中で、基礎理論を教える場合もある。プログラムの通算教育年数は、高等教育段階のフルタイム換算で最低2年間である。
- 7) 日本の非大学型高等教育は、短期大学及び高等専門学校(4～5年)、専修学校専門課程が相当する。



第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州もあるが、実際には6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、10年とする州が最も多い。

初等中等教育: 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様である。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制が一般的である。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

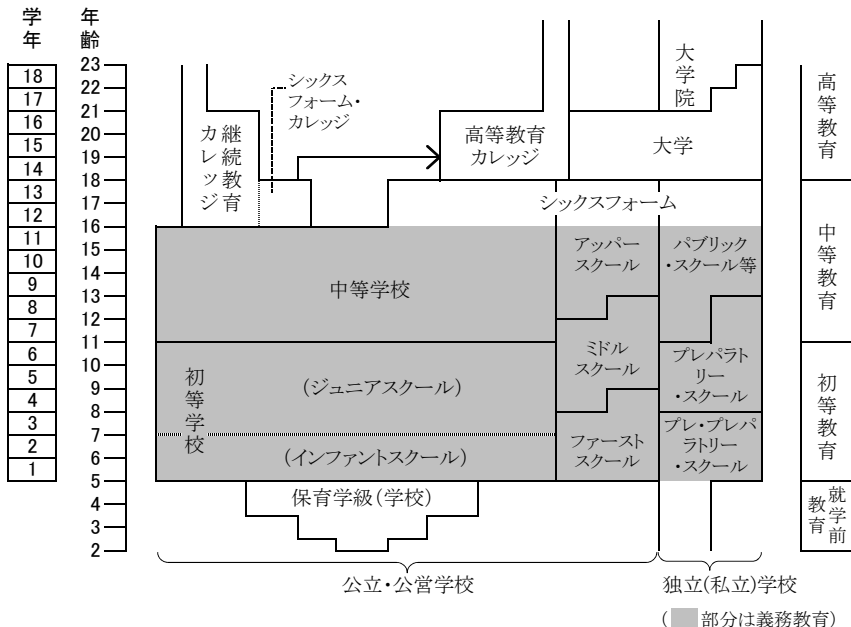
2012年の公立初等学校における形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校7.0%、5年制小学校34.6%、6年制小学校14.2%、8年制小学校8.8%、ミドルスクール17.9%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.7%、その他8.8%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)9.2%、上級ハイスクール(3年制)2.2%、4年制ハイスクール52.2%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.1%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.8%、その他5.6%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育: 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院(学部レベルのプログラムを提供している場合もある)及び大学院により構成される。専門職大学院(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合(専門大学、専門職大学院大学)もある。

専門職大学院(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 5～16歳までの11年間。

初等教育: 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年(インファント)と7～11歳のための後期4年(ジュニア)とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント(スクール)・ジュニア(スクール)に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。

中等教育: 通常11歳から始まり、7年間続く。最後の2年間は義務教育後となるが、就職者もパートタイムの教育・訓練が義務づけられている。公費により維持される中等学校は原則無選抜(コンプリヘンシブ・スクールと呼ばれる)だが、選抜制の学校(グラマー・スクール)とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。

初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミー(公営独立学校)が増えている。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11又は13～18歳)やブレバトリー・スクールなどが含まれる。

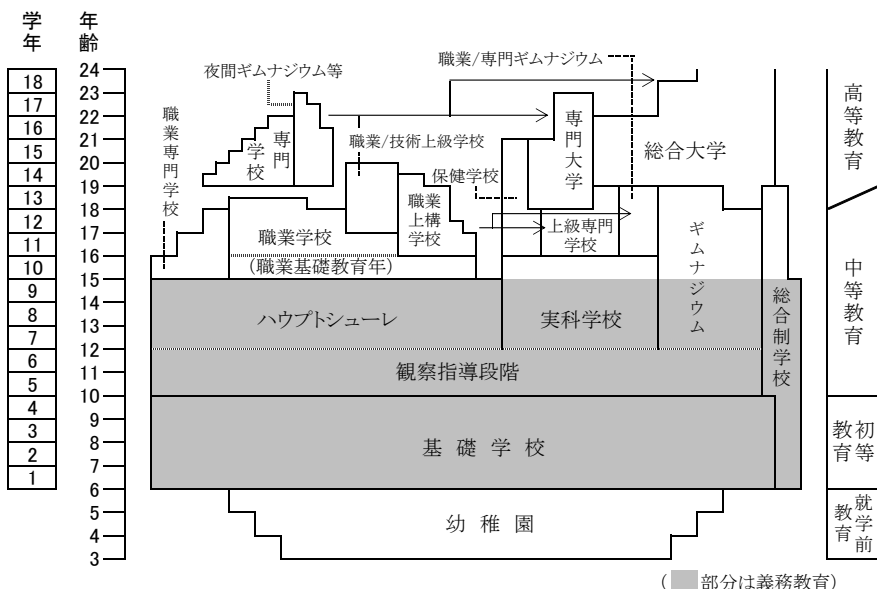
高等教育: 大学、ユニバーシティ・カレッジ(又はスクール)といった機関がある。これらの機関には、第一学位(学士)課程(通常修業年限3年間)や上級学位の課程のほか、応用準学位などの短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。

継続教育: 義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

(注) 上記学校系統図はイングランドとウェールズについてのものであり、スコットランド及び北アイルランドにおいては共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省 (2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 期間は9年(一部の州は10年)間。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1〜2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシュレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

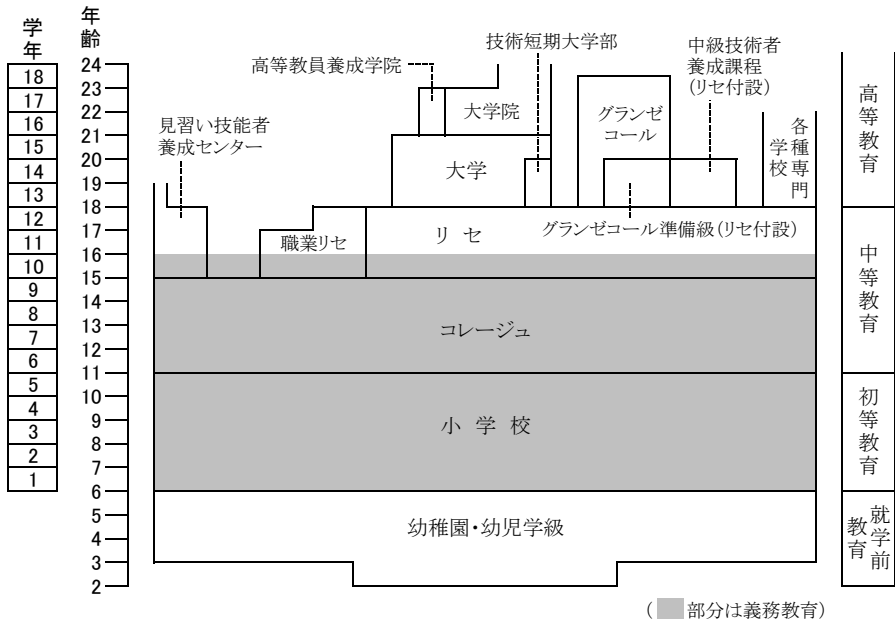
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1〜2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1〜2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウプトシュレと実科学校を合わせた学校種(5年でハウプトシュレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 総合大学(教育大学、神学大学、芸術大学を含む)と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3年と2年となっている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

義務教育: 6～16歳までの10年間である。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。

初等教育: 小学校で5年間行われる。

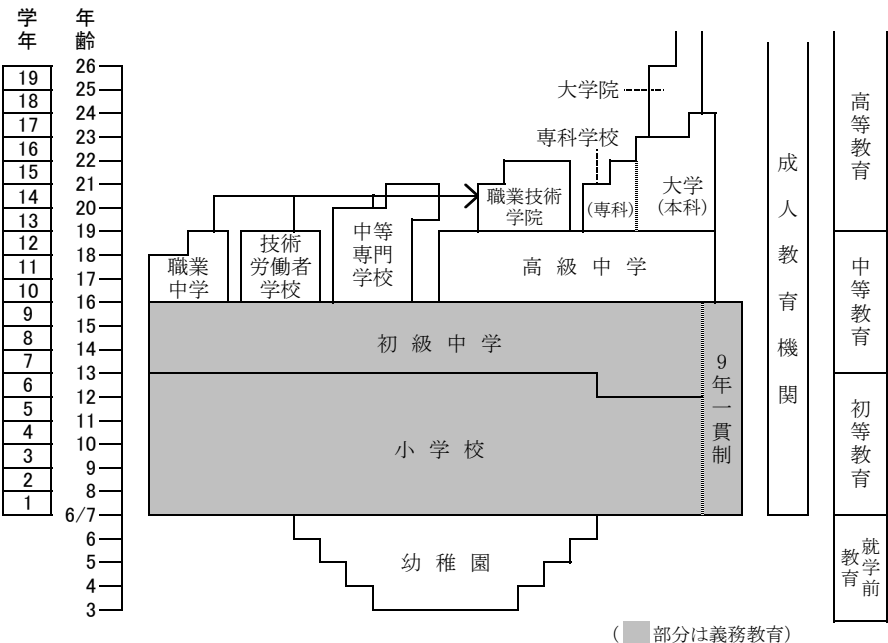
中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育: 国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置)、私立大学(学位授与権がない)、グランゼコール(3～5年制)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。教員養成機関として高等教員養成学院がある(2013年までは教員教育大学センター)。

第8-2-6表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



資料出所 文部科学省 (2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園 (幼児園) 又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立 (2006年改正) し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校 (小学) は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によっては7歳までの入学の遅延が許されている。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。

中等教育: 初級中学 (3～4年) 卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学 (3年) と職業教育を行う中等専門学校 (中等專業学校、3～5年)、技術労働者学校 (技工学校、一般に3年)、職業中学 (2～3年) などがある。なお、職業中学は、前期中等段階 (3年) と後期中等段階 (2～3年) に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

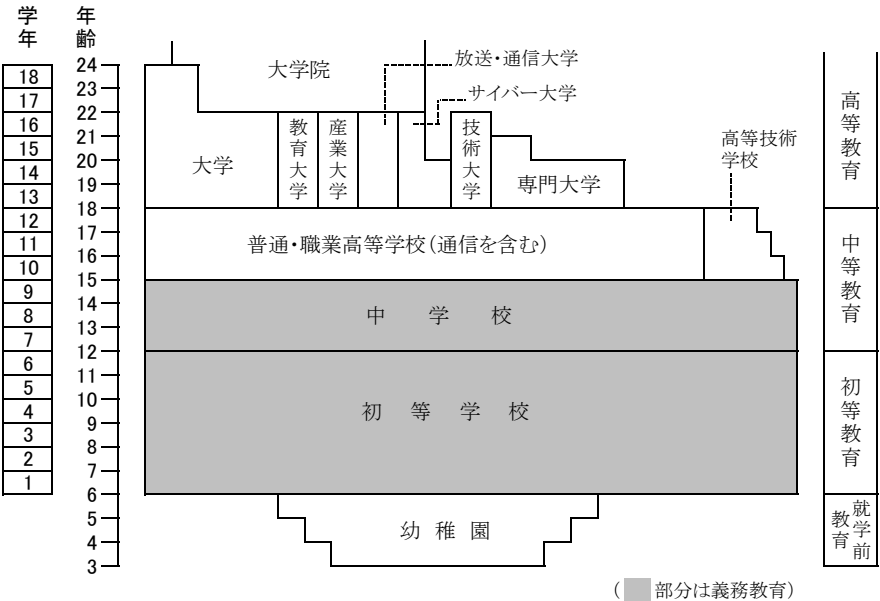
高等教育: 大学 (大学・学院) には、学部レベル (4～5年) の本科と短期 (2～3年) の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルの学生 (研究生) を養成する課程・機関 (研究生院) が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関 (业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等) が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

8 教育・職業能力開発

第8-2-7表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2016.11)「平成28年版諸外国の教育統計」

就学前教育:3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育:6～15歳の9年間。

初等教育:6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

中等教育:前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校, 国際高等学校)も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育:4年制大学(医学部など一部専攻は6年),4年制教育大学(初等教育担当教員の養成),及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学,教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学,サイバー大学,産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

成人教育:成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学,サイバー大学,産業大学,技術大学(夜間大学),高等技術学校,放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

			(%)		
		(調査年/Year)	受講率 Participation rates		
			計 Total	男 Male	女 Female
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	GBR	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド ⁽²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2014)	44.1	47.4	37.5
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	20.9	27.6	18.7

資料出所 日本:厚生労働省(2016.3)「平成27年度能力開発基本調査報告書」
 その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。
 OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。
- 3) 日本の数値は、2014年度におけるOFF-JT受講率。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。
- 4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

日本		
種別	若年者の就職支援	
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール(若者雇用優良企業認定制度)
管理運営主体	厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省, 都道府県労働局, ハローワーク	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等
主な内容	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が300人以下の事業所。 ・ 大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国63か所(2016年12月)に設け、無料でサービスを提供。 ・ 新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化。 ・ 卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し「未就職卒業生への集中支援」に取り組み、卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施。 ・ 一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPR等を行う「若者応援宣言」事業を実施。 ・ 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う(2015年12月現在747キャンパスと連携)。 ・ 未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また、若年者のためのワンストップセンター(ジョブカフェ)において、未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに、就職面接会等を開催。 ・ 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に、書類選考等なしで、面談が設定されるマッチングサービスを実施。また、ホームページ上で、直接応募を受け付けている企業についても掲載。	



日本(続き)	
種別	若年者の就職支援(続き)
名称	ジョブカフェ・サポステ
管理運営主体	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
対象者	フリーター, 無業者等
主な内容	(1) フリーター等の正規雇用化の推進 ・わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援 おおむね45歳未満の正規雇用を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国25か所(他にわかもの支援コーナー36か所, わかもの支援窓口182か所, 2016年9月)に設け, 通常の職業相談・職業紹介, 求人開拓等に加え, 担当者制によるきめ細かな個別支援, 模擬面接, 履歴書・職務経歴書の作成指導, 継続的な求人情報の提供, 来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。 ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ, 2015年12月現在46の都道府県が設置)で, 各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験, カウンセリングや職業相談, 職業紹介などさまざまなサービスを実施。また, 保護者向けのセミナーも実施。 ・トライアル雇用制度の活用による就職支援 ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により, 企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人当たり月額最大5万円, 最長3か月, 2015年10月から)の活用により, 常用雇用への移行を促進する。 (2) ニート等の若者の職業的自立支援の強化 ・「地域若者サポートステーション事業」(サポステ)の設置拠点を拡充(2017年2月:全国で160か所)するとともに, アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し, ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。サポステは, 働くことに悩みを抱える15〜39歳までの若者を対象とし, キャリア・コンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談, 各種就職支援プログラム(職場体験など), 各種セミナーを通じた啓発, 他の若者支援機関への誘導, などの支援事業を多くは無料で実施。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	日本（続き）	
種別	若年者の就職支援（続き）	
名称	新ジョブ・カード制度	キャリアアップ助成金制度（非正規労働者のキャリアアップ支援）
管理運営主体	厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク	厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク
対象者	学生，在職者，求職者等	非正規労働者
主な内容	「新ジョブ・カード」は，2008年に活用を開始した「ジョブ・カード」の様式，活用方法等を見直し，2015年10月から再スタートした。「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや，多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして，キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと，求職活動，職業能力開発などの各場面において活用される。 ・生涯を通じたキャリア・プランニング キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や，支援を通じた職業経験の棚卸し，職業生活設計等の情報を蓄積し，訓練の受講，キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能。 ・職業能力証明 免許・資格，教育（学習）・訓練歴，職務経験，教育・訓練成果の評価，職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し，場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し，求職活動の際の応募書類，キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する，職業能力を見える化した「職業能力証明」としての機能。	

・企業内での非正規労働者のキャリアアップ等を促進するため，正規雇用への転換，人材育成，処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する。

・正規雇用等転換，人材育成，処遇改善，短時間正社員，短時間労働者の週所定労働時間延長，などのコースがある。

[a] 有期労働者を正規労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり60万円，大企業に1人当たり45万円，

[b] 有期から無期に転換した場合は中小企業に1人当たり30万円，大企業に1人当たり22.5万円，無期から正規に転換した場合は中小企業に1人当たり30万円，大企業に1人当たり22.5万円，

などの助成金が支給される（転換の内容等によって加算される場合がある）。

アメリカ			
種別 名称	学校における職業教育・職業体験 ¹⁾ テックプレップ (Tech-Prep)	コーポラティブ教育 (Cooperative Education)	養成・訓練制度等 登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
開始年月 管理運営 主体	1990年代 テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium)	20世紀初頭 各学校及び対象となる事業 主	1937年 事業主団体・労働組合団体 の共同、個々の事業主、 個々の事業主と事業主団体 との共同など
対象者	高校生。11学年(日本にお ける高校2年生)から開始し、 14学年(日本における大学2 年生)まで。	主に12年生(日本における 高校3年生)	16歳以上で各実習プログラ ムの必要条件を満たす者。 但し、危険な業務について は18歳以上。
主な内容	・ 中等教育の最後の2年間 と準学士資格を取得可能 な高等教育機関にお ける2年間の教育を結合 させた4年一貫教育。当 該4年間で、専門的職業 教育科目と、数学、自然 科学、コミュニケーション 科目の双方の履修が義 務付けられる。	・ 主に12年生(日本にお ける高校3年生)を対象とし た、有給の職業実習型の 教育であり、学校での職 業教育と並行して行われ る。コーポラティブ教育の 経験が単位となったり、 学位授与の要件になっ たりする。	・ 実習プログラム (Apprenticeship program)の基準は連邦 政府が定める。 政府に登録された登録 実習プログラムを修了し た者には、登録養成訓練 制度修了者として、公的 にその知識と技術の水準 が認証される。 参加者は一定の時間は 各企業でOJTを受け、そ の他の時間は、職種に関 する教育を教育機関等 で受講する。 プログラムの期間は平均 すると3～4年程度。参加 者には事業主から賃金 が支払われる。

1) このほか、「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ(続き)			
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援	
名称	O'NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア(Job Corps: 宿泊型若年者集団教育訓練)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
開始年月	1998年10月	1964年	2014年
管理運営主体	国立O'NET協会 (O'NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施
対象者		16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な内容	- インターネット上で公表されている職業に関する総合的なデータベース。 (https://www.onetonline.org) - 求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。	- 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 - 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 - 参加期間は、原則として最長2年間。 - 研修中に高校卒業あるいはGED (高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書) の資格を取得可能。	職業紹介、職業訓練などのサービスを総合的に提供をするワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を運営するWIOAアメリカ・ジョブセンターおよび地域コミュニティの職業訓練を担う地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦労働省が助成金を提供するプログラム。

イギリス			
種別	学校における職業教育・職業体験		
名称	仕事関連学習	継続教育	UTC (University Technical College)による技術教育
管理運営主体	教育省	教育省	教育省が所管、非営利団体が運営
対象者	主に14～16歳(中等教育機関の在学者)	主に16歳以上	14～19歳
主な内容	・中等教育機関による、キャリア教育、就業体験や学習支援などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている。	・職業訓練と高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う。	・アカデミー(フリースクール)。大学との連携による高度な技術教育の提供が目指されている。
イギリス(続き)			
種別	養成・訓練制度等		情報提供支援
名称	アプレンティスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
開始年月	2004年	2013年	2012年
管理運営主体	教育省	教育省	教育省
対象者	16歳以上	16～24歳	13歳～(主に19歳以上)
主な内容	・事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。 ①アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得 ②上級アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得 ③高度アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル4～7(準学士レベル以上)の資格取得 ④学位レベルのアプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル6～7(学士、修士相当)の資格取得	・6週～6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練(履歴書の書き方など)、就業体験(100～240時間)、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。	・就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供。なお、面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、13～19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。 なお、就学中の児童(13～18歳)に対しては教育機関が同種のサービスの提供の責任を担う。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ				
種別	学校における職業教育・職業体験			情報提供支援
名称	普通教育における職業指導	フレッシュマン支援	各種職業学校	職業情報センター(BIZ)
開始年月		2008年8月30日		
管理運営主体	各学校	連邦労働社会省、学校		
対象者		若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主		
主な内容	- 職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアールシューレ（実科学校）、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハウプトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育機関。	普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエンテーリング、職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。	上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる。	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。

ドイツ(続き)				
種別 名称	養成・訓練制度等	裁量給付(連邦雇用 エージェンシー(BA) の裁量により給付が 認められるもの)	就職困難者等への支援 ³⁾ 初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ)	特別な支援を要する 対象グループ向け職 業資格認定プログラ ム(BQF)
開始年月	19世紀初頭			
管理運営 主体	企業及び職業学校 (Berufsschulen)			
対象者	年齢制限なし ²⁾			
主な内容	若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。	2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、①2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けた実科学校(レアルシューレ)修了者、②2年以上職業訓練機会を探し続けた後期中等課程修了者、③職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会があつては困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。	企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。	不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。

- 2) 基幹学校(ハウプトシューレ)を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくとも、門戸は開かれている。
- 3) そのほか、労働機会提供(1ユーロジョブ)については第9-11表(p.276)を参照。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス				
種別	学校における職業教育・職業体験		養成・訓練制度等	
名称	交互教育	大学付設職業教育センター(IUP)	見習訓練契約(Contrat d'apprentissage)	熟練化契約(Contrat de professionnalisation)
開始年月	1989年	1991年	1986年法律改正	2004年10月
管理運営主体	学校と企業の産学連携	大学	契約締結可能な雇用主: 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。	契約締結可能な雇用主: 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。
対象者	中・高等教育の学生	大学生	義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)	16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当(RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者
主な内容	若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。	企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてて。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。	CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。	期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

フランス(続き)		
種別 名称	就職困難者等への支援 社会生活参入契約(CIVIS)	情報提供支援 ⁴⁾ 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)
開始年月	2005年4月	1989年
管理運営 主体	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。	国, 地方公共団体
対象者	16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年, すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者	16～25歳の若年者
主な内容	・ 対象となる若年者と国の間で契約を交わし, 就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し, 個人指導も含めた就業支援を行う。	・ 社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため, 専門のカウンセラーを配置し, 適職発見支援, 求人情報の提供, 求人企業との個別面接の機会提供, 求職活動指導等さまざまな支援を行う。

4) ほかに, 「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」, 「青少年情報・資料センター(CIDJ)」, 「青年情報センター(CIJ)」, 「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

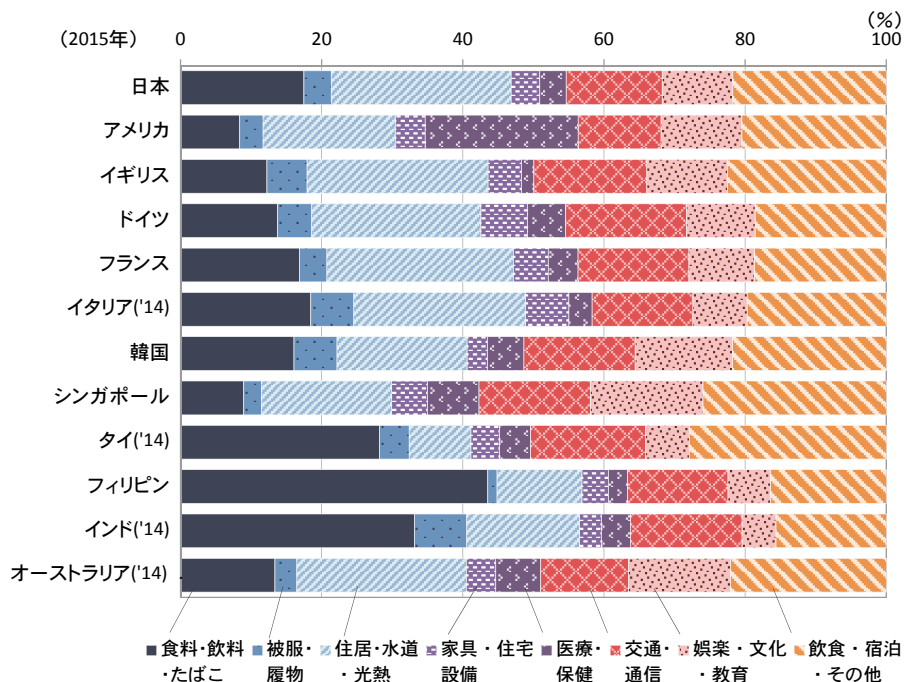
資料出所 日本: 厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省, 東京新卒応援ハローワーク, 日本経団連ウェブサイト

その他: 労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」, 厚生労働省「海外情勢報告」, 各国労働省ウェブサイト等

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.258)を参照。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2015年には17.5%に低下した。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、10~20%前後と低いが、フィリピン(43.5%)、インド(33.1%)、タイ(28.2%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2015年)
 Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2015

		(%)							
		受取側 計 Resour- ces side	雇用者 報酬 ^{a)}	営業 余剰 ^{b)}	混合 所得 ^{c)}	財産 所得 ^{d)}	社会負 担及び 社会保 障 ^{e)}	その他 の経常 移転 ^{f)}	年金基 金準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	58.1	9.9	3.4	6.3	17.3	5.3	-0.2
アメリカ	USA	100.0	53.5	8.4	10.1	13.2	14.5	0.3	0.0
カナダ	CAN	100.0	57.0	0.1	13.0	10.6	10.7	6.0	2.7
イギリス	GBR	100.0	49.8	8.9	6.6	9.9	18.6	3.4	2.8
ドイツ	DEU	100.0	51.6	4.1	8.4	13.2	17.6	3.4	1.6
フランス	FRA	100.0	53.3	8.1	5.5	5.7	22.0	5.3	0.0
イタリア	ITA	100.0	40.0	8.1	15.8	11.0	22.3	2.6	0.3
オランダ	NLD	100.0	54.1	0.7	9.2	8.1	20.9	3.8	3.1
ベルギー	BEL	100.0	54.8	5.9	6.9	7.5	21.1	2.9	0.8
デンマーク	DNK	100.0	55.0	3.9	4.2	6.6	22.1	4.0	4.0
スウェーデン	SWE	100.0	57.1	2.6	3.6	7.4	19.4	4.4	5.5
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	63.8	0.0	16.1	4.1	14.1	1.7	0.2
韓国 ^{1/2)}	KOR	100.0	55.7	14.4	—	11.4	8.9	8.7	0.9
オーストラリア	AUS	100.0	54.6	9.2	9.9	11.2	9.7	5.4	—
メキシコ ³⁾	MEX	100.0	32.4	10.3	23.0	21.7	3.7	7.2	1.7
		支払側 計 Uses side	最終消 費支出 ^{h)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及 び社会 保障 ^{e)}	所得・富 等に課さ れる経常 税 ⁱ⁾	その他 の経常 移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基 金準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	66.5	0.7	17.0	6.4	3.9	5.4	—
アメリカ	USA	100.0	67.8	4.9	6.6	10.7	1.2	8.7	—
カナダ	CAN	100.0	63.6	3.1	5.4	13.1	8.8	6.0	—
イギリス	GBR	100.0	65.1	1.5	15.2	11.2	2.4	4.5	—
ドイツ	DEU	100.0	54.8	1.0	20.8	9.8	2.4	11.2	—
フランス	FRA	100.0	55.5	0.6	21.5	10.0	3.3	9.1	—
イタリア	ITA	100.0	61.3	0.6	15.4	12.6	3.0	7.1	0.0
オランダ	NLD	100.0	50.0	0.9	27.6	9.9	4.3	7.3	—
ベルギー	BEL	100.0	54.3	0.6	21.7	13.8	2.5	7.2	—
デンマーク	DNK	100.0	50.6	2.3	8.8	29.3	3.0	5.9	—
スウェーデン	SWE	100.0	53.7	0.6	12.8	18.3	2.8	11.9	—
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	74.0	1.3	10.5	5.5	2.3	6.5	—
韓国 ^{1/2)}	KOR	100.0	63.1	3.4	13.5	5.5	5.3	9.1	—
オーストラリア	AUS	100.0	64.8	5.1	0.7	13.7	3.6	12.1	—
メキシコ ³⁾	MEX	100.0	80.8	0.2	4.8	4.1	1.5	8.6	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross;

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics”2017年2月現在
 日本:内閣府(2016.12)「2015年度国民経済計算年次推計(フロー編)」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

- 1) 2014年の数値。
- 2) (受取側の)営業余剰は混合所得を含む。
- 3) 2013年の数値。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2015年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2015

		(実額/at current prices)				
		家計最終消費支出 Final consumption expenditure		食料・飲料・ たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・ 光熱 ^{c)}
日本(1,000円)	JPN	2,314		405	90	590
アメリカ(US\$)	USA	37,374		3,138	1,234	7,012
カナダ(カナダ\$)	CAN	30,649		3,883	1,277	7,521
イギリス(ポンド)	GBR	17,623		2,157	1,003	4,518
ドイツ(ユーロ)	DEU	18,881		2,597	914	4,524
フランス(ユーロ)	FRA	17,389		2,935	674	4,594
イタリア(ユーロ) ¹⁾	ITA	16,360		3,018	999	3,984
オランダ(ユーロ)	NLD	17,431		2,580	877	4,156
ベルギー(ユーロ) ¹⁾	BEL	17,539		2,973	811	4,314
デンマーク(DKK)	DNK	164,244		24,585	6,801	48,842
スウェーデン(SEK)	SWE	186,220		30,010	8,936	48,350
ロシア(100ルーブル) ¹⁾	RUS	2,793		955	161	489
香港(HK\$)	HKG	226,790		35,174	34,871	37,589
韓国(1,000ウォン)	KOR	14,278		2,296	871	2,633
シンガポール(SGP\$)	SGP	26,542		2,378	658	4,904
マレーシア(リンギ) ¹⁾	MYS	20,509		4,591	589	3,080
タイ(バーツ) ¹⁾	THA	117,362		33,065	4,974	10,256
フィリピン(ペソ)	PHL	97,542		42,468	1,271	11,764
インド(ルピー) ²⁾	IND	55,797		18,483	4,152	8,922
オーストラリア(AU\$) ²⁾	AUS	38,975		5,213	1,216	9,351
ニュージーランド(NZ\$) ²⁾	NZL	31,362		5,635	1,185	8,039
メキシコ(ペソ) ¹⁾	MEX	94,242		24,666	2,912	18,805
		家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ その他 ^{h)}
日本(1,000円)	JPN	94	87	315	231	503
アメリカ(US\$)	USA	1,575	8,097	4,396	4,279	7,642
カナダ(カナダ\$)	CAN	1,639	1,305	5,460	3,045	6,519
イギリス(ポンド)	GBR	839	306	2,823	2,007	3,969
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,247	1,022	3,240	1,833	3,505
フランス(ユーロ)	FRA	858	734	2,733	1,615	3,246
イタリア(ユーロ) ¹⁾	ITA	1,001	537	2,340	1,256	3,224
オランダ(ユーロ)	NLD	935	637	2,772	2,028	3,445
ベルギー(ユーロ) ¹⁾	BEL	1,084	1,091	2,406	1,597	3,263
デンマーク(DKK)	DNK	7,904	4,780	22,751	18,991	29,589
スウェーデン(SEK)	SWE	9,861	6,470	29,446	20,998	32,149
ロシア(100ルーブル) ¹⁾	RUS	184	90	452	164	297
香港(HK\$)	HKG	21,989	10,338	18,550	20,294	47,987
韓国(1,000ウォン)	KOR	409	738	2,250	1,973	3,108
シンガポール(SGP\$)	SGP	1,346	1,938	4,189	4,237	6,890
マレーシア(リンギ) ¹⁾	MYS	1,073	512	4,238	1,746	4,680
タイ(バーツ) ¹⁾	THA	4,781	5,157	19,120	7,248	30,601
フィリピン(ペソ)	PHL	3,641	2,646	13,880	5,880	15,992
インド(ルピー) ²⁾	IND	1,721	2,285	8,830	2,685	8,719
オーストラリア(AU\$) ²⁾	AUS	1,631	2,482	4,844	5,637	8,601
ニュージーランド(NZ\$) ²⁾	NZL	1,595	728	4,852	2,956	4,750
メキシコ(ペソ) ¹⁾	MEX	5,198	3,572	21,414	5,663	12,012

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.258)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2015年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2015

		(%)								
		家計最終消費支出	食料・飲料・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・その他 ^{h)}
日本	JPN	100	17.5	3.9	25.5	4.1	3.7	13.6	10.0	21.8
アメリカ	USA	100	8.4	3.3	18.8	4.2	21.7	11.8	11.4	20.4
カナダ	CAN	100	12.7	4.2	24.5	5.3	4.3	17.8	9.9	21.3
イギリス	GBR	100	12.2	5.7	25.6	4.8	1.7	16.0	11.4	22.5
ドイツ	DEU	100	13.8	4.8	24.0	6.6	5.4	17.2	9.7	18.6
フランス	FRA	100	16.9	3.9	26.4	4.9	4.2	15.7	9.3	18.7
イタリア ¹⁾	ITA	100	18.4	6.1	24.4	6.1	3.3	14.3	7.7	19.7
オランダ	NLD	100	14.8	5.0	23.8	5.4	3.7	15.9	11.6	19.8
ベルギー ¹⁾	BEL	100	17.0	4.6	24.6	6.2	6.2	13.7	9.1	18.6
デンマーク	DNK	100	15.0	4.1	29.7	4.8	2.9	13.9	11.6	18.0
スウェーデン	SWE	100	16.1	4.8	26.0	5.3	3.5	15.8	11.3	17.3
ロシア ¹⁾	RUS	100	34.2	5.8	17.5	6.6	3.2	16.2	5.9	10.6
香港	HKG	100	15.5	15.4	16.6	9.7	4.6	8.2	8.9	21.2
韓国	KOR	100	16.1	6.1	18.4	2.9	5.2	15.8	13.8	21.8
シンガポール	SGP	100	9.0	2.5	18.5	5.1	7.3	15.8	16.0	26.0
マレーシア ¹⁾	MYS	100	22.4	2.9	15.0	5.2	2.5	20.7	8.5	22.8
タイ ¹⁾	THA	100	28.2	4.2	8.7	4.1	4.4	16.3	6.2	26.1
フィリピン	PHL	100	43.5	1.3	12.1	3.7	2.7	14.2	6.0	16.4
インド ²⁾	IND	100	33.1	7.4	16.0	3.1	4.1	15.8	4.8	15.6
オーストラリア ²⁾	AUS	100	13.4	3.1	24.0	4.2	6.4	12.4	14.5	22.1
ニュージーランド ²⁾	NZL	100	18.0	3.8	25.6	5.1	2.3	15.5	9.4	15.1
メキシコ ¹⁾	MEX	100	26.2	3.1	20.0	5.5	3.8	22.7	6.0	12.7

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services;

資料出所 日本:内閣府(2016.12)「2015年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年12月現在

その他の国及び人口:UN Database (<http://data.un.org/>) 2016年12月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。(第9-2-1表, 第9-2-2表)

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2014年の数値。

2) 2014年度の数値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2015年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2015)

年齢階級 age group	計 age total	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 / All households							
1.世帯人員(人/persons)	2.38	1.56	2.90	3.14	2.65	2.27	1.88
2.有業人員	1.09	1.10	1.33	1.50	1.64	1.14	0.46
3.消費支出(円/Yen)	247,126	183,483	244,984	290,755	295,306	255,817	203,582
3a.食料	61,833	47,604	58,758	69,417	69,791	65,586	54,213
3b.住居	18,690	27,259	28,673	21,130	16,215	16,785	15,479
3c.光熱・水道	19,558	8,185	17,110	20,654	21,818	21,102	19,245
3d.家具・家事用品	8,545	4,091	8,266	8,979	9,519	9,864	7,614
3e.被服・履物	9,832	11,612	12,528	13,058	12,469	9,018	6,168
3f.保健医療	10,906	4,063	7,823	9,310	10,649	12,907	12,448
3g.交通・通信	33,436	31,800	40,730	44,477	43,615	34,878	19,269
3h.教育	7,521	1,328	9,612	21,639	16,489	1,474	324
3i.教養娯楽	24,980	20,093	25,890	30,383	26,902	26,360	20,706
3j.その他の消費支出	51,826	27,449	35,593	51,707	67,840	57,842	48,117
勤労者世帯 / Households with earners							
1.世帯人員(人/persons)	2.71	1.52	2.92	3.16	2.74	2.46	2.07
2.有業人員	1.52	1.10	1.35	1.51	1.72	1.74	1.42
4.経常収入(円/Yen)	461,623	328,612	438,710	528,990	529,659	364,582	316,544
5a.勤め先収入	436,587	324,521	425,240	513,545	516,305	290,993	178,856
5b.事業・内職収入	2,048	201	966	2,202	2,269	4,048	1,636
5c.他の経常収入	22,986	3,890	12,504	13,243	11,082	69,531	136,052
3.消費支出	276,567	183,282	248,344	297,396	310,411	285,338	226,535
3a.食料	66,217	47,628	59,211	70,003	72,076	71,071	60,801
3b.住居	21,757	27,086	28,890	20,620	16,662	20,473	17,467
3c.光熱・水道	19,150	8,005	16,997	20,448	21,837	22,042	19,773
3d.家具・家事用品	8,913	4,063	8,353	9,164	9,891	10,458	9,910
3e.被服・履物	12,192	11,654	12,845	13,281	12,624	9,816	6,292
3f.保健医療	9,472	4,034	7,896	9,469	11,111	11,868	10,924
3g.交通・通信	43,080	31,793	41,566	46,773	46,834	42,301	24,265
3h.教育	13,083	1,180	9,612	22,185	18,321	2,294	129
3i.教養娯楽	27,486	20,246	26,169	31,182	27,756	27,582	21,862
3j.その他の消費支出	55,218	27,592	36,805	54,272	73,299	67,432	55,113
6.非消費支出	88,007	54,315	78,431	105,474	109,144	63,036	36,795
6a.直接税	36,902	18,083	31,461	44,461	47,453	27,385	19,776
6b.社会保険料	51,035	36,219	46,881	60,936	61,615	35,592	16,967
6c.他の非消費支出	70	14	90	77	77	59	52

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items);

資料出所 総務省(2016.2)「平成27年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2015年）
Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2015)

	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
	(人/persons)							
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.7	3.3	2.8	2.2	1.8	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.0	1.4	0.7	0.2	0.1	1) ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.7	0.3
	(ドル/dollars)							
税引き前所得 Income before taxes	69,627	31,606	64,472	84,938	95,248	75,262	54,067	36,408
税引き後所得 Income after taxes	60,448	29,612	57,274	72,980	79,845	63,984	49,079	34,553
消費支出 Average annual expenditures	55,978	32,797	52,062	65,334	69,753	58,781	49,477	38,123
食料 Food	7,023	4,890	6,636	8,844	8,406	6,992	6,214	4,561
アルコール飲料 Alcoholic beverages	515	250	543	697	547	574	451	244
住居 Housing	18,409	11,328	18,305	22,204	21,160	18,188	16,465	14,253
被服 Apparel and services	1,846	1,271	1,864	2,584	2,605	1,596	1,331	698
交通 Transportation	9,503	6,320	9,777	10,945	11,781	10,024	8,028	5,228
保健医療 Healthcare	4,342	978	2,770	3,873	4,669	5,112	5,715	5,814
娯楽 Entertainment	2,842	1,354	2,475	3,192	3,317	3,323	3,005	1,728
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	683	406	611	818	821	714	608	526
読書 Reading	114	38	86	95	106	115	157	199
教育 Education	1,315	2,572	1,123	1,178	2,659	1,162	294	221
煙草 Tobacco products and smoking supplies	349	230	364	383	465	401	259	142
雑費 Miscellaneous	871	198	628	1,142	1,041	849	989	779
寄付 Cash contributions	1,819	397	874	1,664	2,395	2,066	2,273	2,306
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	6,349	2,564	6,006	7,716	9,780	7,664	3,686	1,425

資料出所 U.S.Department of Labor(2016.8) *Consumer Expenditures in 2015*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2014年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2014)

	計 age total	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.6	3.0	2.3	1.8	1.5
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	780.0	754.0	937.0	854.0	597.0	433.0
賃金・俸給 Wages and salaries	507.0	573.0	759.0	597.8	95.5	21.7
事業所得 Self-employment	54.6	30.2	65.6	76.9	47.8	8.7
財産所得 Investments	31.2	7.5	28.1	34.2	41.8	21.7
年金 Annuities and pensions	70.2	(0.0)	0.0	76.9	197.0	164.5
社会保障給付 Social security benefits	109.2	52.8	65.6	59.8	209.0	212.2
その他 Other sources	15.6	90.5	9.4	8.5	6.0	(0.0)
消費支出 Total expenditure	531.3	554.5	612.4	571.7	457.6	298.4
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	58.8	47.3	64.3	63.9	56.7	44.1
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	12.3	9.5	12.7	15.4	11.9	7.1
被服・履物 Clothing and footwear	23.7	27.0	30.1	26.0	16.1	8.2
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	72.7	126.2	82.7	62.0	54.5	48.6
家財・家事サービス Household goods and services	35.4	32.3	39.7	39.1	32.5	22.1
健康 Health	7.1	3.4	5.0	7.9	11.2	8.9
交通 Transportation	74.8	66.9	88.7	88.5	62.5	29.3
通信 Communication	15.5	18.0	17.6	16.9	11.5	9.4
娯楽・文化 Recreation and culture	68.8	44.8	71.9	81.5	81.9	38.5
教育 Education	9.8	41.4	8.1	9.1	(2.2)	(1.1)
外食・外泊 Restaurants and hotels	42.5	53.0	48.6	46.0	35.7	18.8
雑費 Miscellaneous goods and services	40.0	32.4	51.0	40.8	30.4	24.5
その他 Other expenditure items	70.1	52.4	91.8	74.4	50.3	37.7
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	221.8	216.6	203.4	247.1	259.8	201.4

資料出所 National Statistics of UK (2015.12) *Family Spending, 2015 edition*

(注) 週平均世帯収入及び支出。括弧内の数値は20世帯未満の報告であるため、注意を要する。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド地方税を除く。

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2013年)
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2013)

(ユーロ/Euro)									
	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	4,086	2,115	3,900	5,138	5,156	4,412	3,056	2,913	2,736
勤め先収入 Wages and salaries	2,316	1,451	3,095	3,694	3,585	2,690	380	63	27
事業所得 Self-employment	264	(17)	129	361	454	435	197	50	(16)
財産所得 Investments	415	42	149	422	488	526	501	502	412
公的移転収入 Public transfer income	893	308	346	493	465	600	1,723	2,045	2,030
その他 Other sources	196	291	181	168	163	160	253	251	249
消費支出 Total expenditure	2,448	1,513	2,148	2,780	2,793	2,572	2,285	2,263	2,036
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	337	207	283	389	401	359	312	300	263
被服・履物 Clothing and footwear	119	93	123	157	149	120	90	79	61
住居・光熱 Housing, fuel and power	845	511	700	906	923	900	848	852	818
家庭用品 Interiors, goods and items	124	55	111	149	142	138	116	100	105
保健 Health	102	26	50	84	90	108	123	164	179
交通 Transportation	342	246	342	421	424	364	279	246	152
通信 Posts and Communications	66	66	76	79	76	65	53	48	41
教養・娯楽 Recreation and culture	261	140	211	293	302	275	251	260	209
教育 Education	22	37	36	41	25	13	6	3	(2)
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	130	76	126	145	154	133	118	114	93
その他 Others	100	57	90	116	108	98	89	96	113

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2015.9) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2013 Heft 4, Heft 5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

	2005年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 (1兆円) JPN (billion yen)	1,684	1,585	1,604	1,609	1,669	1,773	1,840	1,875
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	45,349	48,521	52,739	53,614	57,938	65,398	69,270	71,223
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	4,085	4,469	4,752	5,115	5,307	5,435	6,198	6,311
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,427	4,548	4,590	4,818	5,015	5,240	5,482
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,286	3,873	4,112	4,144	4,306	4,486	4,643	4,869

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2017.1)「2015年度国民経済計算確報」

アメリカ: The Federal Reserve Board (2016.12) *Financial Accounts of the United States*

イギリス: The Office for National Statistics (2016.7) *National Accounts -The Blue Book 2016-*

ドイツ: Deutsche Bundesbank (2016.5) *Financial Accounts for Germany*

フランス: Banque de France (2016.4) *Annual National Financial Accounts*

第9-5表 国民負担率 (対国民所得比)

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

					(%)
	年	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	
日本	JPN	2016	26.1	17.8	43.9
		2013	24.1	17.5	41.6
アメリカ	USA	2013	24.2	8.3	32.5
イギリス	GBR	2013	35.9	10.6	46.5
ドイツ	DEU	2013	30.4	22.2	52.6
フランス	FRA	2013	40.7	26.9	67.6
スウェーデン	SWE	2013	49.9	5.7	55.7

資料出所 財務省(2016.4)「財政関係基礎データ」

(注) 日本:2013年度は実績, 2016年度は見通し。

その他の国:2013年実績。

第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
	2013年	2013	2013	2013	2013	2013
分野別社会支出額 (括弧内は対GDP比)	各国通貨(10億単位)/At current prices in national currency, in billions in percentage of GDP (%)					
老齢給付 Old-age	51,478 (10.7)	1,038 (6.3)	115 (6.5)	232 (8.2)	266 (12.6)	360 (9.6)
遺族 Survivors	6,752 (1.4)	114 (0.7)	1 (0.1)	54 (1.9)	36 (1.7)	15 (0.4)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	5,010 (1.0)	235 (1.4)	35 (2.0)	58 (2.1)	36 (1.7)	160 (4.3)
保健 Health	37,719 (7.8)	1,327 (8.0)	125 (7.1)	224 (7.9)	182 (8.6)	247 (6.6)
家族 Family	6,065 (1.3)	114 (0.7)	67 (3.8)	61 (2.2)	62 (2.9)	137 (3.6)
積極的労働市場政策 Active labour market programmes	887 (0.2)	18 (0.1)	4 (0.2)	19 (0.7)	18 (0.9)	51 (1.4)
失業 Unemployment	1,073 (0.2)	70 (0.4)	6 (0.3)	29 (1.0)	34 (1.6)	17 (0.5)
住宅 Housing	588 (0.1)	46 (0.3)	25 (1.4)	17 (0.6)	18 (0.8)	17 (0.5)
その他の社会政策分野 Other social policy areas	1,357 (0.3)	147 (0.9)	7 (0.4)	5 (0.2)	14 (0.7)	27 (0.7)
合計 Total	110,929 (23.1)	3,109 (18.8)	384 (21.9)	698 (24.8)	667 (31.5)	1,032 (27.4)
分野別構成比	(%)					
老齢現金給付	46.4	33.4	29.9	33.2	39.9	34.9
遺族	6.1	3.7	0.3	7.7	5.4	1.4
障害・業務災害・疾病等	4.5	7.6	9.0	8.3	5.4	15.5
保健	34.0	42.7	32.7	32.1	27.3	23.9
家族	5.5	3.7	17.4	8.8	9.3	13.3
積極的労働市場政策	0.8	0.6	1.0	2.7	2.7	4.9
失業	1.0	2.3	1.4	4.2	5.2	1.7
住宅	0.5	1.5	6.6	2.4	2.6	1.7
その他の社会政策分野	1.2	4.7	1.7	0.7	2.1	2.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Social Expenditure”2017年1月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金),

(2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

その他の社会政策分野(生活保護等):

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 GDPに占める労働市場政策への公的支出(2014年)

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2014

		(%)										
		合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
			公共 職業サ ービス	職 業訓 練	雇 用イ ンセン ティブ	リハ ビリ テー ション と 雇用 ン	保 護及 び援 助 雇用 ン	直 接的 雇用 創出	創 業イ ンセン ティブ	所得 補助・ 失業・ 無業 支援	早期 退職	
			a)	b)	c)	d)	e)	f)		g)	h)	
日本	JPN	0.36	0.17	0.07	0.01	0.06	0.00	0.02	0.00	0.20	0.20	0.00
アメリカ ¹⁾	USA	0.29	0.11	0.02	0.03	0.00	0.03	0.00	0.00	0.18	0.18	0.00
カナダ ²⁾	CAN	0.79	0.22	0.10	0.07	0.01	0.01	0.01	0.01	0.57	0.56	0.00
イギリス ³⁾	GBR	0.54	0.23	0.20	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.31	0.31	0.00
ドイツ	DEU	1.59	0.66	0.37	0.21	0.02	0.03	0.02	0.01	0.94	0.90	0.04
フランス	FRA	2.47	0.99	0.26	0.36	0.04	0.09	0.20	0.04	1.48	1.48	0.00
イタリア	ITA	1.97	0.36	0.08	0.13	0.12	0.00	0.00	0.01	1.61	1.53	0.07
オランダ	NLD	3.03	0.83	0.28	0.07	0.04	0.41	0.03	0.00	2.20	2.20	0.00
ベルギー	BEL	2.65	0.74	0.22	0.16	0.16	0.14	0.07	0.00	1.91	1.34	0.57
ルクセンブルク	LUX	1.41	0.65	0.06	0.05	0.39	0.01	0.16	0.00	0.76	0.61	0.15
デンマーク	DNK	3.33	1.91	0.31	0.52	0.42	0.67	0.00	0.00	1.42	1.20	0.23
スウェーデン	SWE	1.95	1.34	0.26	0.14	0.65	0.28	0.00	0.01	0.62	0.62	0.00
フィンランド	FIN	2.89	1.07	0.17	0.51	0.16	0.11	0.12	0.01	1.82	1.82	0.00
ノルウェー	NOR	0.88	0.50	0.13	0.11	0.09	0.17	0.00	0.00	0.38	0.38	0.00
韓国	KOR	0.75	0.45	0.03	0.08	0.07	0.02	0.22	0.03	0.30	0.30	0.00
オーストラリア ⁴⁾	AUS	0.94	0.26	0.17	0.01	0.01	0.06	0.00	0.01	0.68	0.68	0.00
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	0.72	0.33	0.17	0.10	0.01	0.04	0.00	0.00	0.39	0.39	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation;

e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement;

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP”2016年10月現在

(注) 1) 10月からの年度の数値。

2) 4月からの年度の数値。

3) 4月からの年度(2011年度)の数値。北アイルランドのデータは不完全である。

4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。

5) 7月からの年度の数値。

第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている) 公的年金加入者数:6,275万人(2015年8月現在)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	厚生年金の一般被用者:18.182% (2016.9～:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額 (2017.4～:月当たり1万6,490円)	被用者:6.2% 事業主:6.2% 自営業者:12.4%
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性には2030年までに65歳)。	66歳(2011年～) ※ 2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される。
加入期間 ¹⁾	原則として25年以上	10年以上
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	なし
繰り上げ(早期)支給制度	あり。 国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。但し、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。 繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。
年金受給中の就労	60歳以上65歳未満の者: 年金額と賃金が28万円以下の場合、年金の支給停止はない。28万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。 65歳以上の者: 年金額と賃金が47万円以下の場合、年金の支給停止はない。47万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。	- 満額支給開始年齢後: 在職していても年金額の減額はなし。 - 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時): 在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。

- (注) 1) 最低限必要となる被保険者期間。日本は2017年8月から10年に短縮される予定。
2) 被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月から共済年金に入っていた公務員、私学教職員も厚生年金に加入。

制度体系	イギリス 2階建て／1階建て	ドイツ 1階建て
対象者	国民保険への加入条件による。 (1) 旧制度：2016年4月6日以前に支給開始年齢に達した者に適用。 - 基礎年金(1階部分)：一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入，それ以外(無業者含む)は任意加入。 - 国家第二年金(2階部分)：基礎年金に加入する被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。 (2) 新制度：2016年4月6日以降に支給開始年齢に達した者に適用。 - 国家年金(1階建て)：2016年4月に導入。一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入，それ以外(無業者等)は任意加入。	(1) 一般賃金労働者，ホワイトカラーを対象とする制度 (2) 鉱山労働者を対象とする制度 (3) 自営業者(職種ごとに分かれる)を対象とする制度 (4) 公務員を対象とする制度
保険料率	被用者：賃金の25.8%(被用者：12.0% 事業主：13.8%)，自営業者：2.80ポンド／週	18.7%(労使折半，2015年1月1日～)
支給開始年齢	男性：65歳 女性：63歳 ※ 女性を2018年までに65歳に引上げ後，男女とも2020年までに66歳，2028年までに67歳への引上げを予定。	65歳 (2012年から2029年にかけて，65歳から67歳へ段階的に引上げ)(2015年時点では65歳4か月) ※ 2014年7月1日より，1952年以前生まれで，かつ45年以上保険料を支払ったことを証明できる者は63歳から満額受給が可能。なお，1953年生まれから，年ごとに支給開始年齢が2か月ずつ遅くなるため，1964年生まれの人より67歳から支給開始となる。
加入期間 ¹⁾	旧制度：なし，国家年金：10年以上	5年以上
国庫負担	原則なし ※ 最低所得保障制度はある	拠出金で不足する費用の全額(2015年は総給付費の約25%，677億ユーロ)
繰上げ(早期)支給制度	なし	繰上げ請求は62歳から可能。1か月につき0.3%の減額。35年以上の拠出期間を有する長期被保険者については63歳にするなど特例はあるが，将来的に65歳まで引き上げられる。
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	2017年1月1日からフレキシ年金が新たに導入され，法定年金受給年齢を超えて働く就業継続者(主に63～67歳)のパートタイム労働と部分年金の関係が改善。これまでは月450(年5,400)ユーロの収入を得ると，年金受給額の3分の2がカットされていたが，新制度では年6,300ユーロまで年金を満額受け取ることができる。

3) 学生・主婦等。16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可。

4) 自営業者。一般年金保険に任意加入可。

第9-8表 公的年金等制度（続き）

Table 9-8: Public pension schemes (cont.)

制度体系	フランス (強制加入部分は原則として)2階建て
対象者	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2017年1月1日より) 被用者は、39,228ユーロ／年までの給与に対して6.90%，全給与に対して0.40%。 使用者は、39,228ユーロ／年までの給与に対して8.55%，全給与に対して1.90%。
支給開始年齢	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間。
加入期間¹⁾	3か月以上
国庫負担	※財源の64.2%(2011年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%)、不動産収入などに賦課される租税(同10.1%)、老齢連帯基金による拠出(同18.8%)、同基金の財源の大部分は一般福祉税など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)
年金受給中の就労	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス: Gov.uk等ウェブサイト, ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」, 連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」, ドイツ年金保険庁ウェブサイト, 厚生労働省「2014年海外情勢報告」, フランス:CNAV 年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト

第9-9表 企業年金等制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上 の加入員 (3)加入員の 同意 (4)設立母体の財 政基盤の安定性 (5)代 行給付の水準を上回る 給付内容等の確保 (厚生年金基金は、厚生 年金法等の一部を改正 する法律により、同法が 施行された2014年4月以 降は新設できなくなっ た)	年金の規約について、 厚生労働大臣の承認が 必要。企業型(労使合意 のもと掛金は企業が拠 出)と個人型(掛金は個 人が拠出)とがある。	企業が法人格のある 企業年金基金を 厚生労働大臣の認 可を受けて設立する 「基金型」と、労使合 意の年金規約を制 定し、厚生労働大臣 の承認を受ける「規 約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満 たすべき最低条件を規 定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所 に使用される被保険者。 加入者数:155万人 (2017年1月現在)	企業型:実施企業に勤 務する従業員(国民年 金第2号被保険者) 個人型:自営業者等 (国民年金第1号被保 険者) 加入者数:588.6万人 (2016年10月現在)	厚生年金保険の被 保険者等。年金規 約において加入者 資格を定めること ができる。 加入者数:795万人 (2016年3月現在)	21歳から1年以上の勤務 を法定。
支 給 開 始	厚生年金に同じ(代行部 分)。加算型の加算部分 は自由。	最初の拠出からの経過 年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳 の範囲で年金規約 に定める年齢(老齢 給付)。	65歳を超えない範囲で繰 上げ、繰下げ(法定)あり。
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年 金の報酬比例部分)及 び上乗せ(プラスアル ファ)部分。プラスアル ファ部分は、代行部分 の1割を上回る水準(代行 部分は、老齢厚生年金 の報酬比例部分に同 じ)。	拠出した掛金が個人毎 に区分され、加入者そ れぞれが自己責任のも とに運用商品を選び、 掛金と運用収益の結果 をもとに給付額が決ま る。	基準に従い規約で 定めるところにより算 定した額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが、公 的年金と合わせ、従前賃 金の60～70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされ る(プラスアルファ部 分)。	公的年金に上乗せされ る。	公的年金に上乗せ される。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式:全体の給付 水準から公的年金給付相 当額部分を差し引いた残 りを支給。 (2)超過方式:公的年金と 企業年金を合わせた給付 額が所得の一定水準にな るよう、公的年金の上限以 上の報酬に高い給付乗率 を適用。

(注) 日本:「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

第9-9表 企業年金等制度（続き）

Table 9-9: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	民間労働者には次の企業年金(職域年金)制度がある。両制度とも労組と企業連盟(SN)との全国労働協約に基づく。 (1)ITP(職員退職年金):ホワイトカラー対象 (2)SAF・LO(労働者退職年金):ブルーカラー対象
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	20歳(あるいは25歳)に達してから5年(あるいは10年)以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	(1)ITP:25歳以上(ITP1, 拠出建制度)。1978年以前の出生者は旧給付建制度(ITP2)を摘要。 (2)SAF・LO:25歳以上(拠出建制度)
支給開始	大部分が65歳	通常は男性65歳, 女性60歳(あるいは65歳)。早期退職は公的年金制度に準じる。	年金受給開始時	制度上は55歳から受給が可能だが, 大部分が退職時(平均65歳)から支給を受ける。
給付水準	一般的には, 最終給与×乗率×勤続年数 なお, 乗率は1/60が一般的。	[年金月額=最終給与×勤続年数×乗率]が大半を占める。 最終給与:退職前3年間の平均所得(ボーナス・歩合給を除く) 勤続期間の算入制度:30~40年 ※小企業・低賃金の企業を中心に, 勤続年数による算定方法や一律定額による支給を用いる企業もある。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は, 最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は, 最高で年間6,276.48ユーロ(2017年)	運用結果による。
公的年金制度との調整		公的年金に上乗せされる。 公的年金の拠出対象報酬の上限を超える高所得者には, 調整制度・インテグレーション制度を用いる企業もある。 [年金額={ (最終給与のうち, 公的年金の拠出対象報酬上限まで) ×0.5%+上限を超える額×1.5% } ×勤続年数]などの式を用いる。	特になし	公的年金に上乗せされる。

資料出所 企業年金連合会(2017.1)「企業年金に関する基礎資料(平成28年12月)」

日本:厚生労働省ウェブサイト

フランス:政府公共サービスサイト, 保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等スウェーデン:スウェーデン企業連盟(SN)ウェブサイト, *Statutory and collective insurance schemes for the Swedish labour market 2015*

第9-10表 社会保障負担料率（2016年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2016

		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others			
日本	JPN	18.182 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.65 ³⁾	1.10 ⁴⁾	なし			
	労 / employee	労使折半			0.40				
	使 / employer				0.70				
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		2.91 ⁷⁾	なし			
	労 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担 2.91 ⁷⁾				
	使 / employer	6.2	1.45						
イギリス	GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険制 度に統合	なし			
	労 / employee	12.0 ⁸⁾							
	使 / employer	13.8							
ドイツ	DEU	18.7	14.6	2.35	3.0	なし			
	労 / employee	労使折半	7.3	労使折半					
	使 / employer		7.3						
フランス	FRA	老齢保険		主に 税財源	6.40	家族 手当 12)	住宅支援基 金への拠出 13)		
(民間部門の場合)		17.75				2.40 11)			
	労 / employee	6.90 9)	0.40 10)			4.00 11)	3.45	0.1	0.5
	使 / employer	8.55 9)	1.90 10)						

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:ドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)

フランス:国立統計経済研究所(INSEE), 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブ
サイト

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2016年10月分から適用)。
2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(2017年3月分から適用される料率は9.69～10.47%)。
3) 40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2017年3月分から適用。
4) 「一般の事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
5) 2013年から。Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。
6) メディケアパートAを指す。
7) 連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり、州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって、全米レベルで統一した料率はなく、「2.91%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけを占めるかという数字をあらわしている。なお、数字は2015年の推計値。
8) 週155～827ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、2%の保険料がかかる。
9) 39,228ユーロ／年までの給与に対する割合(2017年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
10) 対全給与。
11) 156,912ユーロ／年までの給与に対する割合(2017年)。
12) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。
13) 従業員規模20人未満は0.1%, 20人以上は0.5%。

第9-11表 公的扶助・就業支援制度等

Table 9-11: Public assistance systems

日本	
制度名	生活保護制度
根拠法	生活保護法(1950年制定, 最終改正2014年)
管理運営主体	厚生労働省(実施は地方自治体)
財源	国(3/4)及び自治体(1/4)
対象	生活困窮者に対し, 最低限度の生活を保障するとともに, 自立を助長する。
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給, 2つ以上を併給という)。医療扶助, 介護扶助は現物給付で, それ以外は金銭給付が原則。 - 扶助の種類: - 生活扶助, 教育扶助, 住宅扶助, 医療扶助, 介護扶助, 出産扶助, 生業扶助, 葬祭扶助
給付水準	基準額(月額) 生活扶助(2016年度)(冬季加算, 児童養育加算, 母子加算を含む) 1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳, 29歳, 4歳):160,110円 1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳女):80,870円
現状・実績	- 生活保護費:3.8兆円(2016年度当初予算) - 被保護世帯数:1,640,205世帯(2016年12月) - 被保護者数:2,146千人(実人員, 2016年12月)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト,「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年10月)

(注) 1) 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く), ハローワークの就職支援を拒否すると, 給付金が不支給となるばかりではなく, これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は, 労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。訓練の受講料は無料, テキスト代等は自己負担。

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP, 旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法・Affordable Care Act	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営主体	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子どもの数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。(州により上乗せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。	所得・家族構成等により異なる。	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	・ 1人当たり: 735ドル ・ 夫婦当たり: 1,103ドル (月額, 2017年)	—	・ 1人当たり: 125.50ドル (月額, 2016年)	・ 平均還付額 約2,400ドル
現状・実績	- 被保護者数: 275万8千人 (2016年度平均) - 被保護世帯数: 120万3千世帯 (2016年度平均) - 総支給額: 317億ドル (2015年度)	- 被保護者数: 815万2千人 (2016年) - 総支給額: 550億ドル (2015年)	- 被保護者数: 6,890万人 (2015年月平均) - 総支給額: 5,451億ドル (2015年度推計)	- 被保護者数: 4,421万9千人 (2016年) - 総支給額: 709億ドル (2016年)	2,600万人が総額で656億ドルの還付 (2016年)

資料出所 アメリカ:保健社会福祉省(DHHS), 農務省, 内国歳入庁各ウェブサイト

第9-11表 公的扶助・就業支援制度等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

	イギリス			
制度名	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992年社会保険拠 出・給付法	2007年福祉改革法	1992年社会保険拠 出・給付法	2002年税額控除法
管理運営 主体	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省および地 方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により 就労困難な低所得 者。健康状態により 就労関連活動グル ープと要支援グル ープに区分	賃貸住宅に居住する 低所得世帯に賃貸 料を補助	就労や子供の有無 により税を還付
受給要件	・ 16歳～年金支給 開始年齢前の者 ・ 無所得または低 所得 ・ 資産が16,000ポ ンド以下 ・ 週の就労が16時 間未満(配偶者は 24時間未満)	・ 年金支給開始年 齢前の者 ・ 法定の傷病手当、 産休手当を受給 しておらず、復職 していない ・ 求職者手当を受 給していない ・ 資産が16,000ポ ンド以下	・ 住居の賃貸料を 支払っている ・ 低所得または給 付を受給している ・ 資産が16,000ポ ンド以下	(就労税額控除) ・ 25歳以上(子供が いるか、障害があ る場合は16～24 歳も対象) ・ 週労働時間: 25～59歳で30時 間以上, その他16 時間以上, 等) (児童税額控除) ・ 9-13表(p.282)参 照
給付水準	家族構成等を勘案 ・ 18～24歳の単身 者: 57.90ポンド ・ 25歳以上の単身 者: 73.10ポンド ・ 18歳以上のカッ プル: 114.85ポンド (週当たり, 2016 年)	・ 就労関連活動 : 102.15ポンド ・ 要支援: 109.30ポンド (週当たり, 2016 年) ※ このほか、家族構 成等で加算。資 産額に応じた減 額措置あり	・ 賃貸料の全額ま たは一部(公的住 宅か民間賃貸か など、条件により 異なる) ・ 資産額等により減 額 ・ 35歳未満の単身 者には、より低い 額を設定	(就労税額控除) ・ 基本部分: 1,960ポンド/年 ※ 労働時間や障害 の有無、子供の 有無などで加算 あり (児童税額控除) ・ 9-13表(p.282)参 照
現状・実 績	・ 被保護者数: 70.6万人 ・ 総支給額: 25.4億ポンド (グレートブリテン, 2015年度)	・ 被保護者数: 153.6万人 ・ 総支給額: 98.2億ポンド (グレートブリテン, 2015年度)	・ 被保護者数: 477.7万人 ・ 総支給額: 242.4億ポンド (グレートブリテン, 2015年度)	・ 被保護世帯数: 442.9万世帯 ・ 総支給額: 287億ポンド (グレートブリテン, 2014年度)

イギリス(続き)		
制度名	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)	ワーク・プログラム
根拠法	1995年求職者法	
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託(ジョブセンタープラスを通じて失業者を紹介)。
財源	一般財源(全額国庫負担)	
対象	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満の失業者であるイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外があり)。	・ 25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者手当を受給している者。 ・ 非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。 ・ また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。
受給要件	・ 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ・ 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ・ ワーク・コーチとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること ・ 現在フルタイムの教育を受けていないこと ・ 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること ・ 資産が16,000ポンド以下であること ・ 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと	
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当(単位:ポンド、週当たり) ・ 単身者: 16～24歳 57.90, 25歳以上 73.10 ・ 両者とも18歳以上のカップル: 114.85 ・ 一人親: 18歳未満 57.90, 18歳以上 73.10 (2016年度) ・ 給付期間: 条件を満たす限り、年金支給開始年齢まで無制限	・ 支援内容 対象者の就職及び就職後の定着支援(具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う)。 ・ ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。
現状・実績	・ 給付者数: 65万人(拠出制給付の併給者5,200人を含む) ・ 総支給額: 20.0億ポンド(グレートブリテン, 2015年度)	・ 2016年9月までに参加した190万人のうち、継続的な就労(6か月、困難を抱える若者は3か月)に結びついた参加者数は55万人。

資料出所 イギリス:雇用年金省(DWP), Gov.ukウェブサイト

第9-11表 公的扶助・就業支援制度等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

ドイツ	
制度名	社会扶助(Sozialhilfe)
根拠法	社会法典第12編 社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障」
管理運営主体	地方自治体 連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	自治体の一般財源(高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担すべく、段階的に地方公共団体に供与する連邦負担割合の引上げが行われている)。 連邦政府の一般財源(全額国庫負担。但し、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
対象	就労能力のない生活困窮者(資力調査による) 働くことが可能で生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	・ 通常給付は失業給付IIの基準月額と同額。他に住居費・暖房費等別途支給。 ・ 15歳以上65歳未満(2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ) ・ 1日3時間以上は就労できる者 ・ 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること。 ・ 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ)認められる。 - また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。
給付水準	中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼得能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付(特別扶助)がある。 給付基準月額 ・ 単身者: 404ユーロ ・ 成人同士(満18歳以上)のカップル: 1人につき364ユーロ(基準月額の90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者: 324ユーロ(基準月額の80%) ・ 14～17歳: 306ユーロ ・ 6～13歳: 270ユーロ ・ 0～5歳: 237ユーロ (2016年1月1日以降) 給付期間 上限は、老齢年金受給開始年齢に対応
現状・実績	・ 被保護者数 生計扶助受給者数: 約38.2万人(2014年末) ・ 高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障の受給者数: 約100万人(2014年末) ・ 特別扶助受給者数: 約110万人(2014年末) ・ 受給者数 失業給付 II (Alg II): 438.7万人(2014年) ・ 社会手当(SG): 172.2万人(2014年) ・ 支給総額: 144億ユーロ(失業給付 II と社会手当を含む。宿泊・暖房費除く)(2014年)

2) 58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。

3) なお、失業給付 II 受給者の早期就職への第一歩として、就労する習慣を身につけさせることを目的とした1ユーロジョブ(Arbeitsgelegenheiten Mehraufwandsentschädigung)が頻繁に利用されている。失業給付 II 受給者は、福祉団体、地方自治体等が提供する公共的な仕事に従事し、失業給付 II に加え、1時間当たり1～2ユーロの賃金を得ることができる。

ドイツ(続き)		
制度名	統合助成金(Eingliederungszuschuesse:EGZ)	パートタイム就労失業給付 (Teilarbeitslosengeld)
根拠法	「社会法典第3 編(SGB III)」§ 88～92	「社会法典第3 編(SGB III)」§ 162
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
財源	社会保険料(労使折半)	社会保険料(労使折半)
対象	長期失業、障害、能力の不足や高齢であること等を理由に職業紹介が困難である者を雇用了した事業主。	失業する前の直近2 年以内に、少なくとも12か月間以上、2 つの社会保険加入義務のある雇用に従事したことがあり、これらの雇用のうち1 つ以上の職を失ったものの、引き続き従事している職のある者で、社会保険加入義務のある職を求めている者。
受給要件、内容	長期失業、障害、能力の不足や高齢等により職業紹介が困難である労働者を雇用する事業主に対して支給される。統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所(AA)若しくはジョブセンター(JobCenter)により必要性に応じて個別に決定される。	上述の対象条件を満たすこと。
給付水準	賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12か月であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24か月にわたる支給が可能。特に職業紹介が困難である者については別途、特例あり。	離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から算定される準報酬額(Nettoentgelt)に応じ、子供がいる場合は純報酬額の67%, それ以外の場合は60%。保険加入期間にかかわらず一律で180日間、給付される。
現状・実績	統合助成金利用は計15万1,052件。重度障害者の利用は8,993件(2015年)。	

資料出所 ドイツ:連邦労働社会省(BMAS), 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト, 厚生労働省「2015年海外情勢報告」

第9-11表 公的扶助・就業支援制度等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

フランス		
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)	連帯特別手当 ⁵⁾ (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法	社会福祉・家庭法典	労働法典第L5423条など
管理運営主体	家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府, 事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	国の一般財源	政府の一般財源(全額国庫負担)
対象	25歳以上, もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し, 「最低限の生活手段を保障し, 職に就くあるいは復職することを奨励し, 社会参入を手助けする」制度として, RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり, 2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し, RSAでは, 最長で3か月間, 就労所得とRSAを同時に取得できる。	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件		・ 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し, 子どもを育てるために休業していた場合は, 3年を上限として子一人につき1年, 就業年数の条件を軽減できる)。 ・ なお, 離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については, 積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 ・ 実際に求職活動を行っていること(但し, 55歳以上の者については免除される)。 ・ 手当を申請した時点で, 家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が, 一定額(2015年11月12日現在, 単身者1,137.5ユーロ, 夫婦1,787.5ユーロ)に満たない。
給付水準	RSAの定額金 世帯の収入, 構成人数等により設定 ⁴⁾ ・ 単身者 子なし: 535.17ユーロ 子1人: 802.76ユーロ 子2人: 963.31ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに214.07ユーロが加算 ・ カップル・夫婦 子なし: 802.76ユーロ 子1人: 963.31ユーロ 子2人: 1,123.86ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに214.07ユーロが加算 (2017年1月現在)	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合(月額), ・ 月収650.08ユーロ未満: 488.10ユーロ ・ 月収650.08～1,138.90ユーロ未満: 1,138.90ユーロと収入の差額 ・ 月収1,137.5ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合(月額1人当たり), ・ 月収1,301.60ユーロ未満: 488.10ユーロ ・ 月収1,301.60～1,789.70ユーロ未満: 1,789.70ユーロと収入の差額 ・ 月収1,789.70ユーロ以上: 給付ゼロ (2017年1月1日現在) 給付期間: 原則6か月(更新可能)
現状・実績	・ 被保護世帯数: 222万9千世帯(2013年6月末現在) ・ 被保護者数: 470万人(2013年6月末現在)	・ 受給者: 45万9,300人(2016年11月30日, 本土) ・ 支給総額: 18.32億ユーロ(2009年実績)

資料出所 フランス: 政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト, 労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

- 4) 給付額は, (定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される
- 5) 60歳以上の受給者で, 満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は, 公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。
月に78時間以上の賃金労働に就いた場合, 仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは, ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが, 雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合, 雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

第9-12表 育児休業制度

Table 9-12: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定, 最終改正2016年)	家族・医療休暇 法(1993年)	雇用権利法 (1996年)	両親手当, 両親 休暇に関する 法(最終改正 2015年)	労働法典 L1225-47, L1225-48, L1225-50
対象者	1歳未満の子を養 育する全ての男女 労働者(日々雇用 者を除く)。一定 の範囲の有期契約 労働者は対象	男女労働者(実 親, 養親, 監護 者)	男女被用者(実 親, 養親を問わな い)	子を自ら自宅 で監護又は養 育する労働者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶 養権を引き受けた者
請求権行 使の要件	(1)当該事業主に 引き続き雇用され た期間が過去1年 以上あること, (2)子 が1歳6か月になる までの間に労働契 約が満了すること が明らかでない者	当該事業主に12 か月以上雇用され ていたこと。過 去12か月の労働 時間が1,250時 間以上であるこ と	・出産(養子)休暇 雇用されていること(期間要件なし) ・父親休暇 出産予定週の15 週前までに勤続 26週以上 ・共有両親休暇 出産予定週の15 週前までに勤続 26週以上, パート ナーの就労・収入 状況に条件あり	両親の一方でも 双方共同しても よい	子の出生又は3歳未 満の養子を引取りの 日に最低1年の勤務 を証明すること
期間	子が1歳まで。原則 1回。父母がともに 取得するなど一定 の要件を満たす場 合は1歳2か月まで 取得可能。保育所 に入所できないな どの場合には1歳6 か月まで取得可 能。 3歳までの子を養 育する労働者につ いて, (1)短時間勤 務制度(1日6時 間)を設けること, (2)労働者の請求 で所定外労働の免 除を制度化するこ と, を事業主の措 置義務とする。 3歳から小学校就 学前までの子を養 育する労働者に関 して, 育児休業制 度または勤務時間 短縮等の措置に準 じて, 必要な措置 を講じる事業主の 努力義務あり。	生後, 養子縁組 後又は監護斡旋 後12か月の間に 12週間。但し, 夫婦が同一事業 所に雇用されて いる場合は, 夫 婦で合わせて12 週間。取得期間 の分割, 時間単 位での取得が可 能。	・出産(養子)休暇 産前産後で最長 52週間、うち産後 2週間(工場労働 の場合は4週間) は取得義務あり。 ・父親休暇 産後8週目までに 1週間または2週 間。 ・共有両親休暇 出産休暇52週の うち, 産後に取得 する部分につい て(最長で, 産後2 週間を除く50週), 両親間で分割し て取得が可能。 なお, 別途「両親 休暇」として, 子が 18歳に達するま で18週間(年4週 まで)の無給の休 暇取得を認める 制度がある。	子が3歳になる まで最長3年 間。3歳から8歳 までは, 上記の 両親休暇期間 のうち, 2年間で 限度に事業主 の同意なく繰延 べ可能。また, 育児休業は計3 回に分けての 取得が可能。	子が3歳に達するま での間。最初は1年 間の育児休業を取 得でき, その後2回 更新できる(満3歳で 終了)。しかし, 子が 重度の病気・事故・ 障害を負った場合 は, 休業期間を延長 できる。 休業中, 「乳幼児迎 え入れ手当(= Paje) 」のCLCA(活動自由 選択補完措置)から, 第1子は6 か月間, 第2子以降 は3歳までの間, 賃 金補助(完全休業で Pajeの基礎手当を 受給していない場 合, 月額576.82ユー ロ) ¹⁾ (金額は2016年4 月から2017年3月ま で)の受給が可能。 2006年7月以降に生 まれた第3子以降を 対象に, 休業期間を 1年間に短縮する代 わりに賃金補助が約 5割増で受取可能な 選択肢(Colca=選 択的活動自由選択 補完措置)を創設。

第9-12表 育児休業制度（続き）

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	・出産(養子)休暇規定なし(通常は全日休暇) ・父親休暇1週間または2週間を1回で取得 ・共有両親休暇両親とも、3期間まで分割して取得が可能	時短勤務との併用受給が可能。両親ともに4か月以上週25時間以上30時間未満の時短勤務(パートタイム)に従事する場合、両親ともに4か月間の手当を追加で受給できる。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	・出産(養子)休暇事前予告は15週間前、休暇開始予告は開始日の28日前まで ・父親休暇事前予告は15週間前まで ・共有両親休暇休暇開始日の8週間前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務づけ。	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止。	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止。	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。但し、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	・出産(養子)休暇52週のうち最初の26週の間に復職する場合は現職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、現職または同等の職に復帰することができる。なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
育休取得状況	育休取得率 ²⁾ : 男性2.65%, 女性81.5% (2015年, 厚生労働省「雇用均等基本調査」)	—	—	2014年に生まれた子に対する父親の両親手当受給割合:34.2%。	—

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対して請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995年1月より)
有給・無給	規定なし	無給	一定期間の法定手当制度あり	両親手当を支給	無給
休業期間中の社会保険の取扱、その他の規定	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67% (2014年度から) が支給される育児休業給付制度がある。 国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。 ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は半日単位で取得可。	医療給付は休業中も継続。介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	・出産休暇 出産予定週の15週前までに勤続26週以上で、週平均の給与額が国民保険の加入下限額以上の場合、雇用主により休業中に法定手当が支給される(うち92%を雇用主に還付する制度あり)。支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週139.58ポンドといずれか低い額。手当の支給方法等は給与に順じ、保険料の拠出は継続。 ・父親休暇、共有両親休暇に関する法定手当の資格要件(勤続期間・給与額等)、金額等は出産休暇と同等。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給(従前手取賃金の67% ³⁾)。上限1800ユーロ、下限300ユーロ ⁴⁾ 。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで(単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月)。「両親手当」の半額を上限として、受給期間を最長28か月に延長することも可能。	年金について算定基礎となる。休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本:厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、アメリカ:連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、イギリス:Gov.ukウェブサイト、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省及び統計局ウェブサイト、フランス:労働省ウェブサイト

- (注) 1) 2014年4月より前に生まれた子には月額576.24ユーロ、2014年4月以降に生まれた子には月額390.52ユーロ。
2) 2013年10月1日～2014年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2015年10月1日までに育児休業を開始した者(開始の予定を申し出ている者を含む。)の割合。
3) 2011年1月から、新たに2011年予算関連法(HBeglG 2011)に基づき、1200ユーロを超えた場合、超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。
4) 連邦社会裁判所2013年6月27日判決に基づき、同日から、「出産ごと」ではなく「子どもごと」に両親手当が支払われることになった。これにより、多胎出産の両親は、その子どもの数だけ両親手当を請求することが可能になった(2009年1月1日まで、遡及して請求することが可能)。

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本 ¹⁾		イギリス	
	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 55.5%, 地方 27.7%, 事業主 8.3%, 公務員 8.6%, 2016年度予算ベース)		一般財源	
受給(適用)要件	(支給対象) 中学校修了までの国内に住所を有する児童 (受給資格者) 監護生計要件を満たす父母等	(控除対象) 扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 課税対象となる。	収入等に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円, 第3子以降は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯の場合)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.70ポンド/週 (2016年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2016年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 2016年4月から, 子供を保育園に通わせている場合, 年収約360万円未満の世帯に限り, 第2子の保育料は半額, 第3子以降は無料。

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当	乳幼児迎入れ 手当の基礎 手当
根拠法	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3	社会保障法 典 L531-1
管理運 営主体	家族金庫(連邦雇用エージェ ンシー内に付設)、監督指揮 権は、連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金:43.8%, 一般福祉 税など租税:22.1%, 諸手当に対す る国及び県の負担金:21.9%(全 国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(教育期間中の子供)については25歳未満、失業中 の子供については21歳未満、25歳到達前に障害を負ったこ とにより就労困難になった子供については無期限)の子を 扶養している者。			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	所得に応じて 制限がある。 2014年3月ま でに生まれた 子を持つ親と 2014年4月1 日以降に生ま れた子を持つ 親では異なる。
		・低所得の親に 対して児童手当 に加算して支 給。 ・両親及び1人親 の子が未婚で25 歳以下かつ同居 しており、その子 の児童手当を受 給している場合。			
給付(控 除)内容	第1子・第2 子は月190 ユーロ、第3 子は月196 ユーロ、第4 子以降は1 人につき 221ユーロ (2016年)。	児童1人につき 160ユーロが上限 (2016年)。	・夫婦合計で年額7,248 ユーロ(2016年) ・このほか、養育にかかっ た費用については、2012 年以降、親子の境遇にか かわらず課税対象から控 除される。	子の年齢や数に応 じて決まる。11歳未 満の子2人の場合、 月額129.47ユーロ (2017年1月1日現 在)	原則、月額 184.62ユーロ (2017年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか、 社会保障上の優遇措置がある。 また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間 以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか、税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、日本:厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk
ウェブサイト等、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト、フランス:家族手当金庫
(CAF)、政府公共サービスウェブサイト

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村、社会福祉法人、株式会社、NPO、学校法人等(認可方式)	地方自治体、教会、福祉団体等	市町村、民間、非営利団体
財源	国、都道府県、市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は、市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢、世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合、1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに、パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	2013年8月1日以後、満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで、政府は毎年、その実施状況を報告。	0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は、246万人、待機児童は2万3,553人(2016年4月1日現在)	3歳未満の児童に係る保育所の利用者率は、全独で32.9%(2015年3月1日現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所(Crèches collectives)の受入人数は89,750人(2014年暫定)。2007年に政府が実施した調査では、3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち、認可された保育サービスを利用する者の割合	32.4% (2016年4月1日現在)	[3歳未満] ・ 32.9% (2015年3月1日現在) ・ 旧西独地域で28.2%、旧東独地域で51.9%と地域差が大きい。 [3歳～就学前] ・ 95.9% (2015年3月1日現在) ・ 旧西独地域で95.5%、旧東独地域で97.3%と地域差は小さい。	[3歳未満] ・ 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実、3歳未満児の約半数が利用 ・ 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など、家族給付制度が財源的にも保育を支えている。 [3歳未満児に対する保育の定員割合] 18%(2014年) [3歳～就学前] ・ 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障

資料出所 日本:厚生労働省(2016.9)「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」ほか
 ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFsFJ, 厚生労働省「海外情勢報告2015」
 フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, Françoise Borderies (DREES) (2016) *L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2014 : le nombre de places d'assistantes maternelles est predominant*, Etudes et Resultats, n° 966, Drees, Juin.

- (注) 1) 託児所のほか、複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは、(1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe)、(2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten)、(3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。
- 2) 2005年1月より、保育整備法が施行され、連邦政府は州及び市町村(Kommune)に対し、失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から、毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	アメリカ
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年制定)。最終改正は2013年で、2016年4月施行 ¹⁾ 。	「障害を持つアメリカ人法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。
対象者	身体障害、知的障害または精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者を含む。)
雇用主への規制	[法定雇用率の義務づけ] 常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%) ²⁾ 。	[雇用における差別禁止] 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。
手続き等	[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者100人超) ³⁾ 。 [助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。 常時雇用労働者数が100人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。 常用雇用労働者数が100人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。	[申立の仕組み] 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。

資料出所 日本:厚生労働省(2014年9月)「平成26年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト
アメリカ:連邦労働省ウェブサイト

第9-15表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-15: Employment measures for the disabled (cont.)

	ドイツ	フランス
根拠法	社会法典第9編(SGBIX)	労働法典L5212-1～, L5213-1～
対象者	・ 重度障害者(障害の程度50以上の者) ・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) ・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あつせんに力点)	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実には減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	法定雇用率は、民間部門・公的部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。
手続き等	〔負担金の徴収方法〕 ・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 〔助成方法〕 ・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 ・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。	〔負担金の徴収方法〕 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍、従業員数により20名以上、200名以上、750名以上と区分)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付する。3年以上にわたり障害者を1人も雇用していない場合には、制裁的納付金(法定最低賃金(SMIC)の1500倍)が科される。 〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。

資料出所 フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

	イギリス ⁴⁾
根拠法	「2010年平等法」及び「1995年障害者差別禁止法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言・斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。
資料出所	イギリス・ドイツ・フランス：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)「調査研究報告書No.110 欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」
(注)	1) 同改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、従来の身体障害者、知的障害者に加え精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等を定めている。 2) 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。 3) 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となった。 4) 障害者の就業支援施策として、以下のプログラムがある。 ・ワーク・チョイス：任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 ・アクセス・トゥ・ワーク：就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

第9-16表 一日当たり生活時間配分

Table 9-16: Main structure of daily average time use

(時間、分/Hours, minutes per day)							
	日本	アメリカ ¹⁾	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国 ²⁾
	JPN	USA	GBR	DEU	FRA	SWE	KOR
(男 Male)							
個人的ケア ^{a)}	10.56	10.31	10.38	10.53	11.56	10.16	10.52
睡眠 ^{b)}	8.05	8.37	8.33	8.23	8.56	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.51	1.54	2.05	2.30	3.00	2.14	3.02
仕事と仕事上の移動 ^{d)}	4.57	4.14	3.26	2.51	3.16	3.57	4.04
学習 ^{e)}	0.52	0.29	0.35	0.34	0.31	0.13	1.29
家事と家族のケア ^{f)}	1.08	2.19	2.08	2.10	2.16	2.33	0.39
自由時間 ^{g)}	4.47	6.09	5.37	6.02	4.58	5.28	4.46
ボランティア活動 ^{h)}	0.05	0.20	0.09	0.16	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 ⁱ⁾	4.42	5.49	5.28	5.46	4.42	5.15	4.46
うちテレビ ^{j)}	2.29	2.59	2.40	2.02	2.12	2.02	1.51
移動 ^{k)}	1.17	—	1.27	1.26	1.00	1.27	1.53
うち通勤 ^{l)}	0.33	—	0.25	0.21	0.20	0.21	0.40
その他 ^{m)}	0.04	0.17	0.09	0.05	0.03	0.06	0.16
(女 Female)							
個人的ケア ^{a)}	11.06	10.56	10.57	11.11	12.11	10.42	10.53
睡眠 ^{b)}	7.54	8.48	8.40	8.30	9.10	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.12	2.08	2.18	2.41	3.01	2.30	3.02
仕事と仕事上の移動 ^{d)}	2.27	2.57	1.56	1.34	1.55	2.40	2.22
学習 ^{e)}	0.50	0.27	0.35	0.32	0.30	0.18	1.21
家事と家族のケア ^{f)}	4.02	3.39	3.47	3.50	4.12	3.44	3.09
自由時間 ^{g)}	4.20	5.43	5.12	5.31	4.18	5.09	4.24
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.23	0.12	0.14	0.12	0.12	0.02
他の自由時間 ⁱ⁾	4.16	5.20	5.00	5.17	4.06	4.58	4.22
うちテレビ ^{j)}	2.20	2.32	2.17	1.46	2.02	1.45	1.53
移動 ^{k)}	1.09	—	1.21	1.17	0.51	1.20	1.34
うち通勤 ^{l)}	0.18	—	0.14	0.11	0.13	0.16	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.18	0.10	0.05	0.03	0.07	0.18
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1～ 2011.12	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	2009.9
対象年齢 Reference age	10歳～	15～	10～	10～	15～	20～84	10～

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.12)「平成23年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。

2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

第9-17表 生活・社会・文化水準

Table 9-17: Indicators of national power and social infrastructure

	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 ¹⁾ Imports of commercial energy	1000 PJ	(2012年) 19	26	7	10	7	(石油換算/oil equivalent) 1	20	12
研究・開発費(政府の財源割合) ²⁾ % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2013) 17.3	(2013) *27.7	(2013) *27.0	(2013) *29.8	(2012) 35.0	(2013) 67.6	(2013) 21.1	(2013) 22.8
インターネット利用率 ³⁾ Internet users	%	(2014) 82.8	(100人当たり/per 100 persons) *87.4	91.6	86.2	83.8	70.5	*49.3	84.3
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2012) 342	6,587	420	644	1,063	1,283	4,238	106
千人当たり自動車保有台数 ⁴⁾ Vehicles in use (per 1,000 persons)	台	(2015) 593	(2012) 781	(2012) 512	(2012) 595	(2012) 581	(2009) 271	(2012) 80	(2012) 377
医療費支出(対GDP比率) ⁵⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	(2013) 10.3	17.1	9.1	11.3	11.7	6.5	5.6	7.2
公的医療費支出の割合 ⁶⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	(2013) 82.1	47.1	83.5	76.8	77.5	48.1	55.8	53.4
医師数 ⁷⁾ Physicians	人	(2007-2013) 2.3	(人口千人当たり/per 1,000 population) 2.5	2.8	3.9	3.2	4.3	1.9	2.1
病床数 ⁷⁾ Hospital beds	台	(2007-2012) 13.7	(人口千人当たり/per 1,000 population) 2.9	2.9	8.2	6.4	—	3.8	10.3
交通事故件数 ⁸⁾ Road accidents	件	(2012) 521	(人口10万人当たり/per 100,000 population) 530	229	373	92	142	16	447
公的財政支出教育費(対GDP比) ⁹⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2011) 3.6	4.7	5.6	4.4	5.6	3.9	—	4.9
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008) 98.9	(2005) 98.9	(2006) 99.0	(2009) *95.0	(2009) *98.6	(2010) 87.0	(2012) —	98.8
二酸化炭素排出量 ¹⁰⁾ CO2 emissions from fuel combustion	100 万t	(2013) 1,235	5,120	449	760	316	1,543	9,023	572

資料出所 総務省統計局(2016.3)「世界の統計2016」

*…暫定値又は推計値

- (注) 1) 商用一次及び二次エネルギー。フランスはモナコを含む。
2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。中央・地方政府を対象(政府系非営利団体を含む)。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。
3) 原則として、各国の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「通信利用動向調査」による。
4) 日本は総務省統計局「人口推計」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」による。
5) 医療費支出: 公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水・衛生対策を除く。
6) 公的医療費支出: 政府(中央及び地方)支出、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む)。
7) 医師数: 2007～2013年、病床数: 2007～2012年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院(公的・民間・総合・専門)及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
8) 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。中国は2011年の数値。
9) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する奨学金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金及び授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。日本は4月から翌年3月の学校年度。
10) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-18-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-18-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	305	309	190
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	—	—	18.0	31.5
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	—	—	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-18-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{p)}	(分)	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2
時間 ^{s)}									

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-18-3: Workday/Holiday time use (employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>									
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19表 ジェンダー不平等指標 (GII) ¹⁾

Table 9-19: Gender Inequality Index

		2000年	2005	2010	2013	2014	(順位/Rank)
スロベニア	SVN	—	0.141	0.131	0.021	0.016	(1)
スイス	CHE	0.100	0.084	0.067	0.030	0.028	(2)
ドイツ	DEU	0.132	0.117	0.097	0.046	0.041	(3)
デンマーク	DNK	0.079	0.068	0.068	0.056	0.048	(4)
オーストリア	AUT	0.160	0.129	0.121	0.056	0.053	(5)
スウェーデン	SWE	0.062	0.053	0.050	0.054	0.055	(6)
オランダ	NLD	0.078	0.069	0.050	0.057	0.062	(7)
ベルギー	BEL	0.123	0.104	0.093	0.068	0.063	(8)
ノルウェー	NOR	0.106	0.085	0.075	0.068	0.067	(9)
イタリア	ITA	0.184	0.175	0.123	0.067	0.068	(10)
フィンランド	FIN	0.088	0.089	0.077	0.075	0.075	(11)
アイスランド	ISL	0.140	0.121	0.096	0.088	0.087	(12)
シンガポール	SGP	—	0.137	0.094	0.090	0.088	(13)
フランス	FRA	0.182	0.157	0.125	0.080	0.088	(13)
チェコ	CZE	0.205	0.153	0.136	0.087	0.091	(15)
スペイン	ESP	0.119	0.118	0.113	0.100	0.095	(16)
オーストラリア	AUS	0.158	0.139	0.134	0.113	0.110	(19)
ポルトガル	PRT	0.189	0.170	0.138	0.116	0.111	(20)
アイルランド	IRL	0.204	0.195	0.169	0.115	0.113	(21)
韓国	KOR	—	0.116	0.102	0.101	0.125	(23)
カナダ	CAN	—	0.141	0.139	0.136	0.129	(25)
日本	JPN	0.136	0.149	0.122	0.138	0.133	(26)
ポーランド	POL	0.208	0.160	0.164	0.139	0.138	(28)
ギリシャ	GRC	—	0.179	0.160	0.146	0.146	(29)
ニュージーランド	NZL	0.191	0.193	0.198	0.185	0.157	(32)
イギリス	GBR	0.228	0.216	0.197	0.193	0.177	(39)
中国	CHN	0.572	0.219	0.209	0.202	0.191	(40)
マレーシア	MYS	0.310	0.290	0.269	0.210	0.209	(42)
ロシア	RUS	0.425	0.351	0.327	0.314	0.276	(54)
アメリカ	USA	—	0.288	0.285	0.262	0.280	(55)
メキシコ	MEX	0.494	0.428	0.407	0.376	0.373	(74)
タイ	THA	0.458	0.405	0.379	0.364	0.380	(76)
フィリピン	PHL	0.477	0.458	0.430	0.406	0.420	(89)
ブラジル	BRA	0.515	0.473	0.446	0.441	0.457	(97)
インドネシア	IDN	—	0.551	0.508	0.500	0.494	(110)
インド	IND	—	0.621	0.590	0.563	0.563	(130)

資料出所 United Nations Development Programme (2015.12) *Human Development Reports 2015*

(注) 1) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) とは、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法院の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。

2000年は84, 2005年は135, 2010年は137, 2012年は146, 2013年は187, 2014年は188か国を対象。

参 考

労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —The World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<https://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<https://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

国立統計経済研究所 —The National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)

<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark

<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland

<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office

<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute

<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家统计局 —National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

行政院主計総処（台湾） —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority

<https://psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較（2017年版）

2017年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

（編集） 調査部 海外情報担当

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

（販売） 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2017 JILPT

ISBN978-4-538-49050-2

ISBN978-4-538-49050-2
C3033 ¥1500E



9784538490502

定価(本体1,500円+税)



1923033015003